

平成 25 年度 静岡県地域防災計画新旧対照表

○ 共通対策の巻	1 ページ	—	1 8 ページ
○ 地震対策の巻	1 9 ページ	—	6 4 ページ
○ 津波対策の巻	6 5 ページ	—	9 0 ページ
○ 原子力災害対策の巻	9 1 ページ	—	1 1 6 ページ
○ 風水害対策の巻	1 1 7 ページ	—	1 2 2 ページ
○ 火山災害対策の巻	1 2 3 ページ	—	1 3 0 ページ
○ 大火災対策の巻	1 3 1 ページ	—	1 3 4 ページ
○ 大規模事故対策の巻	1 3 5 ページ	—	1 3 8 ページ

平成 25 年 6 月

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																				
共通-1	<p>第1章 総則 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各巻の名称</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 地震対策の巻</td> <td>・<u>東海地震対策（神奈川県西部の地震等の東海地震以外の地震の災害対策を含む。）</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	各巻の名称	記載内容	(略)	(略)	2 地震対策の巻	・ <u>東海地震対策（神奈川県西部の地震等の東海地震以外の地震の災害対策を含む。）</u>	(略)	(略)	<p>第1章 総則 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各巻の名称</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2 地震対策の巻</td> <td>・<u>地震による災害対策</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	各巻の名称	記載内容	(略)	(略)	2 地震対策の巻	・ <u>地震による災害対策</u>	(略)	(略)																				
各巻の名称	記載内容																																					
(略)	(略)																																					
2 地震対策の巻	・ <u>東海地震対策（神奈川県西部の地震等の東海地震以外の地震の災害対策を含む。）</u>																																					
(略)	(略)																																					
各巻の名称	記載内容																																					
(略)	(略)																																					
2 地震対策の巻	・ <u>地震による災害対策</u>																																					
(略)	(略)																																					
共通-1	<p>第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 資料の巻Ⅱ（1-1）に掲げる指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて静岡県の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p>	<p>第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 資料の巻Ⅱ（1-1）に掲げる指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等^の防災関係機関（<u>防災関係機関の一覧は資料の巻に掲載</u>）は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて静岡県の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p>																																				
	<p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>ア～ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ・カ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td>(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）<u>等</u>及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	関東管区警察局	(略)	総務省東海総合通信局	ア～ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ・カ (略)	(略)	(略)	関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	関東東北産業保安監督部	(略)	中部近畿産業保安監督部	(略)	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン） <u>等</u> 及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略)	<p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>警察庁</u> 関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>ア～ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等<u>の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車</u>の貸与 オ・カ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>林野庁</u> 関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td>(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>等</u>を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務	<u>警察庁</u> 関東管区警察局	(略)	総務省東海総合通信局	ア～ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等 <u>の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車</u> の貸与 オ・カ (略)	(略)	(略)	<u>林野庁</u> 関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	<u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部	(略)	<u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部	(略)	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） <u>等</u> を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</u>
機関名	処理すべき事務又は業務																																					
関東管区警察局	(略)																																					
総務省東海総合通信局	ア～ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ・カ (略)																																					
(略)	(略)																																					
関東森林管理局	(略)																																					
(略)	(略)																																					
関東東北産業保安監督部	(略)																																					
中部近畿産業保安監督部	(略)																																					
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン） <u>等</u> 及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略)																																					
機関名	処理すべき事務又は業務																																					
<u>警察庁</u> 関東管区警察局	(略)																																					
総務省東海総合通信局	ア～ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等 <u>の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車</u> の貸与 オ・カ (略)																																					
(略)	(略)																																					
<u>林野庁</u> 関東森林管理局	(略)																																					
(略)	(略)																																					
<u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部	(略)																																					
<u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部	(略)																																					
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） <u>等</u> を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</u>																																					
共通-2																																						
共通-3																																						

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
共通-4	(略)	(略)	(略)	(略)
	東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)	<u>気象庁</u> 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)
	第三管区海上保安本部	(略)	<u>海上保安庁</u> 第三管区海上保安本部	(略)
	2 指定公共機関		2 指定公共機関	
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務
	独立行政法人国立病院機構	<u>ア 所管する病院において、医療救護班の派遣による医療救護を準備又は実施させること</u> <u>イ 所管する病院において、可能な範囲で患者を受け入れ、治療にあたらせること</u> <u>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所に医療救護班の活動支援にあたらせること</u>	独立行政法人国立病院機構	<u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>郵便事業株式会社 東海支社</u>	<u>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</u> <u>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u> <u>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u>	<u>日本郵便株式会社東海支社</u>	<u>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。</u> <u>(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付</u> <u>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u>
	<u>郵便局株式会社 東海支社</u>	<u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</u>		<u>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 災害時における医療助産その他救助の実施</u> <u>イ 災害時の血液製剤の供給</u> <u>ウ 救援物資の備蓄及び供給</u> <u>エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</u> <u>オ 義援金の募集及び配分</u>	日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療、助産及び遺体措置に関すること</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u> <u>ウ 被災者に対する義援物資の配布</u> <u>エ 義援金の募集</u> <u>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																
共通-5	3 指定地方公共機関	3 指定地方公共機関																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="329 289 685 331">機 関 名</th> <th data-bbox="685 289 1546 331">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="329 331 685 373">(略)</td> <td data-bbox="685 331 1546 373">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 373 685 514">都市ガス会社 <u>社団法人静岡県エルピーガス協会</u></td> <td data-bbox="685 373 1546 514">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 514 685 556">(略)</td> <td data-bbox="685 514 1546 556">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 556 685 598">(略)</td> <td data-bbox="685 556 1546 598">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 598 685 926">海運業者 社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会</td> <td data-bbox="685 598 1546 926">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 926 685 968">(略)</td> <td data-bbox="685 926 1546 968">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 968 685 1010">(略)</td> <td data-bbox="685 968 1546 1010">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1010 685 1465">社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会</td> <td data-bbox="685 1010 1546 1465">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1465 685 1556">社団法人静岡県警備業協会</td> <td data-bbox="685 1465 1546 1556">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1556 685 1646">(新設)</td> <td data-bbox="685 1556 1546 1646">(新設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 1646 685 1736">(新設)</td> <td data-bbox="685 1646 1546 1736">(新設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1558 283 2807 331"> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1581 289 1938 331">機 関 名</th> <th data-bbox="1938 289 2798 331">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1581 331 1938 373">(略)</td> <td data-bbox="1938 331 2798 373">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 373 1938 514">都市ガス会社 <u>一般社団法人静岡県LPガス協会</u></td> <td data-bbox="1938 373 2798 514">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 514 1938 556">(略)</td> <td data-bbox="1938 514 2798 556">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 556 1938 598">(略)</td> <td data-bbox="1938 556 2798 598">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 598 1938 926">海運業者 <u>一般社団法人静岡県トラック協会</u> <u>一般社団法人静岡県バス協会</u> 商業組合静岡県タクシー協会</td> <td data-bbox="1938 598 2798 926">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 926 1938 968">(略)</td> <td data-bbox="1938 926 2798 968">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 968 1938 1010">(略)</td> <td data-bbox="1938 968 2798 1010">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 1010 1938 1465"><u>一般社団法人静岡県医師会</u> <u>一般社団法人静岡県歯科医師会</u> 公益社団法人静岡県薬剤師会 <u>公益社団法人静岡県看護協会</u> 公益社団法人静岡県病院協会</td> <td data-bbox="1938 1010 2798 1465">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 1465 1938 1556"><u>一般社団法人静岡県警備業協会</u></td> <td data-bbox="1938 1465 2798 1556">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 1556 1938 1646"><u>公益社団法人静岡県栄養士会</u></td> <td data-bbox="1938 1556 2798 1646"><u>ア 災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力</u> <u>イ 避難所における健康相談に関する協力</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 1646 1938 1736"><u>一般社団法人静岡県建設業協会</u></td> <td data-bbox="1938 1646 2798 1736"><u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	都市ガス会社 <u>社団法人静岡県エルピーガス協会</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	海運業者 社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	(略)	社団法人静岡県警備業協会	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1581 289 1938 331">機 関 名</th> <th data-bbox="1938 289 2798 331">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1581 331 1938 373">(略)</td> <td data-bbox="1938 331 2798 373">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 373 1938 514">都市ガス会社 <u>一般社団法人静岡県LPガス協会</u></td> <td data-bbox="1938 373 2798 514">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 514 1938 556">(略)</td> <td data-bbox="1938 514 2798 556">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 556 1938 598">(略)</td> <td data-bbox="1938 556 2798 598">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 598 1938 926">海運業者 <u>一般社団法人静岡県トラック協会</u> <u>一般社団法人静岡県バス協会</u> 商業組合静岡県タクシー協会</td> <td data-bbox="1938 598 2798 926">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 926 1938 968">(略)</td> <td data-bbox="1938 926 2798 968">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 968 1938 1010">(略)</td> <td data-bbox="1938 968 2798 1010">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 1010 1938 1465"><u>一般社団法人静岡県医師会</u> <u>一般社団法人静岡県歯科医師会</u> 公益社団法人静岡県薬剤師会 <u>公益社団法人静岡県看護協会</u> 公益社団法人静岡県病院協会</td> <td data-bbox="1938 1010 2798 1465">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 1465 1938 1556"><u>一般社団法人静岡県警備業協会</u></td> <td data-bbox="1938 1465 2798 1556">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 1556 1938 1646"><u>公益社団法人静岡県栄養士会</u></td> <td data-bbox="1938 1556 2798 1646"><u>ア 災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力</u> <u>イ 避難所における健康相談に関する協力</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 1646 1938 1736"><u>一般社団法人静岡県建設業協会</u></td> <td data-bbox="1938 1646 2798 1736"><u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	都市ガス会社 <u>一般社団法人静岡県LPガス協会</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	海運業者 <u>一般社団法人静岡県トラック協会</u> <u>一般社団法人静岡県バス協会</u> 商業組合静岡県タクシー協会	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>一般社団法人静岡県医師会</u> <u>一般社団法人静岡県歯科医師会</u> 公益社団法人静岡県薬剤師会 <u>公益社団法人静岡県看護協会</u> 公益社団法人静岡県病院協会	(略)	<u>一般社団法人静岡県警備業協会</u>	(略)	<u>公益社団法人静岡県栄養士会</u>	<u>ア 災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力</u> <u>イ 避難所における健康相談に関する協力</u>	<u>一般社団法人静岡県建設業協会</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>
	機 関 名	処理すべき事務又は業務																																																
	(略)	(略)																																																
	都市ガス会社 <u>社団法人静岡県エルピーガス協会</u>	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
	海運業者 社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
	(略)	(略)																																																
	社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	(略)																																																
	社団法人静岡県警備業協会	(略)																																																
	(新設)	(新設)																																																
	(新設)	(新設)																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1581 289 1938 331">機 関 名</th> <th data-bbox="1938 289 2798 331">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1581 331 1938 373">(略)</td> <td data-bbox="1938 331 2798 373">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 373 1938 514">都市ガス会社 <u>一般社団法人静岡県LPガス協会</u></td> <td data-bbox="1938 373 2798 514">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 514 1938 556">(略)</td> <td data-bbox="1938 514 2798 556">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 556 1938 598">(略)</td> <td data-bbox="1938 556 2798 598">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 598 1938 926">海運業者 <u>一般社団法人静岡県トラック協会</u> <u>一般社団法人静岡県バス協会</u> 商業組合静岡県タクシー協会</td> <td data-bbox="1938 598 2798 926">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 926 1938 968">(略)</td> <td data-bbox="1938 926 2798 968">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 968 1938 1010">(略)</td> <td data-bbox="1938 968 2798 1010">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 1010 1938 1465"><u>一般社団法人静岡県医師会</u> <u>一般社団法人静岡県歯科医師会</u> 公益社団法人静岡県薬剤師会 <u>公益社団法人静岡県看護協会</u> 公益社団法人静岡県病院協会</td> <td data-bbox="1938 1010 2798 1465">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 1465 1938 1556"><u>一般社団法人静岡県警備業協会</u></td> <td data-bbox="1938 1465 2798 1556">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 1556 1938 1646"><u>公益社団法人静岡県栄養士会</u></td> <td data-bbox="1938 1556 2798 1646"><u>ア 災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力</u> <u>イ 避難所における健康相談に関する協力</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1581 1646 1938 1736"><u>一般社団法人静岡県建設業協会</u></td> <td data-bbox="1938 1646 2798 1736"><u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	(略)	(略)	都市ガス会社 <u>一般社団法人静岡県LPガス協会</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	海運業者 <u>一般社団法人静岡県トラック協会</u> <u>一般社団法人静岡県バス協会</u> 商業組合静岡県タクシー協会	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>一般社団法人静岡県医師会</u> <u>一般社団法人静岡県歯科医師会</u> 公益社団法人静岡県薬剤師会 <u>公益社団法人静岡県看護協会</u> 公益社団法人静岡県病院協会	(略)	<u>一般社団法人静岡県警備業協会</u>	(略)	<u>公益社団法人静岡県栄養士会</u>	<u>ア 災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力</u> <u>イ 避難所における健康相談に関する協力</u>	<u>一般社団法人静岡県建設業協会</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>																										
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																																	
(略)	(略)																																																	
都市ガス会社 <u>一般社団法人静岡県LPガス協会</u>	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
海運業者 <u>一般社団法人静岡県トラック協会</u> <u>一般社団法人静岡県バス協会</u> 商業組合静岡県タクシー協会	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
<u>一般社団法人静岡県医師会</u> <u>一般社団法人静岡県歯科医師会</u> 公益社団法人静岡県薬剤師会 <u>公益社団法人静岡県看護協会</u> 公益社団法人静岡県病院協会	(略)																																																	
<u>一般社団法人静岡県警備業協会</u>	(略)																																																	
<u>公益社団法人静岡県栄養士会</u>	<u>ア 災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力</u> <u>イ 避難所における健康相談に関する協力</u>																																																	
<u>一般社団法人静岡県建設業協会</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>																																																	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
共通-11	<p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>1 地震・津波 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ とりわけ本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、<u>1854年</u>の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。 ○ 最近では、<u>1996（平成8）</u>年10月の川根町（現島田市川根町）直下を震源とするM4.3の地震や、<u>2001（平成13）</u>年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.1の地震は、プレート境界の固着のはがれを促進するタイプの地震であり、<u>2009（平成21）</u>年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘され<u>ている</u>。現在、県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。 ○ <u>なお、本県は平成13年5月に、東海地震断層モデルの見直し等最新の知見に基づく、第3次地震被害想定を発表したが、第2次地震被害想定と比較すると県西部地域を中心に地震動が増大するとされ、人的・物的被害が大幅に増加すると想定された。</u> ○ このほかに、<u>東南海・南海地震</u>、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。 ○ (略) 	<p>第4節 予想される災害と地域</p> <p>1 地震・津波 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ とりわけ本県に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている東海地震は、駿河湾から遠州灘を震源域とするM8クラスの巨大地震である。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、<u>嘉永7年（1854年）</u>の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。 ○ 最近では、平成<u>8</u>年10月の川根町（現島田市川根町）直下を震源とするM4.3の地震や、平成13年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.1の地震は、プレート境界の固着のはがれを促進するタイプの地震であり、平成21年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において「東海地震に結びつくものではない」と判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘され<u>た</u>。現在、県内には約500箇所の地点に各種の観測機器が設置され、地震や地殻変動等の観測を行っている。 ○ <u>今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や、時間差を持って発生する可能性も考えられる。</u> ○ <u>なお、本県では平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、第4次地震被害想定</u>の第一次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画において、「レベル1の地震・津波」という。）と、発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）（以下、本計画において、2つを併せて「レベル1・2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的・物的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波では、最悪10万人を超える死者数の発生が想定されている。 ○ このほかに、神奈川県西部や山梨県東部、伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震へも注意を払っておく必要がある。 ○ (略) ○ <u>以下、本計画において、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。</u>
共通-11	<p>2 原子力災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「原子力災害」については、県内には、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量流出に伴う災害対策も必要である。 ○ 本県では、国の原子力安全委員会の指針を踏まえ、<u>防災対策を重点的に充実すべき地域</u>を御前崎市、牧之原市、菊川市<u>及び掛川市</u>において、<u>浜岡原子力発電所から半径10km以内の範囲</u> 	<p>2 原子力災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「原子力災害」については、県内には、浜岡原子力発電所があり、万一の事故による放射性物質の大量<u>放出</u>に伴う災害対策が<u>必要</u>である。 ○ 本県では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、<u>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域</u>を、御前崎市、牧之原市、菊川市、<u>掛川市、吉田町、袋井市、焼津市の全域、藤枝市、島田市、森</u>

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
共通-12	<p><u>に全部又は一部が存する自治区等の区域を合わせたもの</u>としている（詳細は「静岡県地域防災計画(原子力対策の巻)」参照）。</p> <p>○ なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力に対する県民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,599</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>180</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,180</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>6,787</u> 箇所（いずれも平成 <u>23</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p> <p>6 ～ 8 (略)</p>	<p><u>町、磐田市の一部地域</u>としている（詳細は「静岡県地域防災計画(原子力災害対策の巻)」参照）。</p> <p>○ なお、発電所内で環境への影響のないトラブル等が発生した場合にも、原子力<u>発電所</u>に対する県民の関心は高いことから、適切な広報・情報伝達が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>5 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○ 県内で砂防指定地が <u>1,614</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>184</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,189</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>8,269</u> 箇所（いずれも平成 <u>24</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p> <p>6 ～ 8 (略)</p>
共通-12	<p>(新設)</p>	<p><u>9 複合災害・連続災害</u></p> <p><u>○ 1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。</u></p> <p><u>○ 本県の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。</u></p> <p><u>○ また、過去には、宝永4年（1707年）10月28日に宝永地震(マグニチュード8.6)が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震に前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。</u></p>

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																														
共通-13	<p>第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関相互間の通信手段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ(8-5)のとおりである。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	防災関係機関相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ(8-5)のとおりである。 	(略)	(略)	<p>第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関相互間の通信手段</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。<u>また、県庁、各危機管理局等に衛星携帯電話を配備している。</u> 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ(8-5)のとおりである。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	防災関係機関相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。<u>また、県庁、各危機管理局等に衛星携帯電話を配備している。</u> 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ(8-5)のとおりである。 	(略)	(略)														
区 分	内 容																															
(略)	(略)																															
防災関係機関相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ(8-5)のとおりである。 																															
(略)	(略)																															
区 分	内 容																															
(略)	(略)																															
防災関係機関相互間の通信手段	<ul style="list-style-type: none"> 地震、台風等の非常災害時には地上電話の途絶が予想されるが、防災関係機関相互間の連絡手段として、全国共通の周波数使用による移動無線局が開設されている。<u>また、県庁、各危機管理局等に衛星携帯電話を配備している。</u> 静岡県及び防災関係機関の無線局は資料の巻Ⅱ(8-5)のとおりである。 																															
(略)	(略)																															
共通-14	<p>・気象観測施設の現況 (平成23年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 象 庁</td> <td>30 (30)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>84 (84)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静 岡 県</td> <td><u>117 (112)</u></td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>231 (226)</u></td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内はテレメーター</p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気 象 庁	30 (30)	18	国土交通省	84 (84)	12	静 岡 県	<u>117 (112)</u>	16	計	<u>231 (226)</u>	46	<p>・気象観測施設の現況 (平成25年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>雨量観測施設</th> <th>風向・風速観測施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 象 庁</td> <td>30 (30)</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>84 (84)</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>静 岡 県</td> <td><u>118 (116)</u></td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>232 (230)</u></td> <td>46</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内はテレメーター</p>	関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設	気 象 庁	30 (30)	18	国土交通省	84 (84)	12	静 岡 県	<u>118 (116)</u>	16	計	<u>232 (230)</u>	46
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																														
気 象 庁	30 (30)	18																														
国土交通省	84 (84)	12																														
静 岡 県	<u>117 (112)</u>	16																														
計	<u>231 (226)</u>	46																														
関係機関名	雨量観測施設	風向・風速観測施設																														
気 象 庁	30 (30)	18																														
国土交通省	84 (84)	12																														
静 岡 県	<u>118 (116)</u>	16																														
計	<u>232 (230)</u>	46																														
共通-14	<p>水位観測施設の現況 (平成23年4月1日現在) 設置場所：資料の巻Ⅱ5-4-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>水位観測施設</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>31 (31)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静 岡 県</td> <td><u>149 (138)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>180 (169)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内はテレメーター</p>	関係機関名	水位観測施設	備 考	国土交通省	31 (31)		静 岡 県	<u>149 (138)</u>		計	<u>180 (169)</u>		<p>水位観測施設の現況 (平成25年4月1日現在) 設置場所：資料の巻Ⅱ5-4-4</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係機関名</th> <th>水位観測施設</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省</td> <td>31 (31)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静 岡 県</td> <td><u>156 (146)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>187 (177)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内はテレメーター</p>	関係機関名	水位観測施設	備 考	国土交通省	31 (31)		静 岡 県	<u>156 (146)</u>		計	<u>187 (177)</u>							
関係機関名	水位観測施設	備 考																														
国土交通省	31 (31)																															
静 岡 県	<u>149 (138)</u>																															
計	<u>180 (169)</u>																															
関係機関名	水位観測施設	備 考																														
国土交通省	31 (31)																															
静 岡 県	<u>156 (146)</u>																															
計	<u>187 (177)</u>																															

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新														
共通-16	<p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 327 489 422">区分</th> <th data-bbox="489 327 1516 422">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 422 489 478">教育機関</td> <td data-bbox="489 422 1516 478">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 478 489 636">県及び市町</td> <td data-bbox="489 478 1516 636">多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 636 489 898">災害時要援護者等</td> <td data-bbox="489 636 1516 898"> <ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	教育機関	(略)	県及び市町	多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。	災害時要援護者等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 	<p>第4節 防災知識の普及計画 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 327 1745 422">区分</th> <th data-bbox="1745 327 2772 422">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 422 1745 478">教育機関</td> <td data-bbox="1745 422 2772 478">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 478 1745 898">県及び市町</td> <td data-bbox="1745 478 2772 898"> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内 容	教育機関	(略)	県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。
区分	内 容															
教育機関	(略)															
県及び市町	多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。															
災害時要援護者等	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 															
区分	内 容															
教育機関	(略)															
県及び市町	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 ・防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。 ・被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 															
共通-16	<p>2 普及すべき内容 防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1077 457 1234">普及事項</td> <td data-bbox="457 1077 1484 1234"> (1)～(6) (略) (7) 災害時要援護者への配慮 </td> </tr> </tbody> </table>	普及事項	(1)～(6) (略) (7) 災害時要援護者への配慮	<p>2 普及すべき内容 防災知識の普及に当たっては周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。普及事項はおおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1644 1077 1721 1234">普及事項</td> <td data-bbox="1721 1077 2748 1234"> (1)～(6) (略) (7) 災害時要援護者及び男女双方の視点への配慮 </td> </tr> </tbody> </table>	普及事項	(1)～(6) (略) (7) 災害時要援護者及び男女双方の視点への配慮										
普及事項	(1)～(6) (略) (7) 災害時要援護者への配慮															
普及事項	(1)～(6) (略) (7) 災害時要援護者及び男女双方の視点への配慮															
共通-16	<p>3 県の実施事項 (1) 県職員等に対する教育 (略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="365 1409 448 1591">教育事項</td> <td data-bbox="448 1409 1492 1591"> ア・イ (略) ウ <u>東海地震等の災害危険度の試算</u>の内容 エ～サ (略) </td> </tr> </tbody> </table>	教育事項	ア・イ (略) ウ <u>東海地震等の災害危険度の試算</u> の内容 エ～サ (略)	<p>3 県の実施事項 (1) 県職員等に対する教育 (略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1626 1409 1709 1591">教育事項</td> <td data-bbox="1709 1409 2742 1591"> ア・イ (略) ウ <u>第4次地震被害想定</u>の内容 エ～サ (略) </td> </tr> </tbody> </table>	教育事項	ア・イ (略) ウ <u>第4次地震被害想定</u> の内容 エ～サ (略)										
教育事項	ア・イ (略) ウ <u>東海地震等の災害危険度の試算</u> の内容 エ～サ (略)															
教育事項	ア・イ (略) ウ <u>第4次地震被害想定</u> の内容 エ～サ (略)															

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新										
共通-17	<p>(3) 県民に対する防災思想の普及 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般的な啓発</td> <td> 啓発内容 ア (略) イ <u>東海地震等の災害危険度の試算</u>の内容 ウ～ス (略) セ 災害時要援護者への配慮 ソ (略) </td> </tr> <tr> <td> 手段・方法 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	一般的な啓発	啓発内容 ア (略) イ <u>東海地震等の災害危険度の試算</u> の内容 ウ～ス (略) セ 災害時要援護者への配慮 ソ (略)	手段・方法 (略)	<p>(3) 県民に対する防災思想の普及 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般的な啓発</td> <td> 啓発内容 ア (略) イ <u>第4次地震被害想定</u>の内容 ウ～ス (略) セ 災害時要援護者への配慮 <u>及び男女双方の視点への配慮</u> ソ (略) </td> </tr> <tr> <td> 手段・方法 (略) </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	一般的な啓発	啓発内容 ア (略) イ <u>第4次地震被害想定</u> の内容 ウ～ス (略) セ 災害時要援護者への配慮 <u>及び男女双方の視点への配慮</u> ソ (略)	手段・方法 (略)
区分	内容											
一般的な啓発	啓発内容 ア (略) イ <u>東海地震等の災害危険度の試算</u> の内容 ウ～ス (略) セ 災害時要援護者への配慮 ソ (略)											
	手段・方法 (略)											
区分	内容											
一般的な啓発	啓発内容 ア (略) イ <u>第4次地震被害想定</u> の内容 ウ～ス (略) セ 災害時要援護者への配慮 <u>及び男女双方の視点への配慮</u> ソ (略)											
	手段・方法 (略)											
共通-21	<p>第7節 防災訓練</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合防災訓練の実施</td> <td> (略) (1) 水防 (2) 消火 (3) 交通規制 (4) 航空偵察 (5) 道路啓開 (6) 救出・救護 (7) 避難・誘導 (8) 通信情報連絡 (9) 救助物資輸送 (10) 給水・炊出し (11) 応急復旧 <u>(12) 遺体処理</u> (略) </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	総合防災訓練の実施	(略) (1) 水防 (2) 消火 (3) 交通規制 (4) 航空偵察 (5) 道路啓開 (6) 救出・救護 (7) 避難・誘導 (8) 通信情報連絡 (9) 救助物資輸送 (10) 給水・炊出し (11) 応急復旧 <u>(12) 遺体処理</u> (略)	<p>第7節 防災訓練</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合防災訓練の実施</td> <td> (略) (1) 水防 (2) 消火 (3) 交通規制 (4) 航空偵察 (5) 道路啓開 (6) 救出・救護 (7) 避難・誘導 (8) 通信情報連絡 (9) 救助物資輸送 (10) 給水・炊出し (11) 応急復旧 <u>(12) 遺体措置</u> (略) </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	総合防災訓練の実施	(略) (1) 水防 (2) 消火 (3) 交通規制 (4) 航空偵察 (5) 道路啓開 (6) 救出・救護 (7) 避難・誘導 (8) 通信情報連絡 (9) 救助物資輸送 (10) 給水・炊出し (11) 応急復旧 <u>(12) 遺体措置</u> (略)		
区分	内容											
総合防災訓練の実施	(略) (1) 水防 (2) 消火 (3) 交通規制 (4) 航空偵察 (5) 道路啓開 (6) 救出・救護 (7) 避難・誘導 (8) 通信情報連絡 (9) 救助物資輸送 (10) 給水・炊出し (11) 応急復旧 <u>(12) 遺体処理</u> (略)											
区分	内容											
総合防災訓練の実施	(略) (1) 水防 (2) 消火 (3) 交通規制 (4) 航空偵察 (5) 道路啓開 (6) 救出・救護 (7) 避難・誘導 (8) 通信情報連絡 (9) 救助物資輸送 (10) 給水・炊出し (11) 応急復旧 <u>(12) 遺体措置</u> (略)											
共通-21	<p>第8節 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>特に、予想される東海地震に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。</p> <p>当面、東海地震対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第8節 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>特に、予想される東海地震<u>等</u>に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係機関が総力をあげて対策を講じなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。</p> <p>当面、東海地震<u>等</u>の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて、風水害等に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。</p> <p>(略)</p>										
共通-22	<p>1 自主防災組織の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組織</td> <td> 自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の参画の促進に努めるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	組織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の参画の促進に努めるものとする。	<p>1 自主防災組織の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組織</td> <td> 自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、<u>女性の責任者又は副責任者等を置くなど</u>女性の参画の促進に努めるものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	組織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、 <u>女性の責任者又は副責任者等を置くなど</u> 女性の参画の促進に努めるものとする。		
区分	内容											
組織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、女性の参画の促進に努めるものとする。											
区分	内容											
組織	自治会等を活用し防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織とする。また、 <u>女性の責任者又は副責任者等を置くなど</u> 女性の参画の促進に努めるものとする。											

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
共通-22	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2 推進方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>東海地震対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町を行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地震対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	(略)	(略)	県	東海地震対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町を行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地震対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>2 推進方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>東海地震<u>等</u>の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町を行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地震<u>等</u>の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	(略)	(略)	県	東海地震 <u>等</u> の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町を行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地震 <u>等</u> の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。				
実施主体	内 容																	
(略)	(略)																	
県	東海地震対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町を行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地震対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。																	
実施主体	内 容																	
(略)	(略)																	
県	東海地震 <u>等</u> の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町を行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、東海地震 <u>等</u> の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。																	
共通-22	<p>3 研修会等の開催</p> <p>○ 県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。</p>	<p>3 研修会等の開催</p> <p>○ 県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進<u>及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成</u>に努めるものとする。</p>																
共通-22	<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>																
共通-23	<p>5 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災訓練の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、<u>次に掲げる</u>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時<u>及び災害発生時</u>の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 また、災害時要援護者<u>に配慮した</u>訓練の実施に努めるものとする。 ア ～ オ (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、<u>次に掲げる</u>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時<u>及び災害発生時</u>の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 また、災害時要援護者<u>に配慮した</u>訓練の実施に努めるものとする。 ア ～ オ (略)	(略)	(略)	<p>5 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災訓練の実施</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、<u>災害発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応に関する次の事項</u>を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 また、災害時要援護者<u>への配慮及び男女共同参画の視点を生かした</u>訓練の実施に努めるものとする。 ア ～ オ (略) </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、<u>災害発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応に関する次の事項</u>を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 また、災害時要援護者<u>への配慮及び男女共同参画の視点を生かした</u>訓練の実施に努めるものとする。 ア ～ オ (略)	(略)	(略)
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、<u>次に掲げる</u>東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時<u>及び災害発生時</u>の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 また、災害時要援護者<u>に配慮した</u>訓練の実施に努めるものとする。 ア ～ オ (略)																	
(略)	(略)																	
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、<u>災害発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の対応に関する次の事項</u>を主な内容とする防災訓練を実施する。 この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、市町等と有機的な連携をとるものとする。 また、災害時要援護者<u>への配慮及び男女共同参画の視点を生かした</u>訓練の実施に努めるものとする。 ア ～ オ (略)																	
(略)	(略)																	
共通-24	<p>6 県、市町の指導及び助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域防災指導員制度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任する。 県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	地域防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任する。 県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を 	<p>6 県、市町の指導及び助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域防災指導員制度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任<u>・育成</u>する。 県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	地域防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任<u>・育成</u>する。 県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を 				
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
地域防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任する。 県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を 																	
区 分	内 容																	
(略)	(略)																	
地域防災指導員制度	<ul style="list-style-type: none"> 市町は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災指導員を選任<u>・育成</u>する。 県は、市町と連携して、災害図上訓練（DIG）をはじめとする研修を 																	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新															
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の育成及び能力向上を図る。 ・(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災に関する意識の高揚</td> <td>県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の育成及び能力向上を図る。 ・(略)	自主防災に関する意識の高揚	県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。 ・(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災に関する意識の高揚</td> <td>県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。 ・(略)	自主防災に関する意識の高揚	県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。 (略)	(略)	(略)			
	実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の育成及び能力向上を図る。 ・(略)																
自主防災に関する意識の高揚	県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 (略)																
(略)	(略)																
	実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災指導員の能力向上を図る。 ・(略)																
自主防災に関する意識の高揚	県及び市町は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。 (略)																
(略)	(略)																
共通-25	<p>第9節 事業所等の自主的な防災活動 (略)</p> <p>災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。 (略)</p>	<p>第9節 事業所等の自主的な防災活動 (略)</p> <p>災害時の事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。<u>なお、発災後しばらくは、従業員等を事業所内に留めておくことができるよう、必要な備蓄にも努めるものとする。</u> (略)</p>															
共通-25	<p>第10節 ボランティア活動に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア活動の支援</td> <td>・(略) ・県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	ボランティア活動の支援	・(略) ・県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。	(略)	(略)	<p>第10節 ボランティア活動に関する計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティア活動の支援</td> <td>・(略) ・県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	ボランティア活動の支援	・(略) ・県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。	(略)	(略)			
区 分	内 容																
ボランティア活動の支援	・(略) ・県は、災害時にボランティア活動の申請者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。																
(略)	(略)																
区 分	内 容																
ボランティア活動の支援	・(略) ・県は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティア・コーディネーターとの連携に努めるものとする。																
(略)	(略)																
共通-26	<p>第13節 応急仮設住宅等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供給体制の整備</td> <td>県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</td> </tr> <tr> <td>あっせん等体制の整備</td> <td>県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	区 分	内 容	供給体制の整備	県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	あっせん等体制の整備	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。	<p>第13節 応急住宅</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応急住宅</td> <td>応急建設住宅</td> <td>県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。</td> </tr> <tr> <td>応急借上げ住宅</td> <td>県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。</td> </tr> <tr> <td>公営住宅</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第14節 複合災害対策及び連続災害対策 ○県、市町及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連</p>	区 分	内 容	応急住宅	応急建設住宅	県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。	応急借上げ住宅	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。	公営住宅	
区 分	内 容																
供給体制の整備	県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。																
あっせん等体制の整備	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。																
区 分	内 容																
応急住宅	応急建設住宅	県及び市町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。															
	応急借上げ住宅	県及び市町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。															
	公営住宅																

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
共通-27	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>2 県が行う措置 (略)</p> <table border="1" data-bbox="350 955 1531 1192"> <thead> <tr> <th>県が行う措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(17) (略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td><u>(18)・(19)</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	県が行う措置	(1)～(17) (略)	(新設)	<u>(18)・(19)</u> (略)	<p><u>続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。</u></p> <p><u>○県、市町及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。</u></p> <p><u>○県、市町及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。</u></p> <p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>2 県が行う措置 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1602 955 2783 1192"> <thead> <tr> <th>県が行う措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(17) (略)</td> </tr> <tr> <td><u>(18)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第27条の規定に基づく措置(緊急調査)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(19)・(20)</u> (略)</td> </tr> </tbody> </table>	県が行う措置	(1)～(17) (略)	<u>(18)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第27条の規定に基づく措置(緊急調査)</u>	<u>(19)・(20)</u> (略)								
県が行う措置																		
(1)～(17) (略)																		
(新設)																		
<u>(18)・(19)</u> (略)																		
県が行う措置																		
(1)～(17) (略)																		
<u>(18)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第27条の規定に基づく措置(緊急調査)</u>																		
<u>(19)・(20)</u> (略)																		
共通-29	<p>第2節 組織計画</p> <p>1 災害対策組織</p> <table border="1" data-bbox="335 1329 1501 1560"> <thead> <tr> <th>組織名等</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡県警察本部災害警備本部等</td> <td>県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は<第21節 県警察災害警備計画>の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	組織名等	概要	(略)	(略)	静岡県警察本部災害警備本部等	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は<第21節 県警察災害警備計画>の定めるところによる。	(略)	(略)	<p>第2節 組織計画</p> <p>1 災害対策組織</p> <table border="1" data-bbox="1596 1323 2754 1549"> <thead> <tr> <th>組織名等</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>静岡県警察本部災害警備本部等</td> <td>県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は<第22節 県警察災害警備計画>の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	組織名等	概要	(略)	(略)	静岡県警察本部災害警備本部等	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は<第22節 県警察災害警備計画>の定めるところによる。	(略)	(略)
組織名等	概要																	
(略)	(略)																	
静岡県警察本部災害警備本部等	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は<第21節 県警察災害警備計画>の定めるところによる。																	
(略)	(略)																	
組織名等	概要																	
(略)	(略)																	
静岡県警察本部災害警備本部等	県警察本部災害警備本部等の組織に関し必要な事項は<第22節 県警察災害警備計画>の定めるところによる。																	
(略)	(略)																	

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新								
共通-44	<p>第7節 避難救出計画 (略)</p> <p>1 避難 (略)</p> <p><u>○ 市町は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町の区域外又は県外への広域的な避難及び避難場所への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁若しくは県に広域避難収容に関する支援要請をするものとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の安全管理</td> <td>(略) ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	避難所の安全管理	(略) ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮する。 (略)	<p>第7節 避難救出計画 (略)</p> <p>1 避難 (略)</p> <p>(削る)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の安全管理</td> <td>(略) ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、<u>男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに</u>、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、<u>女性や子ども等の安全確保</u>、プライバシーの確保等に配慮する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	避難所の安全管理	(略) ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、 <u>男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに</u> 、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、 <u>女性や子ども等の安全確保</u> 、プライバシーの確保等に配慮する。 (略)
区 分	内 容									
避難所の安全管理	(略) ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮する。 (略)									
区 分	内 容									
避難所の安全管理	(略) ク 避難所での避難生活の運営に当たっては、 <u>男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに</u> 、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、 <u>女性や子ども等の安全確保</u> 、プライバシーの確保等に配慮する。 (略)									
共通-46	<p>7 市町長の県管理施設の利用 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>7 市町長の県管理施設の利用 (略)</p> <p><u>8 広域避難・広域一時滞在</u></p> <p><u>○ 被災市町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</u></p> <p><u>○ 県及び市町は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県内市町への避難</td> <td>被災市町</td> <td><u>・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。</u> <u>・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。</u></td> </tr> <tr> <td>受入市町</td> <td><u>・広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。</u> <u>・市町は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れること</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	県内市町への避難	被災市町	<u>・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。</u> <u>・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。</u>	受入市町	<u>・広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。</u> <u>・市町は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れること</u>	
区 分	内 容									
県内市町への避難	被災市町	<u>・県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。</u> <u>・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。</u>								
	受入市町	<u>・広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。</u> <u>・市町は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れること</u>								

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																				
<p>共通-47</p>	<p>(新設)</p> <p>第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="329 1404 1534 1776"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">対象品目</td> <td>被服、寝具、身の回り品</td> <td colspan="2">洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等</td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td colspan="2">石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等</td> </tr> <tr> <td>炊事用具、食器</td> <td colspan="2">炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等</td> </tr> <tr> <td>光熱材料</td> <td colspan="2">マッチ、<u>プロパンガス</u>等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 (新設)</p>	区	分	内	容	(略)		(略)		対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等		日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等		炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等		光熱材料	マッチ、 <u>プロパンガス</u> 等		(略)		(略)		<table border="1" data-bbox="1587 201 2763 835"> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>県</td> <td> <p><u>ができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p>被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。</p> </td> </tr> <tr> <td>被災市町</td> <td> <p>・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。</p> <p>・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。</p> </td> </tr> <tr> <td>県外への避難</td> <td>県</td> <td> <p>被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>9 被災動物の救護</p> <p>県は、市町等関係機関や県動物保護協会、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立し、動物愛護の観点から、負傷し、又は放たれている動物の保護や適正な飼育に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1605 1016 2754 1289"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災動物の</td> <td>保護</td> <td>負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行う。</td> </tr> <tr> <td>避難所の</td> <td>ペット対策</td> <td>避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9節 衣料、生活必需品、その他の物資供給計画</p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1587 1415 2792 1787"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">対象品目</td> <td>被服、寝具、身の回り品</td> <td colspan="2">洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等</td> </tr> <tr> <td>日用品</td> <td colspan="2">石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等</td> </tr> <tr> <td>炊事用具、食器</td> <td colspan="2">炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等</td> </tr> <tr> <td>光熱材料</td> <td colspan="2">マッチ、<u>LPガス</u>等</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>市町長の要請を待たずに行う県の実施事項</u></p>		県	<p><u>ができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p>被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。</p>	被災市町	<p>・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。</p> <p>・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。</p>	県外への避難	県	<p>被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。</p>	区	分	内	容	被災動物の	保護	負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行う。	避難所の	ペット対策	避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知する。	区	分	内	容	(略)		(略)		対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等		日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等		炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等		光熱材料	マッチ、 <u>LPガス</u> 等		(略)		(略)	
	区	分	内	容																																																																		
(略)		(略)																																																																				
対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等																																																																				
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等																																																																				
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等																																																																				
	光熱材料	マッチ、 <u>プロパンガス</u> 等																																																																				
(略)		(略)																																																																				
	県	<p><u>ができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p>被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。</p>																																																																				
	被災市町	<p>・他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。</p> <p>・広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。</p>																																																																				
県外への避難	県	<p>被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。</p>																																																																				
区	分	内	容																																																																			
被災動物の	保護	負傷動物及び逸走動物の保護、飼育困難な動物の一時保管、新たな飼い主探し等を行う。																																																																				
避難所の	ペット対策	避難所での注意事項、平常時において飼い主へ周知すべき事項等を、避難所のペット対策マニュアルを用いて飼い主や避難所の管理者、責任者に周知する。																																																																				
区	分	内	容																																																																			
(略)		(略)																																																																				
対象品目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等																																																																				
	日用品	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等																																																																				
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等																																																																				
	光熱材料	マッチ、 <u>LPガス</u> 等																																																																				
(略)		(略)																																																																				

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
共通-49	<p>第 11 節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略)</p> <p><u>災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町の区域外又は県外への広域的な応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて国の非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁若しくは都道府県に広域避難収容に関する支援要請をするものとする。</u></p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="350 772 1501 1098"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応 急 仮 設 住 宅 設 置</td> <td>入居対象者</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>規模及び費用</td> <td>資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td><u>着工</u>期間</td> <td>災害発生の日から 20 日以内 ただし、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 15 節 遺体の捜索及び<u>処理</u>埋葬計画 災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の<u>処理</u>及び埋葬ができない者に対して、県の実施事項を定め、遺体の捜索、<u>処理</u>及び埋葬に支障のないよう措置する。</p>	区 分	内 容		応 急 仮 設 住 宅 設 置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	規模及び費用	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	<u>着工</u> 期間	災害発生の日から 20 日以内 ただし、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。	<p><u>○ 県は、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災市町からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災市町へ輸送することを検討する。</u></p> <p><u>○ 県は、要請によらない場合も被災市町へ物資を確実に供給できるように、平常時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>第 11 節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略)</p> <p><u>なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への収容については、「第 7 節 避難救出計画」の「8 広域避難・広域一時滞在」による。</u></p> <p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1605 772 2757 1098"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応 急 仮 設 住 宅 設 置</td> <td>入居対象者</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>規模及び費用</td> <td>資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり</td> </tr> <tr> <td><u>整備開始</u>期間</td> <td>災害発生の日から 20 日以内 ただし、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 15 節 遺体の捜索及び<u>措置</u>埋葬計画 災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の<u>措置</u>及び埋葬ができない者に対して、県の実施事項を定め、遺体の捜索、<u>措置</u>及び埋葬に支障のないよう措置する。</p>	区 分	内 容		応 急 仮 設 住 宅 設 置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	規模及び費用	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり	<u>整備開始</u> 期間	災害発生の日から 20 日以内 ただし、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。
区 分	内 容																					
応 急 仮 設 住 宅 設 置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者																				
	規模及び費用	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																				
	<u>着工</u> 期間	災害発生の日から 20 日以内 ただし、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。																				
区 分	内 容																					
応 急 仮 設 住 宅 設 置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者																				
	規模及び費用	資料の巻Ⅱ（20-1-2）のとおり																				
	<u>整備開始</u> 期間	災害発生の日から 20 日以内 ただし、事前に厚生労働大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長することができる。																				
共通-53	<p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="350 1392 1406 1667"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理内容</td> <td>ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の<u>処理</u> イ 遺体の一時保存 ウ 検案</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項 (1) 遺体の捜索及び<u>処理</u>に必要な要員の派遣 要員は県職員、自衛隊、消防団、青年団等の派遣及び協力依頼により行うものとし、検案については救護班を派遣するものとする。 (2) 遺体<u>処理</u>器具、資材の調達あつせん (3) ～ (6) (略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	遺体の処理内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の <u>処理</u> イ 遺体の一時保存 ウ 検案	(略)	(略)	<p>1 災害救助法に基づく県の実施事項</p> <table border="1" data-bbox="1605 1392 2662 1667"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>遺体の処理 <u>(措置)</u>内容</td> <td>ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の<u>措置</u> イ 遺体の一時保存 ウ 検案</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町長の要請に基づく県の実施事項 (1) 遺体の捜索及び<u>措置</u>に必要な要員の派遣 要員は県職員、自衛隊、消防団、青年団等の派遣及び協力依頼により行うものとし、検案については救護班を派遣するものとする。 (2) 遺体の<u>措置に必要な</u>器具、資材の調達あつせん (3) ～ (6) (略)</p>	区 分	内 容	(略)	(略)	遺体の処理 <u>(措置)</u> 内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の <u>措置</u> イ 遺体の一時保存 ウ 検案	(略)	(略)				
区 分	内 容																					
(略)	(略)																					
遺体の処理内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の <u>処理</u> イ 遺体の一時保存 ウ 検案																					
(略)	(略)																					
区 分	内 容																					
(略)	(略)																					
遺体の処理 <u>(措置)</u> 内容	ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の <u>措置</u> イ 遺体の一時保存 ウ 検案																					
(略)	(略)																					

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																								
共通-62	<p>3 市町長の要請事項 市町長が、遺体の検索、<u>処理</u>、埋葬について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、そのあつせんを要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="368 401 1534 583"> <thead> <tr> <th colspan="2">要請時、明確にすべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 検索、<u>処理</u>、火葬に必要な職員数</td> <td>エ (略)</td> </tr> <tr> <td>イ (略)</td> <td>オ 遺体<u>処理</u>に必要な器材、資材の数量</td> </tr> <tr> <td>ウ (略)</td> <td>カ (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第24節 応援協力計画 (略)</p> <p>1 要請の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="350 764 1501 989"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力要請対象団体</td> <td>ア 青年団及び<u>女性団体</u> イ 大学及び高校の学生・生徒 ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 エ 赤十字奉仕団</td> </tr> </tbody> </table>	要請時、明確にすべき事項		ア 検索、 <u>処理</u> 、火葬に必要な職員数	エ (略)	イ (略)	オ 遺体 <u>処理</u> に必要な器材、資材の数量	ウ (略)	カ (略)	区 分	内 容	協力要請対象団体	ア 青年団及び <u>女性団体</u> イ 大学及び高校の学生・生徒 ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 エ 赤十字奉仕団	<p>3 市町長の要請事項 市町長が、遺体の検索、<u>措置</u>、埋葬について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、そのあつせんを要請するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1623 401 2789 583"> <thead> <tr> <th colspan="2">要請時、明確にすべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 検索、<u>措置</u>、火葬に必要な職員数</td> <td>エ (略)</td> </tr> <tr> <td>イ (略)</td> <td>オ 遺体<u>措置</u>に必要な器材、資材の数量</td> </tr> <tr> <td>ウ (略)</td> <td>カ (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第24節 応援協力計画 (略)</p> <p>1 要請の実施基準</p> <table border="1" data-bbox="1605 764 2757 989"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力要請対象団体</td> <td>ア 青年団及び<u>男女共同参画団体</u> イ 大学及び高校の学生・生徒 ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 エ 赤十字奉仕団</td> </tr> </tbody> </table>	要請時、明確にすべき事項		ア 検索、 <u>措置</u> 、火葬に必要な職員数	エ (略)	イ (略)	オ 遺体 <u>措置</u> に必要な器材、資材の数量	ウ (略)	カ (略)	区 分	内 容	協力要請対象団体	ア 青年団及び <u>男女共同参画団体</u> イ 大学及び高校の学生・生徒 ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 エ 赤十字奉仕団
要請時、明確にすべき事項																										
ア 検索、 <u>処理</u> 、火葬に必要な職員数	エ (略)																									
イ (略)	オ 遺体 <u>処理</u> に必要な器材、資材の数量																									
ウ (略)	カ (略)																									
区 分	内 容																									
協力要請対象団体	ア 青年団及び <u>女性団体</u> イ 大学及び高校の学生・生徒 ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 エ 赤十字奉仕団																									
要請時、明確にすべき事項																										
ア 検索、 <u>措置</u> 、火葬に必要な職員数	エ (略)																									
イ (略)	オ 遺体 <u>措置</u> に必要な器材、資材の数量																									
ウ (略)	カ (略)																									
区 分	内 容																									
協力要請対象団体	ア 青年団及び <u>男女共同参画団体</u> イ 大学及び高校の学生・生徒 ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 エ 赤十字奉仕団																									
共通-63	<p>2 実施方法</p> <table border="1" data-bbox="350 1062 1501 1423"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青年団及び<u>女性団体</u>に対する応援協力要請</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要請は当該青年団にあつては団体の所属する市町単位の青年団の長、<u>女性団体</u>にあつては県地域女性団体連絡協議会の長に対して行うものとする。 青年団<u>及び女性団体</u>の団員現在員数は資料の巻Ⅱ（11-4-1、11-4-2）のとおり 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	青年団及び <u>女性団体</u> に対する応援協力要請	<ul style="list-style-type: none"> 要請は当該青年団にあつては団体の所属する市町単位の青年団の長、<u>女性団体</u>にあつては県地域女性団体連絡協議会の長に対して行うものとする。 青年団<u>及び女性団体</u>の団員現在員数は資料の巻Ⅱ（11-4-1、11-4-2）のとおり 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。 	<p>2 実施方法</p> <table border="1" data-bbox="1605 1062 2757 1423"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青年団及び<u>男女共同参画団体</u>に対する応援協力要請</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 要請は当該青年団にあつては団体の所属する市町単位の青年団の長、<u>男女共同参画団体</u>にあつては<u>県男女共同参画センター運営主体</u>、県地域女性団体連絡協議会の長<u>等</u>に対して行うものとする。 青年団の団員現在員数は資料の巻Ⅱ（11-4-1、11-4-2）のとおり 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	青年団及び <u>男女共同参画団体</u> に対する応援協力要請	<ul style="list-style-type: none"> 要請は当該青年団にあつては団体の所属する市町単位の青年団の長、<u>男女共同参画団体</u>にあつては<u>県男女共同参画センター運営主体</u>、県地域女性団体連絡協議会の長<u>等</u>に対して行うものとする。 青年団の団員現在員数は資料の巻Ⅱ（11-4-1、11-4-2）のとおり 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。 																
区 分	内 容																									
青年団及び <u>女性団体</u> に対する応援協力要請	<ul style="list-style-type: none"> 要請は当該青年団にあつては団体の所属する市町単位の青年団の長、<u>女性団体</u>にあつては県地域女性団体連絡協議会の長に対して行うものとする。 青年団<u>及び女性団体</u>の団員現在員数は資料の巻Ⅱ（11-4-1、11-4-2）のとおり 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。 																									
区 分	内 容																									
青年団及び <u>男女共同参画団体</u> に対する応援協力要請	<ul style="list-style-type: none"> 要請は当該青年団にあつては団体の所属する市町単位の青年団の長、<u>男女共同参画団体</u>にあつては<u>県男女共同参画センター運営主体</u>、県地域女性団体連絡協議会の長<u>等</u>に対して行うものとする。 青年団の団員現在員数は資料の巻Ⅱ（11-4-1、11-4-2）のとおり 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。 																									

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																								
共通-63	<p>第25節 ボランティア活動支援計画 (略)</p> <p>1 県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="338 432 611 478">区 分</th> <th data-bbox="611 432 1516 478">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 478 611 884">静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用</td> <td data-bbox="611 478 1516 884"> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(新設) ・(略) ・(新設) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 884 611 1199"><u>静岡県災害ボランティア支援センターの設置及び運用</u></td> <td data-bbox="611 884 1516 1199"> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県は、災害対策本部の方面本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設にボランティア団体等と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請及びボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う静岡県災害ボランティア支援センターを設置する。</u> ・<u>静岡県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1199 611 1377">ボランティア団体等に対する情報の提供</td> <td data-bbox="611 1199 1516 1377"> <p>県は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1377 611 1514">ボランティア活動経費の助成</td> <td data-bbox="611 1377 1516 1514"> <p>県は、<u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターからの活動資金の申請を取りまとめ</u>、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、<u>災害ボランティア活動の経費</u>に充当する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1514 611 1602">ボランティア活動資機材の提供</td> <td data-bbox="611 1514 1516 1602"> <p>県は、静岡県災害ボランティア本部<u>及び各支援センター</u>におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(新設) ・(略) ・(新設) 	<u>静岡県災害ボランティア支援センターの設置及び運用</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県は、災害対策本部の方面本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設にボランティア団体等と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請及びボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う静岡県災害ボランティア支援センターを設置する。</u> ・<u>静岡県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。</u> 	ボランティア団体等に対する情報の提供	<p>県は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p>	ボランティア活動経費の助成	<p>県は、<u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターからの活動資金の申請を取りまとめ</u>、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、<u>災害ボランティア活動の経費</u>に充当する。</p>	ボランティア活動資機材の提供	<p>県は、静岡県災害ボランティア本部<u>及び各支援センター</u>におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</p>	<p>第25節 ボランティア活動支援計画 (略)</p> <p>1 県の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1593 432 1866 478">区 分</th> <th data-bbox="1866 432 2772 478">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1593 478 1866 884">静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用</td> <td data-bbox="1866 478 2772 884"> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・<u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティア本部の支援、市町災害ボランティア本部との連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。</u> ・(略) ・<u>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿营地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1593 884 1866 1199">(削る)</td> <td data-bbox="1866 884 2772 1199">(削る)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1593 1199 1866 1377">ボランティア団体等に対する情報の提供</td> <td data-bbox="1866 1199 2772 1377"> <p>県は、<u>(福) 静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して</u>、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1593 1377 1866 1514">ボランティア活動経費の助成</td> <td data-bbox="1866 1377 2772 1514"> <p>県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、<u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費</u>に充当する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1593 1514 1866 1602">ボランティア活動資機材の提供</td> <td data-bbox="1866 1514 2772 1602"> <p>県は、静岡県災害ボランティア本部<u>・情報センター</u>におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・<u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティア本部の支援、市町災害ボランティア本部との連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。</u> ・(略) ・<u>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿营地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</u> 	(削る)	(削る)	ボランティア団体等に対する情報の提供	<p>県は、<u>(福) 静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して</u>、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p>	ボランティア活動経費の助成	<p>県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、<u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費</u>に充当する。</p>	ボランティア活動資機材の提供	<p>県は、静岡県災害ボランティア本部<u>・情報センター</u>におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</p>
区 分	内 容																									
静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・(新設) ・(略) ・(新設) 																									
<u>静岡県災害ボランティア支援センターの設置及び運用</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>県は、災害対策本部の方面本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設にボランティア団体等と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請及びボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う静岡県災害ボランティア支援センターを設置する。</u> ・<u>静岡県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。</u> 																									
ボランティア団体等に対する情報の提供	<p>県は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p>																									
ボランティア活動経費の助成	<p>県は、<u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターからの活動資金の申請を取りまとめ</u>、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、<u>災害ボランティア活動の経費</u>に充当する。</p>																									
ボランティア活動資機材の提供	<p>県は、静岡県災害ボランティア本部<u>及び各支援センター</u>におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</p>																									
区 分	内 容																									
静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・<u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティア本部の支援、市町災害ボランティア本部との連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。</u> ・(略) ・<u>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿营地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</u> 																									
(削る)	(削る)																									
ボランティア団体等に対する情報の提供	<p>県は、<u>(福) 静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して</u>、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p>																									
ボランティア活動経費の助成	<p>県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、<u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費</u>に充当する。</p>																									
ボランティア活動資機材の提供	<p>県は、静岡県災害ボランティア本部<u>・情報センター</u>におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。</p>																									

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																						
共通-64	<p>2 市町の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="335 384 608 432">区 分</th> <th data-bbox="608 384 1516 432">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="335 432 608 480">(略)</td> <td data-bbox="608 432 1516 480">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 480 608 743">ボランティア活動拠点の設置</td> <td data-bbox="608 480 1516 743">市町はあらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 743 608 879">ボランティア団体等に対する情報の提供</td> <td data-bbox="608 743 1516 879">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 879 608 928">(略)</td> <td data-bbox="608 879 1516 928">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	ボランティア活動拠点の設置	市町はあらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。	ボランティア団体等に対する情報の提供	(略)	(略)	(略)	<p>2 市町の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1587 384 1860 432">区 分</th> <th data-bbox="1860 384 2769 432">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1587 432 1860 480">(略)</td> <td data-bbox="1860 432 2769 480">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 480 1860 743">ボランティア活動拠点の設置</td> <td data-bbox="1860 480 2769 743"> <p>・市町は、<u>必要により</u>、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</p> <p>・市町は、<u>ボランティアの宿當地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 743 1860 879">ボランティア団体等に対する情報の提供</td> <td data-bbox="1860 743 2769 879">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1587 879 1860 928">(略)</td> <td data-bbox="1860 879 2769 928">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	ボランティア活動拠点の設置	<p>・市町は、<u>必要により</u>、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</p> <p>・市町は、<u>ボランティアの宿當地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</u></p>	ボランティア団体等に対する情報の提供	(略)	(略)	(略)																																																		
区 分	内 容																																																																							
(略)	(略)																																																																							
ボランティア活動拠点の設置	市町はあらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。																																																																							
ボランティア団体等に対する情報の提供	(略)																																																																							
(略)	(略)																																																																							
区 分	内 容																																																																							
(略)	(略)																																																																							
ボランティア活動拠点の設置	<p>・市町は、<u>必要により</u>、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</p> <p>・市町は、<u>ボランティアの宿當地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</u></p>																																																																							
ボランティア団体等に対する情報の提供	(略)																																																																							
(略)	(略)																																																																							
共通-78	<p>第31節 突発的災害に係る応急対策計画 表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 1104 854 1152">機 関 名</th> <th data-bbox="854 1104 923 1152">N</th> <th data-bbox="923 1104 991 1152">T</th> <th data-bbox="991 1104 1181 1152">T</th> <th data-bbox="1181 1104 1516 1152">防 災 無 線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 1152 854 1201">(略)</td> <td data-bbox="854 1152 923 1201"></td> <td data-bbox="923 1152 991 1201">(略)</td> <td data-bbox="991 1152 1181 1201"></td> <td data-bbox="1181 1152 1516 1201">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1201 854 1249">(社)静岡県 <u>エルピー</u> ガス協会</td> <td data-bbox="854 1201 923 1249"></td> <td data-bbox="923 1201 991 1249">(略)</td> <td data-bbox="991 1201 1181 1249"></td> <td data-bbox="1181 1201 1516 1249"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1249 854 1297">東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課</td> <td data-bbox="854 1249 923 1297"></td> <td data-bbox="923 1249 991 1297">(略)</td> <td data-bbox="991 1249 1181 1297"></td> <td data-bbox="1181 1249 1516 1297"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1297 854 1346">静岡鉄道(株)総務部総務課</td> <td data-bbox="854 1297 923 1346"></td> <td data-bbox="923 1297 991 1346">(略)</td> <td data-bbox="991 1297 1181 1346"></td> <td data-bbox="1181 1297 1516 1346"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1346 854 1394">中日本高速道路(株)静岡 <u>管理事務所</u></td> <td data-bbox="854 1346 923 1394"></td> <td data-bbox="923 1346 991 1394">(略)</td> <td data-bbox="991 1346 1181 1394"></td> <td data-bbox="1181 1346 1516 1394"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 1394 854 1442">(略)</td> <td data-bbox="854 1394 923 1442"></td> <td data-bbox="923 1394 991 1442">(略)</td> <td data-bbox="991 1394 1181 1442"></td> <td data-bbox="1181 1394 1516 1442"></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	N	T	T	防 災 無 線	(略)		(略)		(略)	(社)静岡県 <u>エルピー</u> ガス協会		(略)			東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課		(略)			静岡鉄道(株)総務部総務課		(略)			中日本高速道路(株)静岡 <u>管理事務所</u>		(略)			(略)		(略)			<p>第31節 突発的災害に係る応急対策計画 表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1611 1104 2107 1152">機 関 名</th> <th data-bbox="2107 1104 2175 1152">N</th> <th data-bbox="2175 1104 2243 1152">T</th> <th data-bbox="2243 1104 2433 1152">T</th> <th data-bbox="2433 1104 2769 1152">防 災 無 線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1611 1152 2107 1201">(略)</td> <td data-bbox="2107 1152 2175 1201"></td> <td data-bbox="2175 1152 2243 1201">(略)</td> <td data-bbox="2243 1152 2433 1201"></td> <td data-bbox="2433 1152 2769 1201">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1201 2107 1249">(社)静岡県 <u>LP</u> ガス協会</td> <td data-bbox="2107 1201 2175 1249"></td> <td data-bbox="2175 1201 2243 1249">(略)</td> <td data-bbox="2243 1201 2433 1249"></td> <td data-bbox="2433 1201 2769 1249"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1249 2107 1297">東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課</td> <td data-bbox="2107 1249 2175 1297"></td> <td data-bbox="2175 1249 2243 1297">(略)</td> <td data-bbox="2243 1249 2433 1297"></td> <td data-bbox="2433 1249 2769 1297"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1297 2107 1346">静岡鉄道(株)総務部総務課</td> <td data-bbox="2107 1297 2175 1346"></td> <td data-bbox="2175 1297 2243 1346">(略)</td> <td data-bbox="2243 1297 2433 1346"></td> <td data-bbox="2433 1297 2769 1346"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1346 2107 1394">中日本高速道路(株)静岡 <u>保全・サービスセンター</u></td> <td data-bbox="2107 1346 2175 1394"></td> <td data-bbox="2175 1346 2243 1394">(略)</td> <td data-bbox="2243 1346 2433 1394"></td> <td data-bbox="2433 1346 2769 1394"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1611 1394 2107 1442">(略)</td> <td data-bbox="2107 1394 2175 1442"></td> <td data-bbox="2175 1394 2243 1442">(略)</td> <td data-bbox="2243 1394 2433 1442"></td> <td data-bbox="2433 1394 2769 1442"></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	N	T	T	防 災 無 線	(略)		(略)		(略)	(社)静岡県 <u>LP</u> ガス協会		(略)			東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課		(略)			静岡鉄道(株)総務部総務課		(略)			中日本高速道路(株)静岡 <u>保全・サービスセンター</u>		(略)			(略)		(略)		
機 関 名	N	T	T	防 災 無 線																																																																				
(略)		(略)		(略)																																																																				
(社)静岡県 <u>エルピー</u> ガス協会		(略)																																																																						
東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課		(略)																																																																						
静岡鉄道(株)総務部総務課		(略)																																																																						
中日本高速道路(株)静岡 <u>管理事務所</u>		(略)																																																																						
(略)		(略)																																																																						
機 関 名	N	T	T	防 災 無 線																																																																				
(略)		(略)		(略)																																																																				
(社)静岡県 <u>LP</u> ガス協会		(略)																																																																						
東海旅客鉄道(株)静岡支社管理部総務課		(略)																																																																						
静岡鉄道(株)総務部総務課		(略)																																																																						
中日本高速道路(株)静岡 <u>保全・サービスセンター</u>		(略)																																																																						
(略)		(略)																																																																						

静岡県地域防災計画（共通対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
地震-1	<p>第1章 総則</p> <p>この計画の目的、性格、構成を明らかにし、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。</p> <p>この計画の基礎となる<u>東海地震等の危険度の試算</u>の概要を示す。</p> <p>第1節 計画の主旨 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>構成</p> <table border="1"> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>この計画の目的、性格、構成、<u>危険度の試算</u>など計画の基本となる事項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区	内	容	(略)	(略)		第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、 <u>危険度の試算</u> など計画の基本となる事項	(略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>この計画の目的、性格、構成を明らかにし、県、市町、防災関係機関、事業所及び県民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。</p> <p>この計画の基礎となる<u>第4次地震被害想定</u>の概要を示す。</p> <p>第1節 計画の主旨 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>内</th> <th>容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>構成</p> <table border="1"> <tr> <td>第1章 総則</td> <td>この計画の目的、性格、構成、<u>第4次地震被害想定</u>など計画の基本となる事項</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	区	内	容	(略)	(略)		第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、 <u>第4次地震被害想定</u> など計画の基本となる事項	(略)	(略)
区	内	容																				
(略)	(略)																					
第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、 <u>危険度の試算</u> など計画の基本となる事項																					
(略)	(略)																					
区	内	容																				
(略)	(略)																					
第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、 <u>第4次地震被害想定</u> など計画の基本となる事項																					
(略)	(略)																					
地震-8	<p>第3節 予想される災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)のほか、遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界を震源域とする東南海・南海地震(マグニチュード8クラス)、神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。 ○ この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。 ○ 津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。 	<p>第3節 予想される災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県に著しい被害を発生させるおそれがある地震・<u>津波</u>としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス) <u>がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。</u> ○ <u>また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。</u> ○ この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。 ○ 津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。 																				
地震-8	<p>1 <u>危険度の試算</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。試算については、本県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定されている<u>東海地震と神奈川県西部の地震について行った。</u> ○ なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。 	<p>1 <u>第4次地震被害想定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。 ○ 試算については、本県において、最大級の災害が想定される<u>地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。</u> 																				

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新									
地震-8		<table border="1" data-bbox="1665 260 2724 604"> <thead> <tr> <th data-bbox="1665 260 1887 327">区分</th> <th data-bbox="1887 260 2332 327">レベル1の地震・津波</th> <th data-bbox="2332 260 2724 327">レベル2の地震・津波</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1665 327 1887 499">駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td data-bbox="1887 327 2332 499">東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震</td> <td data-bbox="2332 327 2724 499">南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））（※1）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1665 499 1887 604">相模トラフ沿いで発生する地震・津波</td> <td data-bbox="1887 499 2332 604">大正型関東地震</td> <td data-bbox="2332 499 2724 604">元禄型関東地震（※2）</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1656 611 2831 709">※1 南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））の断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。</p> <p data-bbox="1656 716 2831 884">※2 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。国から相模トラフ側でのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波が提示されるまでの間、当該地震を相模トラフ側のレベル2の地震・津波と位置付ける。</p> <p data-bbox="1656 890 2831 957">注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・新水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）</p> <p data-bbox="1611 995 2831 1062">○ なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。</p>	区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））（※1）	相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※2）
区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波									
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震（内閣府（2012））（※1）									
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震（※2）									
地震-8	<p data-bbox="290 1100 655 1129">2 <u>東海地震の危険度の試算</u></p> <p data-bbox="290 1136 448 1165">(1) 概説</p> <p data-bbox="320 1171 1546 1239">○ この試算は、<u>御前崎沖から駿河湾に至る駿河トラフから西方の領域を震源域に、マグニチュード8程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。</u></p> <p data-bbox="320 1245 1546 1312">○ 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。</p> <p data-bbox="320 1318 1546 1411">○ これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・<u>がけ</u>崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。</p> <p data-bbox="320 1417 1546 1484">○ また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。</p>	<p data-bbox="1576 1100 2831 1167">2 <u>駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）の被害想定の結果</u></p> <p data-bbox="1576 1173 1733 1203">(1) 概説</p> <p data-bbox="1605 1209 2831 1276">○ この試算は、<u>駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震が発生した場合を想定して行ったものである。</u></p> <p data-bbox="1605 1283 2831 1480">○ 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。<u>なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの（内閣府（2012）の基本ケース）を使用している。津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。</u></p> <p data-bbox="1656 1486 2831 1516">注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書</p> <p data-bbox="1605 1522 2831 1614">○ これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・<u>崖</u>崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。</p> <p data-bbox="1605 1621 2831 1688">○ また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。</p>									

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																					
	<p>(2) 対策の目標値として設定した危険度の概要 【ア 地震予知がなく、突然地震が発生した場合】</p> <p>・物的被害（建物被害） (単位：棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害要因</th> <th>被害区分</th> <th>早朝5時</th> <th>昼12時</th> <th>夕方18時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地震動・液状化</td> <td>大破</td> <td>131,183</td> <td>131,183</td> <td>131,183</td> </tr> <tr> <td>中破</td> <td>292,115</td> <td>292,115</td> <td>292,115</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>290,670</td> <td>290,670</td> <td>290,670</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人口造成地</td> <td>大破</td> <td>4,774</td> <td>4,774</td> <td>4,774</td> </tr> <tr> <td>中破</td> <td>14,322</td> <td>14,322</td> <td>14,322</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">津波</td> <td>大破</td> <td>2,240</td> <td>2,240</td> <td>2,240</td> </tr> <tr> <td>中破</td> <td>3,666</td> <td>3,666</td> <td>3,666</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>7,429</td> <td>7,429</td> <td>7,429</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>14,955</td> <td>14,955</td> <td>14,955</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山・がけ崩れ</td> <td>大破</td> <td>3,546</td> <td>3,546</td> <td>3,546</td> </tr> <tr> <td>中破</td> <td>8,762</td> <td>8,762</td> <td>8,762</td> </tr> <tr> <td>延焼火災</td> <td>焼失</td> <td>10,665</td> <td>16,551</td> <td>58,402</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建物被害合計</td> <td>大破</td> <td>150,330</td> <td>155,489</td> <td>192,450</td> </tr> <tr> <td>中破</td> <td>306,845</td> <td>305,329</td> <td>294,846</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>289,365</td> <td>288,090</td> <td>279,433</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>7,884</td> <td>7,865</td> <td>6,945</td> </tr> <tr> <td>建物棟数（平成10年1月1日現）</td> <td></td> <td>1,528,349</td> <td>1,528,349</td> <td>1,528,349</td> </tr> <tr> <td>建物り災棟数</td> <td></td> <td>754,424</td> <td>756,773</td> <td>773,673</td> </tr> <tr> <td>建物り災率（%）</td> <td></td> <td>49.4%</td> <td>49.5%</td> <td>50.6%</td> </tr> <tr> <td>建物被害棟数</td> <td></td> <td>303,752</td> <td>308,154</td> <td>339,873</td> </tr> <tr> <td>建物被害率（%）</td> <td></td> <td>19.9%</td> <td>20.2%</td> <td>22.2%</td> </tr> <tr> <td>建物り災世帯数（推計）</td> <td></td> <td>600,713</td> <td>602,632</td> <td>619,391</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)・大破：倒壊又は復旧が困難と考えられる建物 ・中破：柱、梁、基礎などに被害があり、復旧には大修理が必要な建物 ・一部損壊：壁に複数の大亀裂、基礎に複数の亀裂、瓦の一部落下など中程度の被害と考えられる建物 ・建物被害合計：要因別に重複して建物に被害が発生するため、重複被害分を排除した合計棟数（ただし、焼失は大破に含む。） ・建物り災棟数：建物に被害を受ける棟数（大破＋中破＋一部損壊＋床下浸水） ・建物り災率：建物り災棟数÷全建物棟数 ・建物被害棟数：被害の程度を示す棟数（大破＋0.5×中破） ・建物被害率：建物被害棟数÷全建物棟数 ・建物り災世帯数：世帯数×建物り災率</p> <p>・物的被害（その他の物的被害）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>県計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ブロック塀・石塀</td> <td>全箇所数</td> <td>256,296</td> </tr> <tr> <td>被害箇所数</td> <td>27,989</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外落下物</td> <td>全箇所数</td> <td>54,336</td> </tr> <tr> <td>被害箇所数</td> <td>7,577</td> </tr> </tbody> </table>	被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時	地震動・液状化	大破	131,183	131,183	131,183	中破	292,115	292,115	292,115	一部損壊	290,670	290,670	290,670	人口造成地	大破	4,774	4,774	4,774	中破	14,322	14,322	14,322	津波	大破	2,240	2,240	2,240	中破	3,666	3,666	3,666	一部損壊	7,429	7,429	7,429	床下浸水	14,955	14,955	14,955	山・がけ崩れ	大破	3,546	3,546	3,546	中破	8,762	8,762	8,762	延焼火災	焼失	10,665	16,551	58,402	建物被害合計	大破	150,330	155,489	192,450	中破	306,845	305,329	294,846	一部損壊	289,365	288,090	279,433	床下浸水	7,884	7,865	6,945	建物棟数（平成10年1月1日現）		1,528,349	1,528,349	1,528,349	建物り災棟数		754,424	756,773	773,673	建物り災率（%）		49.4%	49.5%	50.6%	建物被害棟数		303,752	308,154	339,873	建物被害率（%）		19.9%	20.2%	22.2%	建物り災世帯数（推計）		600,713	602,632	619,391	項目	区分	県計	ブロック塀・石塀	全箇所数	256,296	被害箇所数	27,989	屋外落下物	全箇所数	54,336	被害箇所数	7,577	<p>(2) 建物等被害に係る想定結果 (単位：棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th rowspan="2">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震動</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 171,000</td> <td>約 171,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 165,000</td> <td>約 163,000</td> <td>約 156,000</td> <td>約 169,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 1,800</td> <td>約 1,800</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 6,400</td> <td>約 6,300</td> <td>約 6,100</td> <td>約 6,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人工造成地</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 17,000</td> <td>約 17,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 2,400</td> <td>約 2,400</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 4,900</td> <td>約 4,900</td> <td>約 4,900</td> <td>約 5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山崖・崩れ</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 2,500</td> <td>約 2,500</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 5,800</td> <td>約 5,800</td> <td>約 5,800</td> <td>約 5,800</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失</td> <td>約 22,000</td> <td>約 28,000</td> <td>約 66,000</td> <td>約 2,500</td> </tr> <tr> <td>建物棟数</td> <td></td> <td colspan="4">1,418,505</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害総数</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 217,000</td> <td>約 223,000</td> <td>約 260,000</td> <td>約 197,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 233,000</td> <td>約 232,000</td> <td>約 224,000</td> <td>約 237,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物被害率</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 15%</td> <td>約 16%</td> <td>約 18%</td> <td>約 14%</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 16%</td> <td>約 16%</td> <td>約 16%</td> <td>約 17%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>ブロック塀等転倒数</td> <td>約 23,000 件</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物が発生する建物数</td> <td>約 47,000 棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>「-」：被害わずか 注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。 ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊 ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊</p> <p>(3) 人的被害に係る想定結果 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td>約 5,500 (約 700)</td> <td>約 2,700 (約 500)</td> <td>約 4,300 (約 500)</td> <td>約 1,600 (約 100)</td> <td>約 800 (約 100)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,600)</td> <td>約 30,000 (約 2,100)</td> <td>約 19,000 (約 1,600)</td> <td>約 5,300 (約 600)</td> <td>約 8,700 (約 400)</td> <td>約 5,500 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 49,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 42,000 (約 7,600)</td> <td>約 14,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 12,000 (約 1,700)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	被害区分	予知なし			予知あり	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	地震動	全壊	約 171,000			約 171,000	半壊	約 165,000	約 163,000	約 156,000	約 169,000	液状化	全壊	約 1,800			約 1,800	半壊	約 6,400	約 6,300	約 6,100	約 6,500	人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000	半壊	約 51,000	約 51,000	約 51,000	約 51,000	津波	全壊	約 2,400			約 2,400	半壊	約 4,900	約 4,900	約 4,900	約 5,000	山崖・崩れ	全壊	約 2,500			約 2,500	半壊	約 5,800	約 5,800	約 5,800	約 5,800	火災	焼失	約 22,000	約 28,000	約 66,000	約 2,500	建物棟数		1,418,505				建物被害総数	全壊及び焼失	約 217,000	約 223,000	約 260,000	約 197,000	半壊	約 233,000	約 232,000	約 224,000	約 237,000	建物被害率	全壊及び焼失	約 15%	約 16%	約 18%	約 14%	半壊	約 16%	約 16%	約 16%	約 17%						ブロック塀等転倒数	約 23,000 件	屋外落下物が発生する建物数	約 47,000 棟	項目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)
被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時																																																																																																																																																																																																																																																																			
地震動・液状化	大破	131,183	131,183	131,183																																																																																																																																																																																																																																																																			
	中破	292,115	292,115	292,115																																																																																																																																																																																																																																																																			
	一部損壊	290,670	290,670	290,670																																																																																																																																																																																																																																																																			
人口造成地	大破	4,774	4,774	4,774																																																																																																																																																																																																																																																																			
	中破	14,322	14,322	14,322																																																																																																																																																																																																																																																																			
津波	大破	2,240	2,240	2,240																																																																																																																																																																																																																																																																			
	中破	3,666	3,666	3,666																																																																																																																																																																																																																																																																			
	一部損壊	7,429	7,429	7,429																																																																																																																																																																																																																																																																			
	床下浸水	14,955	14,955	14,955																																																																																																																																																																																																																																																																			
山・がけ崩れ	大破	3,546	3,546	3,546																																																																																																																																																																																																																																																																			
	中破	8,762	8,762	8,762																																																																																																																																																																																																																																																																			
延焼火災	焼失	10,665	16,551	58,402																																																																																																																																																																																																																																																																			
建物被害合計	大破	150,330	155,489	192,450																																																																																																																																																																																																																																																																			
	中破	306,845	305,329	294,846																																																																																																																																																																																																																																																																			
	一部損壊	289,365	288,090	279,433																																																																																																																																																																																																																																																																			
	床下浸水	7,884	7,865	6,945																																																																																																																																																																																																																																																																			
建物棟数（平成10年1月1日現）		1,528,349	1,528,349	1,528,349																																																																																																																																																																																																																																																																			
建物り災棟数		754,424	756,773	773,673																																																																																																																																																																																																																																																																			
建物り災率（%）		49.4%	49.5%	50.6%																																																																																																																																																																																																																																																																			
建物被害棟数		303,752	308,154	339,873																																																																																																																																																																																																																																																																			
建物被害率（%）		19.9%	20.2%	22.2%																																																																																																																																																																																																																																																																			
建物り災世帯数（推計）		600,713	602,632	619,391																																																																																																																																																																																																																																																																			
項目	区分	県計																																																																																																																																																																																																																																																																					
ブロック塀・石塀	全箇所数	256,296																																																																																																																																																																																																																																																																					
	被害箇所数	27,989																																																																																																																																																																																																																																																																					
屋外落下物	全箇所数	54,336																																																																																																																																																																																																																																																																					
	被害箇所数	7,577																																																																																																																																																																																																																																																																					
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																			
地震動	全壊	約 171,000			約 171,000																																																																																																																																																																																																																																																																		
	半壊	約 165,000	約 163,000	約 156,000	約 169,000																																																																																																																																																																																																																																																																		
液状化	全壊	約 1,800			約 1,800																																																																																																																																																																																																																																																																		
	半壊	約 6,400	約 6,300	約 6,100	約 6,500																																																																																																																																																																																																																																																																		
人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000																																																																																																																																																																																																																																																																		
	半壊	約 51,000	約 51,000	約 51,000	約 51,000																																																																																																																																																																																																																																																																		
津波	全壊	約 2,400			約 2,400																																																																																																																																																																																																																																																																		
	半壊	約 4,900	約 4,900	約 4,900	約 5,000																																																																																																																																																																																																																																																																		
山崖・崩れ	全壊	約 2,500			約 2,500																																																																																																																																																																																																																																																																		
	半壊	約 5,800	約 5,800	約 5,800	約 5,800																																																																																																																																																																																																																																																																		
火災	焼失	約 22,000	約 28,000	約 66,000	約 2,500																																																																																																																																																																																																																																																																		
建物棟数		1,418,505																																																																																																																																																																																																																																																																					
建物被害総数	全壊及び焼失	約 217,000	約 223,000	約 260,000	約 197,000																																																																																																																																																																																																																																																																		
	半壊	約 233,000	約 232,000	約 224,000	約 237,000																																																																																																																																																																																																																																																																		
建物被害率	全壊及び焼失	約 15%	約 16%	約 18%	約 14%																																																																																																																																																																																																																																																																		
	半壊	約 16%	約 16%	約 16%	約 17%																																																																																																																																																																																																																																																																		
ブロック塀等転倒数	約 23,000 件																																																																																																																																																																																																																																																																						
屋外落下物が発生する建物数	約 47,000 棟																																																																																																																																																																																																																																																																						
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)																																																																																																																																																																																																																																																																
	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)																																																																																																																																																																																																																																																																
	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																																																																																

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧				新									
	・人的被害 (単位：人)				津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 7,400	約 2,500	約 3,200	約 1,000	約 700	約 800	
	被害要因	被害区分	早朝 5 時	昼 12 時			夕方 18 時	重傷者	約 400	約 100	約 200	約 60	約 40	約 50
								軽傷者	約 800	約 300	約 400	約 100	約 80	約 100
								死者数	約 9,000	約 5,700	約 7,300	約 1,000	約 700	約 800
	津波							重傷者	約 500	約 400	約 400	約 60	約 40	約 50
								軽傷者	約 1,000	約 700	約 900	約 100	約 80	約 100
						死者数		約 200	約 90	約 200	約 30	約 10	約 20	
	山・がけ崩れ						重傷者	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	
							軽傷者	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	
							死者数	約 800	約 500	約 2,100	約 30	約 10	約 20	
	火災						重傷者	約 600	約 600	約 1,400	約 20	約 50	約 50	
							軽傷者	約 1,200	約 1,600	約 3,700	約 100	約 100	約 100	
							死者数	二	約 10	約 20	二	二	二	
	ブロック塀 ・石塀の倒壊						重傷者	約 10	約 100	約 200	二	約 10	約 10	
							軽傷者	約 10	約 200	約 400	二	約 10	約 20	
							死者数	約 14,000	約 5,900	約 9,900	約 2,700	約 1,500	約 2,100	
	屋外落下物						重傷者	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,400	約 8,800	約 5,600	
							軽傷者	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000	
							死者数	約 16,000	約 9,000	約 14,000	約 2,700	約 1,500	約 2,100	
	屋内器物の移動転倒						重傷者	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,400	約 8,800	約 5,600	
					軽傷者		約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000		
					死者数		約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300		
	道路への落石崩土					津波	約 1,800	約 3,600	約 2,400	約 200	約 400	約 300		
						死者数	約 5,851	約 3,695	約 4,016					
						重傷者	約 18,654	約 16,579	約 16,309					
	人的被害合計					中等傷者	約 85,651	約 74,564	約 73,072					
						死者	約 5,851	約 3,695	約 4,016					
						重傷者	約 18,654	約 16,579	約 16,309					
	人口 (平成 7 年 10 月 1 日現在)					3,737,360								
	(注)・死者：発災後 24 時間以内に死亡すると想定される者													
	・重傷者：手術等入院治療を必要とする者													
	・中等傷者：入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者													
	【イ 警戒宣言が発せられた後、地震が発生した場合】													
	・物的被害 (建物被害) (単位：棟)													
	被害要因	被害区分	被害棟数											
			地震動・液状化	大破	131,183									
				中破	292,115									
	人工造成地	一部損壊	290,670											
		津波	大破	4,774										
			中破	14,322										
	津波	一部損壊	7,429											
		山・がけ崩れ	床下浸水	14,955										
			大破	3,546										

「一」：被害わずか
 注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。
 ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
 ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
 ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者
 ※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約2,200人(早期避難率高+呼びかけ)～約9,200人(早期避難率低)
 ※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧			新																																																																													
		中 破	8,762																																																																														
	延焼火災	焼 失	51																																																																														
	建物被害合計	大 破	140,801																																																																														
		中 破	309,174																																																																														
		一部損壊	291,890																																																																														
		床下浸水	7,041																																																																														
	建物棟数（平成10年1月1日現在）		1,528,349																																																																														
	建物り災棟数		748,907																																																																														
	建物り災率（%）		49.0%																																																																														
	建物被害棟数		295,388																																																																														
	建物被害率（%）		19.3%																																																																														
	建物り災世帯数（推計）		595,732																																																																														
	<p>(注)・大 破：倒壊又は復旧が困難と考えられる建物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中 破：柱、梁、基礎などに被害があり、復旧には大修理が必要な建物 ・一 部 損 壊：壁に複数の大亀裂、基礎に複数の亀裂、瓦の一部落下など中程度の被害と考えられる建物 ・建物被害合計：要因別に重複して建物に被害が発生するため、重複被害分を排除した合計棟数（ただし、焼失は大破に含む。） ・建物り災棟数：建物に被害を受ける棟数（大破＋中破＋一部損壊＋床下浸水） ・建 物 り 災 率：建物り災棟数÷全建物棟数 ・建物被害棟数：被害の程度を示す棟数（大破＋0.5×中破） ・建 物 被 害 率：建物被害棟数÷全建物棟数 ・建物り災世帯数：世帯数×建物り災率 <p>・物的被害（その他の物的被害）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>区 分</th> <th>県 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ブロック塀・石塀</td> <td>全 箇 所 数</td> <td>256,296</td> </tr> <tr> <td>被 害 箇 所 数</td> <td>27,989</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外落下物</td> <td>全 箇 所 数</td> <td>54,336</td> </tr> <tr> <td>被 害 箇 所 数</td> <td>7,577</td> </tr> </tbody> </table> <p>・人的被害 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被 害 要 因</th> <th>被害区分</th> <th>早朝5時</th> <th>昼12時</th> <th>夕方18時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊</td> <td>死 者</td> <td>1,245</td> <td>634</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>重 傷 者</td> <td>1,512</td> <td>1,164</td> <td>1,096</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>13,367</td> <td>10,265</td> <td>9,649</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津 波</td> <td>死 者</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>重 傷 者</td> <td>46</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>104</td> <td>103</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山・がけ崩れ</td> <td>死 者</td> <td>116</td> <td>104</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>重 傷 者</td> <td>182</td> <td>158</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>417</td> <td>353</td> <td>337</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火 災</td> <td>死 者</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>重 傷 者</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀</td> <td>死 者</td> <td>1</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>						項 目	区 分	県 計	ブロック塀・石塀	全 箇 所 数	256,296	被 害 箇 所 数	27,989	屋外落下物	全 箇 所 数	54,336	被 害 箇 所 数	7,577	被 害 要 因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時	建物倒壊	死 者	1,245	634	600	重 傷 者	1,512	1,164	1,096	中等傷者	13,367	10,265	9,649	津 波	死 者	39	39	39	重 傷 者	46	45	45	中等傷者	104	103	103	山・がけ崩れ	死 者	116	104	101	重 傷 者	182	158	148	中等傷者	417	353	337	火 災	死 者	11	8	8	重 傷 者	11	8	8	中等傷者	4	4	4	ブロック塀	死 者	1	8	9
項 目	区 分	県 計																																																																															
ブロック塀・石塀	全 箇 所 数	256,296																																																																															
	被 害 箇 所 数	27,989																																																																															
屋外落下物	全 箇 所 数	54,336																																																																															
	被 害 箇 所 数	7,577																																																																															
被 害 要 因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時																																																																													
建物倒壊	死 者	1,245	634	600																																																																													
	重 傷 者	1,512	1,164	1,096																																																																													
	中等傷者	13,367	10,265	9,649																																																																													
津 波	死 者	39	39	39																																																																													
	重 傷 者	46	45	45																																																																													
	中等傷者	104	103	103																																																																													
山・がけ崩れ	死 者	116	104	101																																																																													
	重 傷 者	182	158	148																																																																													
	中等傷者	417	353	337																																																																													
火 災	死 者	11	8	8																																																																													
	重 傷 者	11	8	8																																																																													
	中等傷者	4	4	4																																																																													
ブロック塀	死 者	1	8	9																																																																													

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																	
地震-11	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">・石塀の倒壊</td> <td>重傷者</td> <td>4</td> <td>25</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>8</td> <td>27</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋外落下物</td> <td>死者</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>4</td> <td>25</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>51</td> <td>128</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">屋内器物の移動転倒</td> <td>死者</td> <td>58</td> <td>30</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>1,363</td> <td>1,238</td> <td>1,160</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>3,683</td> <td>3,325</td> <td>3,133</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路への落石崩土</td> <td>死者</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人的被害合計</td> <td>死者</td> <td>1,470</td> <td>828</td> <td>790</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>3,122</td> <td>2,663</td> <td>2,521</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>17,634</td> <td>14,205</td> <td>13,412</td> </tr> <tr> <td>人口（平成7年10月1日現在）</td> <td colspan="3">3,737,360</td> </tr> </table> <p>(注)・死者：発生後24時間以内に死亡すると想定される者 ・重傷者：手術等入院治療を必要とする者 ・中等傷者：入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者</p>	・石塀の倒壊	重傷者	4	25	31	中等傷者	8	27	36	屋外落下物	死者	0	5	5	重傷者	4	25	33	中等傷者	51	128	150	屋内器物の移動転倒	死者	58	30	28	重傷者	1,363	1,238	1,160	中等傷者	3,683	3,325	3,133	道路への落石崩土	死者	0	0	0	重傷者	0	0	0	中等傷者	0	0	0	人的被害合計	死者	1,470	828	790	重傷者	3,122	2,663	2,521	中等傷者	17,634	14,205	13,412	人口（平成7年10月1日現在）	3,737,360			<p>3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定結果</p> <p>(1) 概説</p> <p>○ この試算は、<u>東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。</u></p> <p>○ 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、<u>中央防災会議（2011）等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。</u></p> <p><u>注）中央防災会議（2011）：「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」</u></p> <p>○ これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、<u>ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。</u></p> <p>○ <u>また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。</u></p> <p>(2) 建物等被害に係る想定結果</p> <p>【地震動：基本ケース、津波：ケース①】</p> <p style="text-align: right;">（単位：棟）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th rowspan="2">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震動</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 171,000</td> <td>約 171,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 161,000</td> <td>約 160,000</td> <td>約 152,000</td> <td>約 165,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 1,800</td> <td>約 1,800</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 5,900</td> <td>約 5,800</td> <td>約 5,600</td> <td>約 6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人工造成地</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 17,000</td> <td>約 17,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 28,000</td> <td>約 28,000</td> </tr> </tbody> </table>	項目	被害区分	予知なし			予知あり	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	地震動	全壊	約 171,000			約 171,000	半壊	約 161,000	約 160,000	約 152,000	約 165,000	液状化	全壊	約 1,800			約 1,800	半壊	約 5,900	約 5,800	約 5,600	約 6,000	人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000	半壊	約 51,000	約 51,000	約 51,000	約 51,000	津波	全壊	約 28,000			約 28,000
	・石塀の倒壊		重傷者	4	25	31																																																																																																													
		中等傷者	8	27	36																																																																																																														
	屋外落下物	死者	0	5	5																																																																																																														
		重傷者	4	25	33																																																																																																														
		中等傷者	51	128	150																																																																																																														
	屋内器物の移動転倒	死者	58	30	28																																																																																																														
		重傷者	1,363	1,238	1,160																																																																																																														
		中等傷者	3,683	3,325	3,133																																																																																																														
	道路への落石崩土	死者	0	0	0																																																																																																														
		重傷者	0	0	0																																																																																																														
		中等傷者	0	0	0																																																																																																														
	人的被害合計	死者	1,470	828	790																																																																																																														
		重傷者	3,122	2,663	2,521																																																																																																														
		中等傷者	17,634	14,205	13,412																																																																																																														
人口（平成7年10月1日現在）	3,737,360																																																																																																																		
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																														
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																															
地震動	全壊	約 171,000			約 171,000																																																																																																														
	半壊	約 161,000	約 160,000	約 152,000	約 165,000																																																																																																														
液状化	全壊	約 1,800			約 1,800																																																																																																														
	半壊	約 5,900	約 5,800	約 5,600	約 6,000																																																																																																														
人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000																																																																																																														
	半壊	約 51,000	約 51,000	約 51,000	約 51,000																																																																																																														
津波	全壊	約 28,000			約 28,000																																																																																																														
3 神奈川県西部の地震の危険度の試算	<p>(1) 概説</p> <p>○ この試算は、<u>南関東地域直下の地震のうち、本県に最も大きな影響が想定される神奈川県西部を震源とするマグニチュード7クラスの地震が発生した場合を想定して行ったものである。</u></p> <p>○ 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地及び山・崖崩れに起因する建物被害の試算をしている。</p> <p>(2) 危険度の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>想定される地震動等</td> <td><u>県東部地域のうち、震源に近い伊豆半島北東部から内陸部にかけて、震度6弱を超える地域が想定され、これに伴い液状化危険度の高い地域も存在する。</u></td> </tr> <tr> <td>想定される津波</td> <td><u>相模湾に面する熱海市、伊東市など、伊豆東海岸沿岸で高い津波が想定される。</u></td> </tr> <tr> <td>地震動・液状化等による建物被害</td> <td><u>想定地震により震度5強以上の揺れの発生が想定される県東部地域を中心とする14市町（東伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町及び富士市）を対象に試算した。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>・物的被害（建物被害） （単位：棟）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害要因</th> <th>被害区分</th> <th>早朝5時</th> <th>昼12時</th> <th>夕方18時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地震動・液状化</td> <td>大破</td> <td>5,462</td> <td>5,462</td> <td>5,462</td> </tr> <tr> <td>中破</td> <td>14,225</td> <td>14,225</td> <td>14,225</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>16,184</td> <td>16,184</td> <td>16,184</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人口造成地</td> <td>大破</td> <td>151</td> <td>151</td> <td>151</td> </tr> <tr> <td>中破</td> <td>452</td> <td>452</td> <td>452</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	想定される地震動等	<u>県東部地域のうち、震源に近い伊豆半島北東部から内陸部にかけて、震度6弱を超える地域が想定され、これに伴い液状化危険度の高い地域も存在する。</u>	想定される津波	<u>相模湾に面する熱海市、伊東市など、伊豆東海岸沿岸で高い津波が想定される。</u>	地震動・液状化等による建物被害	<u>想定地震により震度5強以上の揺れの発生が想定される県東部地域を中心とする14市町（東伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町及び富士市）を対象に試算した。</u>	被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時	地震動・液状化	大破	5,462	5,462	5,462	中破	14,225	14,225	14,225	一部損壊	16,184	16,184	16,184	人口造成地	大破	151	151	151	中破	452	452	452																																																																															
区分	内容																																																																																																																		
想定される地震動等	<u>県東部地域のうち、震源に近い伊豆半島北東部から内陸部にかけて、震度6弱を超える地域が想定され、これに伴い液状化危険度の高い地域も存在する。</u>																																																																																																																		
想定される津波	<u>相模湾に面する熱海市、伊東市など、伊豆東海岸沿岸で高い津波が想定される。</u>																																																																																																																		
地震動・液状化等による建物被害	<u>想定地震により震度5強以上の揺れの発生が想定される県東部地域を中心とする14市町（東伊豆町、熱海市、伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町及び富士市）を対象に試算した。</u>																																																																																																																		
被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時																																																																																																															
地震動・液状化	大破	5,462	5,462	5,462																																																																																																															
	中破	14,225	14,225	14,225																																																																																																															
	一部損壊	16,184	16,184	16,184																																																																																																															
人口造成地	大破	151	151	151																																																																																																															
	中破	452	452	452																																																																																																															

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧				新																																																									
	山・がけ崩れ	大破	762	762	762																																																									
		中破	1,812	1,812	1,812																																																									
	延焼火災	焼失	5	15	4,162																																																									
	建物被害合計	大破	6,355	6,365	10,421																																																									
		中破	16,210	16,209	15,939																																																									
		一部損壊	16,027	16,027	15,743																																																									
	建物棟数（平成10年1月1日現在）		388,772	388,772	388,772																																																									
	建物り災棟数		38,592	38,600	42,104																																																									
	建物り災率（％）		9.9%	9.9%	10.8%																																																									
	建物被害棟数		14,460	14,469	18,391																																																									
	建物被害率（％）		3.7%	3.7%	4.7%																																																									
	建物り災世帯数（推計）		34,504	34,513	38,061																																																									
	<p>（注）・大破：倒壊又は復旧が困難と考えられる建物</p> <p>・中破：柱、梁、基礎などに被害があり、復旧には大修理が必要な建物</p> <p>・一部損壊：壁に複数の大亀裂、基礎に複数の亀裂、瓦の一部落下など中程度の被害と考えられる建物</p> <p>・建物被害合計：要因別に重複して建物に被害が発生するため、重複被害分を排除した合計棟数（ただし、焼失は大破に含む。）</p> <p>・建物り災棟数：建物に被害を受ける棟数（大破＋中破＋一部損壊＋床下浸水）</p> <p>・建物り災率：建物り災棟数÷全建物棟数</p> <p>・建物被害棟数：被害の程度を示す棟数（大破＋0.5×中破）</p> <p>・建物被害率：建物被害棟数÷全建物棟数</p> <p>・建物り災世帯数：世帯数×建物り災率</p>																																																													
	<p>・物的被害（その他の物的被害）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>県計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ブロック塀・石塀</td> <td>全箇所数</td> <td>62,560</td> </tr> <tr> <td>被害箇所数</td> <td>4,228</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外落下物</td> <td>全箇所数</td> <td>17,562</td> </tr> <tr> <td>被害箇所数</td> <td>2,891</td> </tr> </tbody> </table>									項目	区分	県計	ブロック塀・石塀	全箇所数	62,560	被害箇所数	4,228	屋外落下物	全箇所数	17,562	被害箇所数	2,891																																								
項目	区分	県計																																																												
ブロック塀・石塀	全箇所数	62,560																																																												
	被害箇所数	4,228																																																												
屋外落下物	全箇所数	17,562																																																												
	被害箇所数	2,891																																																												
	<p>・人的被害（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被害要因</th> <th>被害区分</th> <th>早朝5時</th> <th>昼12時</th> <th>夕方18時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊</td> <td>死者</td> <td>117</td> <td>73</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>219</td> <td>167</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>1,927</td> <td>1,455</td> <td>1,370</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山・がけ崩れ</td> <td>死者</td> <td>96</td> <td>85</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>159</td> <td>140</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>373</td> <td>331</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>死者</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ブロック塀・石塀の倒壊</td> <td>死者</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>15</td> <td>48</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>									被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時	建物倒壊	死者	117	73	71	重傷者	219	167	155	中等傷者	1,927	1,455	1,370	山・がけ崩れ	死者	96	85	80	重傷者	159	140	131	中等傷者	373	331	310	火災	死者	4	3	38	重傷者	4	3	39	中等傷者	0	2	94	ブロック塀・石塀の倒壊	死者	6	16	19	重傷者	15	48	59
被害要因	被害区分	早朝5時	昼12時	夕方18時																																																										
建物倒壊	死者	117	73	71																																																										
	重傷者	219	167	155																																																										
	中等傷者	1,927	1,455	1,370																																																										
山・がけ崩れ	死者	96	85	80																																																										
	重傷者	159	140	131																																																										
	中等傷者	373	331	310																																																										
火災	死者	4	3	38																																																										
	重傷者	4	3	39																																																										
	中等傷者	0	2	94																																																										
ブロック塀・石塀の倒壊	死者	6	16	19																																																										
	重傷者	15	48	59																																																										
	山・崖崩れ	半壊	約31,000	約31,000	約29,000	約32,000																																																								
		全壊		約2,500		約2,500																																																								
		半壊	約5,800	約5,800	約5,800	約5,800																																																								
	火災	焼失	約22,000	約27,000	約64,000	約2,500																																																								
	建物棟数		1,418,505																																																											
	建物被害総数	全壊及び焼失	約242,000	約248,000	約285,000	約223,000																																																								
		半壊	約255,000	約253,000	約244,000	約260,000																																																								
		全壊及び焼失	約17%	約17%	約20%	約16%																																																								
	建物被害率	半壊	約18%	約18%	約17%	約18%																																																								
		ブロック塀等転倒数	約23,000件																																																											
	屋外落下物が発生する建物数		約47,000棟																																																											
	「－」：被害わずか																																																													
	注）端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。																																																													
	<p>・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊</p> <p>・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊</p>																																																													
	【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】																																																													
	（単位：棟）																																																													
	項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																								
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																									
	地震動	全壊	約179,000			約179,000																																																								
		半壊	約122,000	約121,000	約117,000	約123,000																																																								
	液状化	全壊	約1,600			約1,600																																																								
		半壊	約5,700	約5,700	約5,500	約5,700																																																								
	人工造成地	全壊	約16,000			約16,000																																																								
		半壊	約47,000	約47,000	約47,000	約47,000																																																								
	津波	全壊	約28,000			約28,000																																																								
		半壊	約35,000	約35,000	約34,000	約35,000																																																								
	山・崖崩れ	全壊	約2,100			約2,100																																																								
		半壊	約5,000	約5,000	約5,000	約5,000																																																								
	火災	焼失	約11,000	約14,000	約35,000	約4,500																																																								
	建物棟数		1,418,505																																																											
	建物被害総数	全壊及び焼失	約238,000	約240,000	約262,000	約231,000																																																								
		半壊	約214,000	約213,000	約208,000	約216,000																																																								
		全壊及び焼失	約17%	約17%	約18%	約16%																																																								
	建物被害率	半壊	約15%	約15%	約15%	約15%																																																								

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧					新							
		中等傷者	7	64	85	ブロック塀等転倒数	約 20,000 件						
	屋外落下物	死者	6	13	14	屋外落下物が発生する建物数	約 71,000 棟						
		重傷者	13	31	39	「-」：被害わずか							
		中等傷者	58	531	702	注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。							
	屋内器物の移動転倒	死者	32	30	28	・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊							
		重傷者	1,884	1,685	1,587	・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊							
		中等傷者	5,093	4,561	4,287	【地震動：東側ケース、津波：ケース①】							
	道路への落石崩土	死者	3	5	5	(単位：棟)							
		重傷者	1	3	3	項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		中等傷者	2	3	3			冬・深夜	夏・昼	冬・夕			
	人的被害合計	死者	264	225	255	地震動	全壊	約 191,000			約 191,000		
		重傷者	2,295	2,077	2,013		半壊	約 178,000	約 177,000	約 168,000	約 181,000		
		中等傷者	7,460	6,947	6,851	液状化	全壊	約 1,800			約 1,800		
	人口（平成7年10月1日現在）	1,023,272				人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000		
	(注)・死者：発生後24時間以内に死亡すると想定される者						半壊	約 50,000	約 50,000	約 50,000	約 50,000		
	・重傷者：手術等入院治療を必要とする者					津波	全壊	約 26,000			約 26,000		
	・中等傷者：入院は必要としないが、医師の治療を必要とする者						半壊	約 30,000	約 29,000	約 27,000	約 31,000		
						山・崖崩れ	全壊	約 2,700			約 2,700		
							半壊	約 6,300	約 6,300	約 6,300	約 6,300		
						火災	焼失	約 19,000	約 24,000	約 66,000	約 2,200		
						建物棟数	1,418,505						
						建物被害総数	全壊及び焼失	約 257,000	約 262,000	約 304,000	約 240,000		
							半壊	約 270,000	約 268,000	約 257,000	約 274,000		
						建物被害率	全壊及び焼失	約 18%	約 18%	約 21%	約 17%		
							半壊	約 19%	約 19%	約 18%	約 19%		
						ブロック塀等転倒数	約 25,000 件						
						屋外落下物が発生する建物数	約 58,000 棟						
						「-」：被害わずか							
						注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。							
						・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊							
						・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊							
						(3) 人的被害に係る想定結果							
						【地震動：基本ケース、津波：ケース①】							
						(単位：人)							
						項目	被害区分	予知なし			予知あり		
								冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
						建物倒壊	死者数	約 5,500	約 2,700	約 4,300	約 1,600	約 800	約 1,200

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新						
			(約 700)	(約 500)	(約 500)	(約 100)	(約 100)	(約 100)
		重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)
		軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)
		死者数	約 65,000	約 31,000	約 35,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300
		重傷者	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300
		軽傷者	約 4,500	約 1,800	約 2,000	約 900	約 600	約 600
		死者数	約 95,000	約 62,000	約 72,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300
		重傷者	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300
		軽傷者	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600
		死者数	約 200	約 90	約 200	約 30	約 10	約 20
		重傷者	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10
		軽傷者	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10
		死者数	約 800	約 500	約 2,000	約 30	約 10	約 20
		重傷者	約 400	約 600	約 1,300	約 50	約 50	約 50
		軽傷者	約 1,100	約 1,500	約 3,500	約 100	約 100	約 100
		死者数	—	約 10	約 20	—	—	—
		重傷者	約 10	約 100	約 200	—	約 10	約 10
		軽傷者	約 10	約 200	約 400	—	約 10	約 20
		死者数	約 72,000	約 34,000	約 42,000	約 13,000	約 8,000	約 9,600
		重傷者	約 21,000	約 32,000	約 22,000	約 5,900	約 9,000	約 5,900
		軽傷者	約 55,000	約 55,000	約 48,000	約 15,000	約 16,000	約 13,000
		死者数	約 102,000	約 65,000	約 78,000	約 13,000	約 8,000	約 9,600
		重傷者	約 23,000	約 33,000	約 24,000	約 5,900	約 9,000	約 5,900
		軽傷者	約 58,000	約 58,000	約 52,000	約 15,000	約 16,000	約 13,000
		地震動	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300
		津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000
		<p>「—」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <p>・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。 全壊に含まれる。</p> <p>・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者</p> <p>・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者</p> <p>※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 13,000 人（早期避難率高+呼びかけ）～約 29,000 人（早期避難率低）</p> <p>※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。</p>						

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																															
		<p>【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td>約 7,800 (約 700)</td> <td>約 4,100 (約 500)</td> <td>約 6,200 (約 600)</td> <td>約 2,200 (約 200)</td> <td>約 12,000 (約 100)</td> <td>約 1,800 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,500)</td> <td>約 35,000 (約 2,100)</td> <td>約 21,000 (約 1,700)</td> <td>約 5,600 (約 500)</td> <td>約 10,000 (約 500)</td> <td>約 6,100 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 42,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 38,000 (約 7,600)</td> <td>約 12,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 11,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">津波</td> <td rowspan="3">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 66,000</td> <td>約 31,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 11,000</td> <td>約 7,200</td> <td>約 8,400</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 2,300</td> <td>約 900</td> <td>約 1,100</td> <td>約 500</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 4,500</td> <td>約 1,800</td> <td>約 2,100</td> <td>約 900</td> <td>約 600</td> <td>約 600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 96,000</td> <td>約 62,000</td> <td>約 74,000</td> <td>約 11,000</td> <td>約 7,200</td> <td>約 8,400</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 4,000</td> <td>約 2,500</td> <td>約 2,900</td> <td>約 500</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 7,700</td> <td>約 4,800</td> <td>約 5,500</td> <td>約 900</td> <td>約 600</td> <td>約 600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山・崖崩れ</td> <td>死者数</td> <td>約 200</td> <td>約 80</td> <td>約 100</td> <td>約 20</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 100</td> <td>約 50</td> <td>約 90</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 100</td> <td>約 50</td> <td>約 90</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>死者数</td> <td>約 1,500</td> <td>約 1,000</td> <td>約 3,300</td> <td>約 200</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 300</td> <td>約 400</td> <td>約 900</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 700</td> <td>約 900</td> <td>約 2,200</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、 屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>—</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>—</td> <td>約 70</td> <td>約 100</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 200</td> <td>約 300</td> <td>—</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">死傷者数合計</td> <td rowspan="3">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 75,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 46,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 8,500</td> <td>約 10,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 22,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 23,000</td> <td>約 6,200</td> <td>約 11,000</td> <td>約 6,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 47,000</td> <td>約 55,000</td> <td>約 43,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 105,000</td> <td>約 67,000</td> <td>約 82,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 8,500</td> <td>約 10,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 24,000</td> <td>約 38,000</td> <td>約 25,000</td> <td>約 6,200</td> <td>約 11,000</td> <td>約 6,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 50,000</td> <td>約 58,000</td> <td>約 46,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自力脱出困難者数・ 要救助者数</td> <td>地震動</td> <td>約 50,000</td> <td>約 49,000</td> <td>約 48,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 14,000</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 23,000</td> <td>約 33,000</td> <td>約 26,000</td> <td>約 2,700</td> <td>約 3,800</td> <td>約 3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>「—」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。 ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者 ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者 <p>※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人(早期避難率高+呼びかけ)～約29,000人(早期避難率低)</p> <p>※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。</p>	項目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 500)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 12,000 (約 100)	約 1,800 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)	津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 66,000	約 31,000	約 36,000	約 11,000	約 7,200	約 8,400	重傷者数	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300	軽傷者数	約 4,500	約 1,800	約 2,100	約 900	約 600	約 600	早期避難率低	死者数	約 96,000	約 62,000	約 74,000	約 11,000	約 7,200	約 8,400	重傷者数	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300	軽傷者数	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600	山・崖崩れ	死者数	約 200	約 80	約 100	約 20	約 10	約 20	重傷者数	約 100	約 50	約 90	約 10	約 10	約 10	軽傷者数	約 100	約 50	約 90	約 10	約 10	約 10	火災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,300	約 200	約 100	約 100	重傷者数	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100	軽傷者数	約 700	約 900	約 2,200	約 300	約 300	約 300	ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	約 10	約 10	—	—	—	重傷者数	—	約 70	約 100	—	—	約 10	軽傷者数	約 10	約 200	約 300	—	約 10	約 20	死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000	重傷者数	約 22,000	約 36,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600	軽傷者数	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000	早期避難率低	死者数	約 105,000	約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000	重傷者数	約 24,000	約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600	軽傷者数	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000	自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																												
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																										
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 500)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 12,000 (約 100)	約 1,800 (約 100)																																																																																																																																																																																																										
	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)																																																																																																																																																																																																										
	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																										
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 66,000	約 31,000	約 36,000	約 11,000	約 7,200	約 8,400																																																																																																																																																																																																									
		重傷者数	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																									
		軽傷者数	約 4,500	約 1,800	約 2,100	約 900	約 600	約 600																																																																																																																																																																																																									
	早期避難率低	死者数	約 96,000	約 62,000	約 74,000	約 11,000	約 7,200	約 8,400																																																																																																																																																																																																									
		重傷者数	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																									
		軽傷者数	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600																																																																																																																																																																																																									
山・崖崩れ	死者数	約 200	約 80	約 100	約 20	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																										
	重傷者数	約 100	約 50	約 90	約 10	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																										
	軽傷者数	約 100	約 50	約 90	約 10	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																										
火災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,300	約 200	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																										
	重傷者数	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																										
	軽傷者数	約 700	約 900	約 2,200	約 300	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																										
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	約 10	約 10	—	—	—																																																																																																																																																																																																										
	重傷者数	—	約 70	約 100	—	—	約 10																																																																																																																																																																																																										
	軽傷者数	約 10	約 200	約 300	—	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																										
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000																																																																																																																																																																																																									
		重傷者数	約 22,000	約 36,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600																																																																																																																																																																																																									
		軽傷者数	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																									
	早期避難率低	死者数	約 105,000	約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000																																																																																																																																																																																																									
		重傷者数	約 24,000	約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600																																																																																																																																																																																																									
		軽傷者数	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																									
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000																																																																																																																																																																																																										
	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000																																																																																																																																																																																																										

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																															
		<p>【地震動：東側ケース、津波：ケース①】</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td>約 6,000 (約 700)</td> <td>約 3,000 (約 500)</td> <td>約 4,700 (約 500)</td> <td>約 1,700 (約 200)</td> <td>約 900 (約 100)</td> <td>約 1,400 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 21,000 (約 2,700)</td> <td>約 34,000 (約 2,200)</td> <td>約 21,000 (約 1,700)</td> <td>約 5,900 (約 600)</td> <td>約 9,700 (約 500)</td> <td>約 6,100 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>約 53,000 (約 10,000)</td> <td>約 55,000 (約 8,300)</td> <td>約 45,000 (約 8,100)</td> <td>約 15,000 (約 2,200)</td> <td>約 16,000 (約 1,800)</td> <td>約 13,000 (約 1,800)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">津波</td> <td rowspan="3">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 65,000</td> <td>約 31,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 11,000</td> <td>約 7,200</td> <td>約 8,300</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 2,300</td> <td>約 900</td> <td>約 1,100</td> <td>約 500</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 4,500</td> <td>約 1,800</td> <td>約 2,100</td> <td>約 900</td> <td>約 600</td> <td>約 600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 95,000</td> <td>約 62,000</td> <td>約 72,000</td> <td>約 11,000</td> <td>約 7,200</td> <td>約 8,300</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 4,000</td> <td>約 2,500</td> <td>約 2,900</td> <td>約 500</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>約 7,700</td> <td>約 4,800</td> <td>約 5,500</td> <td>約 900</td> <td>約 600</td> <td>約 600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山・崖崩れ</td> <td>死者数</td> <td>約 200</td> <td>約 100</td> <td>約 200</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 200</td> <td>約 60</td> <td>約 100</td> <td>約 20</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 200</td> <td>約 60</td> <td>約 100</td> <td>約 20</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>死者数</td> <td>約 600</td> <td>約 400</td> <td>約 1,600</td> <td>約 40</td> <td>約 20</td> <td>約 30</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 400</td> <td>約 500</td> <td>約 1,300</td> <td>約 50</td> <td>約 50</td> <td>約 50</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 900</td> <td>約 1,300</td> <td>約 3,400</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、 屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>—</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 100</td> <td>約 200</td> <td>—</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 20</td> <td>約 200</td> <td>約 400</td> <td>—</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">死傷者数合計</td> <td rowspan="3">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 72,000</td> <td>約 34,000</td> <td>約 42,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 8,100</td> <td>約 9,700</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 23,000</td> <td>約 35,000</td> <td>約 24,000</td> <td>約 6,400</td> <td>約 10,000</td> <td>約 6,500</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 58,000</td> <td>約 59,000</td> <td>約 51,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 17,000</td> <td>約 14,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 102,000</td> <td>約 65,000</td> <td>約 78,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 8,100</td> <td>約 9,700</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 25,000</td> <td>約 37,000</td> <td>約 26,000</td> <td>約 6,400</td> <td>約 10,000</td> <td>約 6,500</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 62,000</td> <td>約 62,000</td> <td>約 55,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 17,000</td> <td>約 14,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自力脱出困難者数・要救助者数</td> <td>地震動</td> <td>約 33,000</td> <td>約 29,000</td> <td>約 30,000</td> <td>約 9,500</td> <td>約 8,400</td> <td>約 8,800</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 23,000</td> <td>約 33,000</td> <td>約 26,000</td> <td>約 2,700</td> <td>約 3,800</td> <td>約 3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>「—」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。 ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者 ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者 <p>※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人(早期避難率高+呼びかけ)～約30,000人(早期避難率低)</p>	項目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約 6,000 (約 700)	約 3,000 (約 500)	約 4,700 (約 500)	約 1,700 (約 200)	約 900 (約 100)	約 1,400 (約 100)	重傷者数	約 21,000 (約 2,700)	約 34,000 (約 2,200)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,900 (約 600)	約 9,700 (約 500)	約 6,100 (約 400)	負傷者数	約 53,000 (約 10,000)	約 55,000 (約 8,300)	約 45,000 (約 8,100)	約 15,000 (約 2,200)	約 16,000 (約 1,800)	約 13,000 (約 1,800)	津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 65,000	約 31,000	約 36,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300	重傷者数	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300	軽傷者数	約 4,500	約 1,800	約 2,100	約 900	約 600	約 600	早期避難率低	死者数	約 95,000	約 62,000	約 72,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300	重傷者数	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300	負傷者数	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600	山・崖崩れ	死者数	約 200	約 100	約 200	約 30	約 10	約 20	重傷者数	約 200	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	軽傷者数	約 200	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	火災	死者数	約 600	約 400	約 1,600	約 40	約 20	約 30	重傷者数	約 400	約 500	約 1,300	約 50	約 50	約 50	軽傷者数	約 900	約 1,300	約 3,400	約 100	約 100	約 100	ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	約 10	約 20	—	—	—	重傷者数	約 10	約 100	約 200	—	約 10	約 10	軽傷者数	約 20	約 200	約 400	—	約 10	約 20	死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 72,000	約 34,000	約 42,000	約 13,000	約 8,100	約 9,700	重傷者数	約 23,000	約 35,000	約 24,000	約 6,400	約 10,000	約 6,500	軽傷者数	約 58,000	約 59,000	約 51,000	約 16,000	約 17,000	約 14,000	早期避難率低	死者数	約 102,000	約 65,000	約 78,000	約 13,000	約 8,100	約 9,700	重傷者数	約 25,000	約 37,000	約 26,000	約 6,400	約 10,000	約 6,500	軽傷者数	約 62,000	約 62,000	約 55,000	約 16,000	約 17,000	約 14,000	自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 33,000	約 29,000	約 30,000	約 9,500	約 8,400	約 8,800	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																												
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																										
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約 6,000 (約 700)	約 3,000 (約 500)	約 4,700 (約 500)	約 1,700 (約 200)	約 900 (約 100)	約 1,400 (約 100)																																																																																																																																																																																																										
	重傷者数	約 21,000 (約 2,700)	約 34,000 (約 2,200)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,900 (約 600)	約 9,700 (約 500)	約 6,100 (約 400)																																																																																																																																																																																																										
	負傷者数	約 53,000 (約 10,000)	約 55,000 (約 8,300)	約 45,000 (約 8,100)	約 15,000 (約 2,200)	約 16,000 (約 1,800)	約 13,000 (約 1,800)																																																																																																																																																																																																										
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 65,000	約 31,000	約 36,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300																																																																																																																																																																																																									
		重傷者数	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																									
		軽傷者数	約 4,500	約 1,800	約 2,100	約 900	約 600	約 600																																																																																																																																																																																																									
	早期避難率低	死者数	約 95,000	約 62,000	約 72,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300																																																																																																																																																																																																									
		重傷者数	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																									
		負傷者数	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600																																																																																																																																																																																																									
山・崖崩れ	死者数	約 200	約 100	約 200	約 30	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																										
	重傷者数	約 200	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																										
	軽傷者数	約 200	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																										
火災	死者数	約 600	約 400	約 1,600	約 40	約 20	約 30																																																																																																																																																																																																										
	重傷者数	約 400	約 500	約 1,300	約 50	約 50	約 50																																																																																																																																																																																																										
	軽傷者数	約 900	約 1,300	約 3,400	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																										
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	約 10	約 20	—	—	—																																																																																																																																																																																																										
	重傷者数	約 10	約 100	約 200	—	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																										
	軽傷者数	約 20	約 200	約 400	—	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																										
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 72,000	約 34,000	約 42,000	約 13,000	約 8,100	約 9,700																																																																																																																																																																																																									
		重傷者数	約 23,000	約 35,000	約 24,000	約 6,400	約 10,000	約 6,500																																																																																																																																																																																																									
		軽傷者数	約 58,000	約 59,000	約 51,000	約 16,000	約 17,000	約 14,000																																																																																																																																																																																																									
	早期避難率低	死者数	約 102,000	約 65,000	約 78,000	約 13,000	約 8,100	約 9,700																																																																																																																																																																																																									
		重傷者数	約 25,000	約 37,000	約 26,000	約 6,400	約 10,000	約 6,500																																																																																																																																																																																																									
		軽傷者数	約 62,000	約 62,000	約 55,000	約 16,000	約 17,000	約 14,000																																																																																																																																																																																																									
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 33,000	約 29,000	約 30,000	約 9,500	約 8,400	約 8,800																																																																																																																																																																																																										
	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000																																																																																																																																																																																																										

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																										
地震-13	<p>4 <u>東南海・南海地震の危険度の推定</u></p> <p>○ <u>国の中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」による東南海・南海地震に伴う本県の地震動や津波の高さは、本県の第3次地震被害想定における東海地震の想定を下回っている。したがって、東南海・南海地震による危険度は、東海地震のそれを下回るものと推定している。</u></p> <p><u>(参考)</u></p> <p>○ <u>中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」で行った東南海・南海地震の被害想定から、本県における建物被害（全壊棟数）及び死者数に係る部分を抜粋して示す。</u></p> <p><u>・全壊棟数</u></p> <table border="1" data-bbox="329 709 1430 1045"> <thead> <tr> <th>被害要因</th> <th>早朝5時</th> <th>昼12時</th> <th>夕方18時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>揺れ</td> <td>約 34,500</td> <td>約 34,500</td> <td>約 34,500</td> </tr> <tr> <td>液状化</td> <td>約 5,200</td> <td>約 5,200</td> <td>約 5,200</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 60</td> <td>約 60</td> <td>約 60</td> </tr> <tr> <td>斜面災害</td> <td>約 1,200</td> <td>約 1,200</td> <td>約 1,200</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>約 3,100～約 10,100</td> <td>約 3,100～約 10,100</td> <td>約 22,600～約 62,400</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 43,900～約 51,000</td> <td>約 43,900～約 51,000</td> <td>約 63,500～約 103,300</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>・死者数</u></p> <table border="1" data-bbox="329 1115 1430 1346"> <thead> <tr> <th>被害要因</th> <th>早朝5時</th> <th>昼12時</th> <th>夕方18時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物被害</td> <td>約 1,300</td> <td>約 700</td> <td>約 700</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>斜面崩壊</td> <td>約 100</td> <td>約 70</td> <td>約 70</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>約 40～約 100</td> <td>約 20～約 60</td> <td>約 100～約 300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約 1,400～約 1,500</td> <td>約 800</td> <td>約 800～約 1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 表中「—」は、わずかであることを示す。 ※ 火災の被害については、風速の違いを考慮し、幅をもって示している。</p>	被害要因	早朝5時	昼12時	夕方18時	揺れ	約 34,500	約 34,500	約 34,500	液状化	約 5,200	約 5,200	約 5,200	津波	約 60	約 60	約 60	斜面災害	約 1,200	約 1,200	約 1,200	火災	約 3,100～約 10,100	約 3,100～約 10,100	約 22,600～約 62,400	合計	約 43,900～約 51,000	約 43,900～約 51,000	約 63,500～約 103,300	被害要因	早朝5時	昼12時	夕方18時	建物被害	約 1,300	約 700	約 700	津波	—	—	—	斜面崩壊	約 100	約 70	約 70	火災	約 40～約 100	約 20～約 60	約 100～約 300	合計	約 1,400～約 1,500	約 800	約 800～約 1,000	<p>※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同一とした。</p> <p>4 <u>相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果</u></p> <p><u>(1) 概説</u></p> <p>○ <u>この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。</u></p> <p>○ <u>試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。</u></p> <p>○ <u>これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。</u></p> <p><u>(2) 建物等被害に係る想定結果</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：棟)</p> <table border="1" data-bbox="1567 751 2481 1444"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>被害区分</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震動</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 10,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 27,000</td> <td>約 27,000</td> <td>約 26,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 800</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 3,100</td> <td>約 3,100</td> <td>約 3,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人工造成地</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 40</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 900</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 2,300</td> <td>約 2,300</td> <td>約 2,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山・崖崩れ</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 500</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 1,100</td> <td>約 1,100</td> <td>約 1,100</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失</td> <td>約 200</td> <td>約 300</td> <td>約 1,600</td> </tr> <tr> <td>建物棟数</td> <td></td> <td colspan="3">1,418,505</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害総数</td> <td>全壊及び半壊</td> <td>約 13,000 棟</td> <td>約 13,000 棟</td> <td>約 14,000 棟</td> </tr> <tr> <td>焼失</td> <td>33,000 棟</td> <td>33,000 棟</td> <td>33,000 棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物被害率</td> <td>全壊及び半壊</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>焼失</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1567 1493 2347 1583"> <tbody> <tr> <td>ブロック塀等転倒数</td> <td>約 2,500 件</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物が発生する建物数</td> <td>約 1,900 棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>「—」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <p>・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊 ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊</p>	項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	地震動	全壊	約 10,000			半壊	約 27,000	約 27,000	約 26,000	液状化	全壊	約 800			半壊	約 3,100	約 3,100	約 3,100	人工造成地	全壊	約 40			半壊	約 100	約 100	約 100	津波	全壊	約 900			半壊	約 2,300	約 2,300	約 2,300	山・崖崩れ	全壊	約 500			半壊	約 1,100	約 1,100	約 1,100	火災	焼失	約 200	約 300	約 1,600	建物棟数		1,418,505			建物被害総数	全壊及び半壊	約 13,000 棟	約 13,000 棟	約 14,000 棟	焼失	33,000 棟	33,000 棟	33,000 棟	建物被害率	全壊及び半壊	1%	1%	1%	焼失				半壊	2%	2%	2%	ブロック塀等転倒数	約 2,500 件	屋外落下物が発生する建物数	約 1,900 棟
被害要因	早朝5時	昼12時	夕方18時																																																																																																																																									
揺れ	約 34,500	約 34,500	約 34,500																																																																																																																																									
液状化	約 5,200	約 5,200	約 5,200																																																																																																																																									
津波	約 60	約 60	約 60																																																																																																																																									
斜面災害	約 1,200	約 1,200	約 1,200																																																																																																																																									
火災	約 3,100～約 10,100	約 3,100～約 10,100	約 22,600～約 62,400																																																																																																																																									
合計	約 43,900～約 51,000	約 43,900～約 51,000	約 63,500～約 103,300																																																																																																																																									
被害要因	早朝5時	昼12時	夕方18時																																																																																																																																									
建物被害	約 1,300	約 700	約 700																																																																																																																																									
津波	—	—	—																																																																																																																																									
斜面崩壊	約 100	約 70	約 70																																																																																																																																									
火災	約 40～約 100	約 20～約 60	約 100～約 300																																																																																																																																									
合計	約 1,400～約 1,500	約 800	約 800～約 1,000																																																																																																																																									
項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																								
地震動	全壊	約 10,000																																																																																																																																										
	半壊	約 27,000	約 27,000	約 26,000																																																																																																																																								
液状化	全壊	約 800																																																																																																																																										
	半壊	約 3,100	約 3,100	約 3,100																																																																																																																																								
人工造成地	全壊	約 40																																																																																																																																										
	半壊	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																								
津波	全壊	約 900																																																																																																																																										
	半壊	約 2,300	約 2,300	約 2,300																																																																																																																																								
山・崖崩れ	全壊	約 500																																																																																																																																										
	半壊	約 1,100	約 1,100	約 1,100																																																																																																																																								
火災	焼失	約 200	約 300	約 1,600																																																																																																																																								
建物棟数		1,418,505																																																																																																																																										
建物被害総数	全壊及び半壊	約 13,000 棟	約 13,000 棟	約 14,000 棟																																																																																																																																								
	焼失	33,000 棟	33,000 棟	33,000 棟																																																																																																																																								
建物被害率	全壊及び半壊	1%	1%	1%																																																																																																																																								
	焼失																																																																																																																																											
	半壊	2%	2%	2%																																																																																																																																								
ブロック塀等転倒数	約 2,500 件																																																																																																																																											
屋外落下物が発生する建物数	約 1,900 棟																																																																																																																																											

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																												
		<p>(3) 人的被害に係る想定結果</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>被害区分</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td></td> <td>約 100 (約 40)</td> <td>約 50 (約 20)</td> <td>約 90 (約 30)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td></td> <td>約 1,100 (約 200)</td> <td>約 1,400 (約 100)</td> <td>約 1,000 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td></td> <td>約 5,100 (約 800)</td> <td>約 4,600 (約 700)</td> <td>約 4,200 (約 600)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">津波</td> <td rowspan="3">早期避難率高＋ 呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 2,300</td> <td>約 600</td> <td>約 900</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 100</td> <td>約 50</td> <td>約 70</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 200</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 2,900</td> <td>約 1,700</td> <td>約 2,400</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 200</td> <td>約 100</td> <td>約 200</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 400</td> <td>約 300</td> <td>約 400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山・崖崩れ</td> <td>死者数</td> <td>約 40</td> <td>約 20</td> <td>約 30</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>死者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>—</td> <td>約 10</td> <td>約 30</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>約 70</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、 屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>—</td> <td>約 20</td> <td>約 30</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>—</td> <td>約 30</td> <td>約 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">死傷者数合計</td> <td rowspan="3">早期避難率高 ＋呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 2,500</td> <td>約 700</td> <td>約 1,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 1,200</td> <td>約 1,500</td> <td>約 1,200</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 5,400</td> <td>約 4,700</td> <td>約 4,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 3,000</td> <td>約 1,800</td> <td>約 2,500</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 1,300</td> <td>約 1,600</td> <td>約 1,300</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 5,600</td> <td>約 4,900</td> <td>約 4,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自力脱出困難者数・要救護者数</td> <td>地震動</td> <td>約 600</td> <td>約 400</td> <td>約 500</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 900</td> <td>約 1,800</td> <td>約 1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>「—」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。 ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者 ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者 <p>※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 1,600 人(早期避難率高＋呼びかけ) ～約 4,600 人(早期避難率低)</p>	項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数		約 100 (約 40)	約 50 (約 20)	約 90 (約 30)	重傷者数		約 1,100 (約 200)	約 1,400 (約 100)	約 1,000 (約 100)	軽傷者数		約 5,100 (約 800)	約 4,600 (約 700)	約 4,200 (約 600)	津波	早期避難率高＋ 呼びかけ	死者数	約 2,300	約 600	約 900	重傷者数	約 100	約 50	約 70	軽傷者数	約 200	約 100	約 100	早期避難率低	死者数	約 2,900	約 1,700	約 2,400	重傷者数	約 200	約 100	約 200	軽傷者数	約 400	約 300	約 400	山・崖崩れ	死者数	約 40	約 20	約 30	重傷者数	約 30	約 10	約 20	軽傷者数	約 30	約 10	約 20	火災	死者数	—	—	約 10	重傷者数	—	約 10	約 30	軽傷者数	約 10	約 10	約 70	ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	重傷者数	—	約 20	約 30	軽傷者数	—	約 30	約 50	死傷者数合計	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	約 2,500	約 700	約 1,000	重傷者数	約 1,200	約 1,500	約 1,200	軽傷者数	約 5,400	約 4,700	約 4,500	早期避難率低	死者数	約 3,000	約 1,800	約 2,500	重傷者数	約 1,300	約 1,600	約 1,300	軽傷者数	約 5,600	約 4,900	約 4,700	自力脱出困難者数・要救護者数	地震動	約 600	約 400	約 500	津波	約 900	約 1,800	約 1,200
項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																									
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数		約 100 (約 40)	約 50 (約 20)	約 90 (約 30)																																																																																																																									
	重傷者数		約 1,100 (約 200)	約 1,400 (約 100)	約 1,000 (約 100)																																																																																																																									
	軽傷者数		約 5,100 (約 800)	約 4,600 (約 700)	約 4,200 (約 600)																																																																																																																									
津波	早期避難率高＋ 呼びかけ	死者数	約 2,300	約 600	約 900																																																																																																																									
		重傷者数	約 100	約 50	約 70																																																																																																																									
		軽傷者数	約 200	約 100	約 100																																																																																																																									
	早期避難率低	死者数	約 2,900	約 1,700	約 2,400																																																																																																																									
		重傷者数	約 200	約 100	約 200																																																																																																																									
		軽傷者数	約 400	約 300	約 400																																																																																																																									
山・崖崩れ	死者数	約 40	約 20	約 30																																																																																																																										
	重傷者数	約 30	約 10	約 20																																																																																																																										
	軽傷者数	約 30	約 10	約 20																																																																																																																										
火災	死者数	—	—	約 10																																																																																																																										
	重傷者数	—	約 10	約 30																																																																																																																										
	軽傷者数	約 10	約 10	約 70																																																																																																																										
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—																																																																																																																										
	重傷者数	—	約 20	約 30																																																																																																																										
	軽傷者数	—	約 30	約 50																																																																																																																										
死傷者数合計	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	約 2,500	約 700	約 1,000																																																																																																																									
		重傷者数	約 1,200	約 1,500	約 1,200																																																																																																																									
		軽傷者数	約 5,400	約 4,700	約 4,500																																																																																																																									
	早期避難率低	死者数	約 3,000	約 1,800	約 2,500																																																																																																																									
		重傷者数	約 1,300	約 1,600	約 1,300																																																																																																																									
		軽傷者数	約 5,600	約 4,900	約 4,700																																																																																																																									
自力脱出困難者数・要救護者数	地震動	約 600	約 400	約 500																																																																																																																										
	津波	約 900	約 1,800	約 1,200																																																																																																																										

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																										
	(新設)	<p>5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果</p> <p>(1) 概説</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。 ○ 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。 ○ これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、津波、山・崖崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。 <p>(2) 建物等被害に係る想定結果</p> <p style="text-align: right;">(単位：棟)</p> <table border="1" data-bbox="1570 661 2481 1404"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>被害区分</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震動</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 19,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 40,000</td> <td>約 39,000</td> <td>約 39,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 1,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 3,700</td> <td>約 3,700</td> <td>約 3,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人工造成地</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 80</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 2,400</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 6,300</td> <td>約 6,300</td> <td>約 6,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山・崖崩れ</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 600</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 1,400</td> <td>約 1,400</td> <td>約 1,400</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失</td> <td>約 400</td> <td>約 600</td> <td>約 3,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物棟数</td> <td colspan="3">1,418,505</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物被害総数</td> <td>全壊及び 焼失</td> <td>約 23,000</td> <td>約 24,000</td> <td>約 27,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> <td>約 50,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物被害率</td> <td>全壊及び 焼失</td> <td>約 2%</td> <td>約 2%</td> <td>約 2%</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 4%</td> <td>約 4%</td> <td>約 4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1570 1451 2347 1545"> <tbody> <tr> <td>ブロック塀等転倒数</td> <td>約 3,600 件</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物が発生する建物数</td> <td>約 4,000 棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>「－」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊 ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊 	項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	地震動	全壊	約 19,000			半壊	約 40,000	約 39,000	約 39,000	液状化	全壊	約 1,000			半壊	約 3,700	約 3,700	約 3,700	人工造成地	全壊	約 80			半壊	約 300	約 300	約 300	津波	全壊	約 2,400			半壊	約 6,300	約 6,300	約 6,200	山・崖崩れ	全壊	約 600			半壊	約 1,400	約 1,400	約 1,400	火災	焼失	約 400	約 600	約 3,700	建物棟数		1,418,505			建物被害総数	全壊及び 焼失	約 23,000	約 24,000	約 27,000	半壊	約 51,000	約 51,000	約 50,000					建物被害率	全壊及び 焼失	約 2%	約 2%	約 2%	半壊	約 4%	約 4%	約 4%					ブロック塀等転倒数	約 3,600 件	屋外落下物が発生する建物数	約 4,000 棟
項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																								
地震動	全壊	約 19,000																																																																																										
	半壊	約 40,000	約 39,000	約 39,000																																																																																								
液状化	全壊	約 1,000																																																																																										
	半壊	約 3,700	約 3,700	約 3,700																																																																																								
人工造成地	全壊	約 80																																																																																										
	半壊	約 300	約 300	約 300																																																																																								
津波	全壊	約 2,400																																																																																										
	半壊	約 6,300	約 6,300	約 6,200																																																																																								
山・崖崩れ	全壊	約 600																																																																																										
	半壊	約 1,400	約 1,400	約 1,400																																																																																								
火災	焼失	約 400	約 600	約 3,700																																																																																								
建物棟数		1,418,505																																																																																										
建物被害総数	全壊及び 焼失	約 23,000	約 24,000	約 27,000																																																																																								
	半壊	約 51,000	約 51,000	約 50,000																																																																																								
建物被害率	全壊及び 焼失	約 2%	約 2%	約 2%																																																																																								
	半壊	約 4%	約 4%	約 4%																																																																																								
ブロック塀等転倒数	約 3,600 件																																																																																											
屋外落下物が発生する建物数	約 4,000 棟																																																																																											

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																												
		<p>(3) 人的被害に係る想定結果</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>被害区分</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td></td> <td>約 200 (約 70)</td> <td>約 100 (約 40)</td> <td>約 200 (約 50)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td></td> <td>約 1,900 (約 300)</td> <td>約 2,300 (約 200)</td> <td>約 1,800 (約 200)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td></td> <td>約 7,900 (約 1,300)</td> <td>約 6,600 (約 1,000)</td> <td>約 4,900 (約 1,000)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">津波</td> <td rowspan="3">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 4,700</td> <td>約 1,400</td> <td>約 1,900</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 100</td> <td>約 60</td> <td>約 70</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 300</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 5,700</td> <td>約 3,500</td> <td>約 4,700</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 300</td> <td>約 200</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 500</td> <td>約 400</td> <td>約 500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山・崖崩れ</td> <td>死者数</td> <td>約 50</td> <td>約 20</td> <td>約 40</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>死者数</td> <td>約 10</td> <td>-</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 60</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 20</td> <td>約 30</td> <td>約 200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、 屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>-</td> <td>約 30</td> <td>約 40</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>-</td> <td>約 40</td> <td>約 90</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">死傷者数合計</td> <td rowspan="3">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 5,000</td> <td>約 1,500</td> <td>約 2,100</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 2,100</td> <td>約 2,400</td> <td>約 2,000</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 8,300</td> <td>約 6,800</td> <td>約 5,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 6,000</td> <td>約 3,600</td> <td>約 4,900</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 2,200</td> <td>約 2,600</td> <td>約 2,200</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 8,500</td> <td>約 7,200</td> <td>約 5,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自力脱出困難者数・要救助者数</td> <td>地震動</td> <td>約 1,100</td> <td>約 800</td> <td>約 1,000</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 2,300</td> <td>約 5,100</td> <td>約 3,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>「-」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。 ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者 ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者 <p>※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約2,400人(早期避難率高+呼びかけ)～約6,500人(早期避難率低)</p>	項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数		約 200 (約 70)	約 100 (約 40)	約 200 (約 50)	重傷者数		約 1,900 (約 300)	約 2,300 (約 200)	約 1,800 (約 200)	軽傷者数		約 7,900 (約 1,300)	約 6,600 (約 1,000)	約 4,900 (約 1,000)	津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 4,700	約 1,400	約 1,900	重傷者数	約 100	約 60	約 70	軽傷者数	約 300	約 100	約 100	早期避難率低	死者数	約 5,700	約 3,500	約 4,700	重傷者数	約 300	約 200	約 300	軽傷者数	約 500	約 400	約 500	山・崖崩れ	死者数	約 50	約 20	約 40	重傷者数	約 30	約 10	約 20	軽傷者数	約 30	約 10	約 20	火災	死者数	約 10	-	約 20	重傷者数	-	約 10	約 60	軽傷者数	約 20	約 30	約 200	ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	-	-	重傷者数	-	約 30	約 40	軽傷者数	-	約 40	約 90	死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 5,000	約 1,500	約 2,100	重傷者数	約 2,100	約 2,400	約 2,000	軽傷者数	約 8,300	約 6,800	約 5,300	早期避難率低	死者数	約 6,000	約 3,600	約 4,900	重傷者数	約 2,200	約 2,600	約 2,200	軽傷者数	約 8,500	約 7,200	約 5,700	自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 1,100	約 800	約 1,000	津波	約 2,300	約 5,100	約 3,200
項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																									
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	死者数		約 200 (約 70)	約 100 (約 40)	約 200 (約 50)																																																																																																																									
	重傷者数		約 1,900 (約 300)	約 2,300 (約 200)	約 1,800 (約 200)																																																																																																																									
	軽傷者数		約 7,900 (約 1,300)	約 6,600 (約 1,000)	約 4,900 (約 1,000)																																																																																																																									
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 4,700	約 1,400	約 1,900																																																																																																																									
		重傷者数	約 100	約 60	約 70																																																																																																																									
		軽傷者数	約 300	約 100	約 100																																																																																																																									
	早期避難率低	死者数	約 5,700	約 3,500	約 4,700																																																																																																																									
		重傷者数	約 300	約 200	約 300																																																																																																																									
		軽傷者数	約 500	約 400	約 500																																																																																																																									
山・崖崩れ	死者数	約 50	約 20	約 40																																																																																																																										
	重傷者数	約 30	約 10	約 20																																																																																																																										
	軽傷者数	約 30	約 10	約 20																																																																																																																										
火災	死者数	約 10	-	約 20																																																																																																																										
	重傷者数	-	約 10	約 60																																																																																																																										
	軽傷者数	約 20	約 30	約 200																																																																																																																										
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	-	-																																																																																																																										
	重傷者数	-	約 30	約 40																																																																																																																										
	軽傷者数	-	約 40	約 90																																																																																																																										
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 5,000	約 1,500	約 2,100																																																																																																																									
		重傷者数	約 2,100	約 2,400	約 2,000																																																																																																																									
		軽傷者数	約 8,300	約 6,800	約 5,300																																																																																																																									
	早期避難率低	死者数	約 6,000	約 3,600	約 4,900																																																																																																																									
		重傷者数	約 2,200	約 2,600	約 2,200																																																																																																																									
		軽傷者数	約 8,500	約 7,200	約 5,700																																																																																																																									
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 1,100	約 800	約 1,000																																																																																																																										
	津波	約 2,300	約 5,100	約 3,200																																																																																																																										

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																								
地震-14	<p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関が東海地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。</p> <p>県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに地震防災応急計画又は東南海・南海地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等（<u>東海地震、東南海・南海地震、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべきものと前節に記載されている地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害をいう。以下同じ。</u>）の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p>	<p>第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>県、市町及び防災関係機関が東海地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。</p> <p>県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は東南海・南海地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p>																																								
地震-15	<p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="311 756 1528 1936"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>ア ～ ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ・カ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td>(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	関東管区警察局	(略)	総務省東海総合通信局	ア ～ ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ・カ (略)	(略)	(略)	関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	関東東北産業保安監督部	(略)	中部近畿産業保安監督部	(略)	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略) (略)	(略)	(略)	<p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1602 724 2804 1911"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警察庁関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>ア ～ ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ・カ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>林野庁関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td>(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	警察庁関東管区警察局	(略)	総務省東海総合通信局	ア ～ ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ・カ (略)	(略)	(略)	林野庁関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	経済産業省関東東北産業保安監督部	(略)	経済産業省中部近畿産業保安監督部	(略)	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</u> (略)	(略)	(略)
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																									
関東管区警察局	(略)																																									
総務省東海総合通信局	ア ～ ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ・カ (略)																																									
(略)	(略)																																									
関東森林管理局	(略)																																									
(略)	(略)																																									
関東東北産業保安監督部	(略)																																									
中部近畿産業保安監督部	(略)																																									
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略) (略)																																									
(略)	(略)																																									
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																									
警察庁関東管区警察局	(略)																																									
総務省東海総合通信局	ア ～ ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 オ・カ (略)																																									
(略)	(略)																																									
林野庁関東森林管理局	(略)																																									
(略)	(略)																																									
経済産業省関東東北産業保安監督部	(略)																																									
経済産業省中部近畿産業保安監督部	(略)																																									
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</u> (略)																																									
(略)	(略)																																									

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
地震-17	東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)	<u>気象庁</u> 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)
	第三管区海上保安本部	(略)	<u>海上保安庁</u> 第三管区海上保安本部	(略)
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関	
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務
	独立行政法人国立病院機構	<u>ア 所管する病院において、医療救護班の派遣による医療救護を準備又は実施させること</u> <u>イ 所管する病院において、可能な範囲で患者を受け入れ、治療に当たらせること</u> <u>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所に医療救護班の活動支援に当たらせること</u>	独立行政法人国立病院機構	<u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>郵便事業株式会社東海支社</u>	<u>ア 郵便事業の運営に関すること</u> <u>イ 施設等の被災防止に関すること</u> <u>ウ 利用者の避難誘導に関すること</u>	<u>日本郵便株式会社東海支社</u>	<u>ア 郵便事業の運営に関すること</u> <u>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること</u> <u>ウ 施設等の被災防止に関すること</u> <u>エ 利用者の避難誘導に関すること</u>
	<u>郵便局株式会社東海支社</u>	<u>ア 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること</u> <u>イ 施設等の被災防止に関すること</u> <u>ウ 利用者の避難誘導に関すること</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)	日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療、助産及び遺体措置に関すること</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u> <u>ウ 被災者に対する義援物資の配布</u> <u>エ 義援金の募集</u> <u>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</u>
	日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 応援救護班の派遣又は派遣準備</u> <u>イ 被災者に対する救援物資の配付</u> <u>ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u> <u>エ 赤十字飛行隊による救援又は救援準備</u> <u>オ 赤十字奉仕団、自主防災組織等に対する救急法の講習等の指導</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)		

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																
地震-18	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 302 635 348">機 関 名</th> <th data-bbox="635 302 1516 348">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 348 635 800"> 社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 </td> <td data-bbox="635 348 1516 800">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 800 635 846">(略)</td> <td data-bbox="635 800 1516 846">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 846 635 936"> 社団法人静岡県エルピーガス協会 </td> <td data-bbox="635 846 1516 936">ア 需要家に対するプロパンガスによる災害の予防広報 イ～オ (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 936 635 982">(略)</td> <td data-bbox="635 936 1516 982">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 982 635 1029">(略)</td> <td data-bbox="635 982 1516 1029">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1029 635 1075">(略)</td> <td data-bbox="635 1029 1516 1075">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1075 635 1346"> 社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会 </td> <td data-bbox="635 1075 1516 1346">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1346 635 1436">社団法人静岡県警備業協会</td> <td data-bbox="635 1346 1516 1436">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1436 635 1482">(略)</td> <td data-bbox="635 1436 1516 1482">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1482 635 1572">(新設)</td> <td data-bbox="635 1482 1516 1572">(新設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1572 635 1663">(新設)</td> <td data-bbox="635 1572 1516 1663">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	(略)	(略)	(略)	社団法人静岡県エルピーガス協会	ア 需要家に対する プロパンガス による災害の予防広報 イ～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(略)	社団法人静岡県警備業協会	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 302 1920 348">機 関 名</th> <th data-bbox="1920 302 2801 348">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 348 1920 800"> 一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 </td> <td data-bbox="1920 348 2801 800">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 800 1920 846">(略)</td> <td data-bbox="1920 800 2801 846">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 846 1920 936"> 一般社団法人静岡県LPGガス協会 </td> <td data-bbox="1920 846 2801 936">ア 需要家に対するLPGガスによる災害の予防広報 イ～オ (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 936 1920 982">(略)</td> <td data-bbox="1920 936 2801 982">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 982 1920 1029">(略)</td> <td data-bbox="1920 982 2801 1029">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1029 1920 1075">(略)</td> <td data-bbox="1920 1029 2801 1075">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1075 1920 1346"> 一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会 </td> <td data-bbox="1920 1075 2801 1346">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1346 1920 1436"> 一般社団法人静岡県警備業協会 </td> <td data-bbox="1920 1346 2801 1436">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1436 1920 1482">(略)</td> <td data-bbox="1920 1436 2801 1482">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1482 1920 1572"> 公益社団法人静岡県栄養士会 </td> <td data-bbox="1920 1482 2801 1572">ア 災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1572 1920 1663"> 一般社団法人静岡県建設業協会 </td> <td data-bbox="1920 1572 2801 1663">公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	一般 社団法人静岡県医師会 一般 社団法人静岡県歯科医師会 公益 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	(略)	(略)	(略)	一般 社団法人静岡県LPGガス協会	ア 需要家に対する LPGガス による災害の予防広報 イ～オ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一般 社団法人静岡県トラック協会 一般 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(略)	一般 社団法人静岡県警備業協会	(略)	(略)	(略)	公益 社団法人静岡県栄養士会	ア 災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力	一般 社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
		機 関 名	処理すべき事務又は業務																																															
		社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	(略)																																															
		(略)	(略)																																															
		社団法人静岡県エルピーガス協会	ア 需要家に対する プロパンガス による災害の予防広報 イ～オ (略)																																															
		(略)	(略)																																															
		(略)	(略)																																															
		(略)	(略)																																															
		社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(略)																																															
		社団法人静岡県警備業協会	(略)																																															
		(略)	(略)																																															
		(新設)	(新設)																																															
		(新設)	(新設)																																															
		機 関 名	処理すべき事務又は業務																																															
		一般 社団法人静岡県医師会 一般 社団法人静岡県歯科医師会 公益 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	(略)																																															
(略)	(略)																																																	
一般 社団法人静岡県LPGガス協会	ア 需要家に対する LPGガス による災害の予防広報 イ～オ (略)																																																	
(略)	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
一般 社団法人静岡県トラック協会 一般 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(略)																																																	
一般 社団法人静岡県警備業協会	(略)																																																	
(略)	(略)																																																	
公益 社団法人静岡県栄養士会	ア 災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力																																																	
一般 社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力																																																	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																								
地震-23	<p>第2章 平常時対策 第3節 地震防災訓練の実施 3 防災関係機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名 等</th> <th>重 点 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社静岡県支部</td> <td> <u>ア 救護資機材の点検確認</u> <u>イ 救護班の待機及び出勤</u> <u>ウ 医療救護</u> <u>エ 血液製剤の緊急輸送</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 等	重 点 事 項	(略)	(略)	第三管区海上保安本部	(略)	(略)	(略)	日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 救護資機材の点検確認</u> <u>イ 救護班の待機及び出勤</u> <u>ウ 医療救護</u> <u>エ 血液製剤の緊急輸送</u>	(略)	(略)	<p>第2章 平常時対策 第3節 地震防災訓練の実施 3 防災関係機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名 等</th> <th>重 点 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>海上保安庁</u>第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社静岡県支部</td> <td> <u>ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給</u> <u>ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名 等	重 点 事 項	(略)	(略)	<u>海上保安庁</u> 第三管区海上保安本部	(略)	(略)	(略)	日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給</u> <u>ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導</u>	(略)	(略)
機 関 名 等	重 点 事 項																									
(略)	(略)																									
第三管区海上保安本部	(略)																									
(略)	(略)																									
日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 救護資機材の点検確認</u> <u>イ 救護班の待機及び出勤</u> <u>ウ 医療救護</u> <u>エ 血液製剤の緊急輸送</u>																									
(略)	(略)																									
機 関 名 等	重 点 事 項																									
(略)	(略)																									
<u>海上保安庁</u> 第三管区海上保安本部	(略)																									
(略)	(略)																									
日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給</u> <u>ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導</u>																									
(略)	(略)																									
地震-24	<p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。 ○ 地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。 ○ 県は、<u>国の地震防災戦略を踏まえ、「地震対策アクションプログラム2006」を策定し</u>、県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な地震対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。 ○ 業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。 ○ 災害時には地域における災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。 	<p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。 ○ 地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。 ○ 県は、<u>第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせる対策を充実・強化する。また、その際、</u>県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な地震対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。 ○ 業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。 ○ 災害時には地域における災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。 																								
地震-24	<p>2 火災の予防対策 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス（<u>プロパンガス</u>を含む。）施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 ・特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	高圧ガス（ <u>プロパンガス</u> を含む。）施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 ・特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施 	<p>2 火災の予防対策 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス（<u>LPガス</u>を含む。）施設</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 ・特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	高圧ガス（ <u>LPガス</u> を含む。）施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 ・特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施 												
区 分	内 容																									
(略)	(略)																									
高圧ガス（ <u>プロパンガス</u> を含む。）施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 ・特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施 																									
区 分	内 容																									
(略)	(略)																									
高圧ガス（ <u>LPガス</u> を含む。）施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 ・特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施 																									

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新					
地震-26	を徹底する。	を徹底する。					
	プロパンガス消費設備 （略）	プロパンガスボンベについては、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。 （略）	LPガス消費設備 （略）	LPガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。 （略）			
	4 被災建築物等に対する安全対策		4 被災建築物等に対する安全対策				
	区分 （略） 大規模盛土造成地対策の推進 （新設）	内容 （略） （略） （新設）	区分 （略） 大規模盛土造成地対策の推進	内容 （略） <u>知事又は市町長は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</u> <table border="1"> <tr> <td>指定の目的</td> <td>災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。</td> </tr> <tr> <td>指定の方法</td> <td>条例により区域を指定し、周知する。</td> </tr> </table>	指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。	指定の方法
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。						
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。						
地震-27	8 危険予想地域における災害の予防 (1) 避難計画の策定		8 危険予想地域における災害の予防 (1) 避難計画の策定				
	区分 要避難地区の指定 （略）	内容 市町長は、「東海地震の危険度の試算」等による地震災害の危険度から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。 （略）	区分 要避難地区の指定 （略）	内容 市町長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。 （略）			
地震-30	1.2 緊急輸送活動の確保 ○ 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。 （略）		1.2 緊急輸送活動の確保 ○ 道路管理者、港湾管理者、漁港管理者及び空港管理者は、発災後の道路、港湾、漁港及び空港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。 （略）				

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
地震-34	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 第1節 地震防災施設整備方針 3 緊急輸送路の整備</p> <table border="1" data-bbox="320 405 1537 856"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 緊急輸送道路として、1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、2次ルート（1次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び3次ルート（1次及び2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 緊急輸送道路として、1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、2次ルート（1次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び3次ルート（1次及び2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。 	<p>第3章 地震防災施設緊急整備計画 第1節 地震防災施設整備方針 3 緊急輸送路の整備</p> <table border="1" data-bbox="1605 405 2822 856"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路の整備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 緊急輸送路として、第1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次ルート（第1次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び第3次ルート（第1次及び第2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 緊急輸送路として、第1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次ルート（第1次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び第3次ルート（第1次及び第2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。 				
区分	内容													
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 緊急輸送道路として、1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、2次ルート（1次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び3次ルート（1次及び2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。 													
区分	内容													
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。 地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 緊急輸送路として、第1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路）、第2次ルート（第1次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び第3次ルート（第1次及び第2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、道路を整備し事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。 													
地震-36	<p>第2節 地震対策緊急整備事業計画 3 緊急輸送路の整備 (1) 道路の整備</p> <table border="1" data-bbox="320 1041 1537 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td>緊急輸送路として、1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、2次ルート（1次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び3次ルート（1次及び2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td>1次、2次、3次緊急輸送路について、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で東海地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	事業の目的	緊急輸送路として、1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、2次ルート（1次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び3次ルート（1次及び2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。	整備の水準	1次、2次、3次 緊急輸送路について、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で東海地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。	<p>第2節 地震対策緊急整備事業計画 3 緊急輸送路の整備 (1) 道路の整備</p> <table border="1" data-bbox="1605 1041 2822 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業の目的</td> <td>緊急輸送路として、第1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次ルート（第1次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び第3次ルート（第1次及び第2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。</td> </tr> <tr> <td>整備の水準</td> <td>緊急輸送路について、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で東海地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	事業の目的	緊急輸送路として、 第1 次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、 第2 次ルート（ 第1 次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び 第3 次ルート（ 第1 次及び 第2 次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。	整備の水準	緊急輸送路について、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で東海地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。
区分	内容													
事業の目的	緊急輸送路として、1次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、2次ルート（1次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び3次ルート（1次及び2次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。													
整備の水準	1次、2次、3次 緊急輸送路について、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で東海地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。													
区分	内容													
事業の目的	緊急輸送路として、 第1 次ルート（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、 第2 次ルート（ 第1 次ルートと市町役場及び重要な拠点を結ぶ道路）及び 第3 次ルート（ 第1 次及び 第2 次ルートと市町役場の支所とを結ぶ道路及びその他の道路）を指定し、人員・物資の輸送に支障のないように整備する。													
整備の水準	緊急輸送路について、トンネル、盛土、切土、落石危険箇所、崩壊危険箇所等で東海地震により大きな被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良、災害防除及び橋梁の整備を行う。													
地震-41	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 東海地震、神奈川県西部の地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震対策アクションプログラム 2006」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。 (略)</p>	<p>第3節 地震防災緊急事業五箇年計画 東海地震等による災害から県土並びに県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を位置づけ、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業五箇年計画を作成・実施する。 (略)</p>												

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																				
地震-41	<p>1 防災業務施設の整備</p> <p>(1) 消防用施設の整備及び消火用水対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>県</td> <td>消防用階段護岸 12箇所</td> <td>百万円 45</td> </tr> <tr> <td>地域用水環境整備事業</td> <td>県</td> <td>防火施設（防火水槽） 42箇所</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>中山間地域総合整備事業</td> <td>県</td> <td>防火施設（防火水槽） 1箇所</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備費補助事業</td> <td>市町他</td> <td>耐震性貯水槽・防火水槽 53箇所 消防車両 202箇所 その他の消防用施設 79箇所</td> <td>16,612</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>389箇所</td> <td>16,888</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	河川事業	県	消防用階段護岸 12箇所	百万円 45	地域用水環境整備事業	県	防火施設（防火水槽） 42箇所	220	中山間地域総合整備事業	県	防火施設（防火水槽） 1箇所	11	消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 53箇所 消防車両 202箇所 その他の消防用施設 79箇所	16,612	計		389箇所	16,888	<p>1 防災業務施設の整備</p> <p>(1) 消防用施設の整備及び消火用水対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>県</td> <td>消防用階段護岸 12箇所</td> <td>百万円 45</td> </tr> <tr> <td>地域用水環境整備事業</td> <td>県</td> <td>防火施設（防火水槽） 42箇所</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>中山間地域総合整備事業</td> <td>県</td> <td>防火施設（防火水槽） 1箇所</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>都市防災総合推進事業</td> <td>市</td> <td>耐震性貯水槽 44箇所</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>消防防災施設整備費補助事業</td> <td>市町他</td> <td>耐震性貯水槽・防火水槽 64箇所 消防車両 206箇所 その他の消防用施設 93箇所</td> <td>19,141</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>462箇所</td> <td>19,787</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	河川事業	県	消防用階段護岸 12箇所	百万円 45	地域用水環境整備事業	県	防火施設（防火水槽） 42箇所	220	中山間地域総合整備事業	県	防火施設（防火水槽） 1箇所	11	都市防災総合推進事業	市	耐震性貯水槽 44箇所	370	消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 64箇所 消防車両 206箇所 その他の消防用施設 93箇所	19,141	計		462箇所	19,787
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																		
	河川事業	県	消防用階段護岸 12箇所	百万円 45																																																		
地域用水環境整備事業	県	防火施設（防火水槽） 42箇所	220																																																			
中山間地域総合整備事業	県	防火施設（防火水槽） 1箇所	11																																																			
消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 53箇所 消防車両 202箇所 その他の消防用施設 79箇所	16,612																																																			
計		389箇所	16,888																																																			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																			
河川事業	県	消防用階段護岸 12箇所	百万円 45																																																			
地域用水環境整備事業	県	防火施設（防火水槽） 42箇所	220																																																			
中山間地域総合整備事業	県	防火施設（防火水槽） 1箇所	11																																																			
都市防災総合推進事業	市	耐震性貯水槽 44箇所	370																																																			
消防防災施設整備費補助事業	市町他	耐震性貯水槽・防火水槽 64箇所 消防車両 206箇所 その他の消防用施設 93箇所	19,141																																																			
計		462箇所	19,787																																																			
地震-41	<p>(2) 通信施設及び情報伝達施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設整備費補助事業</td> <td>市町</td> <td>防災無線通信設備 38箇所</td> <td>百万円 1,601</td> </tr> <tr> <td>都市防災総合推進事業</td> <td>市</td> <td>デジタル中継局 1箇所</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>39箇所</td> <td>1,679</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備費補助事業	市町	防災無線通信設備 38箇所	百万円 1,601	都市防災総合推進事業	市	デジタル中継局 1箇所	78	計		39箇所	1,679	<p>(2) 通信施設及び情報伝達施設の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災施設整備費補助事業</td> <td>市町</td> <td>防災無線通信設備 37箇所</td> <td>百万円 1,893</td> </tr> <tr> <td>都市防災総合推進事業</td> <td>市</td> <td>デジタル中継局 1箇所</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>38箇所</td> <td>1,971</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	消防防災施設整備費補助事業	市町	防災無線通信設備 37箇所	百万円 1,893	都市防災総合推進事業	市	デジタル中継局 1箇所	78	計		38箇所	1,971																				
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																		
消防防災施設整備費補助事業	市町	防災無線通信設備 38箇所	百万円 1,601																																																			
都市防災総合推進事業	市	デジタル中継局 1箇所	78																																																			
計		39箇所	1,679																																																			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																			
消防防災施設整備費補助事業	市町	防災無線通信設備 37箇所	百万円 1,893																																																			
都市防災総合推進事業	市	デジタル中継局 1箇所	78																																																			
計		38箇所	1,971																																																			
地震-42	<p>2 地域の防災構造化</p> <p>(1) 避難地の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾環境整備事業</td> <td>県</td> <td>1箇所 1.90ha</td> <td>百万円 378</td> </tr> <tr> <td>都市公園事業</td> <td>市</td> <td>2箇所 3.09ha</td> <td>555</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>組合</td> <td>1箇所 1.05ha</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>都市再生整備計画事業</td> <td>市町</td> <td>2箇所 0.89ha</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>6箇所 6.93ha</td> <td>1,015</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	港湾環境整備事業	県	1箇所 1.90ha	百万円 378	都市公園事業	市	2箇所 3.09ha	555	土地区画整理事業	組合	1箇所 1.05ha	13	都市再生整備計画事業	市町	2箇所 0.89ha	69	計		6箇所 6.93ha	1,015	<p>2 地域の防災構造化</p> <p>(1) 避難地の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾環境整備事業</td> <td>県</td> <td>1箇所 1.90ha</td> <td>百万円 378</td> </tr> <tr> <td>都市公園事業</td> <td>市</td> <td>3箇所 4.52ha</td> <td>746</td> </tr> <tr> <td>土地区画整理事業</td> <td>組合</td> <td>1箇所 1.05ha</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>都市再生整備計画事業</td> <td>市町</td> <td>2箇所 0.89ha</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>7箇所 8.36ha</td> <td>1,206</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	港湾環境整備事業	県	1箇所 1.90ha	百万円 378	都市公園事業	市	3箇所 4.52ha	746	土地区画整理事業	組合	1箇所 1.05ha	13	都市再生整備計画事業	市町	2箇所 0.89ha	69	計		7箇所 8.36ha	1,206				
	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																		
	港湾環境整備事業	県	1箇所 1.90ha	百万円 378																																																		
都市公園事業	市	2箇所 3.09ha	555																																																			
土地区画整理事業	組合	1箇所 1.05ha	13																																																			
都市再生整備計画事業	市町	2箇所 0.89ha	69																																																			
計		6箇所 6.93ha	1,015																																																			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																			
港湾環境整備事業	県	1箇所 1.90ha	百万円 378																																																			
都市公園事業	市	3箇所 4.52ha	746																																																			
土地区画整理事業	組合	1箇所 1.05ha	13																																																			
都市再生整備計画事業	市町	2箇所 0.89ha	69																																																			
計		7箇所 8.36ha	1,206																																																			
地震-42	<p>(2) 避難路の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>畑地帯総合整備事業</td> <td>県</td> <td>農道 6箇所 6,200m</td> <td>百万円 1,840</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	畑地帯総合整備事業	県	農道 6箇所 6,200m	百万円 1,840	<p>(2) 避難路の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業主体</th> <th>事業概要</th> <th>概算事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>畑地帯総合整備事業</td> <td>県</td> <td>農道 6箇所 6,200m</td> <td>百万円 1,840</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	畑地帯総合整備事業	県	農道 6箇所 6,200m	百万円 1,840																																				
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																			
畑地帯総合整備事業	県	農道 6箇所 6,200m	百万円 1,840																																																			
事業名	事業主体	事業概要	概算事業費																																																			
畑地帯総合整備事業	県	農道 6箇所 6,200m	百万円 1,840																																																			

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧				新					
地震-43		土地区画整理事業	市・組合	街路 17箇所 2,546m	3,203		土地区画整理事業	市・組合	街路 17箇所 2,546m	3,203
		都市再生整備計画事業	市	街路 <u>65</u> 箇所 <u>1,700</u> m	2,054		都市再生整備計画事業	市	街路 <u>66</u> 箇所 <u>1,790</u> m	<u>2,474</u>
		計		<u>88</u> 箇所 <u>11,457</u> m	7,097		計		<u>89</u> 箇所 <u>10,536</u> m	<u>7,517</u>
	3 緊急輸送路の整備 (1) 道路の整備				3 緊急輸送路の整備 (1) 道路の整備					
	区分	内 容			区分	内 容				
	事業の目的	知事の指定する <u>1次、2次、3次</u> 緊急輸送路について、地震災害時に人員・物資の輸送に支障のないように整備を図る。			事業の目的	知事の指定する <u>第1次、第2次、第3次</u> 緊急輸送路について、地震災害時に人員・物資の輸送に支障のないように整備を図る。				
	整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 知事の指定する <u>1次、2次、3次緊急輸送路</u>のうち、地震による被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良を行う。 多数の避難生活者が予想される市街地、緊急輸送<u>道路</u>として必要な農道の整備を図る。 			整備の水準	<ul style="list-style-type: none"> 知事の指定する緊急輸送路のうち、地震による被害が予想され、緊急に対策を必要とする箇所の改良を行う。 多数の避難生活者が予想される市街地、緊急輸送路として必要な農道の整備を図る。 				
地震-44	4 防災上重要な建物の整備 (2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備				4 防災上重要な建物の整備 (2) 公立幼稚園・小中学校施設の整備					
	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
		公立学校施設整備事業	市町	<u>48</u> 校（校舎 <u>25</u> 棟 屋内運動場 <u>30</u> 棟）	百万円 <u>7,553</u>		公立学校施設整備事業	市町	<u>66</u> 校（校舎 <u>49</u> 棟 屋内運動場 <u>33</u> 棟）	百万円 <u>10,351</u>
	公立幼稚園施設整備事業	市町	<u>10</u> 園（園舎 <u>11</u> 棟）	<u>1,443</u>		公立幼稚園施設整備事業	市町	<u>14</u> 園（園舎 <u>15</u> 棟）	<u>2,941</u>	
		計	<u>58</u> 校・園（ <u>66</u> 棟）	<u>8,996</u>		計	<u>80</u> 校・園（ <u>97</u> 棟）	<u>13,292</u>		
地震-45	(4) 地域防災拠点施設の整備				(4) 地域防災拠点施設の整備					
	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
		新庁舎等建設事業	市	1箇所 1施設	百万円 2,120		新庁舎等建設事業	市	1箇所 1施設	百万円 2,120
	庁舎耐震化事業	市	2箇所 2施設	300		庁舎耐震化事業	市	2箇所 2施設	300	
	防災拠点施設整備事業	市町	<u>2</u> 箇所 <u>2</u> 施設	<u>578</u>		防災拠点施設整備事業	市町	<u>3</u> 箇所 <u>3</u> 施設	<u>878</u>	
		計	<u>5</u> 箇所 <u>5</u> 施設	<u>2,998</u>		計	<u>6</u> 箇所 <u>6</u> 施設	<u>3,298</u>		
地震-46	6 災害応急対策用施設等の整備 (1) 水・自家発電設備等の整備				6 災害応急対策用施設等の整備 (1) 水・自家発電設備等の整備					
	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	事業総括表	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費
		スポーツ施設整備事業	市	公立学校浄水型水泳プール <u>2</u> 箇所	百万円 <u>474</u>		スポーツ施設整備事業	市	公立学校浄水型水泳プール <u>3</u> 箇所	百万円 <u>664</u>

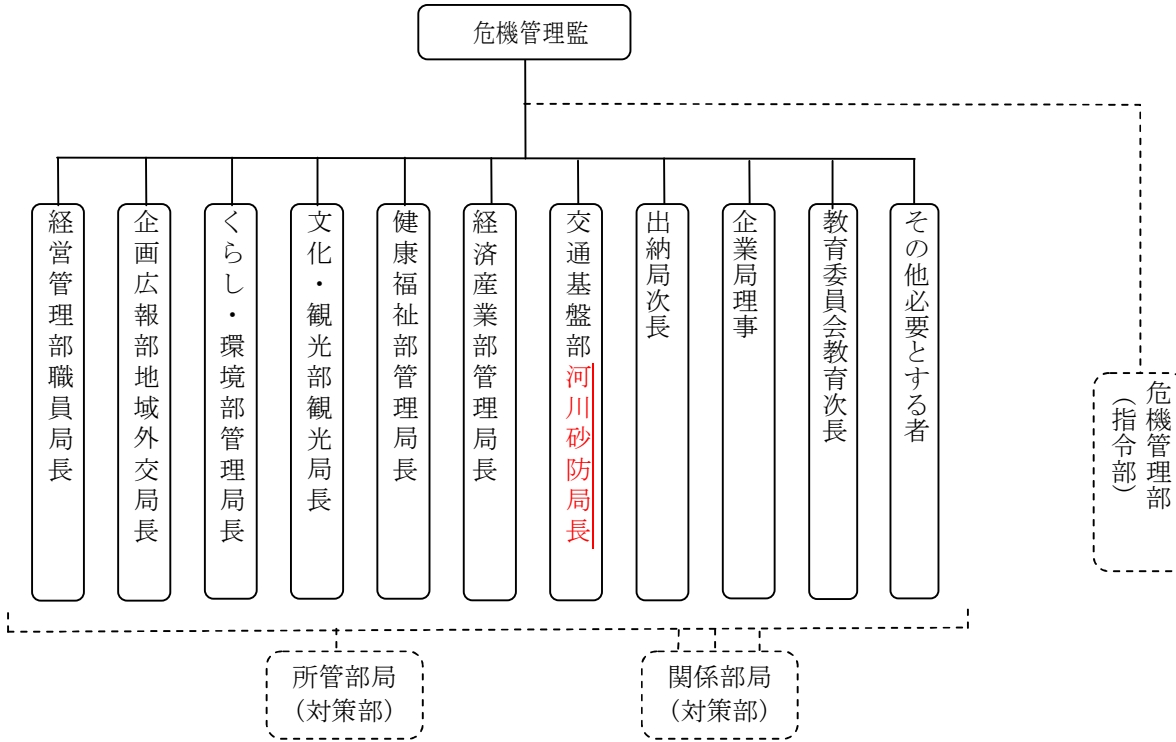
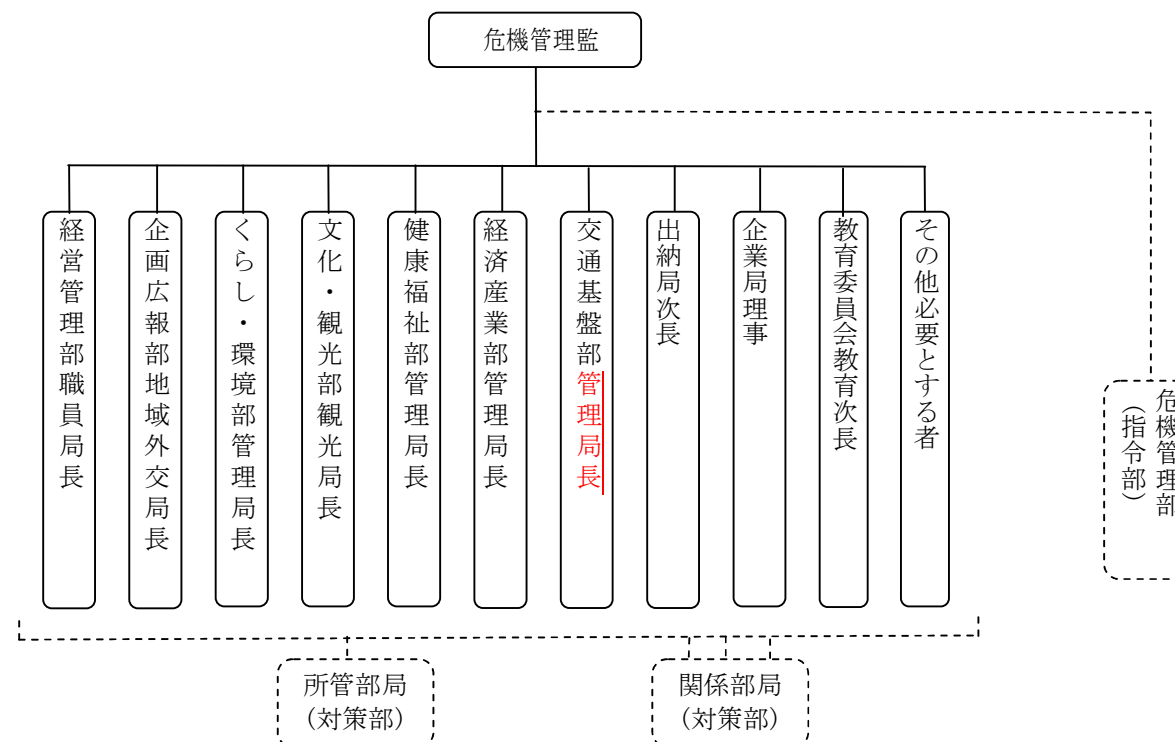
静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧					新				
		緊急時給水拠点確保 事	市	配水池 1箇所	219		緊急時給水拠点確保 事	市	配水池 1箇所	219
		簡易水道等施設整備 事	市	配水池 4箇所	175		簡易水道等施設整備 事	市	配水池 4箇所	175
		消防防災施設整備費補助事業 計	市	給水車 1箇所	10		消防防災施設整備費補助事業 計	町	給水車 1箇所	10
				<u>8箇所</u>	<u>878</u>				<u>9箇所</u>	<u>1,068</u>
地震-47	事業総括 表	(2) 備蓄倉庫の整備				事業総括 表	(2) 備蓄倉庫の整備			
		事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	事業名	事業主体	事業概要	概算事業費	
		消防防災施設整備費補助事業	市	備蓄倉庫 10箇所	百万円 <u>133</u>	消防防災施設整備費補助事業	市	備蓄倉庫 10箇所	百万円 <u>210</u>	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
地震-48	地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表（単位：百万円）						地震防災緊急事業五箇年計画事業費総括表（単位：百万円）							
	事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容				事業名	区分	計画事業費	事業主体別内容			
				国	県	市町	その他				国	県	市町	その他
	避難地	一次避難地(都市公園)	555			555		避難地	一次避難地(都市公園)	746			746	
		一次避難地(区画整理等)	82			69	13		一次避難地(区画整理等)	82			69	13
		港湾避難地	378		378				港湾避難地	378		378		
	避難路	農道等	1,840		1,840			避難路	農道等	1,840		1,840		
		区画整理等	5,257			5,013	244		区画整理等	5,677			5,433	244
	消防用施設	河川施設	45		45			消防用施設	河川施設	45		45		
		農業用水施設	231		231				農業用水施設	231		231		
		消防施設	16,612			15,250	1,362		耐震性貯水槽	370			370	
	消防活動用道路	区画整理等	388			360	28	消防活動用道路	区画整理等	388			360	28
		農道	734		734				農道	734		734		
	緊急輸送路	道路	9,086		2,490	6,596		緊急輸送路	道路	9,086		2,490	6,596	
		街路	2,027		158	1,869			街路	2,027		158	1,869	
		漁港	130		130				漁港	130		130		
		交通管制施設	89		89				交通管制施設	89		89		
	共同溝等	道路	9,147		2,280	6,867		共同溝等	道路	9,147		2,280	6,867	
		街路	3,779		192	3,587			街路	3,779		192	3,587	
		区画整理等	4,178			4,178			区画整理等	4,178			4,178	
	公立幼稚園・小中学校	校舎	1,903			1,903		公立幼稚園・小中学校	校舎	3,303			3,303	
		屋内運動場	5,650			5,650			屋内運動場	7,048			7,048	
		園舎	1,443			1,443			園舎	2,941			2,941	
	津波対策	水産庁所管海岸	345		345			津波対策	水産庁所管海岸	345		345		
		国土交通省港湾局所管海岸	979		979				国土交通省港湾局所管海岸	979		979		
		国土交通省水管理・国土保全局所管海岸	660		660				国土交通省水管理・国土保全局所管海岸	660		660		
	土砂災害対策	砂防設備	3,250		3,250			土砂災害対策	砂防設備	3,250		3,250		
ため池		480		480			ため池		480		480			
地域防災拠点施設	防災拠点施設	2,998			2,998		地域防災拠点施設	防災拠点施設	3,298			3,298		
防災行政無線	防災無線通信設備	1,679			1,679		防災行政無線	防災無線通信設備	1,971			1,971		
水、自家発電設備等	配水池	394			394		水、自家発電設備等	配水池	394			394		
	公立学校プール	474			474			公立学校プール	664			664		
	給水車	10			10			給水車	10			10		
備蓄倉庫	備蓄倉庫	133			133		備蓄倉庫	210			210			
応急救護設備	震災初動資機材	1			1		応急救護設備	震災初動資機材	1			1		
老朽住宅密集対策	区画整理等	6,342			6,342		老朽住宅密集対策	区画整理等	6,342			6,342		
合計		81,299		14,281	65,371	1,647	合計		89,964		14,281	74,036	1,647	
	注 この表は、平成24年3月31日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。						注 この表は、平成25年3月29日、内閣総理大臣の同意を得た地震防災緊急事業五箇年計画である。							

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																				
地震-52	<p>第4章 地震防災応急対策（津波対策を含む） 第1節 防災関係機関の活動 1 県 （略） 「東海地震注意情報に関する対策会議」</p> 	<p>第4章 地震防災応急対策（津波対策を含む） 第1節 防災関係機関の活動 1 県 （略） 「東海地震注意情報に関する対策会議」</p> 																																				
地震-54	<p>3 防災関係機関 【警戒宣言発令時】 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="311 1365 1469 1921"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	関東管区警察局	(略)	(略)	(略)	関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	関東東北産業保安監督部	(略)	中部近畿産業保安監督部	(略)	(略)	(略)	東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)	<p>3 防災関係機関 【警戒宣言発令時】 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1596 1365 2760 1921"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>警察庁</u> 関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>林野庁</u> 関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>気象庁</u> 東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	<u>警察庁</u> 関東管区警察局	(略)	(略)	(略)	<u>林野庁</u> 関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	<u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部	(略)	<u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部	(略)	(略)	(略)	<u>気象庁</u> 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																																					
関東管区警察局	(略)																																					
(略)	(略)																																					
関東森林管理局	(略)																																					
(略)	(略)																																					
関東東北産業保安監督部	(略)																																					
中部近畿産業保安監督部	(略)																																					
(略)	(略)																																					
東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)																																					
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																																					
<u>警察庁</u> 関東管区警察局	(略)																																					
(略)	(略)																																					
<u>林野庁</u> 関東森林管理局	(略)																																					
(略)	(略)																																					
<u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部	(略)																																					
<u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部	(略)																																					
(略)	(略)																																					
<u>気象庁</u> 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)																																					

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
地震-55	第三管区海上保安本部	(略)	<u>海上保安庁</u> 第三管区海上保安本部	(略)
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関	
	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
	独立行政法人国立病院機構	<u>所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の準備</u>	独立行政法人国立病院機構	<u>知事の要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>郵便事業株式会社東海支社</u>	<u>ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導</u> <u>イ 郵便業務の取り扱いを一時停止する旨の広報</u> <u>ウ 郵便物等の被災防止</u>	<u>日本郵便株式会社東海支社</u>	<u>ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導</u> <u>イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱</u> <u>ウ 郵便物、施設等の被災防止</u>
	<u>郵便局株式会社東海支社</u>	<u>ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導</u> <u>イ 郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報</u> <u>ウ 施設等の被災防止</u>	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	日本赤十字社静岡県支部	ア ～ ウ (略) <u>エ 赤十字飛行隊の派遣準備</u>	日本赤十字社静岡県支部	ア ～ ウ (略) <u>エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
地震-56	(3) 指定地方公共機関		(3) 指定地方公共機関	
	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
	社団法人静岡県医師会	(略)	<u>一般</u> 社団法人静岡県医師会	(略)
	社団法人静岡県歯科医師会		<u>一般</u> 社団法人静岡県歯科医師会	
	社団法人静岡県看護協会		<u>公益</u> 社団法人静岡県看護協会	
	公益社団法人静岡県病院協会		公益社団法人静岡県病院協会	
	公益社団法人静岡県薬剤師会		公益社団法人静岡県薬剤師会	
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>社団法人静岡県エルピーガス協会</u>	ア 需要家に対する <u>プロパンガス</u> による災害の予防の広報 イ (略)	<u>一般社団法人静岡県LPガス協会</u>	ア 需要家に対する <u>LPガス</u> による災害の予防の広報 イ (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新		
地震-63	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(略)	一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
第5節 緊急輸送活動			第5節 緊急輸送活動		
1 県			1 県		
	区分	内容	区分	内容	
	輸送体制の確立	(1) 輸送の方法	(1) 輸送の方法		
		陸上輸送	<ul style="list-style-type: none"> 1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。 国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。 	陸上輸送	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送路により必要な輸送を行う。 国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。
		海上輸送	<ul style="list-style-type: none"> 原則として海上輸送は行わないものとする。 	海上輸送	<ul style="list-style-type: none"> 原則として海上輸送は行わないものとする。
		航空輸送	<ul style="list-style-type: none"> 県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。 	航空輸送	<ul style="list-style-type: none"> 県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。
		(略)		(略)	
地震-66	第7節 避難活動			第7節 避難活動	
	2 避難地の設置及び避難生活			2 避難地の設置及び避難生活	
	区分	内容	区分	内容	
	避難地の設置及び避難生活	(略)	避難地の設置及び避難生活	(略)	
		<ul style="list-style-type: none"> 避難地の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 (略)		<ul style="list-style-type: none"> 避難地の運営に当たっては、<u>男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに</u>、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、<u>女性や子ども等の安全確保</u>、プライバシーの確保等に配慮する。 (略)	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																		
地震-67	<p>第9節 交通の確保活動</p> <p>1 陸上交通の確保対策</p> <p>(2) 交通規制の方針</p> <table border="1" data-bbox="320 384 1481 747"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震注意情報発表時</td> <td>東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 ア・イ (略) ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルート^ウの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 交通規制計画</p> <table border="1" data-bbox="320 829 1481 940"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 ア・イ (略) ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルート ^ウ の選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。	(略)	(略)	区 分	内 容	(略)	(略)	<p>第9節 交通の確保活動</p> <p>1 陸上交通の確保対策</p> <p>(2) 交通規制の方針</p> <table border="1" data-bbox="1605 384 2766 747"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海地震注意情報発表時</td> <td>東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 ア・イ (略) ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急^ウ時のルート^ウの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 交通規制計画</p> <table border="1" data-bbox="1605 829 2766 940"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 ア・イ (略) ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急 ^ウ 時のルート ^ウ の選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。	(略)	(略)	区 分	内 容	(略)	(略)														
区 分	内 容																																			
東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 ア・イ (略) ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルート ^ウ の選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。																																			
(略)	(略)																																			
区 分	内 容																																			
(略)	(略)																																			
区 分	内 容																																			
東海地震注意情報発表時	東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。 ア・イ (略) ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急 ^ウ 時のルート ^ウ の選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。																																			
(略)	(略)																																			
区 分	内 容																																			
(略)	(略)																																			
地震-68	<p>広域交通規制</p> <p>警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。</p> <p>ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。 東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路</p> <p>イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="549 1199 1335 1457"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th colspan="2">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道1号</td> <td>田方郡函南町</td> <td>箱根峠</td> </tr> <tr> <td>国道42号</td> <td>湖西市白須賀</td> <td>道の駅潮見坂</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国道52号</td> <td>富士宮市内房</td> <td>甲駿橋</td> </tr> <tr> <td>静岡市清水区興津</td> <td>国道52号入口交差</td> </tr> <tr> <td>東富士五湖道路</td> <td>駿東郡小山町</td> <td>須走IC</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急交通路等を確保するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路等については、各流入部において緊急輸送車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。 ・津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域への流入を禁止する。 ・各市町の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。 	路線名	設置場所		国道1号	田方郡函南町	箱根峠	国道42号	湖西市白須賀	道の駅潮見坂	国道52号	富士宮市内房	甲駿橋	静岡市清水区興津	国道52号入口交差	東富士五湖道路	駿東郡小山町	須走IC	<p>広域交通規制</p> <p>警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。</p> <p>ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。 東名高速道路、国道1号、国道42号、国道52号、東富士五湖道路</p> <p>イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1816 1199 2614 1457"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th colspan="2">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道1号</td> <td>田方郡函南町</td> <td>箱根峠</td> </tr> <tr> <td>国道1号</td> <td>湖西市白須賀</td> <td>道の駅潮見坂</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">国道52号</td> <td>富士宮市内房</td> <td>甲駿橋</td> </tr> <tr> <td>静岡市清水区興津</td> <td>国道52号入口交差</td> </tr> <tr> <td>東富士五湖道路</td> <td>駿東郡小山町</td> <td>須走IC</td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急交通路等を確保するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急交通路等については、各流入部において緊急輸送車両以外（軽車両を除く。）の通行を禁止する。 	路線名	設置場所		国道1号	田方郡函南町	箱根峠	国道1号	湖西市白須賀	道の駅潮見坂	国道52号	富士宮市内房	甲駿橋	静岡市清水区興津	国道52号入口交差	東富士五湖道路	駿東郡小山町	須走IC
路線名	設置場所																																			
国道1号	田方郡函南町	箱根峠																																		
国道42号	湖西市白須賀	道の駅潮見坂																																		
国道52号	富士宮市内房	甲駿橋																																		
	静岡市清水区興津	国道52号入口交差																																		
東富士五湖道路	駿東郡小山町	須走IC																																		
路線名	設置場所																																			
国道1号	田方郡函南町	箱根峠																																		
国道1号	湖西市白須賀	道の駅潮見坂																																		
国道52号	富士宮市内房	甲駿橋																																		
	静岡市清水区興津	国道52号入口交差																																		
東富士五湖道路	駿東郡小山町	須走IC																																		

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																												
地震-77	<p>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飛行場（<u>日本赤十字社静岡県支部</u>三保）</td> <td>・津波による被害が予想されるため利用しない。 ・ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	飛行場（ <u>日本赤十字社静岡県支部</u> 三保）	・津波による被害が予想されるため利用しない。 ・ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。	(略)	(略)	<p>第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置</p> <p>【警戒宣言発令時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飛行場（<u>(社)日本飛行連盟(赤十字飛行隊)</u>三保）</td> <td>・津波による被害が予想されるため利用しない。 ・ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	飛行場（ <u>(社)日本飛行連盟(赤十字飛行隊)</u> 三保）	・津波による被害が予想されるため利用しない。 ・ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。	(略)	(略)																												
区 分	内 容																																													
(略)	(略)																																													
飛行場（ <u>日本赤十字社静岡県支部</u> 三保）	・津波による被害が予想されるため利用しない。 ・ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。																																													
(略)	(略)																																													
区 分	内 容																																													
(略)	(略)																																													
飛行場（ <u>(社)日本飛行連盟(赤十字飛行隊)</u> 三保）	・津波による被害が予想されるため利用しない。 ・ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路上は利用できるよう準備する。																																													
(略)	(略)																																													
地震-86	<p>第5章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局</td> <td>(略) イ 初動対応 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td>ア～ウ (略)</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	関東管区警察局	(略)	(略)	(略)	関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	関東東北産業保安監督部	(略)	中部近畿産業保安監督部	(略)	国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	(略) イ 初動対応 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。 (略)	(略)	(略)	東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア～ウ (略)	第三管区海上保安本部	(略)	<p>第5章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>3 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>警察庁</u>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>林野庁</u>関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>経済産業省</u>関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>経済産業省</u>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局</td> <td>(略) イ 初動対応 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、<u>緊急調査の実施</u>、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>気象庁</u>東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td>ア～ウ (略) <u>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</u></td> </tr> <tr> <td><u>海上保安庁</u>第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	<u>警察庁</u> 関東管区警察局	(略)	(略)	(略)	<u>林野庁</u> 関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	<u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部	(略)	<u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部	(略)	国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	(略) イ 初動対応 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、 <u>緊急調査の実施</u> 、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。 (略)	(略)	(略)	<u>気象庁</u> 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア～ウ (略) <u>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</u>	<u>海上保安庁</u> 第三管区海上保安本部	(略)
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																																													
関東管区警察局	(略)																																													
(略)	(略)																																													
関東森林管理局	(略)																																													
(略)	(略)																																													
関東東北産業保安監督部	(略)																																													
中部近畿産業保安監督部	(略)																																													
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	(略) イ 初動対応 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。 (略)																																													
(略)	(略)																																													
東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア～ウ (略)																																													
第三管区海上保安本部	(略)																																													
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																																													
<u>警察庁</u> 関東管区警察局	(略)																																													
(略)	(略)																																													
<u>林野庁</u> 関東森林管理局	(略)																																													
(略)	(略)																																													
<u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部	(略)																																													
<u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部	(略)																																													
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	(略) イ 初動対応 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、 <u>緊急調査の実施</u> 、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。 (略)																																													
(略)	(略)																																													
<u>気象庁</u> 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア～ウ (略) <u>エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</u>																																													
<u>海上保安庁</u> 第三管区海上保安本部	(略)																																													

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																						
地震-88	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 296 685 342">機 関 名</th> <th data-bbox="685 296 1481 342">災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 342 685 611">独立行政法人国立病院機構</td> <td data-bbox="685 342 1481 611"> <u>ア 所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の実施</u> <u>イ 所管する病院における可能な範囲での患者の受入れ及び治療</u> <u>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所での医療救護班の活動支援</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 611 685 657">(略)</td> <td data-bbox="685 611 1481 657">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 657 685 936"><u>郵便事業株式会社東海支社</u></td> <td data-bbox="685 657 1481 936"> <u>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</u> <u>ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 936 685 1163"><u>郵便局株式会社東海支社</u></td> <td data-bbox="685 936 1481 1163"> <u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1163 685 1209">(略)</td> <td data-bbox="685 1163 1481 1209">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1209 685 1415">日本赤十字社静岡県支部</td> <td data-bbox="685 1209 1481 1415"> <u>ア 医療、助産及び遺体処理に関する応急救援</u> <u>イ 被災者に対する救援物資の配布</u> <u>ウ 義援金の募集配分</u> <u>エ 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1415 685 1461">(略)</td> <td data-bbox="685 1415 1481 1461">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1461 685 1640">西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社</td> <td data-bbox="685 1461 1481 1640"> ア・イ (略) <u>ウ 災害用伝言ダイヤルサービス、災害用ブロードバンド伝言板 web 1 7 1 及び災害用伝言板サービスの提供</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1640 685 1686">(略)</td> <td data-bbox="685 1640 1481 1686">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	独立行政法人国立病院機構	<u>ア 所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の実施</u> <u>イ 所管する病院における可能な範囲での患者の受入れ及び治療</u> <u>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所での医療救護班の活動支援</u>	(略)	(略)	<u>郵便事業株式会社東海支社</u>	<u>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</u> <u>ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u>	<u>郵便局株式会社東海支社</u>	<u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u>	(略)	(略)	日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療、助産及び遺体処理に関する応急救援</u> <u>イ 被災者に対する救援物資の配布</u> <u>ウ 義援金の募集配分</u> <u>エ 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整</u>	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア・イ (略) <u>ウ 災害用伝言ダイヤルサービス、災害用ブロードバンド伝言板 web 1 7 1 及び災害用伝言板サービスの提供</u>	(略)	(略)	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 296 1970 342">機 関 名</th> <th data-bbox="1970 296 2766 342">災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 342 1970 604">独立行政法人国立病院機構</td> <td data-bbox="1970 342 2766 604"> <u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 604 1970 651">(略)</td> <td data-bbox="1970 604 2766 651">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 651 1970 1146"><u>日本郵便株式会社東海支社</u></td> <td data-bbox="1970 651 2766 1146"> <u>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施。</u> <u>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u> <u>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1146 1970 1192">(略)</td> <td data-bbox="1970 1146 2766 1192">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1192 1970 1419">日本赤十字社静岡県支部</td> <td data-bbox="1970 1192 2766 1419"> <u>ア 医療、助産及び遺体措置に関すること</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u> <u>ウ 被災者に対する義援物資の配布</u> <u>エ 義援金の募集</u> <u>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1419 1970 1465">(略)</td> <td data-bbox="1970 1419 2766 1465">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1465 1970 1644">西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社</td> <td data-bbox="1970 1465 2766 1644"> ア・イ (略) <u>ウ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web 1 7 1 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1644 1970 1690">(略)</td> <td data-bbox="1970 1644 2766 1690">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	独立行政法人国立病院機構	<u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</u>	(略)	(略)	<u>日本郵便株式会社東海支社</u>	<u>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施。</u> <u>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u> <u>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u>	(略)	(略)	日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療、助産及び遺体措置に関すること</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u> <u>ウ 被災者に対する義援物資の配布</u> <u>エ 義援金の募集</u> <u>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</u>	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア・イ (略) <u>ウ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web 1 7 1 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</u>	(略)	(略)
		機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																																					
		独立行政法人国立病院機構	<u>ア 所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の実施</u> <u>イ 所管する病院における可能な範囲での患者の受入れ及び治療</u> <u>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所での医療救護班の活動支援</u>																																					
		(略)	(略)																																					
		<u>郵便事業株式会社東海支社</u>	<u>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</u> <u>ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u>																																					
		<u>郵便局株式会社東海支社</u>	<u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u>																																					
		(略)	(略)																																					
		日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療、助産及び遺体処理に関する応急救援</u> <u>イ 被災者に対する救援物資の配布</u> <u>ウ 義援金の募集配分</u> <u>エ 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整</u>																																					
		(略)	(略)																																					
		西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア・イ (略) <u>ウ 災害用伝言ダイヤルサービス、災害用ブロードバンド伝言板 web 1 7 1 及び災害用伝言板サービスの提供</u>																																					
		(略)	(略)																																					
		機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																																					
		独立行政法人国立病院機構	<u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</u>																																					
		(略)	(略)																																					
<u>日本郵便株式会社東海支社</u>	<u>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施。</u> <u>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u> <u>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u>																																							
(略)	(略)																																							
日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療、助産及び遺体措置に関すること</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u> <u>ウ 被災者に対する義援物資の配布</u> <u>エ 義援金の募集</u> <u>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</u>																																							
(略)	(略)																																							
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア・イ (略) <u>ウ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web 1 7 1 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</u>																																							
(略)	(略)																																							

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																								
地震-89	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>社団法人静岡県エルピーガス協会</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>社団法人静岡県トラック協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	(略)	(略)	(略)	<u>社団法人静岡県エルピーガス協会</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	社団法人静岡県トラック協会	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <u>一般</u>社団法人静岡県医師会 <u>一般</u>社団法人静岡県歯科医師会 <u>公益</u>社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>一般</u>社団法人静岡県LPガス協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>一般</u>社団法人静岡県トラック協会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>一般</u>社団法人静岡県建設業協会</td> <td><u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	<u>一般</u> 社団法人静岡県医師会 <u>一般</u> 社団法人静岡県歯科医師会 <u>公益</u> 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	(略)	(略)	(略)	<u>一般</u> 社団法人静岡県LPガス協会	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>一般</u> 社団法人静岡県トラック協会	(略)	(略)	(略)	<u>一般</u> 社団法人静岡県建設業協会	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																																									
社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	(略)																																									
(略)	(略)																																									
<u>社団法人静岡県エルピーガス協会</u>	(略)																																									
(略)	(略)																																									
(略)	(略)																																									
(略)	(略)																																									
社団法人静岡県トラック協会	(略)																																									
(略)	(略)																																									
(新設)	(新設)																																									
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																																									
<u>一般</u> 社団法人静岡県医師会 <u>一般</u> 社団法人静岡県歯科医師会 <u>公益</u> 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	(略)																																									
(略)	(略)																																									
<u>一般</u> 社団法人静岡県LPガス協会	(略)																																									
(略)	(略)																																									
(略)	(略)																																									
(略)	(略)																																									
<u>一般</u> 社団法人静岡県トラック協会	(略)																																									
(略)	(略)																																									
<u>一般</u> 社団法人静岡県建設業協会	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>																																									
地震-90	<p>第4節 緊急輸送活動 (略)</p> <p>1 県</p> <p>(1) 陸上輸送体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送路の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された1次、2次、3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	輸送路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された1次、2次、3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。 	<p>第4節 緊急輸送活動 (略)</p> <p>1 県</p> <p>(1) 陸上輸送体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送路の確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された<u>第</u>1次、<u>第</u>2次、<u>第</u>3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	輸送路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された<u>第</u>1次、<u>第</u>2次、<u>第</u>3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。 																																
区 分	内 容																																									
輸送路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された1次、2次、3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。 																																									
区 分	内 容																																									
輸送路の確保	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 災害対策本部は、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された<u>第</u>1次、<u>第</u>2次、<u>第</u>3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。 																																									

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																								
地震-96	<p>第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動 (略)</p> <p>1 消防活動 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業所（研究室、実験室を含む。）</td> <td>火災予防措置</td> <td>火気の消火及び<u>プロパンガス</u>、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 各家庭等におけるガス栓の閉止、<u>プロパンガス</u>容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 民</td> <td>火気の遮断</td> <td>使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、<u>エルピーガス</u>は<u>ボンベ</u>のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容		(略)	(略)	(略)	事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及び <u>プロパンガス</u> 、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。		(略)	(略)	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭等におけるガス栓の閉止、<u>プロパンガス</u>容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。 		県 民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、 <u>エルピーガス</u> は <u>ボンベ</u> のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。	(略)	(略)	<p>第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動 (略)</p> <p>1 消防活動 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>事業所（研究室、実験室を含む。）</td> <td>火災予防措置</td> <td>火気の消火及び<u>LPガス</u>、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>自主防災組織</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 各家庭等におけるガス栓の閉止、<u>LPガス</u>容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県 民</td> <td>火気の遮断</td> <td>使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、<u>LPガス</u>は<u>容器</u>のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容		(略)	(略)	(略)	事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及び <u>LPガス</u> 、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。		(略)	(略)	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭等におけるガス栓の閉止、<u>LPガス</u>容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。 		県 民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、 <u>LPガス</u> は <u>容器</u> のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。	(略)	(略)
	実施主体	内 容																																								
(略)	(略)	(略)																																								
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及び <u>プロパンガス</u> 、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。																																								
	(略)	(略)																																								
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭等におけるガス栓の閉止、<u>プロパンガス</u>容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。 																																									
県 民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、 <u>エルピーガス</u> は <u>ボンベ</u> のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。																																								
	(略)	(略)																																								
実施主体	内 容																																									
(略)	(略)	(略)																																								
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及び <u>LPガス</u> 、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。																																								
	(略)	(略)																																								
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> 各家庭等におけるガス栓の閉止、<u>LPガス</u>容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。 																																									
県 民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、 <u>LPガス</u> は <u>容器</u> のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。																																								
	(略)	(略)																																								
	<p>4 被災建築物等に対する安全対策 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>4 被災建築物等に対する安全対策 (略)</p> <p>5 <u>災害危険区域の指定</u></p> <p><u>知事又は市町長は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定の目的</td> <td><u>・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。</u></td> </tr> <tr> <td>指定の方法</td> <td><u>・条例により区域を指定し、周知する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	指定の目的	<u>・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。</u>	指定の方法	<u>・条例により区域を指定し、周知する。</u>																																		
区 分	内 容																																									
指定の目的	<u>・災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。</u>																																									
指定の方法	<u>・条例により区域を指定し、周知する。</u>																																									

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
地震-100	<p>第7節 避難活動 1 避難際対策 (5) 避難方法等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 363 528 405">区 分</th> <th data-bbox="528 363 1484 405">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 405 528 1039">避難地における業務</td> <td data-bbox="528 405 1484 1039"> <ul style="list-style-type: none"> 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。 <u>・食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1039 528 1123">避難状況の報告</td> <td data-bbox="528 1039 1484 1123">「第7節 避難対策 1 避難対策」の項の「避難状況の報告」に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	避難地における業務	<ul style="list-style-type: none"> 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。 <u>・食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</u> 	避難状況の報告	「第7節 避難対策 1 避難対策」の項の「避難状況の報告」に準ずる。	<p>第7節 避難活動 1 避難際対策 (5) 避難方法等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 363 1813 405">区 分</th> <th data-bbox="1813 363 2769 405">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 405 1813 1039">避難地における業務</td> <td data-bbox="1813 405 2769 1039"> <ul style="list-style-type: none"> 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1039 1813 1123">避難状況の報告</td> <td data-bbox="1813 1039 2769 1123">「<u>第4章 地震防災応急対策（津波対策を含む）</u> 第7節 避難活動 1 避難対策」の項の「避難状況の報告」に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	避難地における業務	<ul style="list-style-type: none"> 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。 	避難状況の報告	「 <u>第4章 地震防災応急対策（津波対策を含む）</u> 第7節 避難活動 1 避難対策」の項の「避難状況の報告」に準ずる。
区 分	内 容													
避難地における業務	<ul style="list-style-type: none"> 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。 <u>・食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。</u> 													
避難状況の報告	「第7節 避難対策 1 避難対策」の項の「避難状況の報告」に準ずる。													
区 分	内 容													
避難地における業務	<ul style="list-style-type: none"> 要請等により避難地に配置された市町職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。 													
避難状況の報告	「 <u>第4章 地震防災応急対策（津波対策を含む）</u> 第7節 避難活動 1 避難対策」の項の「避難状況の報告」に準ずる。													
地震-101	<p>2 避難所の設置及び避難生活 (2) 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 1245 528 1287">区 分</th> <th data-bbox="528 1245 1484 1287">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1287 528 1816">避難所の運営</td> <td data-bbox="528 1287 1484 1816"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所での避難生活の運営に当たっては<u>女性の参画の推進を図る</u>とともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	避難所の運営	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所での避難生活の運営に当たっては<u>女性の参画の推進を図る</u>とともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 	<p>2 避難所の設置及び避難生活 (2) 避難所の設置及び避難生活</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 1245 1813 1287">区 分</th> <th data-bbox="1813 1245 2769 1287">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 1287 1813 1816">避難所の運営</td> <td data-bbox="1813 1287 2769 1816"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所での避難生活の運営に当たっては、<u>男女双方の運営責任者の選任に努める</u>とともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、<u>女性や子ども等の安全確保、</u>プライバシーの確保等に配慮するものとする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 <p><u>・食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	避難所の運営	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所での避難生活の運営に当たっては、<u>男女双方の運営責任者の選任に努める</u>とともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、<u>女性や子ども等の安全確保、</u>プライバシーの確保等に配慮するものとする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 <p><u>・食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。</u></p>				
区 分	内 容													
避難所の運営	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所での避難生活の運営に当たっては<u>女性の参画の推進を図る</u>とともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 													
区 分	内 容													
避難所の運営	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所での避難生活の運営に当たっては、<u>男女双方の運営責任者の選任に努める</u>とともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、<u>女性や子ども等の安全確保、</u>プライバシーの確保等に配慮するものとする。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。 <p><u>・食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行うものとする。</u></p>													

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新														
地震-102	第9節 交通の確保対策 1 陸上交通の確保 (2) 県、県公安委員会、道路管理者等	第9節 交通の確保対策 1 陸上交通の確保 (2) 県、県公安委員会 <u>(県警察)</u> 、道路管理者等														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上交通確保の基本方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。 県公安委員会及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	陸上交通確保の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。 県公安委員会及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>陸上交通確保の基本方針</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会 <u>(県警察)</u> は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。 県公安委員会 <u>(県警察)</u> 及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	陸上交通確保の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会 <u>(県警察)</u> は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。 県公安委員会 <u>(県警察)</u> 及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。 		
	区 分	内 容														
	(略)	(略)														
	陸上交通確保の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。 県公安委員会及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。 														
	区 分	内 容														
	(略)	(略)														
	陸上交通確保の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 県公安委員会 <u>(県警察)</u> は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。 県公安委員会 <u>(県警察)</u> 及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。 														
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">交通規制の実施</td> <td>初動の措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>警察官は、災害が発生し又はまさに発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われる必要があると認められるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。</u> 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 </td> </tr> <tr> <td>緊急輸送路等の確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通規制実施後の広報</td> <td>県公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</td> </tr> </tbody> </table>	交通規制の実施	初動の措置	<ul style="list-style-type: none"> <u>警察官は、災害が発生し又はまさに発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われる必要があると認められるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。</u> 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 	緊急輸送路等の確保	(略)	交通規制実施後の広報	県公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">交通規制の実施</td> <td>初動の措置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <u>警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。</u> 県公安委員会 <u>(県警察)</u> は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 </td> </tr> <tr> <td>緊急輸送路等の確保</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通規制実施後の広報</td> <td>県公安委員会 <u>(県警察)</u> は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</td> </tr> </tbody> </table>	交通規制の実施	初動の措置	<ul style="list-style-type: none"> <u>警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。</u> 県公安委員会 <u>(県警察)</u> は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 	緊急輸送路等の確保	(略)	交通規制実施後の広報	県公安委員会 <u>(県警察)</u> は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
	交通規制の実施		初動の措置	<ul style="list-style-type: none"> <u>警察官は、災害が発生し又はまさに発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われる必要があると認められるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。</u> 県公安委員会は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 												
緊急輸送路等の確保			(略)													
交通規制実施後の広報		県公安委員会は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。														
交通規制の実施	初動の措置	<ul style="list-style-type: none"> <u>警察官は、道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において交通規制を行う。</u> 県公安委員会 <u>(県警察)</u> は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 														
	緊急輸送路等の確保	(略)														
	交通規制実施後の広報	県公安委員会 <u>(県警察)</u> は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道路交通確保の措置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通安全施設の復旧</td> <td>県公安委員会は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	道路交通確保の措置	(略)	(略)	交通安全施設の復旧	県公安委員会は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道路交通確保の措置</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>交通安全施設の復旧</td> <td>県公安委員会 <u>(県警察)</u> は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	道路交通確保の措置	(略)	(略)	交通安全施設の復旧	県公安委員会 <u>(県警察)</u> は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。	(略)	(略)	
道路交通確保の措置		(略)	(略)													
		交通安全施設の復旧	県公安委員会は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。													
	(略)	(略)														
道路交通確保の措置	(略)	(略)														
	交通安全施設の復旧	県公安委員会 <u>(県警察)</u> は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。														
	(略)	(略)														
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県知事又は県公安委員会に</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	県知事又は県公安委員会に	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>県知事又は県公安委員会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	県知事又は県公安委員会	(略)											
県知事又は県公安委員会に	(略)															
県知事又は県公安委員会	(略)															

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																				
地震-105	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="320 226 525 359">よる緊急通行車両の確認等</td> <td data-bbox="525 226 1507 359"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 359 525 405">(略)</td> <td data-bbox="525 359 1507 405">(略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="284 499 655 527">第10節 地域への救援活動</p> <p data-bbox="284 533 851 596">1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 604 477 646">実施主体</th> <th data-bbox="477 604 1531 646">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 646 477 915">県</td> <td data-bbox="477 646 1531 915"> (略) ・災害の規模にかんがみ、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 915 477 961">(略)</td> <td data-bbox="477 915 1531 961">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="284 1010 483 1037">3 燃料の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 1045 477 1087">実施主体</th> <th data-bbox="477 1045 1531 1087">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1087 477 1224">県</td> <td data-bbox="477 1087 1531 1224"> 知事は、市町から炊き出しに必要なプロパンガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、社団法人静岡県エルピーガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1224 477 1451">市 町</td> <td data-bbox="477 1224 1531 1451"> ・市町は炊き出しに必要なプロパンガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。 ・市町長は、炊き出しに必要とするプロパンガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんに要請する。 ア 必要なプロパンガスの量 イ 必要な器具の種類及び個数 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1451 477 1539">県民及び自主防災組織</td> <td data-bbox="477 1451 1531 1539"> 地域内のプロパンガス販売業者等の協力を得て、使用可能なプロパンガス、及び器具等を確保するものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	よる緊急通行車両の確認等		(略)	(略)	実施主体	内 容	県	(略) ・災害の規模に かんが み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 (略)	(略)	(略)	実施主体	内 容	県	知事は、市町から炊き出しに必要な プロパンガス 及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、 社団法人静岡県エルピーガス協会 に対し、その調達につき協力を要請する。	市 町	・市町は炊き出しに必要な プロパンガス 及び器具等の支給又はあっせんを行う。 ・市町長は、炊き出しに必要とする プロパンガス 及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんに要請する。 ア 必要な プロパンガス の量 イ 必要な器具の種類及び個数	県民及び自主防災組織	地域内の プロパンガス 販売業者等の協力を得て、使用可能な プロパンガス 、及び器具等を確保するものとする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1605 226 1804 359">(県警察)による緊急通行車両の確認等</td> <td data-bbox="1804 226 2786 359"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 359 1804 405">(略)</td> <td data-bbox="1804 359 2786 405">(略)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1570 499 1941 527">第10節 地域への救援活動</p> <p data-bbox="1570 533 2136 596">1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 604 1762 646">実施主体</th> <th data-bbox="1762 604 2816 646">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 646 1762 915">県</td> <td data-bbox="1762 646 2816 915"> (略) ・災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 915 1762 961">(略)</td> <td data-bbox="1762 915 2816 961">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1570 1003 1768 1031">3 燃料の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 1039 1762 1081">実施主体</th> <th data-bbox="1762 1039 2816 1081">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 1081 1762 1218">県</td> <td data-bbox="1762 1081 2816 1218"> 知事は、市町から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1218 1762 1444">市 町</td> <td data-bbox="1762 1218 2816 1444"> ・市町は炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。 ・市町長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんに要請する。 ア 必要なLPガスの量 イ 必要な器具の種類及び個数 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1444 1762 1533">県民及び自主防災組織</td> <td data-bbox="1762 1444 2816 1533"> 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。 </td> </tr> </tbody> </table>	(県警察) による緊急通行車両の確認等		(略)	(略)	実施主体	内 容	県	(略) ・災害の規模に 鑑 み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 (略)	(略)	(略)	実施主体	内 容	県	知事は、市町から炊き出しに必要な LPガス 及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、 一般社団法人静岡県LPガス協会 に対し、その調達につき協力を要請する。	市 町	・市町は炊き出しに必要な LPガス 及び器具等の支給又はあっせんを行う。 ・市町長は、炊き出しに必要とする LPガス 及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんに要請する。 ア 必要な LPガス の量 イ 必要な器具の種類及び個数	県民及び自主防災組織	地域内の LPガス 販売業者等の協力を得て、使用可能な LPガス 、及び器具等を確保するものとする。
よる緊急通行車両の確認等																																						
(略)	(略)																																					
実施主体	内 容																																					
県	(略) ・災害の規模に かんが み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 (略)																																					
(略)	(略)																																					
実施主体	内 容																																					
県	知事は、市町から炊き出しに必要な プロパンガス 及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、 社団法人静岡県エルピーガス協会 に対し、その調達につき協力を要請する。																																					
市 町	・市町は炊き出しに必要な プロパンガス 及び器具等の支給又はあっせんを行う。 ・市町長は、炊き出しに必要とする プロパンガス 及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんに要請する。 ア 必要な プロパンガス の量 イ 必要な器具の種類及び個数																																					
県民及び自主防災組織	地域内の プロパンガス 販売業者等の協力を得て、使用可能な プロパンガス 、及び器具等を確保するものとする。																																					
(県警察) による緊急通行車両の確認等																																						
(略)	(略)																																					
実施主体	内 容																																					
県	(略) ・災害の規模に 鑑 み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。 (略)																																					
(略)	(略)																																					
実施主体	内 容																																					
県	知事は、市町から炊き出しに必要な LPガス 及び燃料器具の調達について、あっせんの要請があったときは、 一般社団法人静岡県LPガス協会 に対し、その調達につき協力を要請する。																																					
市 町	・市町は炊き出しに必要な LPガス 及び器具等の支給又はあっせんを行う。 ・市町長は、炊き出しに必要とする LPガス 及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんに要請する。 ア 必要な LPガス の量 イ 必要な器具の種類及び個数																																					
県民及び自主防災組織	地域内の LPガス 販売業者等の協力を得て、使用可能な LPガス 、及び器具等を確保するものとする。																																					
地震-106																																						

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新				
地震-106	<p>4 医療救護活動 (1) 基本方針</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県及び市町は、<u>東海地震の危険度の試算を勘案して</u>、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>カ～ク (略)</p>	<p>4 医療救護活動 (1) 基本方針</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 県及び市町は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。</p> <p>カ～ク (略)</p>				
地震-110	<p>9 遺体の搜索及び<u>処理</u></p> <table border="1" data-bbox="320 604 1519 1276"> <tr> <td data-bbox="320 604 460 1276">基本方針</td> <td data-bbox="460 604 1519 1276"> <p>(1) 当該地域内の遺体の搜索及び<u>処理</u>は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び<u>処理</u>に協力する。</p> <p>(2) 市町は、遺体の<u>処理</u>を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。</p> <p>(3) 県は、市町から要請があった<u>場合</u>は、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。</p> <p>(4) 市町は、県が作成する遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておく。</p> <p>(5) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。</p> </td> </tr> </table>	基本方針	<p>(1) 当該地域内の遺体の搜索及び<u>処理</u>は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び<u>処理</u>に協力する。</p> <p>(2) 市町は、遺体の<u>処理</u>を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。</p> <p>(3) 県は、市町から要請があった<u>場合</u>は、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。</p> <p>(4) 市町は、県が作成する遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておく。</p> <p>(5) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。</p>	<p>9 遺体の搜索及び<u>措置</u></p> <table border="1" data-bbox="1605 604 2804 1276"> <tr> <td data-bbox="1605 604 1745 1276">基本方針</td> <td data-bbox="1745 604 2804 1276"> <p>(1) 市町は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておく<u>とともに、その周知に努める。</u></p> <p>(2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。</p> <p>(3) 県は、<u>市町の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市町に助言する。</u></p> <p>(4) 当該地域内の遺体の搜索及び<u>措置</u>は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び<u>措置</u>に協力する。</p> <p>(5) 市町は<u>あらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>(6) 市町は、遺体の<u>措置</u>を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。</p> <p>(7) 県は、<u>市町が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市町から要請があったときは</u>、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。</p> </td> </tr> </table>	基本方針	<p>(1) 市町は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておく<u>とともに、その周知に努める。</u></p> <p>(2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。</p> <p>(3) 県は、<u>市町の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市町に助言する。</u></p> <p>(4) 当該地域内の遺体の搜索及び<u>措置</u>は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び<u>措置</u>に協力する。</p> <p>(5) 市町は<u>あらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>(6) 市町は、遺体の<u>措置</u>を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。</p> <p>(7) 県は、<u>市町が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市町から要請があったときは</u>、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。</p>
基本方針	<p>(1) 当該地域内の遺体の搜索及び<u>処理</u>は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び<u>処理</u>に協力する。</p> <p>(2) 市町は、遺体の<u>処理</u>を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。</p> <p>(3) 県は、市町から要請があった<u>場合</u>は、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。</p> <p>(4) 市町は、県が作成する遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておく。</p> <p>(5) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。</p>					
基本方針	<p>(1) 市町は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておく<u>とともに、その周知に努める。</u></p> <p>(2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。</p> <p>(3) 県は、<u>市町の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市町に助言する。</u></p> <p>(4) 当該地域内の遺体の搜索及び<u>措置</u>は、市町が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び<u>措置</u>に協力する。</p> <p>(5) 市町は<u>あらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>(6) 市町は、遺体の<u>措置</u>を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。</p> <p>(7) 県は、<u>市町が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市町から要請があったときは</u>、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。</p>					

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧			新				
地震-111	実施主体			実施主体				
	(略)			(略)				
	市 町	遺体収容施設	設置	市町は、地震災害が発生し、遺体 <u>処理</u> の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。	市 町	遺体収容施設	設置	市町は、地震災害が発生し、遺体 <u>措置</u> の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
			活動	市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体 <u>処理</u> を行う。 (略) オ 遺体の搬送及び <u>処理</u> に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。			活動	市町は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体 <u>措置</u> を行う。 (略) オ 遺体の搬送及び <u>措置</u> に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の <u>処理</u>	市町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な <u>処理</u> （洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。			遺体の <u>処置</u>	市町は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な <u>処置</u> （洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。		
	(略)	(略)			(略)	(略)		
	県への要請	市町長は、遺体の捜索、 <u>処理</u> 、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。 ア 捜索、 <u>処理</u> 、火葬に必要な職員数 (略) オ 遺体 <u>処理</u> に必要な器材、資材の数量 (略)			県への要請	市町長は、遺体の捜索、 <u>措置</u> 、火葬について、当該市町で対応できないときは、次の事項を明らかにして県へ要請する。 ア 捜索、 <u>措置</u> 、火葬に必要な職員数 (略) オ 遺体 <u>措置</u> に必要な器材、資材の数量 (略)		
	県	市町長から遺体の捜索及び <u>処理</u> に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。 (略) ・知事は、遺体の捜索及び <u>処理</u> に必要な要員の派遣、遺体 <u>処理</u> 器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。 (略)			県	市町長から遺体の捜索及び <u>措置</u> に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。 (略) ・知事は、遺体の捜索及び <u>措置</u> に必要な要員の派遣、遺体 <u>措置に必要な</u> 器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。 (略)		
	(略)	(略)			(略)	(略)		

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																								
地震-111	<p>10 応急住宅の確保 (1) 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 401 546 447">区分</th> <th data-bbox="546 401 1501 447">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 447 546 493">(略)</td> <td data-bbox="546 447 1501 493">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 493 546 762"><u>応急仮設住宅の建設</u></td> <td data-bbox="546 493 1501 762"> <ul style="list-style-type: none"> 被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 762 546 984"><u>(新設)</u></td> <td data-bbox="546 762 1501 984">(新設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 984 546 1121">公営住宅等の一時入居</td> <td data-bbox="546 984 1501 1121"> <ul style="list-style-type: none"> 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1121 546 1257"><u>民間賃貸住宅の応急住宅としての活用</u></td> <td data-bbox="546 1121 1501 1257"><u>民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1257 546 1304">(略)</td> <td data-bbox="546 1257 1501 1304">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	<u>応急仮設住宅の建設</u>	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。 	<u>(新設)</u>	(新設)	公営住宅等の一時入居	<ul style="list-style-type: none"> 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。 	<u>民間賃貸住宅の応急住宅としての活用</u>	<u>民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。</u>	(略)	(略)	<p>10 応急住宅の確保 (1) 県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 401 1831 447">区分</th> <th data-bbox="1831 401 2816 447">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 447 1831 493">(略)</td> <td data-bbox="1831 447 2816 493">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 493 1831 1121"> <u>応急住宅の確保</u> 応急仮設住宅 応急借上げ住宅の借上げ 公営住宅等の一時入居 </td> <td data-bbox="1831 493 2816 1121"> <ul style="list-style-type: none"> 被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会<u>等</u>の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。 <p><u>民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1121 1831 1257">(削る)</td> <td data-bbox="1831 1121 2816 1257">(削る)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1257 1831 1304">(略)</td> <td data-bbox="1831 1257 2816 1304">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	(略)	(略)	<u>応急住宅の確保</u> 応急仮設住宅 応急借上げ住宅の借上げ 公営住宅等の一時入居	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会<u>等</u>の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。 <p><u>民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。 	(削る)	(削る)	(略)	(略)
		区分	内容																							
		(略)	(略)																							
		<u>応急仮設住宅の建設</u>	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。 																							
		<u>(新設)</u>	(新設)																							
		公営住宅等の一時入居	<ul style="list-style-type: none"> 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。 																							
		<u>民間賃貸住宅の応急住宅としての活用</u>	<u>民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。</u>																							
(略)	(略)																									
区分	内容																									
(略)	(略)																									
<u>応急住宅の確保</u> 応急仮設住宅 応急借上げ住宅の借上げ 公営住宅等の一時入居	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等を基に、県下の建設戸数を決定する。 あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会<u>等</u>の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市町長が行うこととする。 <p><u>民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。 																									
(削る)	(削る)																									
(略)	(略)																									

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																						
地震-112	<p>(2) 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="314 327 546 373">区 分</th> <th data-bbox="546 327 1501 373">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="314 373 546 420">(略)</td> <td data-bbox="546 373 1501 420">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 420 546 911"> <p>応急仮設住宅の <u>建設及び管理運営</u></p> </td> <td data-bbox="546 420 1501 911"> <ul style="list-style-type: none"> ・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。 ・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="314 911 546 957">(略)</td> <td data-bbox="546 911 1501 957">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	<p>応急仮設住宅の <u>建設及び管理運営</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。 ・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 	(略)	(略)	<p>(2) 市町</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1599 327 1831 373">区 分</th> <th data-bbox="1831 327 2792 373">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1599 373 1831 420">(略)</td> <td data-bbox="1831 373 2792 420">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 420 1831 785"> <p>応急仮設住宅の<u>確保</u></p> </td> <td data-bbox="1831 420 2792 785"> <ul style="list-style-type: none"> ・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会<u>等</u>の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 785 1831 911"> <p><u>応急仮設住宅の管理運営</u></p> </td> <td data-bbox="1831 785 2792 911"> <ul style="list-style-type: none"> ・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 911 1831 957">(略)</td> <td data-bbox="1831 911 2792 957">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 957 1831 1312"> <p><u>応急仮設住宅の管理運営</u></p> </td> <td data-bbox="1831 957 2792 1312"> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 ・その際、<u>応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1312 1831 1358">(略)</td> <td data-bbox="1831 1312 2792 1358">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(略)	(略)	<p>応急仮設住宅の<u>確保</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会<u>等</u>の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。 	<p><u>応急仮設住宅の管理運営</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。 	(略)	(略)	<p><u>応急仮設住宅の管理運営</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 ・その際、<u>応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</u> 	(略)	(略)
区 分	内 容																							
(略)	(略)																							
<p>応急仮設住宅の <u>建設及び管理運営</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。 ・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 																							
(略)	(略)																							
区 分	内 容																							
(略)	(略)																							
<p>応急仮設住宅の<u>確保</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会<u>等</u>の協力を得て建設する。 ・建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。 																							
<p><u>応急仮設住宅の管理運営</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。 																							
(略)	(略)																							
<p><u>応急仮設住宅の管理運営</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 ・その際、<u>応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。</u> 																							
(略)	(略)																							
地震-113	<p>1.1 ボランティア活動への支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="314 1350 448 1396">実施主体</th> <th data-bbox="448 1350 1501 1396">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="314 1396 448 1938"> <p>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用</p> </td> <td data-bbox="448 1396 1501 1938"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	<p>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 	<p>1.1 ボランティア活動への支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1599 1350 1733 1396">実施主体</th> <th data-bbox="1733 1350 2792 1396">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1599 1396 1733 1938"> <p>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用</p> </td> <td data-bbox="1733 1396 2792 1938"> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・<u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティア本部の支援、市町災害ボランティア本部との連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。</u> ・県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 ・<u>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	<p>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・<u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティア本部の支援、市町災害ボランティア本部との連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。</u> ・県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 ・<u>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</u> 														
実施主体	内 容																							
<p>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 																							
実施主体	内 容																							
<p>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。 ・<u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、市町災害ボランティア本部の支援、市町災害ボランティア本部との連絡調整及び近隣市町間の調整を行う市町支援チームを組織し、市町へ派遣する。</u> ・県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。 ・<u>県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</u> 																							

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧			新				
地震-114		静岡県災害ボランティア支援センターの設置及び運用	<p>・県は、災害対策本部の方面本部を設置した場合、あらかじめ定めた施設にボランティア団体等と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請及びボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う静岡県災害ボランティア支援センターを設置する。</p> <p>・静岡県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティア・コーディネーター等で構成する。</p>		(削る)	(削る)		
		ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。				ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、 <u>(福) 静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会と連携して</u> 、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
		ボランティア活動経費の助成	県は、 <u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターからの活動資金の申請を取りまとめ</u> 、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、 <u>災害ボランティア活動の経費</u> に充当する。				ボランティア活動経費の助成	県は、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、 <u>静岡県災害ボランティア本部・情報センターの活動経費</u> に充当する。
		ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部 <u>及び各支援センター</u> におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。				ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・ <u>情報センター</u> におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。
		(略)	(略)		(略)	(略)		
	市 町	ボランティア活動拠点の設置	市町は、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。	市 町	ボランティア活動拠点の設置	<p>・市町は、<u>必要により</u>、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティア・コーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</p> <p>・市町は、<u>ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</u></p>		
		(略)	(略)		(略)	(略)		
	<p>第11節 学校における災害応急対策及び応急教育</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、<u>一般対策編</u>による。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>			<p>第11節 学校における災害応急対策及び応急教育</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市町、市町教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。なお、「災害救助法」に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、<u>共通対策の巻</u>による。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>				

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																														
地震-116	<p>第13節 県有施設及び設備等の対策 3 公共施設等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 331 507 373">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="507 331 1531 373">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 373 507 604">道路</td> <td data-bbox="507 373 759 604">(略) 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施</td> <td data-bbox="759 373 1531 604">(略) 緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 604 507 835">河川及び海岸保全施設</td> <td data-bbox="507 604 759 835">(略) 資機材の確保、応急復旧工事の実施</td> <td data-bbox="759 604 1531 835">(略) 施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 835 507 1150">砂防、地すべり及び急傾斜地等</td> <td data-bbox="507 835 759 1150">(略) 資機材の確保、応急工事の実施</td> <td data-bbox="759 835 1531 1150">(略) 2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1150 507 1423">港湾及び漁港施設等</td> <td data-bbox="507 1150 759 1423">(略) 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施</td> <td data-bbox="759 1150 1531 1423">(略) ・緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		道路	(略) 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	(略) 緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。	河川及び海岸保全施設	(略) 資機材の確保、応急復旧工事の実施	(略) 施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。	砂防、地すべり及び急傾斜地等	(略) 資機材の確保、応急工事の実施	(略) 2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。	港湾及び漁港施設等	(略) 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	(略) ・緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 (略)	<p>第13節 県有施設及び設備等の対策 3 公共施設等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 331 1792 373">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="1792 331 2822 373">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 373 1792 604">道路</td> <td data-bbox="1792 373 2044 604">(略) 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施</td> <td data-bbox="2044 373 2822 604">(略) 緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 604 1792 835">河川及び海岸保全施設</td> <td data-bbox="1792 604 2044 835">(略) 資機材の確保、応急復旧工事の実施</td> <td data-bbox="2044 604 2822 835">(略) 施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 835 1792 1150">砂防、地すべり及び急傾斜地等</td> <td data-bbox="1792 835 2044 1150">(略) 資機材の確保、応急工事の実施</td> <td data-bbox="2044 835 2822 1150">(略) 2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 1150 1792 1423">港湾及び漁港施設等</td> <td data-bbox="1792 1150 2044 1423">(略) 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施</td> <td data-bbox="2044 1150 2822 1423">(略) ・緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		道路	(略) 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	(略) 緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」 等 に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。	河川及び海岸保全施設	(略) 資機材の確保、応急復旧工事の実施	(略) 施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」 等 に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。	砂防、地すべり及び急傾斜地等	(略) 資機材の確保、応急工事の実施	(略) 2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」 等 に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。	港湾及び漁港施設等	(略) 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	(略) ・緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」 等 に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 (略)
区 分	内 容																															
道路	(略) 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	(略) 緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。																														
河川及び海岸保全施設	(略) 資機材の確保、応急復旧工事の実施	(略) 施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。																														
砂防、地すべり及び急傾斜地等	(略) 資機材の確保、応急工事の実施	(略) 2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。																														
港湾及び漁港施設等	(略) 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	(略) ・緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 (略)																														
区 分	内 容																															
道路	(略) 緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	(略) 緊急輸送路の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」 等 に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。																														
河川及び海岸保全施設	(略) 資機材の確保、応急復旧工事の実施	(略) 施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」 等 に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。																														
砂防、地すべり及び急傾斜地等	(略) 資機材の確保、応急工事の実施	(略) 2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」 等 に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。																														
港湾及び漁港施設等	(略) 緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	(略) ・緊急輸送岸壁の早期確保を最優先し、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」 等 に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。 (略)																														
地震-118	<p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 1556 581 1598">区 分</th> <th data-bbox="581 1556 1531 1598">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1598 581 1923">ガス</td> <td data-bbox="581 1598 1531 1923">(略) ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及びプロパンガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及びプロパンガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	ガス	(略) ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及び プロパンガス は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及び プロパンガス の施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。	<p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 1556 1866 1598">区 分</th> <th data-bbox="1866 1556 2822 1598">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 1598 1866 1923">ガス</td> <td data-bbox="1866 1598 2822 1923">(略) ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及びL Pガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及びL Pガスの施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	ガス	(略) ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及び L Pガス は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及び L Pガス の施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。																						
区 分	内 容																															
ガス	(略) ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及び プロパンガス は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及び プロパンガス の施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。																															
区 分	内 容																															
ガス	(略) ア 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により60カインを目途に、ガスの供給を停止する。 イ 都市ガス及び L Pガス は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 ウ 都市ガス及び L Pガス の施設の安全点検を実施する。 エ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。																															

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新																					
地震-123		<p>オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。</p> <p>カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。</p>		<p>オ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。</p> <p>カ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。</p>																				
	通	<p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。</p> <p>(ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。</p> <p>(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、<u>災害用伝言ダイヤル、災害用「ポッドバンド」伝言板 web171サービス</u>を提供する。</p> <p>(ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	通	<p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。</p> <p>(ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。</p> <p>(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、<u>災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171サービス</u>を提供する。</p> <p>(ウ) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>ウ 通信の早期疎通を図るため工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>																				
	信	<p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>(ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。</p> <p>(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、<u>災害用伝言板サービス</u>を提供する。</p> <p>ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>エ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>	信	<p>ア 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>(ア) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。</p> <p>(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要がある時は一般利用の制限等の措置をとるほか、<u>災害用伝言板、災害用音声お届けサービス</u>を提供する。</p> <p>ウ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。</p> <p>エ 通信の早期疎通を図るために工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>																				
	(略)	(略)	(略)	(略)																				
	<p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>4 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	関東管区警察局	(略)	(略)	(略)	関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	<p>第6章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 防災関係機関の活動</p> <p>4 防災関係機関</p> <p>(1) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>警察庁</u> 関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>林野庁</u> 関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	<u>警察庁</u> 関東管区警察局	(略)	(略)	(略)	<u>林野庁</u> 関東森林管理局	(略)	(略)	(略)
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																							
関東管区警察局	(略)																							
(略)	(略)																							
関東森林管理局	(略)																							
(略)	(略)																							
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																							
<u>警察庁</u> 関東管区警察局	(略)																							
(略)	(略)																							
<u>林野庁</u> 関東森林管理局	(略)																							
(略)	(略)																							

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新		
地震-124	関東東北産業保安監督部	(略)	<u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部	(略)	
	中部近畿産業保安監督部	(略)	<u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)	<u>気象庁</u> 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)	
	第三管区海上保安本部	(略)	<u>海上保安庁</u> 第三管区海上保安本部	(略)	
(2) 指定公共機関			(2) 指定公共機関		
機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項		機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項	
(略)	(略)		(略)	(略)	
<u>郵便事業株式会社東海支社</u>	<u>ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u> <u>ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u>		<u>日本郵便株式会社東海支社</u>	<u>ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u> <u>ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</u>	
<u>郵便局株式会社東海支社</u>	<u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u> <u>また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</u>		<u>日本郵便株式会社東海支社</u>	<u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 義援金の募集・配分の実施及び義援金募集配分委員会（仮称）への参加</u> <u>イ 協力奉仕者及び関係団体との連絡調整</u> <u>ウ 他支部への協力の要請</u>		日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加</u> <u>イ 協力奉仕者の連絡調整</u>	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(3) 指定地方公共機関			(3) 指定地方公共機関		
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置		機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	
(略)	(略)		(略)	(略)	
社団法人静岡県 <u>エルピー</u> ガス協会	(略)		<u>一般</u> 社団法人静岡県 <u>LP</u> ガス協会	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
地震-125					

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新		
地震-126	(略)	(略)	(略)	(略)	
	社団法人静岡県トラック協会	(略)	<u>一般社団法人静岡県トラック協会</u>	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	<u>公益社団法人静岡県栄養士会</u>	<u>ア 災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力</u> <u>イ 避難所における健康相談に関する協力</u>	
	(略)	(略)	<u>一般社団法人静岡県建設業協会</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>	
	<p>第3節 震災復興計画の策定</p> <p>被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、県民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。</p>		<p>第3節 震災復興計画の策定</p> <p>被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、県民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。</p> <p><u>また、その際は、女性や災害時要援護者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。</u></p>		
地震-131	第8節 被災者の生活再建支援		第8節 被災者の生活再建支援		
	1 恒久住宅対策		1 恒久住宅対策		
	実施主体	内 容	実施主体	内 容	
	県	(略)	(略)	県	(略)
		住宅に関する情報提供	震災復興相談センター等で自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。		住宅に関する情報提供
市 町	<u>地震保険の推進</u>	<u>地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。</u>	市 町	(略)	
	住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。		住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。
	(略)	(略)		(略)	

静岡県地域防災計画（地震対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新						
地震-134	(新設)	<p>8 保険の活用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 310 1745 354">実施主体</th> <th colspan="2" data-bbox="1745 310 2783 354">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 354 1745 541">県・市町</td> <td data-bbox="1745 354 1938 541">地震保険の普及促進</td> <td data-bbox="1938 354 2783 541">地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容		県・市町	地震保険の普及促進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。
実施主体	内 容							
県・市町	地震保険の普及促進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。						

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																				
津波-1	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>「津波対策の巻」は、以下の各章から構成する。なお、「<u>東海地震等の危険度の試算</u>」及び「地震防災施設緊急整備計画」、「地震防災応急対策」については、「地震対策の巻」によるものとする。また、復旧・復興については、「共通対策の巻」第4章復旧・復興対策によるものとする。</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関<u>並びに</u>地震防災応急計画又は東南海・南海地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等（<u>東海地震、東南海・南海地震、神奈川県西部の地震その他静岡県において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこれらに伴う災害をいう。以下同じ。</u>）の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>「津波対策の巻」は、以下の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」<u>及び</u>「地震防災応急対策」については、「地震対策の巻」によるものとする。また、復旧・復興については、「共通対策の巻」第4章復旧・復興対策によるものとする。</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 県、市町、県の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関<u>及び</u>地震防災応急計画又は東南海・南海地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ東海地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。</p>																																				
津波-3	<p>3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="308 827 1540 1900"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>ア～ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ・カ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td>(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）<u>等</u>及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	関東管区警察局	(略)	総務省東海総合通信局	ア～ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ・カ (略)	(略)	(略)	関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	関東東北産業保安監督部	(略)	中部近畿産業保安監督部	(略)	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン） <u>等</u> 及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略)	<p>3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1605 827 2807 1900"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>警察庁</u>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総務省東海総合通信局</td> <td>ア～ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等<u>の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</u> オ・カ (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>林野庁</u>関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>経済産業省</u>関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>経済産業省</u>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局</td> <td>(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>等</u>を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</u></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	<u>警察庁</u> 関東管区警察局	(略)	総務省東海総合通信局	ア～ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等 <u>の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</u> オ・カ (略)	(略)	(略)	<u>林野庁</u> 関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	<u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部	(略)	<u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部	(略)	国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） <u>等</u> を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</u>
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																					
関東管区警察局	(略)																																					
総務省東海総合通信局	ア～ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与 オ・カ (略)																																					
(略)	(略)																																					
関東森林管理局	(略)																																					
(略)	(略)																																					
関東東北産業保安監督部	(略)																																					
中部近畿産業保安監督部	(略)																																					
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン） <u>等</u> 及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略)																																					
機 関 名	処理すべき事務又は業務																																					
<u>警察庁</u> 関東管区警察局	(略)																																					
総務省東海総合通信局	ア～ウ (略) エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等 <u>の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与</u> オ・カ (略)																																					
(略)	(略)																																					
<u>林野庁</u> 関東森林管理局	(略)																																					
(略)	(略)																																					
<u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部	(略)																																					
<u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部	(略)																																					
国土交通省 関東地方整備局 中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） <u>等</u> を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 ウ 応急・復旧 (ア)～(エ) (略) <u>(オ) 県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</u>																																					

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧		新	
津波-4	(略)	(略)	(略)	(略)
	東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)	<u>気象庁</u> 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(略)
	第三管区海上保安本部	(略)	<u>海上保安庁</u> 第三管区海上保安本部	(略)
	(2) 指定公共機関		(2) 指定公共機関	
	機 関 名	処理すべき事務又は業務	機 関 名	処理すべき事務又は業務
	独立行政法人国立病院機構	<u>ア 所管する病院において、医療救護班の派遣による医療救護を準備又は実施させること</u> <u>イ 所管する病院において、可能な範囲で患者を受け入れ、治療に当たらせること</u> <u>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所に医療救護班の活動支援に当たらせること</u>	独立行政法人国立病院機構	<u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>郵便事業株式会社東海支社</u>	<u>ア 郵便事業の運営に関すること</u> <u>イ 施設等の被災防止に関すること</u> <u>ウ 利用者の避難誘導に関すること</u>	<u>日本郵便株式会社東海支社</u>	<u>ア 郵便事業の運営に関すること</u> <u>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること</u> <u>ウ 施設等の被災防止に関すること</u> <u>エ 利用者の避難誘導に関すること</u>
	<u>郵便局株式会社東海支社</u>	<u>ア 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること</u> <u>イ 施設等の被災防止に関すること</u> <u>ウ 利用者の避難誘導に関すること</u>	(略)	(略)
	日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 応援救護班の派遣又は派遣準備</u> <u>イ 被災者に対する救援物資の配付</u> <u>ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u> <u>エ 赤十字飛行隊による救援又は救援準備</u> <u>オ 赤十字奉仕団、自主防災組織等に対する救急法の講習等の指導</u>	日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療、助産及び遺体措置に関すること</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u> <u>ウ 被災者に対する救援物資の配布</u> <u>エ 義援金の募集</u> <u>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア・イ (略) <u>ウ 災害用伝言ダイヤルサービス、災害用ブロードバンド伝言板 web 171 及び i モード災害用伝言板サービスの提供</u>	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	ア・イ (略) <u>ウ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web 171 及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新								
津波-5	(3) 指定地方公共機関	(3) 指定地方公共機関								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="308 281 670 327">機 関 名</th> <th data-bbox="670 281 1537 327">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="308 327 670 789"> 社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 </td> <td data-bbox="670 327 1537 789">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 281 1964 327">機 関 名</th> <th data-bbox="1964 281 2801 327">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 327 1964 789"> 一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 </td> <td data-bbox="1964 327 2801 789">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	一般 社団法人静岡県医師会 一般 社団法人静岡県歯科医師会 公益 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	(略)
	機 関 名	処理すべき事務又は業務								
	社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	(略)								
	機 関 名	処理すべき事務又は業務								
	一般 社団法人静岡県医師会 一般 社団法人静岡県歯科医師会 公益 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会	(略)								
	(略)	(略)								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="308 840 670 1016"><u>社団法人静岡県エルピーガス協会</u></td> <td data-bbox="670 840 1537 1016">ア 需要家に対する<u>プロパンガス</u>による災害の予防広報 イ ～ オ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>社団法人静岡県エルピーガス協会</u>	ア 需要家に対する <u>プロパンガス</u> による災害の予防広報 イ ～ オ (略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 840 1964 1016"><u>一般社団法人静岡県LPガス協会</u></td> <td data-bbox="1964 840 2801 1016">ア 需要家に対する<u>LPガス</u>による災害の予防広報 イ ～ オ (略)</td> </tr> </tbody> </table>	<u>一般社団法人静岡県LPガス協会</u>	ア 需要家に対する <u>LPガス</u> による災害の予防広報 イ ～ オ (略)				
	<u>社団法人静岡県エルピーガス協会</u>	ア 需要家に対する <u>プロパンガス</u> による災害の予防広報 イ ～ オ (略)								
	<u>一般社団法人静岡県LPガス協会</u>	ア 需要家に対する <u>LPガス</u> による災害の予防広報 イ ～ オ (略)								
	(略)	(略)								
	(略)	(略)								
	(略)	(略)								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="308 1167 670 1428"> 社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会 </td> <td data-bbox="670 1167 1537 1428">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 1167 1964 1428"> 一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会 </td> <td data-bbox="1964 1167 2801 1428">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	一般 社団法人静岡県トラック協会 一般 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(略)				
社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(略)									
一般 社団法人静岡県トラック協会 一般 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(略)									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="308 1428 670 1520">社団法人静岡県警備業協会</td> <td data-bbox="670 1428 1537 1520">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	社団法人静岡県警備業協会	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 1428 1964 1520">社団法人静岡県警備業協会</td> <td data-bbox="1964 1428 2801 1520">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	社団法人静岡県警備業協会	(略)					
社団法人静岡県警備業協会	(略)									
社団法人静岡県警備業協会	(略)									
(新設)	(新設)									
(新設)	(新設)									
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 1713 1964 1814"><u>公益社団法人静岡県栄養士会</u></td> <td data-bbox="1964 1713 2801 1814">ア <u>災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力</u> イ <u>避難所における健康相談に関する協力</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1814 1964 1948"><u>一般社団法人静岡県建設業協会</u></td> <td data-bbox="1964 1814 2801 1948"><u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>公益社団法人静岡県栄養士会</u>	ア <u>災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力</u> イ <u>避難所における健康相談に関する協力</u>	<u>一般社団法人静岡県建設業協会</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>					
<u>公益社団法人静岡県栄養士会</u>	ア <u>災害時要援護者等への食料品の供給に関する協力</u> イ <u>避難所における健康相談に関する協力</u>									
<u>一般社団法人静岡県建設業協会</u>	<u>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</u>									

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																														
津波-7	<p>1 東海地震により予想される災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成10年度から平成12年度の3ヶ年をかけて実施した第3次地震被害想定では、最大津波高は駿河湾内で数mから10m程度、遠州灘で2～3mから7m程度、伊豆半島南部で5m程度、伊豆半島東部で3～4m程度であり、沿岸の低地地域を中心に浸水被害が発生すると予想される。 ○ 波源域の広がる駿河湾内を中心に津波が発生し、駿河湾内の地域では直後から5分程度、遠州灘で直後から10分程度、伊豆半島南部の下田あたりで10分から15分程度、伊豆半島東部の伊東・熱海で30分程度で第1波が到達する。 ○ 津波は第1波、第2波、第3波と繰り返し襲ってくるが、必ずしも第1波が最大とは限らず、場所によっては第1波よりも第2波、第3波の方が高い場合があるので、少なくとも12時間以上の警戒が必要である。 <p>第3次地震被害想定結果</p> <table border="1" data-bbox="320 787 1083 835"> <tr> <td>浸水予想面積</td> <td>37.9km²</td> </tr> </table> <p>津波の想定波高（T.P.m）</p> <table border="1" data-bbox="320 924 1083 1549"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>市町</th> <th>想定波高</th> <th>地域</th> <th>市町</th> <th>想定波高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">賀茂</td> <td>下田市</td> <td>2.7～5.6</td> <td rowspan="6">中部</td> <td>静岡市</td> <td>1.5～7.4</td> </tr> <tr> <td>東伊豆町</td> <td>3.0～4.0</td> <td>焼津市</td> <td>2.0～5.0</td> </tr> <tr> <td>河津町</td> <td>3.0～4.5</td> <td>牧之原市</td> <td>3.5～7.9</td> </tr> <tr> <td>南伊豆町</td> <td>2.5～5.4</td> <td>吉田町</td> <td>2.4～4.0</td> </tr> <tr> <td>松崎町</td> <td>3.1～6.0</td> <td>浜松市</td> <td>1.5～5.6</td> </tr> <tr> <td>西伊豆町</td> <td>3.2～6.7</td> <td>磐田市</td> <td>2.5～5.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">東部</td> <td>沼津市</td> <td>2.4～9.9</td> <td rowspan="5">西部</td> <td>掛川市</td> <td>4.1～6.7</td> </tr> <tr> <td>熱海市</td> <td>3.0～3.1</td> <td>袋井市</td> <td>3.6～5.3</td> </tr> <tr> <td>伊東市</td> <td>3.0～3.7</td> <td>湖西市</td> <td>1.7～5.6</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>2.6～3.6</td> <td>御前崎市</td> <td>3.9～8.2</td> </tr> <tr> <td>伊豆市</td> <td>2.9～6.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	浸水予想面積	37.9km ²	地域	市町	想定波高	地域	市町	想定波高	賀茂	下田市	2.7～5.6	中部	静岡市	1.5～7.4	東伊豆町	3.0～4.0	焼津市	2.0～5.0	河津町	3.0～4.5	牧之原市	3.5～7.9	南伊豆町	2.5～5.4	吉田町	2.4～4.0	松崎町	3.1～6.0	浜松市	1.5～5.6	西伊豆町	3.2～6.7	磐田市	2.5～5.1	東部	沼津市	2.4～9.9	西部	掛川市	4.1～6.7	熱海市	3.0～3.1	袋井市	3.6～5.3	伊東市	3.0～3.7	湖西市	1.7～5.6	富士市	2.6～3.6	御前崎市	3.9～8.2	伊豆市	2.9～6.2			<p>2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）の被害想定結果</p> <p>(1) 概説</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震が発生した場合を想定して行ったものである。 ○ 試算に当たって、津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。 注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書 ○ また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。 <p>(2) 建物等被害に係る想定結果</p> <p style="text-align: right;">（単位：棟）</p> <table border="1" data-bbox="1567 730 2804 1633"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th rowspan="2">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震動</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 171,000</td> <td>約 171,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 165,000</td> <td>約 163,000</td> <td>約 156,000</td> <td>約 169,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 1,800</td> <td>約 1,800</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 6,400</td> <td>約 6,300</td> <td>約 6,100</td> <td>約 6,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人工造成地</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 17,000</td> <td>約 17,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 2,400</td> <td>約 2,400</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 4,900</td> <td>約 4,900</td> <td>約 4,900</td> <td>約 5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山崖・崩れ</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 2,500</td> <td>約 2,500</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 5,800</td> <td>約 5,800</td> <td>約 5,800</td> <td>約 5,800</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失</td> <td>約 22,000</td> <td>約 28,000</td> <td>約 66,000</td> <td>約 2,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物棟数</td> <td colspan="4">1,418,505</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物被害総数</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 217,000</td> <td>約 223,000</td> <td>約 260,000</td> <td>約 197,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 233,000</td> <td>約 232,000</td> <td>約 224,000</td> <td>約 237,000</td> </tr> <tr> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 15%</td> <td>約 16%</td> <td>約 18%</td> <td>約 14%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害率</td> <td>半壊</td> <td>約 16%</td> <td>約 16%</td> <td>約 16%</td> <td>約 17%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1567 1675 2804 1768"> <tr> <td>ブロック塀等転倒数</td> <td>約 23,000 件</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物が発生する建物数</td> <td>約 47,000 棟</td> </tr> </table> <p>「－」：被害わずか 注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊 ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊 	項目	被害区分	予知なし			予知あり	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	地震動	全壊	約 171,000			約 171,000	半壊	約 165,000	約 163,000	約 156,000	約 169,000	液状化	全壊	約 1,800			約 1,800	半壊	約 6,400	約 6,300	約 6,100	約 6,500	人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000	半壊	約 51,000	約 51,000	約 51,000	約 51,000	津波	全壊	約 2,400			約 2,400	半壊	約 4,900	約 4,900	約 4,900	約 5,000	山崖・崩れ	全壊	約 2,500			約 2,500	半壊	約 5,800	約 5,800	約 5,800	約 5,800	火災	焼失	約 22,000	約 28,000	約 66,000	約 2,500	建物棟数		1,418,505				建物被害総数	全壊及び焼失	約 217,000	約 223,000	約 260,000	約 197,000	半壊	約 233,000	約 232,000	約 224,000	約 237,000	全壊及び焼失	約 15%	約 16%	約 18%	約 14%	建物被害率	半壊	約 16%	約 16%	約 16%	約 17%	ブロック塀等転倒数	約 23,000 件	屋外落下物が発生する建物数	約 47,000 棟
浸水予想面積	37.9km ²																																																																																																																																																															
地域	市町	想定波高	地域	市町	想定波高																																																																																																																																																											
賀茂	下田市	2.7～5.6	中部	静岡市	1.5～7.4																																																																																																																																																											
	東伊豆町	3.0～4.0		焼津市	2.0～5.0																																																																																																																																																											
	河津町	3.0～4.5		牧之原市	3.5～7.9																																																																																																																																																											
	南伊豆町	2.5～5.4		吉田町	2.4～4.0																																																																																																																																																											
	松崎町	3.1～6.0		浜松市	1.5～5.6																																																																																																																																																											
	西伊豆町	3.2～6.7		磐田市	2.5～5.1																																																																																																																																																											
東部	沼津市	2.4～9.9	西部	掛川市	4.1～6.7																																																																																																																																																											
	熱海市	3.0～3.1		袋井市	3.6～5.3																																																																																																																																																											
	伊東市	3.0～3.7		湖西市	1.7～5.6																																																																																																																																																											
	富士市	2.6～3.6		御前崎市	3.9～8.2																																																																																																																																																											
	伊豆市	2.9～6.2																																																																																																																																																														
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																											
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																												
地震動	全壊	約 171,000			約 171,000																																																																																																																																																											
	半壊	約 165,000	約 163,000	約 156,000	約 169,000																																																																																																																																																											
液状化	全壊	約 1,800			約 1,800																																																																																																																																																											
	半壊	約 6,400	約 6,300	約 6,100	約 6,500																																																																																																																																																											
人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000																																																																																																																																																											
	半壊	約 51,000	約 51,000	約 51,000	約 51,000																																																																																																																																																											
津波	全壊	約 2,400			約 2,400																																																																																																																																																											
	半壊	約 4,900	約 4,900	約 4,900	約 5,000																																																																																																																																																											
山崖・崩れ	全壊	約 2,500			約 2,500																																																																																																																																																											
	半壊	約 5,800	約 5,800	約 5,800	約 5,800																																																																																																																																																											
火災	焼失	約 22,000	約 28,000	約 66,000	約 2,500																																																																																																																																																											
建物棟数		1,418,505																																																																																																																																																														
建物被害総数	全壊及び焼失	約 217,000	約 223,000	約 260,000	約 197,000																																																																																																																																																											
	半壊	約 233,000	約 232,000	約 224,000	約 237,000																																																																																																																																																											
	全壊及び焼失	約 15%	約 16%	約 18%	約 14%																																																																																																																																																											
建物被害率	半壊	約 16%	約 16%	約 16%	約 17%																																																																																																																																																											
	ブロック塀等転倒数	約 23,000 件																																																																																																																																																														
屋外落下物が発生する建物数	約 47,000 棟																																																																																																																																																															

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<p>津波による物的被害 (単位：棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予 知 な し</th> <th rowspan="2">予知あり</th> </tr> <tr> <th>5時</th> <th>12時</th> <th>18時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 破</td> <td>2,240</td> <td>2,240</td> <td>2,240</td> <td>2,240</td> </tr> <tr> <td>中 破</td> <td>3,666</td> <td>3,666</td> <td>3,666</td> <td>3,666</td> </tr> <tr> <td>一部損壊</td> <td>7,429</td> <td>7,429</td> <td>7,429</td> <td>7,429</td> </tr> <tr> <td>床下浸水</td> <td>14,955</td> <td>14,955</td> <td>14,955</td> <td>14,955</td> </tr> </tbody> </table> <p>津波による人的被害 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予 知 な し</th> <th colspan="3">予 知 あ り</th> </tr> <tr> <th>5時</th> <th>12時</th> <th>18時</th> <th>5時</th> <th>12時</th> <th>18時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死 者</td> <td>227</td> <td>220</td> <td>220</td> <td>39</td> <td>39</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>重 傷 者</td> <td>276</td> <td>271</td> <td>271</td> <td>46</td> <td>45</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>中等傷者</td> <td>663</td> <td>652</td> <td>652</td> <td>104</td> <td>103</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table>	被害区分	予 知 な し			予知あり	5時	12時	18時	大 破	2,240	2,240	2,240	2,240	中 破	3,666	3,666	3,666	3,666	一部損壊	7,429	7,429	7,429	7,429	床下浸水	14,955	14,955	14,955	14,955	被害区分	予 知 な し			予 知 あ り			5時	12時	18時	5時	12時	18時	死 者	227	220	220	39	39	39	重 傷 者	276	271	271	46	45	45	中等傷者	663	652	652	104	103	103	<p>(3) 人的被害に係る想定結果 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td>約 5,500 (約 700)</td> <td>約 2,700 (約 500)</td> <td>約 4,300 (約 500)</td> <td>約 1,600 (約 100)</td> <td>約 800 (約 100)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,600)</td> <td>約 30,000 (約 2,100)</td> <td>約 19,000 (約 1,600)</td> <td>約 5,300 (約 600)</td> <td>約 8,700 (約 400)</td> <td>約 5,500 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 49,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 42,000 (約 7,600)</td> <td>約 14,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 12,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>約 7,400</td> <td>約 2,500</td> <td>約 3,200</td> <td>約 1,000</td> <td>約 700</td> <td>約 800</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波</td> <td rowspan="3">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td>重傷者</td> <td>約 400</td> <td>約 100</td> <td>約 200</td> <td>約 60</td> <td>約 40</td> <td>約 50</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 800</td> <td>約 300</td> <td>約 400</td> <td>約 100</td> <td>約 80</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>約 9,000</td> <td>約 5,700</td> <td>約 7,300</td> <td>約 1,000</td> <td>約 700</td> <td>約 800</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波</td> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>重傷者</td> <td>約 500</td> <td>約 400</td> <td>約 400</td> <td>約 60</td> <td>約 40</td> <td>約 50</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 1,000</td> <td>約 700</td> <td>約 900</td> <td>約 100</td> <td>約 80</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>約 200</td> <td>約 90</td> <td>約 200</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山・崖崩れ</td> <td>重傷者</td> <td>約 100</td> <td>約 60</td> <td>約 100</td> <td>約 20</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 100</td> <td>約 60</td> <td>約 100</td> <td>約 20</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>約 800</td> <td>約 500</td> <td>約 2,100</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>重傷者</td> <td>約 600</td> <td>約 600</td> <td>約 1,400</td> <td>約 20</td> <td>約 50</td> <td>約 50</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 1,200</td> <td>約 1,600</td> <td>約 3,700</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、 屋外落下物</td> <td>重傷者</td> <td>約 10</td> <td>約 100</td> <td>約 200</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 10</td> <td>約 200</td> <td>約 400</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>約 14,000</td> <td>約 5,900</td> <td>約 9,900</td> <td>約 2,700</td> <td>約 1,500</td> <td>約 2,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死傷者数合計</td> <td rowspan="3">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td>重傷者</td> <td>約 20,000</td> <td>約 31,000</td> <td>約 21,000</td> <td>約 5,400</td> <td>約 8,800</td> <td>約 5,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 51,000</td> <td>約 54,000</td> <td>約 47,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 15,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>約 16,000</td> <td>約 9,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 2,700</td> <td>約 1,500</td> <td>約 2,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">死傷者数合計</td> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>重傷者</td> <td>約 20,000</td> <td>約 31,000</td> <td>約 21,000</td> <td>約 5,400</td> <td>約 8,800</td> <td>約 5,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 51,000</td> <td>約 54,000</td> <td>約 47,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 15,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>約 32,000</td> <td>約 27,000</td> <td>約 29,000</td> <td>約 9,100</td> <td>約 7,900</td> <td>約 8,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自力脱出困難者数・ 要救助者数</td> <td>地震動</td> <td>約 32,000</td> <td>約 27,000</td> <td>約 29,000</td> <td>約 9,100</td> <td>約 7,900</td> <td>約 8,300</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 1,800</td> <td>約 3,600</td> <td>約 2,400</td> <td>約 200</td> <td>約 400</td> <td>約 300</td> </tr> </tbody> </table> <p>「-」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。 ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者 ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者 <p>※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 2,200 人（早期避難率高+呼びかけ）～約 9,200 人（早期避難率低）</p> <p>※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。</p>	項目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)	死者数	約 7,400	約 2,500	約 3,200	約 1,000	約 700	約 800	津波	早期避難率高 +呼びかけ	重傷者	約 400	約 100	約 200	約 60	約 40	約 50	軽傷者	約 800	約 300	約 400	約 100	約 80	約 100	死者数	約 9,000	約 5,700	約 7,300	約 1,000	約 700	約 800	津波	早期避難率低	重傷者	約 500	約 400	約 400	約 60	約 40	約 50	軽傷者	約 1,000	約 700	約 900	約 100	約 80	約 100	死者数	約 200	約 90	約 200	約 30	約 10	約 20	山・崖崩れ	重傷者	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	軽傷者	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	死者数	約 800	約 500	約 2,100	約 30	約 10	約 20	火災	重傷者	約 600	約 600	約 1,400	約 20	約 50	約 50	軽傷者	約 1,200	約 1,600	約 3,700	約 100	約 100	約 100	死者数	-	約 10	約 20	-	-	-	ブロック塀の転倒、 屋外落下物	重傷者	約 10	約 100	約 200	-	約 10	約 10	軽傷者	約 10	約 200	約 400	-	約 10	約 20	死者数	約 14,000	約 5,900	約 9,900	約 2,700	約 1,500	約 2,100	死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	重傷者	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,400	約 8,800	約 5,600	軽傷者	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000	死者数	約 16,000	約 9,000	約 14,000	約 2,700	約 1,500	約 2,100	死傷者数合計	早期避難率低	重傷者	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,400	約 8,800	約 5,600	軽傷者	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000	死者数	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300	自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300	津波	約 1,800	約 3,600	約 2,400	約 200	約 400	約 300
被害区分	予 知 な し			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	5時	12時	18時																																																																																																																																																																																																																																																																																					
大 破	2,240	2,240	2,240	2,240																																																																																																																																																																																																																																																																																				
中 破	3,666	3,666	3,666	3,666																																																																																																																																																																																																																																																																																				
一部損壊	7,429	7,429	7,429	7,429																																																																																																																																																																																																																																																																																				
床下浸水	14,955	14,955	14,955	14,955																																																																																																																																																																																																																																																																																				
被害区分	予 知 な し			予 知 あ り																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	5時	12時	18時	5時	12時	18時																																																																																																																																																																																																																																																																																		
死 者	227	220	220	39	39	39																																																																																																																																																																																																																																																																																		
重 傷 者	276	271	271	46	45	45																																																																																																																																																																																																																																																																																		
中等傷者	663	652	652	104	103	103																																																																																																																																																																																																																																																																																		
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																																																																																																	
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	死者数	約 7,400	約 2,500	約 3,200	約 1,000	約 700	約 800																																																																																																																																																																																																																																																																																	
津波	早期避難率高 +呼びかけ	重傷者	約 400	約 100	約 200	約 60	約 40	約 50																																																																																																																																																																																																																																																																																
		軽傷者	約 800	約 300	約 400	約 100	約 80	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																
		死者数	約 9,000	約 5,700	約 7,300	約 1,000	約 700	約 800																																																																																																																																																																																																																																																																																
津波	早期避難率低	重傷者	約 500	約 400	約 400	約 60	約 40	約 50																																																																																																																																																																																																																																																																																
		軽傷者	約 1,000	約 700	約 900	約 100	約 80	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																
		死者数	約 200	約 90	約 200	約 30	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																																																																																																
山・崖崩れ	重傷者	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	軽傷者	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	死者数	約 800	約 500	約 2,100	約 30	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																																																																																																	
火災	重傷者	約 600	約 600	約 1,400	約 20	約 50	約 50																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	軽傷者	約 1,200	約 1,600	約 3,700	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	死者数	-	約 10	約 20	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																	
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	重傷者	約 10	約 100	約 200	-	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	軽傷者	約 10	約 200	約 400	-	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	死者数	約 14,000	約 5,900	約 9,900	約 2,700	約 1,500	約 2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																	
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	重傷者	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,400	約 8,800	約 5,600																																																																																																																																																																																																																																																																																
		軽傷者	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																
		死者数	約 16,000	約 9,000	約 14,000	約 2,700	約 1,500	約 2,100																																																																																																																																																																																																																																																																																
死傷者数合計	早期避難率低	重傷者	約 20,000	約 31,000	約 21,000	約 5,400	約 8,800	約 5,600																																																																																																																																																																																																																																																																																
		軽傷者	約 51,000	約 54,000	約 47,000	約 14,000	約 15,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																																																																																																
		死者数	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300																																																																																																																																																																																																																																																																																
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	津波	約 1,800	約 3,600	約 2,400	約 200	約 400	約 300																																																																																																																																																																																																																																																																																	

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																											
	(新設)	<p>3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果</p> <p>(1) 概説</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。 ○ 地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。 <p>(2) 建物等被害に係る想定結果</p> <p>【地震動：基本ケース、津波：ケース①】</p> <p style="text-align: right;">（単位：棟）</p> <table border="1" data-bbox="1573 709 2804 1501"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th rowspan="2">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震動</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 171,000</td> <td>約 171,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 161,000</td> <td>約 160,000</td> <td>約 152,000</td> <td>約 165,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 1,800</td> <td>約 1,800</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 5,900</td> <td>約 5,800</td> <td>約 5,600</td> <td>約 6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人工造成地</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 17,000</td> <td>約 17,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> <td>約 51,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 28,000</td> <td>約 28,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 31,000</td> <td>約 31,000</td> <td>約 29,000</td> <td>約 32,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山・崖崩れ</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 2,500</td> <td>約 2,500</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 5,800</td> <td>約 5,800</td> <td>約 5,800</td> <td>約 5,800</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失</td> <td>約 22,000</td> <td>約 27,000</td> <td>約 64,000</td> <td>約 2,500</td> </tr> <tr> <td>建物棟数</td> <td></td> <td colspan="3">1,418,505</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害総数</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 242,000</td> <td>約 248,000</td> <td>約 285,000</td> <td>約 223,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 255,000</td> <td>約 253,000</td> <td>約 244,000</td> <td>約 260,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物被害率</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 17%</td> <td>約 17%</td> <td>約 20%</td> <td>約 16%</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 18%</td> <td>約 18%</td> <td>約 17%</td> <td>約 18%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1573 1549 2804 1638"> <tr> <td>ブロック塀等転倒数</td> <td>約 23,000 件</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物が発生する建物数</td> <td>約 47,000 棟</td> </tr> </table> <p>「－」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊 ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊 <p>【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】</p> <p style="text-align: right;">（単位：棟）</p>	項目	被害区分	予知なし			予知あり	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	地震動	全壊	約 171,000			約 171,000	半壊	約 161,000	約 160,000	約 152,000	約 165,000	液状化	全壊	約 1,800			約 1,800	半壊	約 5,900	約 5,800	約 5,600	約 6,000	人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000	半壊	約 51,000	約 51,000	約 51,000	約 51,000	津波	全壊	約 28,000			約 28,000	半壊	約 31,000	約 31,000	約 29,000	約 32,000	山・崖崩れ	全壊	約 2,500			約 2,500	半壊	約 5,800	約 5,800	約 5,800	約 5,800	火災	焼失	約 22,000	約 27,000	約 64,000	約 2,500	建物棟数		1,418,505				建物被害総数	全壊及び焼失	約 242,000	約 248,000	約 285,000	約 223,000	半壊	約 255,000	約 253,000	約 244,000	約 260,000	建物被害率	全壊及び焼失	約 17%	約 17%	約 20%	約 16%	半壊	約 18%	約 18%	約 17%	約 18%						ブロック塀等転倒数	約 23,000 件	屋外落下物が発生する建物数	約 47,000 棟
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																								
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																									
地震動	全壊	約 171,000			約 171,000																																																																																																								
	半壊	約 161,000	約 160,000	約 152,000	約 165,000																																																																																																								
液状化	全壊	約 1,800			約 1,800																																																																																																								
	半壊	約 5,900	約 5,800	約 5,600	約 6,000																																																																																																								
人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000																																																																																																								
	半壊	約 51,000	約 51,000	約 51,000	約 51,000																																																																																																								
津波	全壊	約 28,000			約 28,000																																																																																																								
	半壊	約 31,000	約 31,000	約 29,000	約 32,000																																																																																																								
山・崖崩れ	全壊	約 2,500			約 2,500																																																																																																								
	半壊	約 5,800	約 5,800	約 5,800	約 5,800																																																																																																								
火災	焼失	約 22,000	約 27,000	約 64,000	約 2,500																																																																																																								
建物棟数		1,418,505																																																																																																											
建物被害総数	全壊及び焼失	約 242,000	約 248,000	約 285,000	約 223,000																																																																																																								
	半壊	約 255,000	約 253,000	約 244,000	約 260,000																																																																																																								
建物被害率	全壊及び焼失	約 17%	約 17%	約 20%	約 16%																																																																																																								
	半壊	約 18%	約 18%	約 17%	約 18%																																																																																																								
ブロック塀等転倒数	約 23,000 件																																																																																																												
屋外落下物が発生する建物数	約 47,000 棟																																																																																																												

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新					
		項目	被害区分	予知なし			予知あり
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
		地震動	全壊	約 179,000			約 179,000
			半壊	約 122,000	約 121,000	約 117,000	約 123,000
		液状化	全壊	約 1,600			約 1,600
			半壊	約 5,700	約 5,700	約 5,500	約 5,700
		人工造成地	全壊	約 16,000			約 16,000
			半壊	約 47,000	約 47,000	約 47,000	約 47,000
		津波	全壊	約 28,000			約 28,000
			半壊	約 35,000	約 35,000	約 34,000	約 35,000
		山・崖崩れ	全壊	約 2,100			約 2,100
			半壊	約 5,000	約 5,000	約 5,000	約 5,000
		火災	焼失	約 11,000	約 14,000	約 35,000	約 4,500
		建物棟数	1,418,505				
		建物被害総数	全壊及び焼失	約 238,000	約 240,000	約 262,000	約 231,000
			半壊	約 214,000	約 213,000	約 208,000	約 216,000
		建物被害率	全壊及び焼失	約 17%	約 17%	約 18%	約 16%
			半壊	約 15%	約 15%	約 15%	約 15%
		ブロック塀等転倒数		約 20,000 件			
		屋外落下物が発生する建物数		約 71,000 棟			
		「－」：被害わずか					
		注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。					
		・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊					
		・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊					
		【地震動：東側ケース、津波：ケース①】					
		(単位：棟)					
		項目	被害区分	予知なし			予知あり
				冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
		地震動	全壊	約 191,000			約 191,000
			半壊	約 178,000	約 177,000	約 168,000	約 181,000
		液状化	全壊	約 1,800			約 1,800
			半壊	約 5,900	約 5,800	約 5,600	約 6,000
		人工造成地	全壊	約 17,000			約 17,000
			半壊	約 50,000	約 50,000	約 50,000	約 50,000
		津波	全壊	約 26,000			約 26,000
			半壊	約 30,000	約 29,000	約 27,000	約 31,000
		山・崖崩れ	全壊	約 2,700			約 2,700
			半壊	約 6,300	約 6,300	約 6,300	約 6,300
		火災	焼失	約 19,000	約 24,000	約 66,000	約 2,200
		建物棟数	1,418,505				
		建物被害総数	全壊及び焼失	約 257,000	約 262,000	約 304,000	約 240,000
			半壊				

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																		
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>半壊</td> <td>約 270,000</td> <td>約 268,000</td> <td>約 257,000</td> <td>約 274,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物被害率</td> <td>全壊及び焼失</td> <td>約 18%</td> <td>約 18%</td> <td>約 21%</td> <td>約 17%</td> </tr> <tr> <td>失</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 19%</td> <td>約 19%</td> <td>約 18%</td> <td>約 19%</td> </tr> </table>		半壊	約 270,000	約 268,000	約 257,000	約 274,000	建物被害率	全壊及び焼失	約 18%	約 18%	約 21%	約 17%	失					半壊	約 19%	約 19%	約 18%	約 19%																																																																																																																																																												
	半壊	約 270,000	約 268,000	約 257,000	約 274,000																																																																																																																																																																															
建物被害率	全壊及び焼失	約 18%	約 18%	約 21%	約 17%																																																																																																																																																																															
	失																																																																																																																																																																																			
	半壊	約 19%	約 19%	約 18%	約 19%																																																																																																																																																																															
		<table border="1"> <tr> <td>ブロック塀等転倒数</td> <td>約 25,000 件</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物が発生する建物数</td> <td>約 58,000 棟</td> </tr> </table>	ブロック塀等転倒数	約 25,000 件	屋外落下物が発生する建物数	約 58,000 棟																																																																																																																																																																														
ブロック塀等転倒数	約 25,000 件																																																																																																																																																																																			
屋外落下物が発生する建物数	約 58,000 棟																																																																																																																																																																																			
		<p>「-」：被害わずか</p> <p>注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <p>・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊</p> <p>・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊</p>																																																																																																																																																																																		
		<p>(3) 人的被害に係る想定結果</p> <p>【地震動：基本ケース、津波：ケース①】</p>																																																																																																																																																																																		
		<p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td>約 5,500 (約 700)</td> <td>約 2,700 (約 500)</td> <td>約 4,300 (約 500)</td> <td>約 1,600 (約 100)</td> <td>約 800 (約 100)</td> <td>約 1,200 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,600)</td> <td>約 30,000 (約 2,100)</td> <td>約 19,000 (約 1,600)</td> <td>約 5,300 (約 600)</td> <td>約 8,700 (約 400)</td> <td>約 5,500 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 49,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 42,000 (約 7,600)</td> <td>約 14,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 12,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波</td> <td rowspan="3">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 65,000</td> <td>約 31,000</td> <td>約 35,000</td> <td>約 11,000</td> <td>約 7,200</td> <td>約 8,300</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 2,300</td> <td>約 900</td> <td>約 1,100</td> <td>約 500</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 4,500</td> <td>約 1,800</td> <td>約 2,000</td> <td>約 900</td> <td>約 600</td> <td>約 600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 95,000</td> <td>約 62,000</td> <td>約 72,000</td> <td>約 11,000</td> <td>約 7,200</td> <td>約 8,300</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 4,000</td> <td>約 2,500</td> <td>約 2,900</td> <td>約 500</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 7,700</td> <td>約 4,800</td> <td>約 5,500</td> <td>約 900</td> <td>約 600</td> <td>約 600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山・崖崩れ</td> <td>死者数</td> <td>約 200</td> <td>約 90</td> <td>約 200</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 100</td> <td>約 60</td> <td>約 100</td> <td>約 20</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 100</td> <td>約 60</td> <td>約 100</td> <td>約 20</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>死者数</td> <td>約 800</td> <td>約 500</td> <td>約 2,000</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 400</td> <td>約 600</td> <td>約 1,300</td> <td>約 50</td> <td>約 50</td> <td>約 50</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 1,100</td> <td>約 1,500</td> <td>約 3,500</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、 屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 100</td> <td>約 200</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 200</td> <td>約 400</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">死者者数合</td> <td rowspan="3">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 72,000</td> <td>約 34,000</td> <td>約 42,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 8,000</td> <td>約 9,600</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 21,000</td> <td>約 32,000</td> <td>約 22,000</td> <td>約 5,900</td> <td>約 9,000</td> <td>約 5,900</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 55,000</td> <td>約 55,000</td> <td>約 48,000</td> <td>約 15,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 13,000</td> </tr> <tr> <td>早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 102,000</td> <td>約 65,000</td> <td>約 78,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 8,000</td> <td>約 9,600</td> </tr> </tbody> </table>	項目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)	津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 65,000	約 31,000	約 35,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300	重傷者数	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300	軽傷者数	約 4,500	約 1,800	約 2,000	約 900	約 600	約 600	早期避難率低	死者数	約 95,000	約 62,000	約 72,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300	重傷者数	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300	軽傷者数	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600	山・崖崩れ	死者数	約 200	約 90	約 200	約 30	約 10	約 20	重傷者数	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	軽傷者数	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	火災	死者数	約 800	約 500	約 2,000	約 30	約 10	約 20	重傷者数	約 400	約 600	約 1,300	約 50	約 50	約 50	軽傷者数	約 1,100	約 1,500	約 3,500	約 100	約 100	約 100	ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	約 10	約 20	-	-	-	重傷者数	約 10	約 100	約 200	-	約 10	約 10	軽傷者数	約 10	約 200	約 400	-	約 10	約 20	死者者数合	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 72,000	約 34,000	約 42,000	約 13,000	約 8,000	約 9,600	重傷者数	約 21,000	約 32,000	約 22,000	約 5,900	約 9,000	約 5,900	軽傷者数	約 55,000	約 55,000	約 48,000	約 15,000	約 16,000	約 13,000	早期避難率低	死者数	約 102,000	約 65,000	約 78,000	約 13,000	約 8,000	約 9,600
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																															
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																													
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約 5,500 (約 700)	約 2,700 (約 500)	約 4,300 (約 500)	約 1,600 (約 100)	約 800 (約 100)	約 1,200 (約 100)																																																																																																																																																																													
	重傷者数	約 19,000 (約 2,600)	約 30,000 (約 2,100)	約 19,000 (約 1,600)	約 5,300 (約 600)	約 8,700 (約 400)	約 5,500 (約 400)																																																																																																																																																																													
	軽傷者数	約 49,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 42,000 (約 7,600)	約 14,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 12,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																													
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 65,000	約 31,000	約 35,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300																																																																																																																																																																												
		重傷者数	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300																																																																																																																																																																												
		軽傷者数	約 4,500	約 1,800	約 2,000	約 900	約 600	約 600																																																																																																																																																																												
早期避難率低	死者数	約 95,000	約 62,000	約 72,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300																																																																																																																																																																													
	重傷者数	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300																																																																																																																																																																													
	軽傷者数	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600																																																																																																																																																																													
山・崖崩れ	死者数	約 200	約 90	約 200	約 30	約 10	約 20																																																																																																																																																																													
	重傷者数	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10																																																																																																																																																																													
	軽傷者数	約 100	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10																																																																																																																																																																													
火災	死者数	約 800	約 500	約 2,000	約 30	約 10	約 20																																																																																																																																																																													
	重傷者数	約 400	約 600	約 1,300	約 50	約 50	約 50																																																																																																																																																																													
	軽傷者数	約 1,100	約 1,500	約 3,500	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																																																													
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	約 10	約 20	-	-	-																																																																																																																																																																													
	重傷者数	約 10	約 100	約 200	-	約 10	約 10																																																																																																																																																																													
	軽傷者数	約 10	約 200	約 400	-	約 10	約 20																																																																																																																																																																													
死者者数合	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 72,000	約 34,000	約 42,000	約 13,000	約 8,000	約 9,600																																																																																																																																																																												
		重傷者数	約 21,000	約 32,000	約 22,000	約 5,900	約 9,000	約 5,900																																																																																																																																																																												
		軽傷者数	約 55,000	約 55,000	約 48,000	約 15,000	約 16,000	約 13,000																																																																																																																																																																												
	早期避難率低	死者数	約 102,000	約 65,000	約 78,000	約 13,000	約 8,000	約 9,600																																																																																																																																																																												

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																										
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>重傷者</td> <td>約 23,000</td> <td>約 33,000</td> <td>約 24,000</td> <td>約 5,900</td> <td>約 9,000</td> <td>約 5,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽傷者</td> <td>約 58,000</td> <td>約 58,000</td> <td>約 52,000</td> <td>約 15,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 13,000</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者数・</td> <td>地震動</td> <td>約 32,000</td> <td>約 27,000</td> <td>約 29,000</td> <td>約 9,100</td> <td>約 7,900</td> <td>約 8,300</td> </tr> <tr> <td>要救助者数</td> <td>津波</td> <td>約 23,000</td> <td>約 33,000</td> <td>約 26,000</td> <td>約 2,700</td> <td>約 3,800</td> <td>約 3,000</td> </tr> </table> <p>「一」：被害わずか</p> <p>注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <p>・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。 全壊に含まれる。</p> <p>・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者</p> <p>・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者</p> <p>※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 13,000 人（早期避難率高＋呼びかけ）～約 29,000 人（早期避難率低）</p> <p>※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。</p> <p>【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td>約 7,800 (約 700)</td> <td>約 4,100 (約 500)</td> <td>約 6,200 (約 600)</td> <td>約 2,200 (約 200)</td> <td>約 12,000 (約 100)</td> <td>約 1,800 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 19,000 (約 2,500)</td> <td>約 35,000 (約 2,100)</td> <td>約 21,000 (約 1,700)</td> <td>約 5,600 (約 500)</td> <td>約 10,000 (約 500)</td> <td>約 6,100 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 42,000 (約 9,700)</td> <td>約 52,000 (約 7,800)</td> <td>約 38,000 (約 7,600)</td> <td>約 12,000 (約 2,100)</td> <td>約 15,000 (約 1,700)</td> <td>約 11,000 (約 1,700)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波</td> <td rowspan="3">早期避難率高 ＋呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 66,000</td> <td>約 31,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 11,000</td> <td>約 7,200</td> <td>約 8,400</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 2,300</td> <td>約 900</td> <td>約 1,100</td> <td>約 500</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 4,500</td> <td>約 1,800</td> <td>約 2,100</td> <td>約 900</td> <td>約 600</td> <td>約 600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 96,000</td> <td>約 62,000</td> <td>約 74,000</td> <td>約 11,000</td> <td>約 7,200</td> <td>約 8,400</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 4,000</td> <td>約 2,500</td> <td>約 2,900</td> <td>約 500</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 7,700</td> <td>約 4,800</td> <td>約 5,500</td> <td>約 900</td> <td>約 600</td> <td>約 600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山・崖崩れ</td> <td>死者数</td> <td>約 200</td> <td>約 80</td> <td>約 100</td> <td>約 20</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 100</td> <td>約 50</td> <td>約 90</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 100</td> <td>約 50</td> <td>約 90</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>死者数</td> <td>約 1,500</td> <td>約 1,000</td> <td>約 3,300</td> <td>約 200</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 300</td> <td>約 400</td> <td>約 900</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 700</td> <td>約 900</td> <td>約 2,200</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、 屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>＝</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>＝</td> <td>＝</td> <td>＝</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>＝</td> <td>約 70</td> <td>約 100</td> <td>＝</td> <td>＝</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 10</td> <td>約 200</td> <td>約 300</td> <td>＝</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">合計</td> <td rowspan="3">早期避難率高 ＋呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 75,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 46,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 8,500</td> <td>約 10,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 22,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 23,000</td> <td>約 6,200</td> <td>約 11,000</td> <td>約 6,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 47,000</td> <td>約 55,000</td> <td>約 43,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> </tbody> </table>		重傷者	約 23,000	約 33,000	約 24,000	約 5,900	約 9,000	約 5,900		軽傷者	約 58,000	約 58,000	約 52,000	約 15,000	約 16,000	約 13,000	自力脱出困難者数・	地震動	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300	要救助者数	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000	項目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 500)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 12,000 (約 100)	約 1,800 (約 100)	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)	津波	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	約 66,000	約 31,000	約 36,000	約 11,000	約 7,200	約 8,400	重傷者	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300	軽傷者	約 4,500	約 1,800	約 2,100	約 900	約 600	約 600	早期避難率低	死者数	約 96,000	約 62,000	約 74,000	約 11,000	約 7,200	約 8,400	重傷者	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300	軽傷者	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600	山・崖崩れ	死者数	約 200	約 80	約 100	約 20	約 10	約 20	重傷者	約 100	約 50	約 90	約 10	約 10	約 10	軽傷者	約 100	約 50	約 90	約 10	約 10	約 10	火災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,300	約 200	約 100	約 100	重傷者	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100	軽傷者	約 700	約 900	約 2,200	約 300	約 300	約 300	ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	＝	約 10	約 10	＝	＝	＝	重傷者	＝	約 70	約 100	＝	＝	約 10	軽傷者	約 10	約 200	約 300	＝	約 10	約 20	合計	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000	重傷者	約 22,000	約 36,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600	軽傷者	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000
	重傷者	約 23,000	約 33,000	約 24,000	約 5,900	約 9,000	約 5,900																																																																																																																																																																																																					
	軽傷者	約 58,000	約 58,000	約 52,000	約 15,000	約 16,000	約 13,000																																																																																																																																																																																																					
自力脱出困難者数・	地震動	約 32,000	約 27,000	約 29,000	約 9,100	約 7,900	約 8,300																																																																																																																																																																																																					
要救助者数	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000																																																																																																																																																																																																					
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																							
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																					
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約 7,800 (約 700)	約 4,100 (約 500)	約 6,200 (約 600)	約 2,200 (約 200)	約 12,000 (約 100)	約 1,800 (約 100)																																																																																																																																																																																																					
	重傷者数	約 19,000 (約 2,500)	約 35,000 (約 2,100)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,600 (約 500)	約 10,000 (約 500)	約 6,100 (約 400)																																																																																																																																																																																																					
	軽傷者数	約 42,000 (約 9,700)	約 52,000 (約 7,800)	約 38,000 (約 7,600)	約 12,000 (約 2,100)	約 15,000 (約 1,700)	約 11,000 (約 1,700)																																																																																																																																																																																																					
津波	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	約 66,000	約 31,000	約 36,000	約 11,000	約 7,200	約 8,400																																																																																																																																																																																																				
		重傷者	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																				
		軽傷者	約 4,500	約 1,800	約 2,100	約 900	約 600	約 600																																																																																																																																																																																																				
早期避難率低	死者数	約 96,000	約 62,000	約 74,000	約 11,000	約 7,200	約 8,400																																																																																																																																																																																																					
	重傷者	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																					
	軽傷者	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600																																																																																																																																																																																																					
山・崖崩れ	死者数	約 200	約 80	約 100	約 20	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																					
	重傷者	約 100	約 50	約 90	約 10	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																					
	軽傷者	約 100	約 50	約 90	約 10	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																					
火災	死者数	約 1,500	約 1,000	約 3,300	約 200	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																					
	重傷者	約 300	約 400	約 900	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																					
	軽傷者	約 700	約 900	約 2,200	約 300	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																					
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	＝	約 10	約 10	＝	＝	＝																																																																																																																																																																																																					
	重傷者	＝	約 70	約 100	＝	＝	約 10																																																																																																																																																																																																					
	軽傷者	約 10	約 200	約 300	＝	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																					
合計	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	約 75,000	約 36,000	約 46,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000																																																																																																																																																																																																				
		重傷者	約 22,000	約 36,000	約 23,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600																																																																																																																																																																																																				
		軽傷者	約 47,000	約 55,000	約 43,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																				

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																								
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 105,000</td> <td>約 67,000</td> <td>約 82,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 8,500</td> <td>約 10,000</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 24,000</td> <td>約 38,000</td> <td>約 25,000</td> <td>約 6,200</td> <td>約 11,000</td> <td>約 6,600</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 50,000</td> <td>約 58,000</td> <td>約 46,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 12,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自力脱出困難者数・ 要救助者数</td> <td>地震動</td> <td>約 50,000</td> <td>約 49,000</td> <td>約 48,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 14,000</td> <td>約 14,000</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 23,000</td> <td>約 33,000</td> <td>約 26,000</td> <td>約 2,700</td> <td>約 3,800</td> <td>約 3,000</td> </tr> </table> <p>「一」：被害わずか</p> <p>注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <p>・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。 全壊に含まれる。</p> <p>・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者</p> <p>・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者</p> <p>※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 13,000 人（早期避難率高＋呼びかけ）～約 29,000 人（早期避難率低）</p> <p>※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。</p> <p>【地震動：東側ケース、津波：ケース①】</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">被害区分</th> <th colspan="3">予知なし</th> <th colspan="3">予知あり</th> </tr> <tr> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)</td> <td>死者数</td> <td>約 6,000 (約 700)</td> <td>約 3,000 (約 500)</td> <td>約 4,700 (約 500)</td> <td>約 1,700 (約 200)</td> <td>約 900 (約 100)</td> <td>約 1,400 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 21,000 (約 2,700)</td> <td>約 34,000 (約 2,200)</td> <td>約 21,000 (約 1,700)</td> <td>約 5,900 (約 600)</td> <td>約 9,700 (約 500)</td> <td>約 6,100 (約 400)</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td>約 53,000 (約 10,000)</td> <td>約 55,000 (約 8,300)</td> <td>約 45,000 (約 8,100)</td> <td>約 15,000 (約 2,200)</td> <td>約 16,000 (約 1,800)</td> <td>約 13,000 (約 1,800)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波</td> <td rowspan="3">早期避難率高 ＋呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 65,000</td> <td>約 31,000</td> <td>約 36,000</td> <td>約 11,000</td> <td>約 7,200</td> <td>約 8,300</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 2,300</td> <td>約 900</td> <td>約 1,100</td> <td>約 500</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 4,500</td> <td>約 1,800</td> <td>約 2,100</td> <td>約 900</td> <td>約 600</td> <td>約 600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 95,000</td> <td>約 62,000</td> <td>約 72,000</td> <td>約 11,000</td> <td>約 7,200</td> <td>約 8,300</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 4,000</td> <td>約 2,500</td> <td>約 2,900</td> <td>約 500</td> <td>約 300</td> <td>約 300</td> </tr> <tr> <td>負傷者</td> <td>約 7,700</td> <td>約 4,800</td> <td>約 5,500</td> <td>約 900</td> <td>約 600</td> <td>約 600</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山・崖崩れ</td> <td>死者数</td> <td>約 200</td> <td>約 100</td> <td>約 200</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 200</td> <td>約 60</td> <td>約 100</td> <td>約 20</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 200</td> <td>約 60</td> <td>約 100</td> <td>約 20</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>死者数</td> <td>約 600</td> <td>約 400</td> <td>約 1,600</td> <td>約 40</td> <td>約 20</td> <td>約 30</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 400</td> <td>約 500</td> <td>約 1,300</td> <td>約 50</td> <td>約 50</td> <td>約 50</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 900</td> <td>約 1,300</td> <td>約 3,400</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、 屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>二</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> <td>二</td> <td>二</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 10</td> <td>約 100</td> <td>約 200</td> <td>二</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 20</td> <td>約 200</td> <td>約 400</td> <td>二</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">救者</td> <td rowspan="2">早期避難率高 ＋呼びかけ</td> <td>死者数</td> <td>約 72,000</td> <td>約 34,000</td> <td>約 42,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 8,100</td> <td>約 9,700</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 23,000</td> <td>約 35,000</td> <td>約 24,000</td> <td>約 6,400</td> <td>約 10,000</td> <td>約 6,500</td> </tr> </tbody> </table>	早期避難率低	死者数	約 105,000	約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000	重傷者	約 24,000	約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600	軽傷者	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000	自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000	項目	被害区分	予知なし			予知あり			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約 6,000 (約 700)	約 3,000 (約 500)	約 4,700 (約 500)	約 1,700 (約 200)	約 900 (約 100)	約 1,400 (約 100)	重傷者数	約 21,000 (約 2,700)	約 34,000 (約 2,200)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,900 (約 600)	約 9,700 (約 500)	約 6,100 (約 400)	負傷者数	約 53,000 (約 10,000)	約 55,000 (約 8,300)	約 45,000 (約 8,100)	約 15,000 (約 2,200)	約 16,000 (約 1,800)	約 13,000 (約 1,800)	津波	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	約 65,000	約 31,000	約 36,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300	重傷者	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300	軽傷者	約 4,500	約 1,800	約 2,100	約 900	約 600	約 600	早期避難率低	死者数	約 95,000	約 62,000	約 72,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300	重傷者	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300	負傷者	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600	山・崖崩れ	死者数	約 200	約 100	約 200	約 30	約 10	約 20	重傷者	約 200	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	軽傷者	約 200	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10	火災	死者数	約 600	約 400	約 1,600	約 40	約 20	約 30	重傷者	約 400	約 500	約 1,300	約 50	約 50	約 50	軽傷者	約 900	約 1,300	約 3,400	約 100	約 100	約 100	ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	二	約 10	約 20	二	二	二	重傷者	約 10	約 100	約 200	二	約 10	約 10	軽傷者	約 20	約 200	約 400	二	約 10	約 20	救者	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	約 72,000	約 34,000	約 42,000	約 13,000	約 8,100	約 9,700	重傷者	約 23,000	約 35,000	約 24,000	約 6,400	約 10,000	約 6,500
早期避難率低	死者数	約 105,000		約 67,000	約 82,000	約 14,000	約 8,500	約 10,000																																																																																																																																																																																																		
	重傷者	約 24,000		約 38,000	約 25,000	約 6,200	約 11,000	約 6,600																																																																																																																																																																																																		
	軽傷者	約 50,000	約 58,000	約 46,000	約 13,000	約 16,000	約 12,000																																																																																																																																																																																																			
自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約 50,000	約 49,000	約 48,000	約 14,000	約 14,000	約 14,000																																																																																																																																																																																																			
	津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000																																																																																																																																																																																																			
項目	被害区分	予知なし			予知あり																																																																																																																																																																																																					
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																																																																																																			
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約 6,000 (約 700)	約 3,000 (約 500)	約 4,700 (約 500)	約 1,700 (約 200)	約 900 (約 100)	約 1,400 (約 100)																																																																																																																																																																																																			
	重傷者数	約 21,000 (約 2,700)	約 34,000 (約 2,200)	約 21,000 (約 1,700)	約 5,900 (約 600)	約 9,700 (約 500)	約 6,100 (約 400)																																																																																																																																																																																																			
	負傷者数	約 53,000 (約 10,000)	約 55,000 (約 8,300)	約 45,000 (約 8,100)	約 15,000 (約 2,200)	約 16,000 (約 1,800)	約 13,000 (約 1,800)																																																																																																																																																																																																			
津波	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	約 65,000	約 31,000	約 36,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300																																																																																																																																																																																																		
		重傷者	約 2,300	約 900	約 1,100	約 500	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																		
		軽傷者	約 4,500	約 1,800	約 2,100	約 900	約 600	約 600																																																																																																																																																																																																		
早期避難率低	死者数	約 95,000	約 62,000	約 72,000	約 11,000	約 7,200	約 8,300																																																																																																																																																																																																			
	重傷者	約 4,000	約 2,500	約 2,900	約 500	約 300	約 300																																																																																																																																																																																																			
	負傷者	約 7,700	約 4,800	約 5,500	約 900	約 600	約 600																																																																																																																																																																																																			
山・崖崩れ	死者数	約 200	約 100	約 200	約 30	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																			
	重傷者	約 200	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者	約 200	約 60	約 100	約 20	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																			
火災	死者数	約 600	約 400	約 1,600	約 40	約 20	約 30																																																																																																																																																																																																			
	重傷者	約 400	約 500	約 1,300	約 50	約 50	約 50																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者	約 900	約 1,300	約 3,400	約 100	約 100	約 100																																																																																																																																																																																																			
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	二	約 10	約 20	二	二	二																																																																																																																																																																																																			
	重傷者	約 10	約 100	約 200	二	約 10	約 10																																																																																																																																																																																																			
	軽傷者	約 20	約 200	約 400	二	約 10	約 20																																																																																																																																																																																																			
救者	早期避難率高 ＋呼びかけ	死者数	約 72,000	約 34,000	約 42,000	約 13,000	約 8,100	約 9,700																																																																																																																																																																																																		
		重傷者	約 23,000	約 35,000	約 24,000	約 6,400	約 10,000	約 6,500																																																																																																																																																																																																		

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																		
(新設)		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>軽傷者</td> <td>約 58,000</td> <td>約 59,000</td> <td>約 51,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 17,000</td> <td>約 14,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 102,000</td> <td>約 65,000</td> <td>約 78,000</td> <td>約 13,000</td> <td>約 8,100</td> <td>約 9,700</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>約 25,000</td> <td>約 37,000</td> <td>約 26,000</td> <td>約 6,400</td> <td>約 10,000</td> <td>約 6,500</td> </tr> <tr> <td>軽傷者</td> <td>約 62,000</td> <td>約 62,000</td> <td>約 55,000</td> <td>約 16,000</td> <td>約 17,000</td> <td>約 14,000</td> </tr> <tr> <td>自力脱出困難者数・要救助者数</td> <td>地震動</td> <td>約 33,000</td> <td>約 29,000</td> <td>約 30,000</td> <td>約 9,500</td> <td>約 8,400</td> <td>約 8,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>津波</td> <td>約 23,000</td> <td>約 33,000</td> <td>約 26,000</td> <td>約 2,700</td> <td>約 3,800</td> <td>約 3,000</td> </tr> </table>		軽傷者	約 58,000	約 59,000	約 51,000	約 16,000	約 17,000	約 14,000	早期避難率低	死者数	約 102,000	約 65,000	約 78,000	約 13,000	約 8,100	約 9,700	重傷者	約 25,000	約 37,000	約 26,000	約 6,400	約 10,000	約 6,500	軽傷者	約 62,000	約 62,000	約 55,000	約 16,000	約 17,000	約 14,000	自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 33,000	約 29,000	約 30,000	約 9,500	約 8,400	約 8,800		津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000																																				
		軽傷者	約 58,000	約 59,000	約 51,000	約 16,000	約 17,000	約 14,000																																																																												
	早期避難率低	死者数	約 102,000	約 65,000	約 78,000	約 13,000	約 8,100	約 9,700																																																																												
		重傷者	約 25,000	約 37,000	約 26,000	約 6,400	約 10,000	約 6,500																																																																												
		軽傷者	約 62,000	約 62,000	約 55,000	約 16,000	約 17,000	約 14,000																																																																												
	自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 33,000	約 29,000	約 30,000	約 9,500	約 8,400	約 8,800																																																																												
		津波	約 23,000	約 33,000	約 26,000	約 2,700	約 3,800	約 3,000																																																																												
	「一」：被害わずか	注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。																																																																																		
	・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。	全壊に含まれる。																																																																																		
	・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者	・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者																																																																																		
	※夏・昼発災(予知なし)の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約13,000人(早期避難率高+呼びかけ)～約30,000人(早期避難率低)	※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。																																																																																		
	4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波(大正型関東地震)の被害想定の結果	(1) 概説																																																																																		
	○ この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。	○ 試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。																																																																																		
	(2) 建物等被害に係る想定結果	(単位：棟)																																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>被害区分</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震動</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 10,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 27,000</td> <td>約 27,000</td> <td>約 26,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 800</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 3,100</td> <td>約 3,100</td> <td>約 3,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人工造成地</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 40</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 900</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 2,300</td> <td>約 2,300</td> <td>約 2,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山・崖崩れ</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約 500</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約 1,100</td> <td>約 1,100</td> <td>約 1,100</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失</td> <td>約 200</td> <td>約 300</td> <td>約 1,600</td> </tr> <tr> <td>建物棟数</td> <td></td> <td colspan="3">1,418,505</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害総数</td> <td>全壊及び半壊</td> <td>約 13,000 棟</td> <td>約 13,000 棟</td> <td>約 14,000 棟</td> </tr> <tr> <td>焼失</td> <td>33,000 棟</td> <td>33,000 棟</td> <td>33,000 棟</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物被害率</td> <td>全壊及び半壊</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>焼失</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>2%</td> <td>2%</td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table>	項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	地震動	全壊	約 10,000			半壊	約 27,000	約 27,000	約 26,000	液状化	全壊	約 800			半壊	約 3,100	約 3,100	約 3,100	人工造成地	全壊	約 40			半壊	約 100	約 100	約 100	津波	全壊	約 900			半壊	約 2,300	約 2,300	約 2,300	山・崖崩れ	全壊	約 500			半壊	約 1,100	約 1,100	約 1,100	火災	焼失	約 200	約 300	約 1,600	建物棟数		1,418,505			建物被害総数	全壊及び半壊	約 13,000 棟	約 13,000 棟	約 14,000 棟	焼失	33,000 棟	33,000 棟	33,000 棟	建物被害率	全壊及び半壊	1%	1%	1%	焼失				半壊	2%	2%	2%	
	項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																															
	地震動	全壊	約 10,000																																																																																	
		半壊	約 27,000	約 27,000	約 26,000																																																																															
	液状化	全壊	約 800																																																																																	
		半壊	約 3,100	約 3,100	約 3,100																																																																															
人工造成地	全壊	約 40																																																																																		
	半壊	約 100	約 100	約 100																																																																																
津波	全壊	約 900																																																																																		
	半壊	約 2,300	約 2,300	約 2,300																																																																																
山・崖崩れ	全壊	約 500																																																																																		
	半壊	約 1,100	約 1,100	約 1,100																																																																																
火災	焼失	約 200	約 300	約 1,600																																																																																
建物棟数		1,418,505																																																																																		
建物被害総数	全壊及び半壊	約 13,000 棟	約 13,000 棟	約 14,000 棟																																																																																
	焼失	33,000 棟	33,000 棟	33,000 棟																																																																																
建物被害率	全壊及び半壊	1%	1%	1%																																																																																
	焼失																																																																																			
	半壊	2%	2%	2%																																																																																

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																																	
		<table border="1" data-bbox="1567 205 2347 296"> <tr> <td>ブロック塀等転倒数</td> <td>約 2,500 件</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物が発生する建物数</td> <td>約 1,900 棟</td> </tr> </table> <p>「-」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊 ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊 <p>(3) 人的被害に係る想定結果</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1567 611 2430 1822"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>被害区分</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋 内落下物)</td> <td>死者数</td> <td>約 100 (約 40)</td> <td>約 50 (約 20)</td> <td>約 90 (約 30)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 1,100 (約 200)</td> <td>約 1,400 (約 100)</td> <td>約 1,000 (約 100)</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 5,100 (約 800)</td> <td>約 4,600 (約 700)</td> <td>約 4,200 (約 600)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">津波</td> <td>早期避難率高+</td> <td>死者数</td> <td>約 2,300</td> <td>約 600</td> <td>約 900</td> </tr> <tr> <td>呼びかけ</td> <td>重傷者数</td> <td>約 100</td> <td>約 50</td> <td>約 70</td> </tr> <tr> <td>呼びかけ</td> <td>軽傷者数</td> <td>約 200</td> <td>約 100</td> <td>約 100</td> </tr> <tr> <td>早期避難率低</td> <td>死者数</td> <td>約 2,900</td> <td>約 1,700</td> <td>約 2,400</td> </tr> <tr> <td>早期避難率低</td> <td>重傷者数</td> <td>約 200</td> <td>約 100</td> <td>約 200</td> </tr> <tr> <td>早期避難率低</td> <td>軽傷者数</td> <td>約 400</td> <td>約 300</td> <td>約 400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">山・崖崩れ</td> <td>死者数</td> <td>約 40</td> <td>約 20</td> <td>約 30</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 30</td> <td>約 10</td> <td>約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">火災</td> <td>死者数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>約 10</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>-</td> <td>約 10</td> <td>約 30</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 10</td> <td>約 10</td> <td>約 70</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ブロック塀の転倒、 屋外落下物</td> <td>死者数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>-</td> <td>約 20</td> <td>約 30</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>-</td> <td>約 30</td> <td>約 50</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">死傷者数合計</td> <td>早期避難率高</td> <td>死者数</td> <td>約 2,500</td> <td>約 700</td> <td>約 1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">+呼びかけ</td> <td>重傷者数</td> <td>約 1,200</td> <td>約 1,500</td> <td>約 1,200</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 5,400</td> <td>約 4,700</td> <td>約 4,500</td> </tr> <tr> <td>死者数</td> <td>約 3,000</td> <td>約 1,800</td> <td>約 2,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">早期避難率低</td> <td>重傷者数</td> <td>約 1,300</td> <td>約 1,600</td> <td>約 1,300</td> </tr> <tr> <td>軽傷者数</td> <td>約 5,600</td> <td>約 4,900</td> <td>約 4,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自力脱出困難者数・要救護者数</td> <td>地震動</td> <td>約 600</td> <td>約 400</td> <td>約 500</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>約 900</td> <td>約 1,800</td> <td>約 1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>「-」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。 	ブロック塀等転倒数	約 2,500 件	屋外落下物が発生する建物数	約 1,900 棟	項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋 内落下物)	死者数	約 100 (約 40)	約 50 (約 20)	約 90 (約 30)	重傷者数	約 1,100 (約 200)	約 1,400 (約 100)	約 1,000 (約 100)	軽傷者数	約 5,100 (約 800)	約 4,600 (約 700)	約 4,200 (約 600)	津波	早期避難率高+	死者数	約 2,300	約 600	約 900	呼びかけ	重傷者数	約 100	約 50	約 70	呼びかけ	軽傷者数	約 200	約 100	約 100	早期避難率低	死者数	約 2,900	約 1,700	約 2,400	早期避難率低	重傷者数	約 200	約 100	約 200	早期避難率低	軽傷者数	約 400	約 300	約 400	山・崖崩れ	死者数	約 40	約 20	約 30	重傷者数	約 30	約 10	約 20	軽傷者数	約 30	約 10	約 20	火災	死者数	-	-	約 10	重傷者数	-	約 10	約 30	軽傷者数	約 10	約 10	約 70	ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	-	-	重傷者数	-	約 20	約 30	軽傷者数	-	約 30	約 50	死傷者数合計	早期避難率高	死者数	約 2,500	約 700	約 1,000	+呼びかけ	重傷者数	約 1,200	約 1,500	約 1,200	軽傷者数	約 5,400	約 4,700	約 4,500	死者数	約 3,000	約 1,800	約 2,500	早期避難率低	重傷者数	約 1,300	約 1,600	約 1,300	軽傷者数	約 5,600	約 4,900	約 4,700	自力脱出困難者数・要救護者数	地震動	約 600	約 400	約 500	津波	約 900	約 1,800	約 1,200
ブロック塀等転倒数	約 2,500 件																																																																																																																																		
屋外落下物が発生する建物数	約 1,900 棟																																																																																																																																		
項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																															
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋 内落下物)	死者数	約 100 (約 40)	約 50 (約 20)	約 90 (約 30)																																																																																																																															
	重傷者数	約 1,100 (約 200)	約 1,400 (約 100)	約 1,000 (約 100)																																																																																																																															
	軽傷者数	約 5,100 (約 800)	約 4,600 (約 700)	約 4,200 (約 600)																																																																																																																															
津波	早期避難率高+	死者数	約 2,300	約 600	約 900																																																																																																																														
	呼びかけ	重傷者数	約 100	約 50	約 70																																																																																																																														
	呼びかけ	軽傷者数	約 200	約 100	約 100																																																																																																																														
	早期避難率低	死者数	約 2,900	約 1,700	約 2,400																																																																																																																														
	早期避難率低	重傷者数	約 200	約 100	約 200																																																																																																																														
	早期避難率低	軽傷者数	約 400	約 300	約 400																																																																																																																														
山・崖崩れ	死者数	約 40	約 20	約 30																																																																																																																															
	重傷者数	約 30	約 10	約 20																																																																																																																															
	軽傷者数	約 30	約 10	約 20																																																																																																																															
火災	死者数	-	-	約 10																																																																																																																															
	重傷者数	-	約 10	約 30																																																																																																																															
	軽傷者数	約 10	約 10	約 70																																																																																																																															
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	-	-																																																																																																																															
	重傷者数	-	約 20	約 30																																																																																																																															
	軽傷者数	-	約 30	約 50																																																																																																																															
死傷者数合計	早期避難率高	死者数	約 2,500	約 700	約 1,000																																																																																																																														
	+呼びかけ	重傷者数	約 1,200	約 1,500	約 1,200																																																																																																																														
		軽傷者数	約 5,400	約 4,700	約 4,500																																																																																																																														
		死者数	約 3,000	約 1,800	約 2,500																																																																																																																														
	早期避難率低	重傷者数	約 1,300	約 1,600	約 1,300																																																																																																																														
		軽傷者数	約 5,600	約 4,900	約 4,700																																																																																																																														
自力脱出困難者数・要救護者数	地震動	約 600	約 400	約 500																																																																																																																															
	津波	約 900	約 1,800	約 1,200																																																																																																																															

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																						
	(新設)	<p><u>全壊に含まれる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者 ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者 <p>※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約1,600人(早期避難率高+呼びかけ) ～約4,600人(早期避難率低)</p> <p><u>5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果</u></p> <p><u>(1) 概説</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。</u> ○ <u>試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。</u> <p><u>(2) 建物等被害に係る想定結果</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：棟)</p> <table border="1" data-bbox="1567 806 2481 1549"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>被害区分</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震動</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約19,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約40,000</td> <td>約39,000</td> <td>約39,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">液状化</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約1,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約3,700</td> <td>約3,700</td> <td>約3,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">人工造成地</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約80</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約300</td> <td>約300</td> <td>約300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約2,400</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約6,300</td> <td>約6,300</td> <td>約6,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山・崖崩れ</td> <td>全壊</td> <td colspan="3">約600</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約1,400</td> <td>約1,400</td> <td>約1,400</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>焼失</td> <td>約400</td> <td>約600</td> <td>約3,700</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建物棟数</td> <td colspan="3">1,418,505</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物被害総数</td> <td>全壊及び 焼失</td> <td>約23,000</td> <td>約24,000</td> <td>約27,000</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約51,000</td> <td>約51,000</td> <td>約50,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建物被害率</td> <td>全壊及び 焼失</td> <td>約2%</td> <td>約2%</td> <td>約2%</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>約4%</td> <td>約4%</td> <td>約4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1567 1598 2347 1688"> <tbody> <tr> <td>ブロック塀等転倒数</td> <td>約3,600件</td> </tr> <tr> <td>屋外落下物が発生する建物数</td> <td>約4,000棟</td> </tr> </tbody> </table> <p>「－」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊 ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊 	項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	地震動	全壊	約19,000			半壊	約40,000	約39,000	約39,000	液状化	全壊	約1,000			半壊	約3,700	約3,700	約3,700	人工造成地	全壊	約80			半壊	約300	約300	約300	津波	全壊	約2,400			半壊	約6,300	約6,300	約6,200	山・崖崩れ	全壊	約600			半壊	約1,400	約1,400	約1,400	火災	焼失	約400	約600	約3,700	建物棟数		1,418,505			建物被害総数	全壊及び 焼失	約23,000	約24,000	約27,000	半壊	約51,000	約51,000	約50,000	建物被害率	全壊及び 焼失	約2%	約2%	約2%	半壊	約4%	約4%	約4%					ブロック塀等転倒数	約3,600件	屋外落下物が発生する建物数	約4,000棟
項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																				
地震動	全壊	約19,000																																																																																						
	半壊	約40,000	約39,000	約39,000																																																																																				
液状化	全壊	約1,000																																																																																						
	半壊	約3,700	約3,700	約3,700																																																																																				
人工造成地	全壊	約80																																																																																						
	半壊	約300	約300	約300																																																																																				
津波	全壊	約2,400																																																																																						
	半壊	約6,300	約6,300	約6,200																																																																																				
山・崖崩れ	全壊	約600																																																																																						
	半壊	約1,400	約1,400	約1,400																																																																																				
火災	焼失	約400	約600	約3,700																																																																																				
建物棟数		1,418,505																																																																																						
建物被害総数	全壊及び 焼失	約23,000	約24,000	約27,000																																																																																				
	半壊	約51,000	約51,000	約50,000																																																																																				
建物被害率	全壊及び 焼失	約2%	約2%	約2%																																																																																				
	半壊	約4%	約4%	約4%																																																																																				
ブロック塀等転倒数	約3,600件																																																																																							
屋外落下物が発生する建物数	約4,000棟																																																																																							

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																																												
津波-8	2 遠地津波 (略)	<p>(3) 人的被害に係る想定結果</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>被害区分</th> <th>冬・深夜</th> <th>夏・昼</th> <th>冬・夕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋 内落下物)</td> <td style="text-align: center;">死者数</td> <td></td> <td style="text-align: center;">約 200 (約 70)</td> <td style="text-align: center;">約 100 (約 40)</td> <td style="text-align: center;">約 200 (約 50)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重傷者数</td> <td></td> <td style="text-align: center;">約 1,900 (約 300)</td> <td style="text-align: center;">約 2,300 (約 200)</td> <td style="text-align: center;">約 1,800 (約 200)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽傷者数</td> <td></td> <td style="text-align: center;">約 7,900 (約 1,300)</td> <td style="text-align: center;">約 6,600 (約 1,000)</td> <td style="text-align: center;">約 4,900 (約 1,000)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">津波</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td style="text-align: center;">死者数</td> <td style="text-align: center;">約 4,700</td> <td style="text-align: center;">約 1,400</td> <td style="text-align: center;">約 1,900</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重傷者数</td> <td style="text-align: center;">約 100</td> <td style="text-align: center;">約 60</td> <td style="text-align: center;">約 70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽傷者数</td> <td style="text-align: center;">約 300</td> <td style="text-align: center;">約 100</td> <td style="text-align: center;">約 100</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">早期避難率低</td> <td style="text-align: center;">死者数</td> <td style="text-align: center;">約 5,700</td> <td style="text-align: center;">約 3,500</td> <td style="text-align: center;">約 4,700</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重傷者数</td> <td style="text-align: center;">約 300</td> <td style="text-align: center;">約 200</td> <td style="text-align: center;">約 300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽傷者数</td> <td style="text-align: center;">約 500</td> <td style="text-align: center;">約 400</td> <td style="text-align: center;">約 500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">山・崖崩れ</td> <td style="text-align: center;">死者数</td> <td style="text-align: center;">約 50</td> <td style="text-align: center;">約 20</td> <td style="text-align: center;">約 40</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重傷者数</td> <td style="text-align: center;">約 30</td> <td style="text-align: center;">約 10</td> <td style="text-align: center;">約 20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽傷者数</td> <td style="text-align: center;">約 30</td> <td style="text-align: center;">約 10</td> <td style="text-align: center;">約 20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">火災</td> <td style="text-align: center;">死者数</td> <td style="text-align: center;">約 10</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">約 20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重傷者数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">約 10</td> <td style="text-align: center;">約 60</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽傷者数</td> <td style="text-align: center;">約 20</td> <td style="text-align: center;">約 30</td> <td style="text-align: center;">約 200</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">ブロック塀の転倒、 屋外落下物</td> <td style="text-align: center;">死者数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重傷者数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">約 30</td> <td style="text-align: center;">約 40</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽傷者数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">約 40</td> <td style="text-align: center;">約 90</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">死傷者数合計</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">早期避難率高 +呼びかけ</td> <td style="text-align: center;">死者数</td> <td style="text-align: center;">約 5,000</td> <td style="text-align: center;">約 1,500</td> <td style="text-align: center;">約 2,100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重傷者数</td> <td style="text-align: center;">約 2,100</td> <td style="text-align: center;">約 2,400</td> <td style="text-align: center;">約 2,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽傷者数</td> <td style="text-align: center;">約 8,300</td> <td style="text-align: center;">約 6,800</td> <td style="text-align: center;">約 5,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">早期避難率低</td> <td style="text-align: center;">死者数</td> <td style="text-align: center;">約 6,000</td> <td style="text-align: center;">約 3,600</td> <td style="text-align: center;">約 4,900</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">重傷者数</td> <td style="text-align: center;">約 2,200</td> <td style="text-align: center;">約 2,600</td> <td style="text-align: center;">約 2,200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">軽傷者数</td> <td style="text-align: center;">約 8,500</td> <td style="text-align: center;">約 7,200</td> <td style="text-align: center;">約 5,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">自力脱出困難者数・要救助者数</td> <td style="text-align: center;">地震動</td> <td style="text-align: center;">約 1,100</td> <td style="text-align: center;">約 800</td> <td style="text-align: center;">約 1,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">津波</td> <td style="text-align: center;">約 2,300</td> <td style="text-align: center;">約 5,100</td> <td style="text-align: center;">約 3,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>「-」：被害わずか</p> <p>注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。 ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者 ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者 <p>※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による死者数の増分は、約 2,400 人(早期避難率高+呼びかけ)～約 6,500 人(早期避難率低)</p> <p>6 遠地津波 (略)</p>	項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕	建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋 内落下物)	死者数		約 200 (約 70)	約 100 (約 40)	約 200 (約 50)	重傷者数		約 1,900 (約 300)	約 2,300 (約 200)	約 1,800 (約 200)	軽傷者数		約 7,900 (約 1,300)	約 6,600 (約 1,000)	約 4,900 (約 1,000)	津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 4,700	約 1,400	約 1,900	重傷者数	約 100	約 60	約 70	軽傷者数	約 300	約 100	約 100	早期避難率低	死者数	約 5,700	約 3,500	約 4,700	重傷者数	約 300	約 200	約 300	軽傷者数	約 500	約 400	約 500	山・崖崩れ	死者数	約 50	約 20	約 40	重傷者数	約 30	約 10	約 20	軽傷者数	約 30	約 10	約 20	火災	死者数	約 10	-	約 20	重傷者数	-	約 10	約 60	軽傷者数	約 20	約 30	約 200	ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	-	-	重傷者数	-	約 30	約 40	軽傷者数	-	約 40	約 90	死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 5,000	約 1,500	約 2,100	重傷者数	約 2,100	約 2,400	約 2,000	軽傷者数	約 8,300	約 6,800	約 5,300	早期避難率低	死者数	約 6,000	約 3,600	約 4,900	重傷者数	約 2,200	約 2,600	約 2,200	軽傷者数	約 8,500	約 7,200	約 5,700	自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 1,100	約 800	約 1,000	津波	約 2,300	約 5,100	約 3,200
項目		被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕																																																																																																																									
建物倒壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋 内落下物)	死者数		約 200 (約 70)	約 100 (約 40)	約 200 (約 50)																																																																																																																									
	重傷者数		約 1,900 (約 300)	約 2,300 (約 200)	約 1,800 (約 200)																																																																																																																									
	軽傷者数		約 7,900 (約 1,300)	約 6,600 (約 1,000)	約 4,900 (約 1,000)																																																																																																																									
津波	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 4,700	約 1,400	約 1,900																																																																																																																									
		重傷者数	約 100	約 60	約 70																																																																																																																									
		軽傷者数	約 300	約 100	約 100																																																																																																																									
	早期避難率低	死者数	約 5,700	約 3,500	約 4,700																																																																																																																									
		重傷者数	約 300	約 200	約 300																																																																																																																									
		軽傷者数	約 500	約 400	約 500																																																																																																																									
山・崖崩れ	死者数	約 50	約 20	約 40																																																																																																																										
	重傷者数	約 30	約 10	約 20																																																																																																																										
	軽傷者数	約 30	約 10	約 20																																																																																																																										
火災	死者数	約 10	-	約 20																																																																																																																										
	重傷者数	-	約 10	約 60																																																																																																																										
	軽傷者数	約 20	約 30	約 200																																																																																																																										
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	-	-	-																																																																																																																										
	重傷者数	-	約 30	約 40																																																																																																																										
	軽傷者数	-	約 40	約 90																																																																																																																										
死傷者数合計	早期避難率高 +呼びかけ	死者数	約 5,000	約 1,500	約 2,100																																																																																																																									
		重傷者数	約 2,100	約 2,400	約 2,000																																																																																																																									
		軽傷者数	約 8,300	約 6,800	約 5,300																																																																																																																									
	早期避難率低	死者数	約 6,000	約 3,600	約 4,900																																																																																																																									
		重傷者数	約 2,200	約 2,600	約 2,200																																																																																																																									
		軽傷者数	約 8,500	約 7,200	約 5,700																																																																																																																									
自力脱出困難者数・要救助者数	地震動	約 1,100	約 800	約 1,000																																																																																																																										
	津波	約 2,300	約 5,100	約 3,200																																																																																																																										

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新												
津波-10	<p>第2章 平常時対策</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。 ○ 県及び市町は、津波災害対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策 ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備 ○ 県及び市町は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。 ○ 県は、<u>国の地震防災戦略を踏まえ、「地震対策アクションプログラム2006（以下AP2006）」及び「ふじのくに津波対策アクションプログラム（短期対策編）」（以下津波AP短期対策編）を策定し、</u>県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な津波対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。 <p>1 避難誘導體制の確保</p> <p>1-1 市町長の避難計画の策定</p>	<p>第2章 平常時対策</p> <p>第4節 津波災害予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。 ○ 県及び市町は、津波災害対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策 ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備 ○ 県及び市町は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。 ○ 県は、<u>第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせる対策を充実・強化する。また、その際、</u>県民の参画を進め、国、市町と連携し、効率的・効果的な津波対策を進めるとともに、市町に対して、県と同様のアクションプログラムの策定を働きかける。 <p>1 避難誘導體制の確保</p> <p>1-1 市町長の避難計画の策定</p>												
津波-10	<table border="1" data-bbox="305 1045 1504 1360"> <thead> <tr> <th data-bbox="305 1045 537 1096">区 分</th> <th data-bbox="537 1045 1504 1096">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="305 1096 537 1272">要避難地区の指定</td> <td data-bbox="537 1096 1504 1272"> <p><u>「東海地震の危険度の試算」等による地震災害の危険度</u>から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1272 537 1360">(略)</td> <td data-bbox="537 1272 1504 1360">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要避難地区の指定	<p><u>「東海地震の危険度の試算」等による地震災害の危険度</u>から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。</p>	(略)	(略)	<table border="1" data-bbox="1602 1045 2801 1360"> <thead> <tr> <th data-bbox="1602 1045 1834 1096">区 分</th> <th data-bbox="1834 1045 2801 1096">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1602 1096 1834 1272">要避難地区の指定</td> <td data-bbox="1834 1096 2801 1272"> <p><u>第4次地震被害想定の結果等</u>から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1602 1272 1834 1360">(略)</td> <td data-bbox="1834 1272 2801 1360">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要避難地区の指定	<p><u>第4次地震被害想定の結果等</u>から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。</p>	(略)	(略)
区 分	内 容													
要避難地区の指定	<p><u>「東海地震の危険度の試算」等による地震災害の危険度</u>から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。</p>													
(略)	(略)													
区 分	内 容													
要避難地区の指定	<p><u>第4次地震被害想定の結果等</u>から判断して、市町地震防災強化計画において明らかにした、津波による浸水の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。</p>													
(略)	(略)													

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																														
津波-12	<p>1-2 常時に実施する災害予防措置 (2) 津波危険予想地域における予防措置 (略)</p> <table border="1" data-bbox="308 386 1495 520"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門、陸閘</td> <td>水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知する<u>よう努める。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 津波避難施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 ○ 県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、<u>AP2006及び津波対策A P短期対策編</u>に基づき施設整備等を実施する。 ○ 県は、津波により海岸保全施設が被災した場合でも、その復旧が迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう維持管理するものとする。 ○ 県及び市町は、避難場所の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。 ○ 県及び市町は、避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。 <table border="1" data-bbox="308 1129 1495 1942"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>津波避難施設等の整備及び耐震調査の実施</u></td> <td><u>津波避難や津波情報提供を目的とした施設の設置、既存施設の機能維持を目的とした建造物の補修、また津波ハザードマップ作成支援（耐震調査）を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>港湾海岸保全施設（堤防、胸壁、水門等）の整備</u></td> <td><u>港湾海岸保全施設（堤防、胸壁、水門等）の新設・改良（耐震化）及び自動化・遠隔化を推進する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>漁港海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門等）の整備</u></td> <td><u>・漁港海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門、陸閘、防災ステーション等）を整備する。 ・大型陸ここの自動化・遠隔操作化を推進し防災ステーション化を図る。</u></td> </tr> <tr> <td><u>津波避難地・津波避難路（避難階段等）を確保した急傾斜地崩壊防止施設の整備</u></td> <td><u>急傾斜地崩壊防止施設の整備に合わせた津波避難地や津波避難路（避難階段等）の整備を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>津波監視施設の整備</u></td> <td><u>消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知する <u>よう努める。</u>	区 分	内 容	<u>津波避難施設等の整備及び耐震調査の実施</u>	<u>津波避難や津波情報提供を目的とした施設の設置、既存施設の機能維持を目的とした建造物の補修、また津波ハザードマップ作成支援（耐震調査）を実施する。</u>	<u>港湾海岸保全施設（堤防、胸壁、水門等）の整備</u>	<u>港湾海岸保全施設（堤防、胸壁、水門等）の新設・改良（耐震化）及び自動化・遠隔化を推進する。</u>	<u>漁港海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門等）の整備</u>	<u>・漁港海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門、陸閘、防災ステーション等）を整備する。 ・大型陸ここの自動化・遠隔操作化を推進し防災ステーション化を図る。</u>	<u>津波避難地・津波避難路（避難階段等）を確保した急傾斜地崩壊防止施設の整備</u>	<u>急傾斜地崩壊防止施設の整備に合わせた津波避難地や津波避難路（避難階段等）の整備を実施する。</u>	<u>津波監視施設の整備</u>	<u>消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。</u>	<p>1-2 常時に実施する災害予防措置 (2) 津波危険予想地域における予防措置 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1602 386 2789 520"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門、陸閘</td> <td>水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知する<u>とともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 津波避難施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県及び市町は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。 ○ 県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、<u>「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」</u>に基づき<u>下記の</u>施設整備等を実施する。 ○ 県は、津波により海岸保全施設が被災した場合でも、その復旧が迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう維持管理するものとする。 ○ 県及び市町は、避難場所の整備にあたり、できるだけ津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努めるものとする。 ○ 県及び市町は、避難路・避難階段の整備に当たってはその周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。 <table border="1" data-bbox="1602 1142 2789 1942"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>津波を防ぐ施設高の確保</u></td> <td><u>レベル1の津波を対象に、施設高の高さが不足している箇所については、津波を防御できる高さまで嵩上げを行う対策を全県的に進めていく。</u></td> </tr> <tr> <td><u>施設の質的強化</u></td> <td><u>津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。</u></td> </tr> <tr> <td><u>静岡モデルの推進</u></td> <td><u>津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</u></td> <td><u>・市町等が作成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 ・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知する <u>とともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。</u>	区 分	内 容	<u>津波を防ぐ施設高の確保</u>	<u>レベル1の津波を対象に、施設高の高さが不足している箇所については、津波を防御できる高さまで嵩上げを行う対策を全県的に進めていく。</u>	<u>施設の質的強化</u>	<u>津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。</u>	<u>静岡モデルの推進</u>	<u>津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進する。</u>	<u>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</u>	<u>・市町等が作成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 ・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促</u>
区 分	内 容																															
水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知する <u>よう努める。</u>																															
区 分	内 容																															
<u>津波避難施設等の整備及び耐震調査の実施</u>	<u>津波避難や津波情報提供を目的とした施設の設置、既存施設の機能維持を目的とした建造物の補修、また津波ハザードマップ作成支援（耐震調査）を実施する。</u>																															
<u>港湾海岸保全施設（堤防、胸壁、水門等）の整備</u>	<u>港湾海岸保全施設（堤防、胸壁、水門等）の新設・改良（耐震化）及び自動化・遠隔化を推進する。</u>																															
<u>漁港海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門等）の整備</u>	<u>・漁港海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門、陸閘、防災ステーション等）を整備する。 ・大型陸ここの自動化・遠隔操作化を推進し防災ステーション化を図る。</u>																															
<u>津波避難地・津波避難路（避難階段等）を確保した急傾斜地崩壊防止施設の整備</u>	<u>急傾斜地崩壊防止施設の整備に合わせた津波避難地や津波避難路（避難階段等）の整備を実施する。</u>																															
<u>津波監視施設の整備</u>	<u>消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても済むよう、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。</u>																															
区 分	内 容																															
水門、陸閘	水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知する <u>とともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。</u>																															
区 分	内 容																															
<u>津波を防ぐ施設高の確保</u>	<u>レベル1の津波を対象に、施設高の高さが不足している箇所については、津波を防御できる高さまで嵩上げを行う対策を全県的に進めていく。</u>																															
<u>施設の質的強化</u>	<u>津波を防ぐ施設に関して、耐震性を確保（液状化対策等）し、津波が施設を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造（耐浪性があり、洗屈されにくい構造）への改良を行う。</u>																															
<u>静岡モデルの推進</u>	<u>津波を防ぐ施設は、レベル1の津波を防ぐ高さの確保及び質的な強化に加え、津波の到達時間が短く、多くの人口、資産を抱えている低平地では広範囲に甚大な浸水被害が想定されるという本県特有の課題に対して、地域住民の合意など条件が整った地域では、既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「静岡モデル」の整備を推進する。</u>																															
<u>津波避難計画・ハザードマップ等の整備促進</u>	<u>・市町等が作成する津波避難行動計画やハザードマップ等については、レベル2の津波に対応するものとなるよう、第4次被害想定を基に点検、見直しを促進する。 ・新規に作成する必要がある場合は、早期に作成できるよう、必要に応じて県はその支援に当たるとともに、住民への情報提供を促</u>																															

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																												
津波-16	<p>第3章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動 3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="305 867 1498 1869"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局</td> <td>(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）<u>等</u>及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td>ア ～ ウ (略)</td> </tr> <tr> <td>第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	関東管区警察局	(略)	(略)	(略)	関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	関東東北産業保安監督部	(略)	中部近畿産業保安監督部	(略)	国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン） <u>等</u> 及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 (略)	(略)	(略)	東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア ～ ウ (略)	第三管区海上保安本部	(略)	<p>第3章 災害応急対策 第1節 防災関係機関の活動 3 防災関係機関 (1) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1599 867 2804 1885"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>地震防災応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>警察庁</u> 関東管区警察局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>林野庁</u> 関東森林管理局</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局</td> <td>(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）<u>等</u>を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>気象庁</u> 東京管区气象台 (静岡地方气象台)</td> <td>ア ～ ウ (略) <u>エ</u> 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</td> </tr> <tr> <td><u>海上保安庁</u> 第三管区海上保安本部</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置	<u>警察庁</u> 関東管区警察局	(略)	(略)	(略)	<u>林野庁</u> 関東森林管理局	(略)	(略)	(略)	<u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部	(略)	<u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部	(略)	国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） <u>等</u> を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 (略)	(略)	(略)	<u>気象庁</u> 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア ～ ウ (略) <u>エ</u> 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。	<u>海上保安庁</u> 第三管区海上保安本部	(略)
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																																													
関東管区警察局	(略)																																													
(略)	(略)																																													
関東森林管理局	(略)																																													
(略)	(略)																																													
関東東北産業保安監督部	(略)																																													
中部近畿産業保安監督部	(略)																																													
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン） <u>等</u> 及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 (略)																																													
(略)	(略)																																													
東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア ～ ウ (略)																																													
第三管区海上保安本部	(略)																																													
機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置																																													
<u>警察庁</u> 関東管区警察局	(略)																																													
(略)	(略)																																													
<u>林野庁</u> 関東森林管理局	(略)																																													
(略)	(略)																																													
<u>経済産業省</u> 関東東北産業保安監督部	(略)																																													
<u>経済産業省</u> 中部近畿産業保安監督部	(略)																																													
国土交通省関東地方整備局 国土交通省中部地方整備局	(略) イ 初動対応 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE） <u>等</u> を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。 (略)																																													
(略)	(略)																																													
<u>気象庁</u> 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア ～ ウ (略) <u>エ</u> 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。																																													
<u>海上保安庁</u> 第三管区海上保安本部	(略)																																													

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																														
津波-18	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="305 342 632 392">機 関 名</th> <th data-bbox="632 342 1510 392">災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="305 392 632 569">独立行政法人国立病院機構</td> <td data-bbox="632 392 1510 569"> <u>ア 所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の実施</u> <u>イ 所管する病院における可能な範囲での患者の受入れ及び治療</u> <u>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所での医療救護班の活動支援</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 569 632 619">(略)</td> <td data-bbox="632 569 1510 619">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 619 632 892"><u>郵便事業株式会社東海支社</u></td> <td data-bbox="632 619 1510 892"> <u>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</u> <u>ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 892 632 1068"><u>郵便局株式会社東海支社</u></td> <td data-bbox="632 892 1510 1068"> <u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1068 632 1119">(略)</td> <td data-bbox="632 1068 1510 1119">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1119 632 1329">日本赤十字社静岡県支部</td> <td data-bbox="632 1119 1510 1329"> <u>ア 医療、助産及び遺体処理に関する応急救援</u> <u>イ 被災者に対する救援物資の配布</u> <u>ウ 義援金の募集配分</u> <u>エ 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1329 632 1379">(略)</td> <td data-bbox="632 1329 1510 1379">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1379 632 1430">(略)</td> <td data-bbox="632 1379 1510 1430">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1430 632 1480">(略)</td> <td data-bbox="632 1430 1510 1480">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1480 632 1740">西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社</td> <td data-bbox="632 1480 1510 1740"> <u>ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保</u> <u>イ 被害施設の早期復旧</u> <u>ウ 災害用伝言ダイヤルサービス、災害用「<u>プロトバンド</u>」伝言板 web 171 及び <u>iモード</u>災害用伝言板サービスの提供</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1740 632 1791">(略)</td> <td data-bbox="632 1740 1510 1791">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	独立行政法人国立病院機構	<u>ア 所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の実施</u> <u>イ 所管する病院における可能な範囲での患者の受入れ及び治療</u> <u>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所での医療救護班の活動支援</u>	(略)	(略)	<u>郵便事業株式会社東海支社</u>	<u>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</u> <u>ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u>	<u>郵便局株式会社東海支社</u>	<u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u>	(略)	(略)	日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療、助産及び遺体処理に関する応急救援</u> <u>イ 被災者に対する救援物資の配布</u> <u>ウ 義援金の募集配分</u> <u>エ 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	<u>ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保</u> <u>イ 被害施設の早期復旧</u> <u>ウ 災害用伝言ダイヤルサービス、災害用「<u>プロトバンド</u>」伝言板 web 171 及び <u>iモード</u>災害用伝言板サービスの提供</u>	(略)	(略)	<p>(2) 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1599 342 1926 392">機 関 名</th> <th data-bbox="1926 342 2804 392">災害応急対策として講ずる措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1599 392 1926 560">独立行政法人国立病院機構</td> <td data-bbox="1926 392 2804 560"> <u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 560 1926 611">(略)</td> <td data-bbox="1926 560 2804 611">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 611 1926 1060"><u>日本郵便株式会社東海支社</u></td> <td data-bbox="1926 611 2804 1060"> <u>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施。</u> <u>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u> <u>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1060 1926 1110">(略)</td> <td data-bbox="1926 1060 2804 1110">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1110 1926 1329">日本赤十字社静岡県支部</td> <td data-bbox="1926 1110 2804 1329"> <u>ア 医療、助産及び遺体措置に関すること</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u> <u>ウ 被災者に対する救援物資の配布</u> <u>エ 義援金の募集</u> <u>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1329 1926 1379">(略)</td> <td data-bbox="1926 1329 2804 1379">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1379 1926 1430">(略)</td> <td data-bbox="1926 1379 2804 1430">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1430 1926 1480">(略)</td> <td data-bbox="1926 1430 2804 1480">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1480 1926 1740">西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社</td> <td data-bbox="1926 1480 2804 1740"> <u>ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保</u> <u>イ 被害施設の早期復旧</u> <u>ウ 災害用伝言ダイヤル <u>171</u>、災害用伝言板 web 171 及び災害用伝言板、<u>災害用音声お届け</u>サービスの提供</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1740 1926 1791">(略)</td> <td data-bbox="1926 1740 2804 1791">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災害応急対策として講ずる措置	独立行政法人国立病院機構	<u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</u>	(略)	(略)	<u>日本郵便株式会社東海支社</u>	<u>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施。</u> <u>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u> <u>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u>	(略)	(略)	日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療、助産及び遺体措置に関すること</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u> <u>ウ 被災者に対する救援物資の配布</u> <u>エ 義援金の募集</u> <u>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	<u>ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保</u> <u>イ 被害施設の早期復旧</u> <u>ウ 災害用伝言ダイヤル <u>171</u>、災害用伝言板 web 171 及び災害用伝言板、<u>災害用音声お届け</u>サービスの提供</u>	(略)	(略)
		機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																																													
		独立行政法人国立病院機構	<u>ア 所管する病院における医療救護班の派遣による医療救護の実施</u> <u>イ 所管する病院における可能な範囲での患者の受入れ及び治療</u> <u>ウ ア、イの活動について、必要と認める場合、東海北陸ブロック事務所での医療救護班の活動支援</u>																																													
		(略)	(略)																																													
		<u>郵便事業株式会社東海支社</u>	<u>災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</u> <u>ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u>																																													
		<u>郵便局株式会社東海支社</u>	<u>災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u>																																													
		(略)	(略)																																													
		日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療、助産及び遺体処理に関する応急救援</u> <u>イ 被災者に対する救援物資の配布</u> <u>ウ 義援金の募集配分</u> <u>エ 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整</u>																																													
		(略)	(略)																																													
		(略)	(略)																																													
		(略)	(略)																																													
		西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	<u>ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保</u> <u>イ 被害施設の早期復旧</u> <u>ウ 災害用伝言ダイヤルサービス、災害用「<u>プロトバンド</u>」伝言板 web 171 及び <u>iモード</u>災害用伝言板サービスの提供</u>																																													
		(略)	(略)																																													
		機 関 名	災害応急対策として講ずる措置																																													
独立行政法人国立病院機構	<u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣、及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</u>																																															
(略)	(略)																																															
<u>日本郵便株式会社東海支社</u>	<u>ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施。</u> <u>(ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</u> <u>(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除</u> <u>(ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除</u> <u>(エ) 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</u> <u>イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</u>																																															
(略)	(略)																																															
日本赤十字社静岡県支部	<u>ア 医療、助産及び遺体措置に関すること</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u> <u>ウ 被災者に対する救援物資の配布</u> <u>エ 義援金の募集</u> <u>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</u>																																															
(略)	(略)																																															
(略)	(略)																																															
(略)	(略)																																															
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社	<u>ア 防災関係機関の非常・緊急通信の優先確保</u> <u>イ 被害施設の早期復旧</u> <u>ウ 災害用伝言ダイヤル <u>171</u>、災害用伝言板 web 171 及び災害用伝言板、<u>災害用音声お届け</u>サービスの提供</u>																																															
(略)	(略)																																															

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																								
津波-19	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="305 342 632 392">機 関 名</th> <th data-bbox="632 342 1498 392">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="305 392 632 829"> 社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 </td> <td data-bbox="632 392 1498 829">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 829 632 892">(略)</td> <td data-bbox="632 829 1498 892">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 892 632 982"> 社団法人静岡県エルピーガス協会 </td> <td data-bbox="632 892 1498 982">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 982 632 1035">(略)</td> <td data-bbox="632 982 1498 1035">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1035 632 1087">(略)</td> <td data-bbox="632 1035 1498 1087">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1087 632 1140">(略)</td> <td data-bbox="632 1087 1498 1140">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1140 632 1245"> 社団法人静岡県トラック協会 </td> <td data-bbox="632 1140 1498 1245">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1245 632 1297">(略)</td> <td data-bbox="632 1245 1498 1297">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="305 1297 632 1339">(新設)</td> <td data-bbox="632 1297 1498 1339">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	(略)	(略)	(略)	社団法人静岡県エルピーガス協会	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	社団法人静岡県トラック協会	(略)	(略)	(略)	(新設)	(新設)	<p>(3) 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1599 342 1902 392">機 関 名</th> <th data-bbox="1902 342 2801 392">処理すべき事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1599 392 1902 842"> 一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 </td> <td data-bbox="1902 392 2801 842">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 842 1902 894">(略)</td> <td data-bbox="1902 842 2801 894">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 894 1902 984"> 一般社団法人静岡県LPガス協会 </td> <td data-bbox="1902 894 2801 984">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 984 1902 1037">(略)</td> <td data-bbox="1902 984 2801 1037">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1037 1902 1089">(略)</td> <td data-bbox="1902 1037 2801 1089">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1089 1902 1142">(略)</td> <td data-bbox="1902 1089 2801 1142">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1142 1902 1253"> 一般社団法人静岡県トラック協会 </td> <td data-bbox="1902 1142 2801 1253">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1253 1902 1306">(略)</td> <td data-bbox="1902 1253 2801 1306">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1599 1306 1902 1346"> 一般社団法人静岡県建設業協会 </td> <td data-bbox="1902 1306 2801 1346"> 道路施設等の被害調査、復旧に関する協力 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務	一般 社団法人静岡県医師会 一般 社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	(略)	(略)	(略)	一般 社団法人静岡県LPガス協会	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	一般 社団法人静岡県トラック協会	(略)	(略)	(略)	一般 社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力
		機 関 名	処理すべき事務又は業務																																							
		社団法人静岡県医師会 社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	(略)																																							
		(略)	(略)																																							
		社団法人静岡県エルピーガス協会	(略)																																							
		(略)	(略)																																							
		(略)	(略)																																							
		(略)	(略)																																							
		社団法人静岡県トラック協会	(略)																																							
		(略)	(略)																																							
		(新設)	(新設)																																							
		機 関 名	処理すべき事務又は業務																																							
		一般 社団法人静岡県医師会 一般 社団法人静岡県歯科医師会 公益社団法人静岡県薬剤師会 公益 社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	(略)																																							
		(略)	(略)																																							
一般 社団法人静岡県LPガス協会	(略)																																									
(略)	(略)																																									
(略)	(略)																																									
(略)	(略)																																									
一般 社団法人静岡県トラック協会	(略)																																									
(略)	(略)																																									
一般 社団法人静岡県建設業協会	道路施設等の被害調査、復旧に関する協力																																									

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																			
津波-19	<p>第2節 情報活動 (略)</p> <p>1 津波情報等の種類 (1)津波警報、注意報、予報</p> <p>○気象業務法に基づき、気象庁本庁は静岡県が属する津波予報区内に予想される津波の規模について津波警報・注意報を発表する。</p> <p>○予想される津波の到着時刻や高さ、実際に観測された津波の到着時刻や高さ等を津波情報として発表する。</p> <p>○地震発生後、津波が予想されなかったり、予想されても災害が起こるおそれがない0.2メートル未満の高さの場合には、津波予報を発表する。</p> <p>○津波警報・注意報の種類等は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;"><u>津波警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ</u></p> <table border="1" data-bbox="305 955 1492 1297"> <thead> <tr> <th>予報の種類</th> <th>解説</th> <th>発表される津波の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>大津波</td> <td>高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。</td> <td>10m以上、8m、6m、4m、3m、</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。</td> <td>2m、1m</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。</td> <td>0.5m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 津波による災害のおそれがなくなると認める場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。 2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかった場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>津波予報の内容</u></p> <table border="1" data-bbox="305 1493 1492 1801"> <thead> <tr> <th>発表される場合</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波が予想されないとき</td> <td>津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表します。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。</td> </tr> </tbody> </table>	予報の種類	解説	発表される津波の高さ	津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上、8m、6m、4m、3m、	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m、1m	津波注意報	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m	発表される場合	内容	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表します。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。	<p>第2節 情報活動 (略)</p> <p>1 津波情報等の種類 (1)大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <p>○気象庁本庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。</p> <p>○津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。</p> <p>○ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。</p> <p>○予想される津波の高さを定性的な表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。</p> <p style="text-align: center;"><u>ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</u></p> <table border="1" data-bbox="1567 955 2828 1831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m<高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>5m<高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>1m<高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m≤高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行かない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	5m<高さ≤10m	10m	3m<高さ≤5m	5m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い		津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行かない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
予報の種類	解説	発表される津波の高さ																																																			
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	10m以上、8m、6m、4m、3m、																																																		
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	2m、1m																																																		
津波注意報	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m																																																			
発表される場合	内容																																																				
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。																																																				
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表します。																																																				
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。																																																				
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動																																																
			数値での発表	定性的表現での発表																																																	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																																
		5m<高さ≤10m	10m																																																		
		3m<高さ≤5m	5m																																																		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い																																																	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行かない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																

ページ	旧	新																
津波-20	<p>(2)津波予報区</p> <p>日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">静岡県が属する津波予報区</p> <table border="1" data-bbox="305 877 1492 1161"> <tr> <th>津波予報区</th> <th>区 域</th> <th>震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署</th> <th>震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署</th> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>静岡県</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">気象庁本庁</td> </tr> </table>	津波予報区	区 域	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署	静岡県	静岡県	気象庁本庁		<p><u>イ 津波警報等の留意事項</u></p> <p><u>○沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。</u></p> <p><u>○津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。</u></p> <p><u>○津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行なう。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行なう場合がある。</u></p> <p>(2)津波予報区</p> <p>日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は、以下のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">静岡県が属する津波予報区</p> <table border="1" data-bbox="1602 877 2789 1161"> <tr> <th>津波予報区</th> <th>区 域</th> <th>震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署</th> <th>震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署</th> </tr> <tr> <td>静岡県</td> <td>静岡県</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">気象庁本庁</td> </tr> </table>	津波予報区	区 域	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署	静岡県	静岡県	気象庁本庁	
津波予報区	区 域	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署															
静岡県	静岡県	気象庁本庁																
津波予報区	区 域	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以内にある地震による津波の予報を担当する官署	震央が北海道、本州、四国、九州及び南西諸島の沿岸からおおむね600キロメートル以遠にある地震による津波の予報を担当する官署															
静岡県	静岡県	気象庁本庁																
津波-20	<p>(3) <u>津波情報の種類</u></p> <p><u>津波情報の種類は次のとおりである。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>津波情報の種類</u></p> <table border="1" data-bbox="305 1339 908 1661"> <tr> <th>種 類</th> </tr> <tr> <td><u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u></td> </tr> <tr> <td><u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u></td> </tr> <tr> <td><u>津波観測に関する情報</u></td> </tr> <tr> <td><u>その他</u></td> </tr> </table> <div data-bbox="1003 1234 1478 1686" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 静岡県及び周辺の県が属する津波予報区</p>	種 類	<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u>	<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>津波観測に関する情報</u>	<u>その他</u>	<div data-bbox="1602 1234 2077 1686" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">第1図 静岡県及び周辺の県が属する津波予報区</p> <p><u>(3)津波情報の発表等</u></p> <p><u>気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。</u></p>											
種 類																		
<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u>																		
<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>																		
<u>津波観測に関する情報</u>																		
<u>その他</u>																		

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																												
		<p><u>ア 津波情報の種類と発表内容</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 296 1991 342">情報の種類</th> <th data-bbox="1991 296 2807 342">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 342 1991 569"><u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u></td> <td data-bbox="1991 342 2807 569"><u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表</u> <u>[発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 569 1991 657"><u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u></td> <td data-bbox="1991 569 2807 657"><u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 657 1991 703"><u>津波観測に関する情報</u></td> <td data-bbox="1991 657 2807 703"><u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 703 1991 842"><u>沖合の津波観測に関する情報</u></td> <td data-bbox="1991 703 2807 842"><u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 842 1991 888"><u>津波に関するその他の情報</u></td> <td data-bbox="1991 842 2807 888"><u>津波に関するその他の必要な事項を発表</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1 津波観測に関する情報の発表内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。</u> <u>・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u> <p><u>イ 最大波の観測値の発表内容</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1656 1335 1869 1423">発表中の津波警報等</th> <th data-bbox="1869 1335 2294 1423">発表基準</th> <th data-bbox="2294 1335 2789 1423">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1656 1423 1869 1520" rowspan="2"><u>大津波警報</u></td> <td data-bbox="1869 1423 2294 1470"><u>観測された津波の高さ > 1 m</u></td> <td data-bbox="2294 1423 2789 1470"><u>数値で発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1869 1470 2294 1520"><u>観測された津波の高さ ≤ 1 m</u></td> <td data-bbox="2294 1470 2789 1520"><u>「観測中」と発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1520 1869 1608" rowspan="2"><u>津波警報</u></td> <td data-bbox="1869 1520 2294 1566"><u>観測された津波の高さ ≥ 0.2m</u></td> <td data-bbox="2294 1520 2789 1566"><u>数値で発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1869 1566 2294 1608"><u>観測された津波の高さ < 0.2m</u></td> <td data-bbox="2294 1566 2789 1608"><u>「観測中」と発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1608 1869 1705"><u>津波注意報</u></td> <td data-bbox="1869 1608 2294 1705"><u>（すべて数値で発表）</u></td> <td data-bbox="2294 1608 2789 1705"><u>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。</u> 	情報の種類	発表内容	<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u>	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表</u> <u>[発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]</u>	<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</u>	<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</u>	<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</u>	<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他の必要な事項を発表</u>	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	<u>大津波警報</u>	<u>観測された津波の高さ > 1 m</u>	<u>数値で発表</u>	<u>観測された津波の高さ ≤ 1 m</u>	<u>「観測中」と発表</u>	<u>津波警報</u>	<u>観測された津波の高さ ≥ 0.2m</u>	<u>数値で発表</u>	<u>観測された津波の高さ < 0.2m</u>	<u>「観測中」と発表</u>	<u>津波注意報</u>	<u>（すべて数値で発表）</u>	<u>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</u>
情報の種類	発表内容																													
<u>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</u>	<u>各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表</u> <u>[発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]</u>																													
<u>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</u>	<u>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</u>																													
<u>津波観測に関する情報</u>	<u>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）</u>																													
<u>沖合の津波観測に関する情報</u>	<u>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）</u>																													
<u>津波に関するその他の情報</u>	<u>津波に関するその他の必要な事項を発表</u>																													
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																												
<u>大津波警報</u>	<u>観測された津波の高さ > 1 m</u>	<u>数値で発表</u>																												
	<u>観測された津波の高さ ≤ 1 m</u>	<u>「観測中」と発表</u>																												
<u>津波警報</u>	<u>観測された津波の高さ ≥ 0.2m</u>	<u>数値で発表</u>																												
	<u>観測された津波の高さ < 0.2m</u>	<u>「観測中」と発表</u>																												
<u>津波注意報</u>	<u>（すべて数値で発表）</u>	<u>数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</u>																												

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
		<p>・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。</p> <p>ウ 最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点）</p> <table border="1" data-bbox="1641 695 2775 1245"> <thead> <tr> <th data-bbox="1641 695 1816 789">発表中の津波警報等</th> <th data-bbox="1816 695 2309 789">発表基準</th> <th data-bbox="2309 695 2775 789">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1641 789 1816 972" rowspan="2">大津波警報</td> <td data-bbox="1816 789 2309 877">沿岸で推定される津波の高さ > 3 m</td> <td data-bbox="2309 789 2775 877">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1816 877 2309 972">沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m</td> <td data-bbox="2309 877 2775 972">沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 972 1816 1155" rowspan="2">津波警報</td> <td data-bbox="1816 972 2309 1060">沿岸で推定される津波の高さ > 1 m</td> <td data-bbox="2309 972 2775 1060">沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1816 1060 2309 1155">沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m</td> <td data-bbox="2309 1060 2775 1155">沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1641 1155 1816 1245">津波注意報</td> <td data-bbox="1816 1155 2309 1245">(すべて数値で発表)</td> <td data-bbox="2309 1155 2775 1245">数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 津波情報の留意事項等</p> <p>①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。 ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。 <p>②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。 <p>③津波観測に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。 	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表	津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容																
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表																
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）																

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新								
		<p><u>・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。</u></p> <p><u>④沖合の津波観測に関する情報</u></p> <p><u>・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。</u></p> <p><u>・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</u></p> <p><u>(4)津波予報</u></p> <p><u>地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。</u></p> <p><u>津波予報の発表基準と発表内容</u></p> <table border="1" data-bbox="1656 787 2789 1243"> <thead> <tr> <th data-bbox="1656 787 2151 835">発表基準</th> <th data-bbox="2151 787 2789 835">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1656 835 2151 926"><u>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</u></td> <td data-bbox="2151 835 2789 926"><u>津波の心配なしの旨を発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 926 2151 1062"><u>0.2m未満の海面変動が予想されるとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td data-bbox="2151 926 2789 1062"><u>高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1656 1062 2151 1243"><u>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td> <td data-bbox="2151 1062 2789 1243"><u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</u></td> </tr> </tbody> </table>	発表基準	発表内容	<u>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</u>	<u>津波の心配なしの旨を発表</u>	<u>0.2m未満の海面変動が予想されるとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表</u>	<u>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</u>
発表基準	発表内容									
<u>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</u>	<u>津波の心配なしの旨を発表</u>									
<u>0.2m未満の海面変動が予想されるとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応が必要ない旨を発表</u>									
<u>津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	<u>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</u>									

静岡県地域防災計画（津波対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 第1節～第6節（略） 第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第2章～第5章（略）</p> <p>第1章 総 則 第1節 計画の目的 （本文略） また、県独自の取組として、本県と関係市、事業者との間で締結している浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。 （本文略）</p> <p>第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日決定）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 （本文略） （原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態） 原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。 （本文略）</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 第1節～第6節（略） 第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第2章～第5章（略）</p> <p>第1章 総 則 第1節 計画の目的 （本文略） また、県独自の取組として、本県、<u>御前崎市、牧之原市、菊川市及び掛川市</u>と事業者との間で締結している<u>原子力発電所</u>の安全確保等に関する協定書等に基づき、平素から原子力発電所の運転状況、周辺の環境放射線の影響を確認し関係情報を県民に広く公開、提供している。 （本文略）</p> <p>第2節～第3節（略）</p> <p>第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成25年2月27日改訂）を遵守するものとする。</p> <p>第5節 計画の基礎とするべき災害の想定 （本文略） （原子力発電所で想定される放射性物質の放出形態） 原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）<u>等がある</u>。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。 （本文略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧		新	
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 （本文略） 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）		第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 （本文略） 予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	
市町	地区等	市町	地区等
御前崎市	全域	御前崎市	全域
牧之原市	地頭方	牧之原市	地頭方
	落居		落居
	笠名		笠名
	堀野新田		堀野新田
	新庄		新庄
	遠渡		遠渡
			須々木
			鬼女新田
			波津
			相良
			福岡
		大沢	
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）		緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	
市町	地区等	市町	地区等
牧之原市	地頭方、落居、笠名、堀野新田、新庄、遠渡を除く全域	牧之原市	地頭方、落居、笠名、堀野新田、新庄、遠渡、 <u>須々木、鬼女新田、波津、相良、福岡、大沢</u> を除く全域
菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町及び磐田市については略。		菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町及び磐田市については略。	
		第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施 1. <u>原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施</u> <u>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。</u> <u>・警戒事象（特定事象（原災法10条事象）に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）</u> <u>・特定事象</u>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新																
<p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （本文略）</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="261 1388 1495 1738"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>原子力災害現地対策本部等の支援</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	機 関 名	所 掌 事 務	（略）		中部経済産業局	原子力災害現地対策本部等の支援	（略）		<p><u>・原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）</u> <u>また、UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。</u> <u>原子力災害対策指針においては、原子力施設の状態に基づく緊急事態区分として以下の3区分が示された。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・警戒事態</u> <u>・施設敷地緊急事態</u> <u>・全面緊急事態</u> <p><u>原子力災害対策指針においては、緊急事態区分を判断するための基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用することとしていることから、警戒事態は警戒事象に、施設敷地緊急事態は特定事象に、全面緊急事態は原子力緊急事態に、それぞれ概ね対応するものとなっている。したがって、警戒事象、特定事象、原子力緊急事態という用語を使用するものとする。実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第3章第4節に示す。</u></p> <p><u>2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</u> <u>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。</u></p> <p><u>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</u> （本文略）</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1531 1388 2766 1738"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td><u>中部地方環境事務所</u></td> <td>原子力災害現地対策本部等の支援</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p>	機 関 名	所 掌 事 務	（略）		<u>中部地方環境事務所</u>	原子力災害現地対策本部等の支援	（略）	
機 関 名	所 掌 事 務																
（略）																	
中部経済産業局	原子力災害現地対策本部等の支援																
（略）																	
機 関 名	所 掌 事 務																
（略）																	
<u>中部地方環境事務所</u>	原子力災害現地対策本部等の支援																
（略）																	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧		新	
3 指定公共機関及び指定地方公共機関等		3 指定公共機関及び指定地方公共機関等	
機 関 名	所 掌 事 務	機 関 名	所 掌 事 務
(略)		(略)	
日本赤十字社 (社)静岡県医師会 (社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施	日本赤十字社 <u>(一社)</u> 静岡県医師会 (社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 <u>(公社)</u> 静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施
(略)		(略)	
日本通運株式会社 (社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	日本通運株式会社 <u>(一社)</u> 静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
(略)		(略)	
4 消 防 機 関		4 消 防 機 関	
機 関 名	所 掌 事 務	機 関 名	所 掌 事 務
御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 焼津市消防本部（～H25.3.30） 藤枝市消防本部（～H25.3.30） 志太広域事務組合志太消防本部 （H25.3.31～） 島田市消防本部 磐田市消防本部 牧之原市相良消防本部（H25.4.1～）	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力	御前崎市消防本部 <u>牧之原市相良消防本部</u> 菊川市消防本部 掛川市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 <u>志太広域事務組合志太消防本部</u> 島田市消防本部 磐田市消防本部	1 住民等に関する広報及び避難誘導 2 緊急被ばく医療措置に対する協力 3 防護区域の防火対策 4 立入制限及び交通規制の協力
5～8 (略)		5～8 (略)	
第2章 原子力災害事前対策 第1節から第5節まで (略)		<u>第2章</u> 原子力災害事前対策 第1節から第5節まで (略)	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 （本文略）</p> <p>1. 情報の収集・連絡体制の整備 （1）県と関係機関相互の連携体制の確保 （本文略）</p> <p>（本文略）</p> <p>（2）～（6）（略）</p> <p>2 情報の分析整理 （1）（略） （2）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び関係市とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>（3）防災対策上必要とされる資料 （本文略） ①～②エ（略）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、病院、診療所、老人福祉施設、身体障害のある人援護施設等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>②カ～⑥（略）</p> <p>3. 通信手段の確保 （本文略） （1）（略）</p> <p>（2）通信手段・経路の多様化 ①防災行政無線の整備 （本文略） ②～⑥（略）</p>	<p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備 （本文略）</p> <p>1. 情報の収集・連絡体制の整備 （1）県と関係機関相互の連携体制の確保 （本文略）</p> <p><u>所在市、関係周辺市町以外の市町村においても、UPZ 圏外で避難先となる可能性のある市町に対する情報提供や、その他県内市町の要望に基づく情報連絡など、必要に応じて、県及び関係機関との連携体制を確保するものとする。</u></p> <p>（本文略）</p> <p>（2）～（6）（略）</p> <p>2 情報の分析整理 （1）（略） （2）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国、<u>所在市及び関係周辺市町</u>とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。</p> <p>（3）防災対策上必要とされる資料 （本文略） ①～②エ（略）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、病院、診療所、老人福祉施設、<u>障害者支援施設</u>等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>②カ～⑥（略）</p> <p>3. 通信手段の確保 （本文略） （1）（略）</p> <p>（2）通信手段・経路の多様化 ①防災行政無線の<u>確保・活用</u> （本文略） ②～⑥（略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p>⑦ 非常用電源等の確保 県は、所在市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。</p> <p>⑧ 保守点検の実施 県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 （本文略）</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (1) 県原子力災害警戒本部の設置準備体制 県は、特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）に至る可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障（警戒事象）発生の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、特定事象発生に備えて、県原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置準備の体制についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(2) 県原子力災害警戒本部の体制 県は、特定事象発生の通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。県原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>(3) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制 県は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(4)・2（略）</p> <p>3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制 県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、</p>	<p>⑦ 非常用電源等の確保 県は、所在市、関係周辺市町及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性<u>及び浸水に対する対応を考慮して</u>設置等を図るものとする。</p> <p>⑧ 保守点検の実施 県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う<u>ものとする。</u></p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備 （本文略）</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (1) 県原子力災害警戒本部の設置準備体制 県は、<u>国から警戒事象</u>発生の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、特定事象発生に備えて、県原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の設置準備の体制についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>(2) 県原子力災害警戒本部の体制 県は、<u>原子力事業者から</u>特定事象発生の通報を受けた場合、知事を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。県原子力災害現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。</p> <p>(3) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制 県は、<u>国から警戒事象又は原子力事業者から特定事象</u>発生の通報を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を<u>迅速に</u>行えるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画<u>準備</u>等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(4)・2（略）</p> <p>3. 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制 県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p>所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>（本文略）</p> <p>4～11（略）</p> <p>12 モニタリング体制等</p> <p>緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）については、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、文部科学省等関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。</p> <p>（本文略）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 緊急時予測システム</p> <p>県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEED I ネットワークシステム」という。）と、環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。</p> <p>(7)（略）</p> <p>13 専門家の派遣要請手続き</p> <p>県は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は対策拠点施設に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>（本文略）</p> <p>4～11（略）</p> <p>12 モニタリング体制等</p> <p><u>緊急時モニタリング</u>については、原子力規制委員会の統括の下、<u>原子力規制委員会等関係省庁</u>、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。</p> <p>（本文略）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 緊急時予測システム</p> <p>県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、<u>気象予測や放射性物質の大気中拡散予測</u>（緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEED I ネットワークシステム」という。）等）に係る機器の整備を図ることとする。</p> <p><u>また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）や大気中拡散予測の特性を事前に整理しておく。</u></p> <p>(7)（略）</p> <p>13 専門家の派遣要請手続き</p> <p>県は、<u>国から警戒事象又は原子力事業者から特定事象</u>発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。</p> <p><u>14. 放射性物質による環境汚染への対処のための整備</u></p> <p><u>県は、国、市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物な</u></p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p>14 複合災害に備えた体制の整備 （本文略）</p> <p>15 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 （本文略）</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成 （本文略）</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の避難を迅速に行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに避難可能な体制を構築するものとする。</p> <p>緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の避難については、PAZの住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、必要に応じUPZを含む市町のUPZ外の区域も含め、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとする。 （本文略）</p> <p>2 避難所等の整備 (1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 避難場所における設備等の整備</p> <p>県は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 県は、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>①災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共</p>	<p><u>どの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。</u></p> <p><u>15</u> 複合災害に備えた体制の整備 （本文略）</p> <p><u>16</u> 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 （本文略）</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 避難計画の作成 （本文略）</p> <p>県は、原子力災害対策指針に基づき、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の避難を迅速に行うための避難計画をあらかじめ作成し、原子力緊急事態宣言発出時には直ちに <u>PAZ圏内の住民等の避難が可能</u>な体制を構築するものとする。</p> <p>緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の避難については、原子力災害対策指針に<u>基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、</u>広域避難計画を策定するものとする （本文略）</p> <p>2 避難所等の整備 (1) ～ (7) (略)</p> <p>(8) 避難場所における設備等の整備</p> <p>県は、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど<u>傷病者、入院患者、</u>高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者<u>等</u>にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>(1) 県は、<u>傷病者、入院患者、</u>高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦など、災害時要援護者<u>等</u>及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>①災害時要援護者<u>等</u>及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者<u>等</u>に関する情報を把握の上、関係者と</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p>有に努めるものとする。</p> <p>②災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市、関係周辺市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。</p> <p>③避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</p> <p>④必要に応じて所在市及び関係周辺市町に対し、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の災害時要援護者及び一時滞在者の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>⑤所在市及び関係周辺市町に対し、災害時要援護者避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2)～8（略）</p> <p>9 避難場所・避難方法等の周知 （本文略）</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市、関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携の上、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>第9節～第10節1（略）</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(2)～第11節2（略）</p> <p>3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。</p>	<p>の共有に努めるものとする。</p> <p>②災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在市、関係周辺市町及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。</p> <p>③避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。</p> <p>④必要に応じて所在市及び関係周辺市町に対し、避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の災害時要援護者等及び一時滞在者の受入れ体制の整備を支援するものとする。</p> <p>⑤所在市及び関係周辺市町に対し、災害時要援護者等避難支援計画等を整備することを助言するものとする。</p> <p>(2)～8（略）</p> <p>9 避難場所・避難方法等の周知 （本文略）</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市、関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携の上、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>第9節～第10節1（略）</p> <p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備</p> <p>(1) 県は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検し、緊急時における輸送機能の確保を図るものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(2)～第11節2（略）</p> <p>3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>(1) 県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順、体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておくものとする。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p>(2)～7（略）</p> <p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び所在市及び関係周辺市町と連携し、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5)・第13節（略）</p> <p>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1)・①～③（略）</p> <p>④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤・⑥（略）</p> <p>⑦災害時要援護者への支援に関すること</p> <p>⑧～⑨・(2)（略）</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、市町が住民等に向けて実施する、指定をした避難所以外に避難した場合等に、災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することの周知について、協力するものとする。</p>	<p>(2)～7（略）</p> <p>第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>(1) 県は、国、所在市及び関係周辺市町と連携し、警戒事象又は特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>(4) 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び所在市及び関係周辺市町と連携し、<u>傷病者、入院患者</u>、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(5)・第13節（略）</p> <p>第14節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信</p> <p>(1)・①～③（略）</p> <p>④放射線による健康への影響、<u>モニタリング結果の解釈の仕方</u>及び放射線防護に関すること</p> <p>⑤・⑥（略）</p> <p>⑦災害時要援護者等への支援に関すること</p> <p>⑧～⑨・(2)（略）</p> <p>(3) 県が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、<u>傷病者、入院患者</u>、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、避難状況の確実な把握のため、<u>住民等が市町の</u>指定した避難所以外に避難した場合等に、<u>市町</u>災害対策本部に居場所と連絡先を連絡すること<u>を市町が周知すること</u>について、協力するものとする。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p>(5)・(6) (略)</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成 (本文略) ①～④ (略)</p> <p>⑤緊急時モニタリング実施方法及び機器に関すること</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>第16節 防災訓練等の実施 1. 訓練計画の策定 (1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤緊急時予測システム情報の活用訓練</p> <p>⑥～⑨ (略)</p> <p>等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>(2) ～第18節(3) (略)</p> <p>(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第19節・第20節 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策 第1節 基本方針 本章は、特定事象の通報及び警戒事象の通報があった場合の対応並びに原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p>	<p>(5)・(6) (略)</p> <p>第15節 防災業務関係者の人材育成 (本文略) ①～④ (略)</p> <p>⑤<u>モニタリングと放射性物質の拡散予測の役割分担、モニタリング</u>実施方法及び機器に関すること</p> <p>⑥～⑩ (略)</p> <p>第16節 防災訓練等の実施 1. 訓練計画の策定 (1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤<u>気象予測及び大気中拡散予測</u>の活用訓練</p> <p>⑥～⑨ (略)</p> <p>等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>(2) ～第18節(3) (略)</p> <p>(4) 県及び事故発生場所を管轄する市町は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示 <u>又は独自の判断により</u>、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第19節・第20節 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策 第1節 基本方針 本章は、<u>国から警戒事象又は原子力事業者から特定事象</u>の通報があった場合の対応並びに原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 警戒事象発生時の通報があった場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在市、関係周辺市町、関係機関等へ通報するものとする。</p> <p>②原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者の援護体制を構築するよう連絡することとされている。</p> <p>③・(2)①（略）</p> <p>②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市及び県警察本部に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。</p> <p>③～(3)②（略）</p> <p>(3) 連絡系統図 （本文略）</p> <p>2～4(3)（略）</p> <p>(4) モニタリング結果の共有 県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>(5) （略）</p>	<p>る。</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1. 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 警戒事象発生時の通報があった場合</p> <p>①原子力事業者の原子力防災管理者は、<u>警戒事象が発生した場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある場合は、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県をはじめ所在市、</u>関係周辺市町、関係機関等へ通報するものとする。</p> <p>②原子力規制委員会は、警戒事象等の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁、<u>県、所在市及び公衆</u>に対し情報提供を行うものとされている。また、PAZを含む市に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、<u>傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者等の避難準備、住民防護の準備など被害状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡することとされている。</u></p> <p>③・(2)①（略）</p> <p>②原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<u>発生の確認と</u>原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、所在市、<u>県警察本部及び公衆</u>に連絡するものとされている。また、必要に応じPAZを含む市に対し、住民の避難準備を行うよう連絡するものとされている。</p> <p>③～(3)②（略）</p> <p>(4) 連絡系統図 （本文略）</p> <p>2～4(3)（略）</p> <p>(4) モニタリング結果の共有 県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を所在市及び関係周辺市町に連絡する<u>とともに必要に応じて所在市、関係周辺市町以外の市町に連絡する</u>ものとする。</p> <p>(5) （略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 警戒本部の設置準備等</p> <p>① 警戒本部の設置準備体制</p> <p>県は、警戒事象発生の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒態勢をとるものとする。</p> <p>②～(2)①（略）</p> <p>② 情報の収集</p> <p>県は、特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>③ 対策拠点施設の設営準備への協力</p> <p>県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。</p> <p>④～2（略）</p> <p>3 専門家の派遣要請</p> <p>県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携 （本文略）</p> <p>県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保 （本文略）</p>	<p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1 県の活動体制</p> <p>(1) 警戒本部の設置準備等</p> <p>① 警戒本部の設置準備体制</p> <p>県は、<u>国から</u>警戒事象発生の通報を受けた場合、もしくは、原子力発電所における事故の影響が周辺地域に及ぶおそれがある旨、原子力事業者から通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、必要に応じ警戒本部を設置できるよう警戒態勢をとるものとする。</p> <p>②～(2)①（略）</p> <p>② 情報の収集</p> <p>県は、<u>原子力事業者から</u>特定事象発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。</p> <p>③ 対策拠点施設の設営準備への協力</p> <p>県は、<u>原子力事業者から</u>特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設の設営準備への協力を行うものとする。</p> <p>④～2（略）</p> <p>3 専門家の派遣要請</p> <p>県は、<u>原子力事業者から</u>特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携 （本文略）</p> <p>県は、<u>初動段階における避難区域の住民避難</u>完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保 （本文略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧		新	
(1)・(2) (略) (3) 防災業務関係者の放射線防護 ① (略)		(1)・(2) (略) (3) 防災業務関係者の放射線防護 ① (略)	
対 象	指 標	対 象	指 標
(略)		(略)	
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で 1 シーベルトを上限とする。	防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々（例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、 <u>海上保安官</u> 、自衛隊員及び緊急医療関係者等）が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。 作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 眼の水晶体：等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 皮膚：等価線量で 1 シーベルトを上限とする。
(注) (略)		(注) (略)	
②～⑤ (略)		②～⑤ (略)	
⑥ 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。		⑥ 県は、応急対策 <u>活動</u> を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。	
第 4 節 屋内退避、避難収容等の防護活動 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (1) 県は、特定事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z 内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、		第 4 節 屋内退避、避難収容等の防護活動 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 <u>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施するものとする。</u> <u>(1) 県は、警戒事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、P A Z 内の傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとする。</u> <u>なお、「E A L」（Emergency Action Levelとは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく、緊急時の活動レベルである。</u>	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新				
	<p style="text-align: center;"><u>表 警戒事態における緊急時活動レベル（EAL）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"><u>警戒事態の基準</u></th> <th><u>措置の概要</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②県内において、大津波警報が発令された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等※ ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>体制構築や情報収集を行い、 住民防護のための準備を開始する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 想定される具体例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合 ・ 原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合 ・ 1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合 ・ 原子炉水位有効燃料長上端未満 ・ 自然災害により以下の状況となった場合 <ul style="list-style-type: none"> －プラントの設計基準を超える事象 －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象 <p>(2) 県は、特定事象発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、PAZ内の傷病者、入院患者、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）を行うこととし、PAZを含む市にその旨を伝達することとする。また、県は、国の指示又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。</p>	<u>警戒事態の基準</u>	<u>措置の概要</u>	<ul style="list-style-type: none"> ①県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②県内において、大津波警報が発令された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等※ ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合 	<p>体制構築や情報収集を行い、 住民防護のための準備を開始する。</p>
<u>警戒事態の基準</u>	<u>措置の概要</u>				
<ul style="list-style-type: none"> ①県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②県内において、大津波警報が発令された場合 ③東海地震注意情報が発表された場合 ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等※ ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合 	<p>体制構築や情報収集を行い、 住民防護のための準備を開始する。</p>				

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新				
<p>内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、P A Z内の避難を指示した場合は、P A Z内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、P A Zを含む市町に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"><u>施設敷地緊急事態の基準</u></th> <th><u>措置の概要</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉冷却材の漏えい。 ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。 ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 ⑨原子炉制御室の使用不能。 </td> <td> <p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法第15条事象）を発出し、P A Z内の避難を指示した場合は、P A Z内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、P A Zを含む市に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市と連携し国に要請するものとする。</p> <p><u>なお、県は、P A Z内の予防的防護措置（避難）の実施に併せ、国の指示又は独自の判断により、原則としてUPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、UPZを含む市町にその旨を伝達するとともに、UPZ外の市町に対し、必要に応じて、予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</u></p>	<u>施設敷地緊急事態の基準</u>	<u>措置の概要</u>	<ul style="list-style-type: none"> ①原子炉冷却材の漏えい。 ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。 ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 ⑨原子炉制御室の使用不能。 	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。</p>
<u>施設敷地緊急事態の基準</u>	<u>措置の概要</u>				
<ul style="list-style-type: none"> ①原子炉冷却材の漏えい。 ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動。 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失。 ④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失。 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続）。 ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続。 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下。 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失。 ⑨原子炉制御室の使用不能。 	<p>P A Z内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。</p>				

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新				
<p>また、県は、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町に対し、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、県知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>表 全面緊急事態における緊急時活動レベル（EAL）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;"><u>全面緊急事態の基準</u></th> <th style="width: 50%; text-align: center;"><u>措置の概要</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 ⑪原子炉制御室等の使用不能。 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。 ⑬敷地境界の空間放射線量率5μSv/hが10分以上継続。* </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。</p> <p>また、県は、<u>事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は、国、原子力事業者等と連携し、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請するものとする。</u></p> <p><u>おって、知事</u>は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p>	<u>全面緊急事態の基準</u>	<u>措置の概要</u>	<ul style="list-style-type: none"> ①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 ⑪原子炉制御室等の使用不能。 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。 ⑬敷地境界の空間放射線量率5μSv/hが10分以上継続。* 	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>
<u>全面緊急事態の基準</u>	<u>措置の概要</u>				
<ul style="list-style-type: none"> ①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない。 ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失。 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能。 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達。 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失。 ⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失。 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続。 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知。 ⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知。 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続。 ⑪原子炉制御室等の使用不能。 ⑫照射済み燃料集合体の貯蔵槽の液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下。 ⑬敷地境界の空間放射線量率5μSv/hが10分以上継続。* 	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>				

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新									
<p>(2) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(3) (本文略)</p> <p>(4) (本文略)</p> <p>2 避難場所 (1) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>表 O I L 1、2と防護措置</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%; text-align: center;"><u>基準の概要</u></th> <th style="width: 33%; text-align: center;"><u>初期設定値^{※1}</u></th> <th style="width: 33%; text-align: center;"><u>防護措置の概要</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>O I L 1</u> 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td style="text-align: center;"><u>500 μSv/h</u> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>O I L 2</u> 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{※3}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td style="text-align: center;"><u>20 μSv/h</u> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※2})</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</p> <p>※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</p> <p>※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。</p> <p>(4) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、<u>緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測</u>その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>(5) (本文略)</p> <p>(6) (本文略)</p> <p>2 避難場所 (1) (略)</p>	<u>基準の概要</u>	<u>初期設定値^{※1}</u>	<u>防護措置の概要</u>	<u>O I L 1</u> 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	<u>500 μSv/h</u> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	<u>O I L 2</u> 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	<u>20 μSv/h</u> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
	<u>基準の概要</u>	<u>初期設定値^{※1}</u>	<u>防護措置の概要</u>							
	<u>O I L 1</u> 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	<u>500 μSv/h</u> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)							
<u>O I L 2</u> 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	<u>20 μSv/h</u> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。								

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新							
<p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町に提供するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (本文略) 特に、県は市町と連携し、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 (本文略)</p> <p>(5)・3 (略)</p> <p>4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施 原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。 県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。</p>	<p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者等の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町に提供するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (本文略) 特に、県は市町と連携し、<u>傷病者、入院患者</u>、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。 (本文略)</p> <p>(5)・3 (略)</p> <p>4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施 原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、地方公共団体に連絡するものとされている。 県は、<u>原子力災害対策指針に基づき</u>、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。 <u>但し、避難の時期等により、汚染がないことが明らかな場合には、スクリーニングを行わないようにすることもできる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表 O I L 4 と防護措置について</u></p> <table border="1" data-bbox="1528 1522 2775 1816"> <thead> <tr> <th data-bbox="1528 1522 1884 1564">基準の概要</th> <th data-bbox="1884 1522 2463 1564">初期設定値^{※1}</th> <th data-bbox="2463 1522 2775 1564">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1528 1564 1884 1816" rowspan="2"> <u>O I L 4</u> <u>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</u> </td> <td data-bbox="1884 1564 2463 1711"> <u>β線：40,000 cpm^{※2}</u> <u>(皮膚から数cmでの検出器の計数率)</u> </td> <td data-bbox="2463 1564 2775 1816" rowspan="2"> <u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1884 1711 2463 1816"> <u>β線：13,000cpm^{※3}【1ヶ月後の値】</u> <u>(皮膚から数cmでの検出器の計数率)</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明</p>	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要	<u>O I L 4</u> <u>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</u>	<u>β線：40,000 cpm^{※2}</u> <u>(皮膚から数cmでの検出器の計数率)</u>	<u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u>	<u>β線：13,000cpm^{※3}【1ヶ月後の値】</u> <u>(皮膚から数cmでの検出器の計数率)</u>
基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要						
<u>O I L 4</u> <u>不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準</u>	<u>β線：40,000 cpm^{※2}</u> <u>(皮膚から数cmでの検出器の計数率)</u>	<u>避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。</u>						
	<u>β線：13,000cpm^{※3}【1ヶ月後の値】</u> <u>(皮膚から数cmでの検出器の計数率)</u>							

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p>5. 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>6 災害時要援護者等への配慮</p> <p>(1) 県は、市町と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2)～8（略）</p> <p>9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>県は、市町長等が設定した警戒区域もしくは避難を勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <p>10 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p>	<p><u>確になった時点で必要な場合には0ILの初期設定値は改定される。</u></p> <p><u>※2 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。</u></p> <p><u>他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。</u></p> <p><u>※3 ※2と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。</u></p> <p>5. 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>国の指示</u>又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が<u>必要となった</u>場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、<u>服用にあたっての注意を払った上で</u>、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>6 災害時要援護者等への配慮</p> <p>(1) 県は、市町と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者<u>等</u>及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、<u>障害のある人</u>向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2)～8（略）</p> <p>9 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置</p> <p>県は、市町長等が設定した警戒区域<u>又は</u>避難を勧告<u>若しくは</u>指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。</p> <p>10 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>(1) 県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者<u>等</u>のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新						
<p>(2)～第5節（略）</p> <p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>(1) 県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。</p> <p>(2) 県は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</p>	<p>(2)～第5節（略）</p> <p>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p><u>(1) 県は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 県は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</u></p> <p><u>(3) 県は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表 飲食物に係るスクリーニング基準^{※1}</u></p> <table border="1" data-bbox="1528 898 2775 1119"> <thead> <tr> <th data-bbox="1528 898 1982 940">基準の概要</th> <th data-bbox="1982 898 2338 940">初期設定値^{※2}</th> <th data-bbox="2338 898 2775 940">防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1528 940 1982 1119"><u>OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</u></td> <td data-bbox="1982 940 2338 1119"><u>0.5μSv/h^{※3}（地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※4}）</u></td> <td data-bbox="2338 940 2775 1119"><u>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。</u></p> <p><u>※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。</u></p> <p><u>※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。</u></p> <p><u>※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。</u></p>	基準の概要	初期設定値 ^{※2}	防護措置の概要	<u>OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</u>	<u>0.5μSv/h^{※3}（地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※4}）</u>	<u>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</u>
基準の概要	初期設定値 ^{※2}	防護措置の概要					
<u>OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</u>	<u>0.5μSv/h^{※3}（地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{※4}）</u>	<u>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。</u>					

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新															
	<p><u>表 O I L 6 と防護措置について</u></p> <p><u>基準の概要</u> 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <p><u>防護措置の概要</u> 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">核種^{※1}</th> <th style="text-align: center;">飲料水 牛乳・乳製品</th> <th style="text-align: center;">野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">放射性ヨウ素</td> <td style="text-align: center;">300Bq/kg</td> <td style="text-align: center;">2,000Bq/kg^{※2}</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">放射性セシウム</td> <td style="text-align: center;">200Bq/kg</td> <td style="text-align: center;">500Bq/kg</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">プルトニウム及び超ウラン元素の アルファ核種</td> <td style="text-align: center;">1Bq/kg</td> <td style="text-align: center;">10Bq/kg</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウラン</td> <td style="text-align: center;">20Bq/kg</td> <td style="text-align: center;">100Bq/kg</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E A の G S G - 2 における O I L 6 値を参考として数値を設定する。</p> <p>※2 根菜、芋類を除く野菜類が対象。</p>	核種 ^{※1}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※2}	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	プルトニウム及び超ウラン元素の アルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg
核種 ^{※1}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他														
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※2}														
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg														
プルトニウム及び超ウラン元素の アルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg														
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg														
<p>第7節 緊急輸送活動 1～(3)②（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">輸送内容</th> <th style="text-align: center;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">モニタリング要員各種資機材</td> <td style="text-align: center;">1 (社)静岡県トラック協会 2 日本通運(株) 3 自衛隊 4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 5 第三管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③～第8節2(6)（略）</p> <p>(7) 県は、国の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。</p>	輸送内容	関係機関	モニタリング要員各種資機材	1 (社)静岡県トラック協会 2 日本通運(株) 3 自衛隊 4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 5 第三管区海上保安本部	（略）		<p>第7節 緊急輸送活動 1～(3)②（略）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">輸送内容</th> <th style="text-align: center;">関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">モニタリング要員各種資機材</td> <td style="text-align: center;">1 (一社)静岡県トラック協会 2 日本通運(株) 3 自衛隊 4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 5 第三管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③～第8節2(6)（略）</p> <p>(7) 県は、<u>国から</u>安定ヨウ素剤の服用<u>指示</u>があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、<u>原子力災害対策指針を踏まえ</u>、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。</p>	輸送内容	関係機関	モニタリング要員各種資機材	1 (一社)静岡県トラック協会 2 日本通運(株) 3 自衛隊 4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 5 第三管区海上保安本部	（略）				
輸送内容	関係機関															
モニタリング要員各種資機材	1 (社)静岡県トラック協会 2 日本通運(株) 3 自衛隊 4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 5 第三管区海上保安本部															
（略）																
輸送内容	関係機関															
モニタリング要員各種資機材	1 (一社)静岡県トラック協会 2 日本通運(株) 3 自衛隊 4 静岡県警察本部（緊急輸送路の確保、車両の先導等） 5 第三管区海上保安本部															
（略）																

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p>(8)・第9節（本文）（略）</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4)～第12節（略）</p> <p>(3) （本文略）</p> <p>県及び市町は、国の現地対策本部から、事故現場周辺の住民避難等の指示があった場合には、住民の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第4章 大規模地震対策（略）</p> <p>第5章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 各種制限措置の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、<u>交通規制</u>、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p>	<p>(8)・第9節（本文）（略）</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(1) 県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ<u>分かりやすく正確</u>に行うものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 県は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIネットワークシステム等による<u>放射性物質の拡散予測</u>等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに災害時要援護者<u>等</u>、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(4)～第12節(2)（略）</p> <p>(3) （本文略）</p> <p>県及び市町は、国の現地対策本部から、事故現場周辺の住民避難等の指示があった場合には、住民<u>等</u>の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。</p> <p>第4章 大規模地震対策（略）</p> <p>第5章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節～第4節（略）</p> <p>第5節 各種制限措置<u>等</u>の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p> <p><u>県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行うものとする。</u></p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新
<p>第6節～第13節（略）</p> <p style="text-align: center;">図 表</p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図 別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関 別表（3-8-2）初期被ばく医療機関 別表（3-8-3）二次被ばく医療機関 別表（3-8-4）三次被ばく医療機関 別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書（略） 別表（4-3-1）東海地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書（略） 別表（5-5-1）被災地住民登録様式（略）</p>	<p>第6節～第13節（略）</p> <p style="text-align: center;">図 表</p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図 別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関 別表（3-8-2）初期被ばく医療機関 別表（3-8-3）二次被ばく医療機関 別表（3-8-4）三次被ばく医療機関 別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書（略） 別表（4-3-1）東海地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書（略） 別表（5-5-1）被災地住民登録様式（略）</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新																																																																																																																																																														
<p>別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡</p> <p style="text-align: center;">中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">浜岡原子力発電所からの連絡先</th> <th style="text-align: center;">関係機関を経由する連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【国】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121</td> <td>→ 警察庁(警察局警備課)03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361 気象庁(総務部企画課)03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課)03-3502-8056 その他関係省庁</td> </tr> <tr> <td>内閣府(政策統括官付)03-3501-5695</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内閣官房(安全保障、危機管理担当)03-6910-0259</td> <td>→ 内閣府(内閣総理大臣)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【国出先機関】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田労働基準監督署 0538-32-2205</td> <td>→ 静岡労働局(健康安全課)054-254-6314</td> </tr> <tr> <td>御前崎海上保安署 0548-63-4999</td> <td>→ 清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118</td> </tr> <tr> <td>【静岡県】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088</td> <td>→ 賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台(技術課)054-282-3833</td> </tr> <tr> <td>環境放射線監視センター0537-86-6121</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川警察署 0537-36-0110</td> <td>→ 静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署</td> </tr> <tr> <td>【市町、消防】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市(防災課)0537-85-1119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>牧之原市(防災課)0548-23-0056</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市(安全課)0537-35-0923</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市(危機管理課)0537-21-1131</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吉田町(防災課)0548-33-2164</td> <td></td> </tr> <tr> <td>袋井市(防災課)0538-44-3360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼津市(危機管理課)054-631-6625</td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤枝市(危機管理課)054-643-3119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島田市(防災課)0547-36-7143</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森町(総務課)0538-85-6302</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田市(自治防災課)0538-37-4903</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市消防本部 0537-85-2119</td> <td>→ 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525</td> </tr> <tr> <td>菊川市消防本部 0537-35-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市消防本部 0537-21-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【中部電力】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力㈱本店原子力部 052-951-8211</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力㈱東京支社 03-3501-5101</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他連絡先(関係機関から連絡)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161</td> <td>陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711</td> <td>防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949</td> <td>静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡</td> </tr> </tbody> </table>	浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先	【国】		原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121	→ 警察庁(警察局警備課)03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361 気象庁(総務部企画課)03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課)03-3502-8056 その他関係省庁	内閣府(政策統括官付)03-3501-5695		内閣官房(安全保障、危機管理担当)03-6910-0259	→ 内閣府(内閣総理大臣)	経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309		【国出先機関】		中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683		原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局(健康安全課)054-254-6314	御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118	【静岡県】		静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台(技術課)054-282-3833	環境放射線監視センター0537-86-6121		菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署	【市町、消防】		御前崎市(防災課)0537-85-1119		牧之原市(防災課)0548-23-0056		菊川市(安全課)0537-35-0923		掛川市(危機管理課)0537-21-1131		吉田町(防災課)0548-33-2164		袋井市(防災課)0538-44-3360		焼津市(危機管理課)054-631-6625		藤枝市(危機管理課)054-643-3119		島田市(防災課)0547-36-7143		森町(総務課)0538-85-6302		磐田市(自治防災課)0538-37-4903		御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525	菊川市消防本部 0537-35-0119		掛川市消防本部 0537-21-0119		【中部電力】		中部電力㈱本店原子力部 052-951-8211		中部電力㈱東京支社 03-3501-5101		※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡		その他連絡先(関係機関から連絡)		陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡	陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡	東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949	静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡	<p>別図(3-2-1)防災関係機関の情報連絡系統図 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく情報(特定事象発生通報)及び通報後の連絡</p> <p style="text-align: center;">中部電力㈱浜岡原子力発電所 0537-86-3481</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">浜岡原子力発電所からの連絡先</th> <th style="text-align: center;">関係機関を経由する連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【国】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121</td> <td>→ 警察庁(警察局警備課)03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361 気象庁(総務部企画課)03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課)03-3502-8056 その他関係省庁</td> </tr> <tr> <td>内閣府(政策統括官付)03-3501-5695</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内閣官房(安全保障、危機管理担当)03-6910-0259</td> <td>→ 内閣府(内閣総理大臣)</td> </tr> <tr> <td>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【国出先機関】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田労働基準監督署 0538-32-2205</td> <td>→ 静岡労働局(健康安全課)054-254-6314</td> </tr> <tr> <td>御前崎海上保安署 0548-63-4999</td> <td>→ 清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118</td> </tr> <tr> <td>【静岡県】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088</td> <td>→ 賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台(技術課)054-282-3833</td> </tr> <tr> <td>環境放射線監視センター0537-86-6121</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川警察署 0537-36-0110</td> <td>→ 静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署</td> </tr> <tr> <td>【市町、消防】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市(防災課)0537-85-1119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>牧之原市(防災課)0548-23-0056</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市(安全課)0537-35-0923</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市(危機管理課)0537-21-1131</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吉田町(防災課)0548-33-2164</td> <td></td> </tr> <tr> <td>袋井市(防災課)0538-44-3360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼津市(危機管理課)054-623-2554</td> <td></td> </tr> <tr> <td>藤枝市(危機管理課)054-643-3119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>島田市(防災課)0547-36-7143</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森町(総務課)0538-85-6302</td> <td></td> </tr> <tr> <td>磐田市(自治防災課)0538-37-2114</td> <td></td> </tr> <tr> <td>御前崎市消防本部 0537-85-2119</td> <td>→ 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525</td> </tr> <tr> <td>牧之原市相良消防本部 0548-53-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊川市消防本部 0537-35-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>掛川市消防本部 0537-21-0119</td> <td></td> </tr> <tr> <td>【中部電力】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力㈱本店原子力部 052-951-8211</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力㈱東京支社 03-3501-5101</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他連絡先(関係機関から連絡)</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161</td> <td>陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711</td> <td>防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡</td> </tr> <tr> <td>東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949</td> <td>静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡</td> </tr> </tbody> </table>	浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先	【国】		原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121	→ 警察庁(警察局警備課)03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361 気象庁(総務部企画課)03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課)03-3502-8056 その他関係省庁	内閣府(政策統括官付)03-3501-5695		内閣官房(安全保障、危機管理担当)03-6910-0259	→ 内閣府(内閣総理大臣)	経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051		※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309		【国出先機関】		中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683		原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429		磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局(健康安全課)054-254-6314	御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118	【静岡県】		静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台(技術課)054-282-3833	環境放射線監視センター0537-86-6121		菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署	【市町、消防】		御前崎市(防災課)0537-85-1119		牧之原市(防災課)0548-23-0056		菊川市(安全課)0537-35-0923		掛川市(危機管理課)0537-21-1131		吉田町(防災課)0548-33-2164		袋井市(防災課)0538-44-3360		焼津市(危機管理課)054-623-2554		藤枝市(危機管理課)054-643-3119		島田市(防災課)0547-36-7143		森町(総務課)0538-85-6302		磐田市(自治防災課)0538-37-2114		御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525	牧之原市相良消防本部 0548-53-0119		菊川市消防本部 0537-35-0119		掛川市消防本部 0537-21-0119		【中部電力】		中部電力㈱本店原子力部 052-951-8211		中部電力㈱東京支社 03-3501-5101		※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡		その他連絡先(関係機関から連絡)		陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡	陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡	東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949	静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先																																																																																																																																																														
【国】																																																																																																																																																															
原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121	→ 警察庁(警察局警備課)03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361 気象庁(総務部企画課)03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課)03-3502-8056 その他関係省庁																																																																																																																																																														
内閣府(政策統括官付)03-3501-5695																																																																																																																																																															
内閣官房(安全保障、危機管理担当)03-6910-0259	→ 内閣府(内閣総理大臣)																																																																																																																																																														
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051																																																																																																																																																															
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309																																																																																																																																																															
【国出先機関】																																																																																																																																																															
中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683																																																																																																																																																															
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429																																																																																																																																																															
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局(健康安全課)054-254-6314																																																																																																																																																														
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118																																																																																																																																																														
【静岡県】																																																																																																																																																															
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台(技術課)054-282-3833																																																																																																																																																														
環境放射線監視センター0537-86-6121																																																																																																																																																															
菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署																																																																																																																																																														
【市町、消防】																																																																																																																																																															
御前崎市(防災課)0537-85-1119																																																																																																																																																															
牧之原市(防災課)0548-23-0056																																																																																																																																																															
菊川市(安全課)0537-35-0923																																																																																																																																																															
掛川市(危機管理課)0537-21-1131																																																																																																																																																															
吉田町(防災課)0548-33-2164																																																																																																																																																															
袋井市(防災課)0538-44-3360																																																																																																																																																															
焼津市(危機管理課)054-631-6625																																																																																																																																																															
藤枝市(危機管理課)054-643-3119																																																																																																																																																															
島田市(防災課)0547-36-7143																																																																																																																																																															
森町(総務課)0538-85-6302																																																																																																																																																															
磐田市(自治防災課)0538-37-4903																																																																																																																																																															
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525																																																																																																																																																														
菊川市消防本部 0537-35-0119																																																																																																																																																															
掛川市消防本部 0537-21-0119																																																																																																																																																															
【中部電力】																																																																																																																																																															
中部電力㈱本店原子力部 052-951-8211																																																																																																																																																															
中部電力㈱東京支社 03-3501-5101																																																																																																																																																															
※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡																																																																																																																																																															
その他連絡先(関係機関から連絡)																																																																																																																																																															
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡																																																																																																																																																														
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡																																																																																																																																																														
東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949	静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡																																																																																																																																																														
浜岡原子力発電所からの連絡先	関係機関を経由する連絡先																																																																																																																																																														
【国】																																																																																																																																																															
原子力規制委員会原子力規制庁原子力防災課 03-5114-2121	→ 警察庁(警察局警備課)03-3581-0141 防衛省(運用企画局事態対処課)03-5269-3246 海上保安庁(警備救難部環境防災課)03-3591-6361 気象庁(総務部企画課)03-3214-7902 厚生労働省(大臣官房厚生科学課)03-3593-2171 農林水産省(大臣官房環境政策課)03-3502-8056 その他関係省庁																																																																																																																																																														
内閣府(政策統括官付)03-3501-5695																																																																																																																																																															
内閣官房(安全保障、危機管理担当)03-6910-0259	→ 内閣府(内閣総理大臣)																																																																																																																																																														
経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 03-3580-3051																																																																																																																																																															
※事業所外運搬での事故発生時のみ 国土交通省(海事局検査測度課)03-5253-8639 (自動車局環境政策課)03-5253-8603 (大臣官房参事官(運輸安全防災)付)03-5253-8309																																																																																																																																																															
【国出先機関】																																																																																																																																																															
中部経済産業局(総務企画部総務課)052-951-2683																																																																																																																																																															
原子力規制庁浜岡原子力規制事務所 0537-86-7429																																																																																																																																																															
磐田労働基準監督署 0538-32-2205	→ 静岡労働局(健康安全課)054-254-6314																																																																																																																																																														
御前崎海上保安署 0548-63-4999	→ 清水海上保安部(警備救難課)054-353-0118																																																																																																																																																														
【静岡県】																																																																																																																																																															
静岡県危機管理部原子力安全対策課 054-221-2088	→ 賀茂危機管理局(危機管理課)0558-24-2004 東部危機管理局(危機管理課)055-920-2003 中部危機管理局(危機管理課)054-644-9104 西部危機管理局(危機管理課)0538-37-2204 県内全市町(一斉FAX) 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525 陸上自衛隊第34普通科連隊0550-89-1310 第三管区海上保安本部(環境防災課)045-211-1118 静岡地方気象台(技術課)054-282-3833																																																																																																																																																														
環境放射線監視センター0537-86-6121																																																																																																																																																															
菊川警察署 0537-36-0110	→ 静岡県警察本部(災害対策課)054-271-0110 牧之原警察署 0548-22-0110、掛川警察署 0537-22-0110、 藤枝警察署、焼津警察署、島田警察署、袋井警察署、 磐田警察署																																																																																																																																																														
【市町、消防】																																																																																																																																																															
御前崎市(防災課)0537-85-1119																																																																																																																																																															
牧之原市(防災課)0548-23-0056																																																																																																																																																															
菊川市(安全課)0537-35-0923																																																																																																																																																															
掛川市(危機管理課)0537-21-1131																																																																																																																																																															
吉田町(防災課)0548-33-2164																																																																																																																																																															
袋井市(防災課)0538-44-3360																																																																																																																																																															
焼津市(危機管理課)054-623-2554																																																																																																																																																															
藤枝市(危機管理課)054-643-3119																																																																																																																																																															
島田市(防災課)0547-36-7143																																																																																																																																																															
森町(総務課)0538-85-6302																																																																																																																																																															
磐田市(自治防災課)0538-37-2114																																																																																																																																																															
御前崎市消防本部 0537-85-2119	→ 消防庁(国民保護・防災部防災課)03-5253-7525																																																																																																																																																														
牧之原市相良消防本部 0548-53-0119																																																																																																																																																															
菊川市消防本部 0537-35-0119																																																																																																																																																															
掛川市消防本部 0537-21-0119																																																																																																																																																															
【中部電力】																																																																																																																																																															
中部電力㈱本店原子力部 052-951-8211																																																																																																																																																															
中部電力㈱東京支社 03-3501-5101																																																																																																																																																															
※ 政府、県、市町については災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部等に連絡																																																																																																																																																															
その他連絡先(関係機関から連絡)																																																																																																																																																															
陸上自衛隊第1師団司令部 03-3933-1161	陸上自衛隊東部方面総監部又は陸上自衛隊第34普通科連隊から連絡																																																																																																																																																														
陸上自衛隊東部方面総監部 048-460-1711	防衛省(運用企画局事態対処課)又は陸上自衛隊第1師団司令部から連絡																																																																																																																																																														
東京管区気象台(総務部業務課)03-3212-2949	静岡地方気象台(技術課)又は気象庁(総務部企画課)から連絡																																																																																																																																																														

静岡県地域防災計画（原子力災害対策の巻） 新旧対照表（案）

旧	新																																																									
<p>別表（3-8-1） 救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡赤十字病院</td> <td>静岡市葵区追手町 8-2</td> <td>054-254-4311</td> </tr> <tr> <td>浜松赤十字病院</td> <td>浜松市浜北区小林 1088-1</td> <td>053-401-1111</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311	浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111	<p>別表（3-8-1） 救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡赤十字病院</td> <td>静岡市葵区追手町 8-2</td> <td>054-254-4311</td> </tr> <tr> <td>浜松赤十字病院</td> <td>浜松市浜北区小林 1088-1</td> <td>053-401-1111</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311	浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111																																							
病院名	所在地	電話																																																								
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311																																																								
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111																																																								
病院名	所在地	電話																																																								
静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町 8-2	054-254-4311																																																								
浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林 1088-1	053-401-1111																																																								
<p>別表（3-8-2） 初期被ばく医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立御前崎総合病院</td> <td>御前崎市池新田 2060</td> <td>0537-86-8511</td> </tr> <tr> <td>榛原総合病院</td> <td>牧之原市細江 2887-1</td> <td>0548-22-1131</td> </tr> <tr> <td>掛川市立総合病院</td> <td>掛川市杉谷南 1-1-1</td> <td>0537-22-6211</td> </tr> <tr> <td>菊川市立総合病院</td> <td>菊川市東横地 1632</td> <td>0537-35-2135</td> </tr> <tr> <td>藤枝市立総合病院</td> <td>藤枝市駿河台 4-1-11</td> <td>054-646-1111</td> </tr> <tr> <td>焼津市立総合病院</td> <td>焼津市道原 1000</td> <td>054-623-3111</td> </tr> <tr> <td>市立島田市民病院</td> <td>島田市野田 1200-5</td> <td>0547-35-2111</td> </tr> <tr> <td>磐田市立総合病院</td> <td>磐田市大久保 512-3</td> <td>0538-38-5000</td> </tr> <tr> <td>市立袋井市民病院</td> <td>袋井市久能 2515-1</td> <td>0538-43-2511</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511	榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131	掛川市立総合病院	掛川市杉谷南 1-1-1	0537-22-6211	菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135	藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111	焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111	市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111	磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000	市立袋井市民病院	袋井市久能 2515-1	0538-43-2511	<p>別表（3-8-2） 初期被ばく医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市立御前崎総合病院</td> <td>御前崎市池新田 2060</td> <td>0537-86-8511</td> </tr> <tr> <td>榛原総合病院</td> <td>牧之原市細江 2887-1</td> <td>0548-22-1131</td> </tr> <tr> <td>菊川市立総合病院</td> <td>菊川市東横地 1632</td> <td>0537-35-2135</td> </tr> <tr> <td>藤枝市立総合病院</td> <td>藤枝市駿河台 4-1-11</td> <td>054-646-1111</td> </tr> <tr> <td>焼津市立総合病院</td> <td>焼津市道原 1000</td> <td>054-623-3111</td> </tr> <tr> <td>市立島田市民病院</td> <td>島田市野田 1200-5</td> <td>0547-35-2111</td> </tr> <tr> <td>磐田市立総合病院</td> <td>磐田市大久保 512-3</td> <td>0538-38-5000</td> </tr> <tr> <td>中東遠総合医療センター</td> <td>掛川市菖蒲ヶ池 1-1</td> <td>0537-21-5555</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511	榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131	菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135	藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111	焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111	市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111	磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000	中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池 1-1	0537-21-5555
病院名	所在地	電話																																																								
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511																																																								
榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131																																																								
掛川市立総合病院	掛川市杉谷南 1-1-1	0537-22-6211																																																								
菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135																																																								
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111																																																								
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111																																																								
市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111																																																								
磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000																																																								
市立袋井市民病院	袋井市久能 2515-1	0538-43-2511																																																								
病院名	所在地	電話																																																								
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田 2060	0537-86-8511																																																								
榛原総合病院	牧之原市細江 2887-1	0548-22-1131																																																								
菊川市立総合病院	菊川市東横地 1632	0537-35-2135																																																								
藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台 4-1-11	054-646-1111																																																								
焼津市立総合病院	焼津市道原 1000	054-623-3111																																																								
市立島田市民病院	島田市野田 1200-5	0547-35-2111																																																								
磐田市立総合病院	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000																																																								
中東遠総合医療センター	掛川市菖蒲ヶ池 1-1	0537-21-5555																																																								
<p>別表（3-8-3） 二次被ばく医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県立総合病院</td> <td>静岡市葵区北安東 4-27-1</td> <td>054-247-6111</td> </tr> <tr> <td>浜松医科大学医学部附属病院</td> <td>浜松市東区半田山 1-20-1</td> <td>053-435-2111</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111	浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111	<p>別表（3-8-3） 二次被ばく医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静岡県立総合病院</td> <td>静岡市葵区北安東 4-27-1</td> <td>054-247-6111</td> </tr> <tr> <td>浜松医科大学医学部附属病院</td> <td>浜松市東区半田山 1-20-1</td> <td>053-435-2111</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111	浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111																																							
病院名	所在地	電話																																																								
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111																																																								
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111																																																								
病院名	所在地	電話																																																								
静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東 4-27-1	054-247-6111																																																								
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山 1-20-1	053-435-2111																																																								
<p>別表（3-8-4） 三次被ばく医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(独)放射線医学総合研究所</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1</td> <td>平日 9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008 (守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	平日 9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008 (守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302	<p>別表（3-8-4） 三次被ばく医療機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>所在地</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(独)放射線医学総合研究所</td> <td>千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1</td> <td>043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	所在地	電話	(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302																																													
病院名	所在地	電話																																																								
(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	平日 9:00~20:00 043-206-3189 上記に連絡取れない場合 043-206-3008 (守衛所) 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302																																																								
病院名	所在地	電話																																																								
(独)放射線医学総合研究所	千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-206-3040 上記に連絡取れない場合 090-8643-7520 上記に連絡取れない場合 090-8591-0736 090-7408-1748 090-7739-2302																																																								

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																
風水害-4	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>流域名</th> <th>流域の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富士川流域 (一級河川)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で <u>16,000m³/s</u> と非常に大きな流量となっている。 駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	流域名	流域の状況	(略)	(略)	富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> 富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で <u>16,000m³/s</u> と非常に大きな流量となっている。 駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 	(略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第2節 予想される災害と地域</p> <p>1 風水害</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>流域名</th> <th>流域の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富士川流域 (一級河川)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で <u>16,600m³/s</u> と非常に大きな流量となっている。 駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	流域名	流域の状況	(略)	(略)	富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> 富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で <u>16,600m³/s</u> と非常に大きな流量となっている。 駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 	(略)	(略)
流域名	流域の状況																	
(略)	(略)																	
富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> 富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で <u>16,000m³/s</u> と非常に大きな流量となっている。 駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 																	
(略)	(略)																	
流域名	流域の状況																	
(略)	(略)																	
富士川流域 (一級河川)	<ul style="list-style-type: none"> 富士川は日本三大急流の一つであり、計画洪水流量は北松野で <u>16,600m³/s</u> と非常に大きな流量となっている。 駿河湾から山梨・静岡県境までの区間は一部、堤防高さ不足、堤防断面不足の箇所等がある。 																	
(略)	(略)																	
風水害-5	<p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○県内で砂防指定地が <u>1,599</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>180</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,180</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>6,787</u> 箇所（いずれも平成 <u>23</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富士山</td> <td><u>特に大沢崩れにおいて</u>大雨、地震等による山崩れ等が起りやすく、道路途絶等が予想される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地域	状況	(略)	(略)	富士山	<u>特に大沢崩れにおいて</u> 大雨、地震等による山崩れ等が起りやすく、道路途絶等が予想される。	(略)	(略)	<p>3 土石流・地すべり・がけ崩れ</p> <p>○県内で砂防指定地が <u>1,614</u> 箇所、地すべり防止区域が <u>184</u> 箇所、急傾斜地崩壊危険区域が <u>1,189</u> 箇所及び土砂災害警戒区域が <u>8,269</u> 箇所（いずれも平成 <u>24</u> 年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富士山</td> <td><u>富士山南西野溪において</u>大雨、地震等による山崩れ等が起りやすく、道路途絶等が予想される。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地域	状況	(略)	(略)	富士山	<u>富士山南西野溪において</u> 大雨、地震等による山崩れ等が起りやすく、道路途絶等が予想される。	(略)	(略)
地域	状況																	
(略)	(略)																	
富士山	<u>特に大沢崩れにおいて</u> 大雨、地震等による山崩れ等が起りやすく、道路途絶等が予想される。																	
(略)	(略)																	
地域	状況																	
(略)	(略)																	
富士山	<u>富士山南西野溪において</u> 大雨、地震等による山崩れ等が起りやすく、道路途絶等が予想される。																	
(略)	(略)																	
風水害-8	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>県営の港湾海岸の総延長は <u>82.4</u> km、県営漁港海岸の総延長は 35.4 km であり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、県営港湾にあつては清水港ほか4港（延長 <u>12.0</u> km）、県営漁港にあつては焼津漁港ほか <u>4</u> 港（延長 <u>7.7</u> km）である。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 港湾漁港保全災害防除計画</p> <p>県営の港湾海岸の総延長は <u>87.1</u> km、県営漁港海岸の総延長は 35.4 km であり、そのうち海岸保全事業対象としている計画延長は、県営港湾にあつては清水港ほか4港（延長 <u>9.9</u> km）、県営漁港にあつては焼津漁港ほか <u>5</u> 港（延長 <u>6.1</u> km）である。</p>																
風水害-17	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>この計画は、「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき県の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する県の対応を定め、もって管下各河川、湖沼、海岸の<u>洪水又は高潮（津波を含む。）</u>による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>この計画は、「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき県の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定するほか、風水害に対する県の対応を定め、もって管下各河川、湖沼、海岸の<u>洪水、津波又は高潮による</u>水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。</p>																

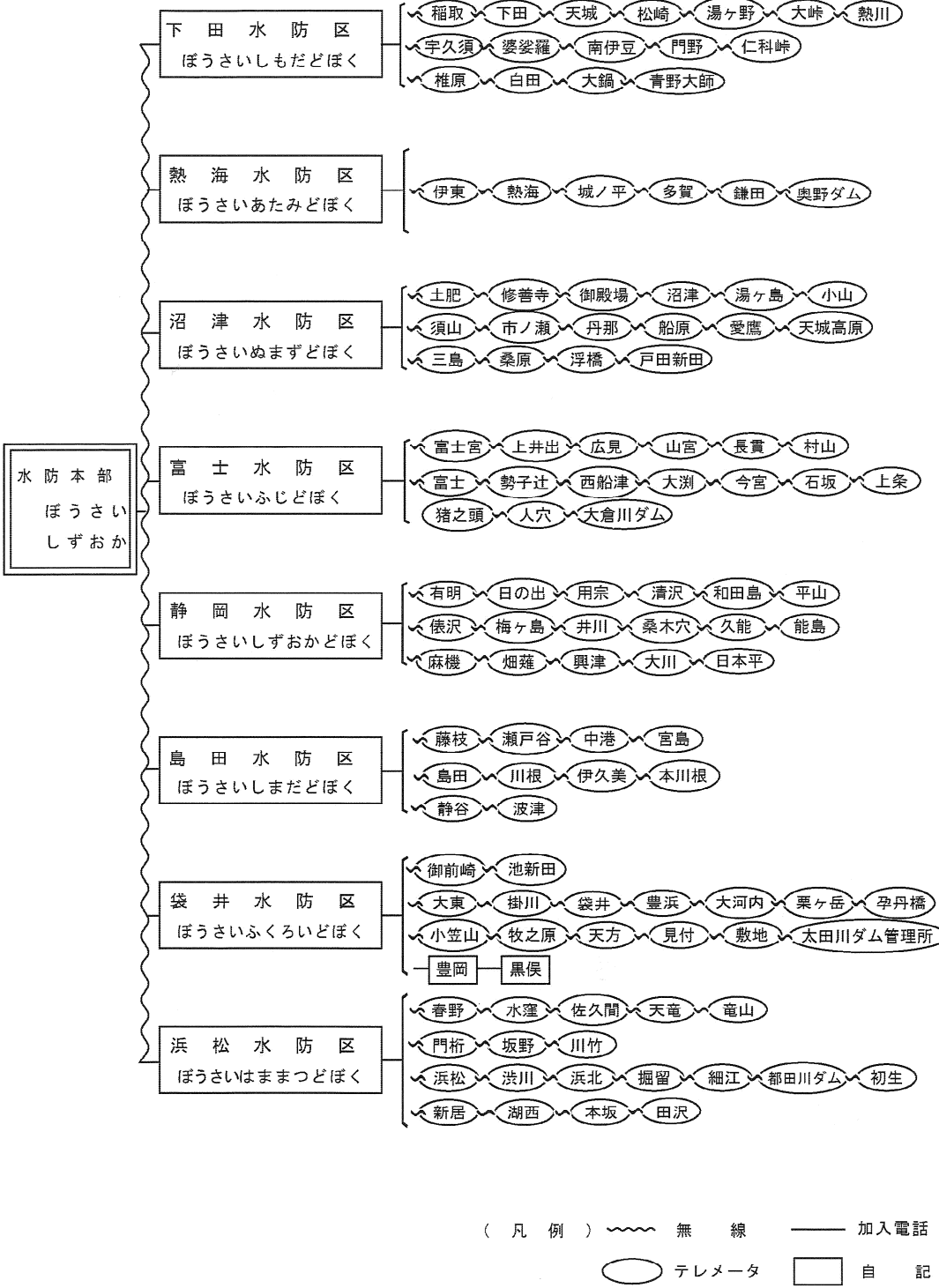
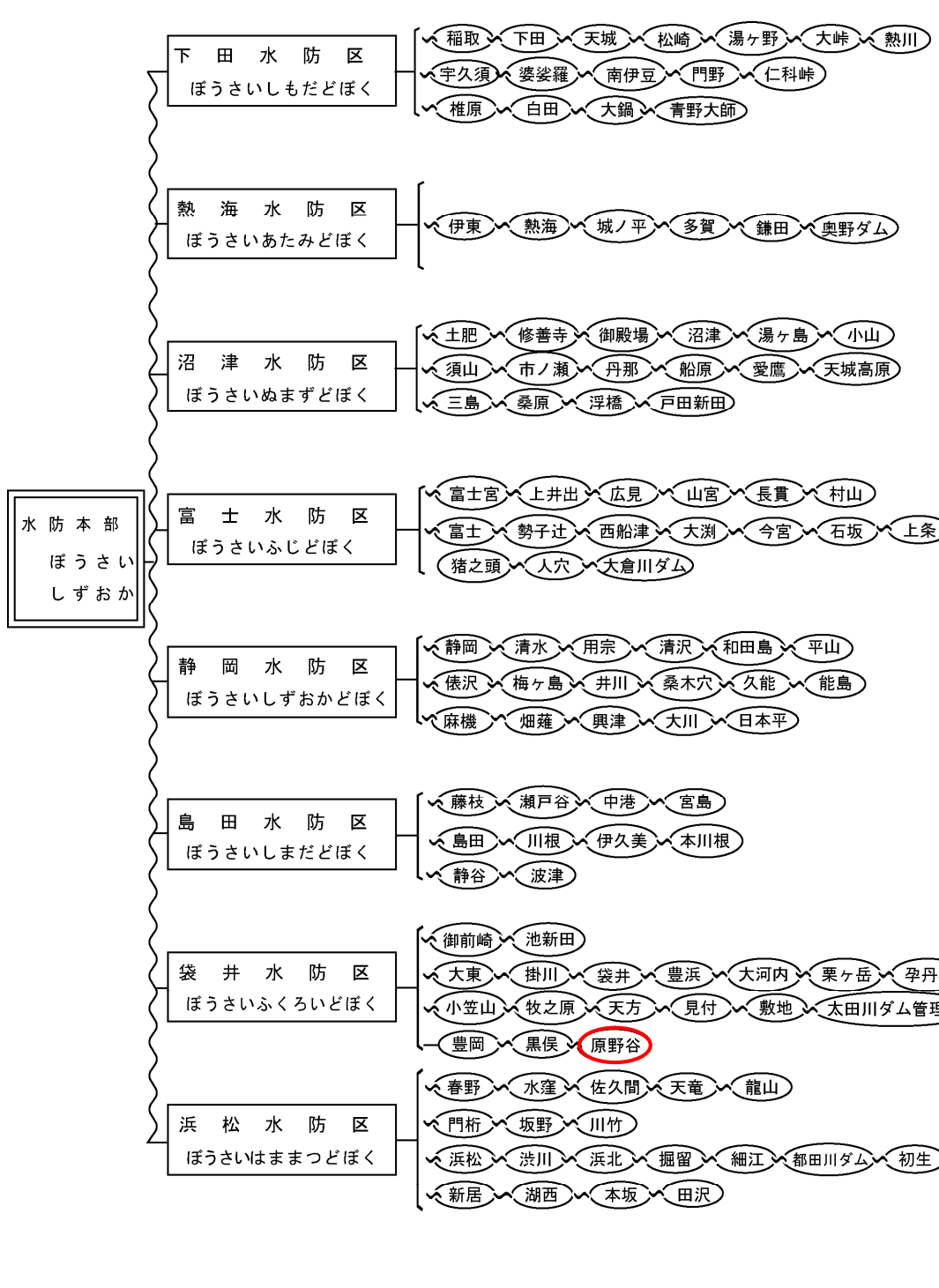
静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																
風水害-20	<p>第5節 指定水防管理団体、水防機関</p> <p>1 指定水防管理団体</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="329 338 1546 709"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>太田川・原野谷川治水 水防組合</td> <td>太田川、原野谷川</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富士宮市</td> <td>富士川、<u>閏</u>井川、芝川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>富士川、<u>閏</u>井川、小<u>閏</u> 井川、田宿川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	太田川・原野谷川治水 水防組合	太田川、原野谷川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	富士宮市	富士川、 <u>閏</u> 井川、芝川	(略)	(略)	富士市	富士川、 <u>閏</u> 井川、小 <u>閏</u> 井川、田宿川	(略)	(略)	<p>第5節 指定水防管理団体、水防機関</p> <p>1 指定水防管理団体</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1576 338 2792 709"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>太田川・原野谷川治水 水防組合</td> <td>太田川、原野谷川</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富士宮市</td> <td>富士川、<u>潤</u>井川、芝川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>富士川、<u>潤</u>井川、小<u>潤</u> 井川、田宿川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	太田川・原野谷川治水 水防組合	太田川、原野谷川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	富士宮市	富士川、 <u>潤</u> 井川、芝川	(略)	(略)	富士市	富士川、 <u>潤</u> 井川、小 <u>潤</u> 井川、田宿川	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	太田川・原野谷川治水 水防組合	太田川、原野谷川																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																															
富士宮市	富士川、 <u>閏</u> 井川、芝川	(略)	(略)																																															
富士市	富士川、 <u>閏</u> 井川、小 <u>閏</u> 井川、田宿川	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	太田川・原野谷川治水 水防組合	太田川、原野谷川																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																															
富士宮市	富士川、 <u>潤</u> 井川、芝川	(略)	(略)																																															
富士市	富士川、 <u>潤</u> 井川、小 <u>潤</u> 井川、田宿川	(略)	(略)																																															
風水害-22	<p>第6節 水防に関する予警報</p> <p>3 水防警報</p> <p>○ <u>洪水又は、高潮により</u>重要な損害が生ずるおそれがある河川又は海岸として国土交通省又は県が指定した 河川又は海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して国土交通省又は県が水防警報を発表する。</p> <p>(略)</p>	<p>第6節 水防に関する予警報</p> <p>3 水防警報</p> <p>○ <u>洪水、津波又は高潮により</u>重要な損害が生ずるおそれがある河川又は海岸として国土交通省又は県が指定した 河川又は海岸について、災害が起こると認められた時に、水防を行う旨を警告して国土交通省又は県が水防警報を発表する。</p> <p>(略)</p>																																																

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																
風水害-23	4 避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報 (略) 【静岡県知事が行う避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報】	4 避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報 (略) 【静岡県知事が行う避難判断水位(特別警戒水位)の水位到達情報】																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>区 域 延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲生沢川</td> <td>幹 川</td> <td>左岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで 右岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで</td> <td>9,000m</td> </tr> <tr> <td>那賀川</td> <td>幹 川</td> <td>左岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで 右岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで</td> <td>7,000m</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">狩野川</td> <td>幹 川</td> <td>左岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで 右岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで</td> <td>12,900m</td> </tr> <tr> <td>支 川 (修善寺)</td> <td>左岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで 右岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで</td> <td>7,300m</td> </tr> <tr> <td>支 川 (大場川)</td> <td>左岸 三島市萩 大場川分流点～三島市大場 大場川橋上流まで 右岸 裾野市伊豆島田大場川分流点～三島市中島 大場川橋上流まで</td> <td>8,320m</td> </tr> <tr> <td>支 川 (来光川)</td> <td>左岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで 右岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで</td> <td>4,010m</td> </tr> <tr> <td>支 川 (黄瀬川)</td> <td>左岸 裾野市二ツ屋 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで 右岸 裾野市富沢 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで</td> <td>7,260m</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区 域	区 域 延 長	稲生沢川	幹 川	左岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで 右岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで	9,000m	那賀川	幹 川	左岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで 右岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで	7,000m	狩野川	幹 川	左岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで 右岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで	12,900m	支 川 (修善寺)	左岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで 右岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで	7,300m	支 川 (大場川)	左岸 三島市萩 大場川分流点～三島市大場 大場川橋上流まで 右岸 裾野市伊豆島田大場川分流点～三島市中島 大場川橋上流まで	8,320m	支 川 (来光川)	左岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで 右岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで	4,010m	支 川 (黄瀬川)	左岸 裾野市二ツ屋 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで 右岸 裾野市富沢 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで	7,260m	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>区 域</th> <th>区 域 延 長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲生沢川</td> <td>幹 川</td> <td>左岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで 右岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで</td> <td>9,000m</td> </tr> <tr> <td>那賀川</td> <td>幹 川</td> <td>左岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで 右岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで</td> <td>7,000m</td> </tr> <tr> <td><u>仁科川</u></td> <td><u>幹 川</u></td> <td><u>左岸 賀茂郡西伊豆町一色八重名野橋～海まで</u> <u>右岸 賀茂郡西伊豆町一色八重名野橋～海まで</u></td> <td><u>5,400m</u></td> </tr> <tr> <td><u>青野川</u></td> <td><u>幹 川</u></td> <td><u>左岸 賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点～海まで</u> <u>右岸 賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点～海まで</u></td> <td><u>10,000m</u></td> </tr> <tr> <td><u>河津川</u></td> <td><u>幹 川</u></td> <td><u>左岸 賀茂郡河津町梨本～海まで</u> <u>右岸 賀茂郡河津町梨本～海まで</u></td> <td><u>8,000m</u></td> </tr> <tr> <td><u>伊東大川</u></td> <td><u>幹 川</u></td> <td><u>左岸 伊東市荻字城ノ平～海まで</u> <u>右岸 伊東市荻字城ノ平～海まで</u></td> <td><u>5,300m</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">狩野川</td> <td>幹 川</td> <td>左岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで 右岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで</td> <td>12,900m</td> </tr> <tr> <td>支 川 (修善寺)</td> <td>左岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで 右岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで</td> <td>7,300m</td> </tr> <tr> <td>支 川 (大場川)</td> <td>左岸 三島市萩 大場川分流点～三島市大場 大場川橋上流まで 右岸 裾野市伊豆島田大場川分流点～三島市中島 大場川橋上流まで</td> <td>8,320m</td> </tr> <tr> <td>支 川 (来光川)</td> <td>左岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで 右岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで</td> <td>4,010m</td> </tr> <tr> <td>支 川 (黄瀬川)</td> <td>左岸 裾野市二ツ屋 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで 右岸 裾野市富沢 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで</td> <td>7,260m</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	区 域	区 域 延 長	稲生沢川	幹 川	左岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで 右岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで	9,000m	那賀川	幹 川	左岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで 右岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで	7,000m	<u>仁科川</u>	<u>幹 川</u>	<u>左岸 賀茂郡西伊豆町一色八重名野橋～海まで</u> <u>右岸 賀茂郡西伊豆町一色八重名野橋～海まで</u>	<u>5,400m</u>	<u>青野川</u>	<u>幹 川</u>	<u>左岸 賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点～海まで</u> <u>右岸 賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点～海まで</u>	<u>10,000m</u>	<u>河津川</u>	<u>幹 川</u>	<u>左岸 賀茂郡河津町梨本～海まで</u> <u>右岸 賀茂郡河津町梨本～海まで</u>	<u>8,000m</u>	<u>伊東大川</u>	<u>幹 川</u>	<u>左岸 伊東市荻字城ノ平～海まで</u> <u>右岸 伊東市荻字城ノ平～海まで</u>	<u>5,300m</u>	狩野川	幹 川	左岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで 右岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで	12,900m	支 川 (修善寺)	左岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで 右岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで	7,300m	支 川 (大場川)	左岸 三島市萩 大場川分流点～三島市大場 大場川橋上流まで 右岸 裾野市伊豆島田大場川分流点～三島市中島 大場川橋上流まで	8,320m	支 川 (来光川)	左岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで 右岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで	4,010m	支 川 (黄瀬川)	左岸 裾野市二ツ屋 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで 右岸 裾野市富沢 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで	7,260m	(略)	(略)	(略)	(略)
	水系名	河川名	区 域	区 域 延 長																																																																														
	稲生沢川	幹 川	左岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで 右岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで	9,000m																																																																														
	那賀川	幹 川	左岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで 右岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで	7,000m																																																																														
	狩野川	幹 川	左岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで 右岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで	12,900m																																																																														
		支 川 (修善寺)	左岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで 右岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで	7,300m																																																																														
		支 川 (大場川)	左岸 三島市萩 大場川分流点～三島市大場 大場川橋上流まで 右岸 裾野市伊豆島田大場川分流点～三島市中島 大場川橋上流まで	8,320m																																																																														
		支 川 (来光川)	左岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで 右岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで	4,010m																																																																														
		支 川 (黄瀬川)	左岸 裾野市二ツ屋 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで 右岸 裾野市富沢 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで	7,260m																																																																														
	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																														
	水系名	河川名	区 域	区 域 延 長																																																																														
	稲生沢川	幹 川	左岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで 右岸 下田市椎原稲梓川合流点～海まで	9,000m																																																																														
	那賀川	幹 川	左岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで 右岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点～海まで	7,000m																																																																														
	<u>仁科川</u>	<u>幹 川</u>	<u>左岸 賀茂郡西伊豆町一色八重名野橋～海まで</u> <u>右岸 賀茂郡西伊豆町一色八重名野橋～海まで</u>	<u>5,400m</u>																																																																														
<u>青野川</u>	<u>幹 川</u>	<u>左岸 賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点～海まで</u> <u>右岸 賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点～海まで</u>	<u>10,000m</u>																																																																															
<u>河津川</u>	<u>幹 川</u>	<u>左岸 賀茂郡河津町梨本～海まで</u> <u>右岸 賀茂郡河津町梨本～海まで</u>	<u>8,000m</u>																																																																															
<u>伊東大川</u>	<u>幹 川</u>	<u>左岸 伊東市荻字城ノ平～海まで</u> <u>右岸 伊東市荻字城ノ平～海まで</u>	<u>5,300m</u>																																																																															
狩野川	幹 川	左岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで 右岸 伊豆市湯ヶ島 猫越川合流点～伊豆市修善寺 修善寺橋まで	12,900m																																																																															
	支 川 (修善寺)	左岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで 右岸 伊豆市修善寺県管理区間起点～狩野川合流点まで	7,300m																																																																															
	支 川 (大場川)	左岸 三島市萩 大場川分流点～三島市大場 大場川橋上流まで 右岸 裾野市伊豆島田大場川分流点～三島市中島 大場川橋上流まで	8,320m																																																																															
	支 川 (来光川)	左岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで 右岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流～函南町仁田仁田橋まで	4,010m																																																																															
	支 川 (黄瀬川)	左岸 裾野市二ツ屋 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで 右岸 裾野市富沢 富二平橋～裾野市岩波 岩神橋まで	7,260m																																																																															
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																															

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
風水害-26	<p>第7節 通信連絡系統図</p> <p>1 水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図</p> <p style="text-align: right;">(県土木防災課) H23.4.1</p>  <p style="text-align: center;">(凡例) 〰 無線 〰 加入電話 ○ テレメータ □ 自記</p>	<p>第7節 通信連絡系統図</p> <p>1 水防本部に毎時通報する雨量観測所の連絡系統図</p> <p style="text-align: right;">(県土木防災課) H25.4.1</p>  <p style="text-align: center;">(凡例) 〰 無線 〰 加入電話 ○ テレメータ □ 自記</p>

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新
風水害-27	<p>2 水位通報系統図 (県土木防災課) H23.4.1</p> <p>水防本部 ぼうさい しずおか</p>	<p>2 水位通報系統図 (県土木防災課) H25.4.1</p> <p>水防本部 ぼうさい しずおか</p>

静岡県地域防災計画（風水害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																				
風水害-28	<p>第8節 県の非常配備体制</p> <p>県水防本部及び水防区の配備体制は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 296 641 327">区 分</th> <th data-bbox="641 296 988 327">配 備 基 準</th> <th data-bbox="988 296 1516 327">配 備 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 327 641 426">第1次事前配備</td> <td data-bbox="641 327 988 426"> <ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水注意報発令時 高潮注意報発令時 波浪警報発令時 </td> <td data-bbox="988 327 1516 426">各所属2～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 426 641 499">第2次事前配備</td> <td data-bbox="641 426 988 499"> <ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水警報発令時 高潮警報発令時 </td> <td data-bbox="988 426 1516 499">各所属で、警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 499 641 747">第1次非常配備体制</td> <td data-bbox="641 499 988 747">はん濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき</td> <td data-bbox="988 499 1516 747">水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 747 641 869">第2次非常配備体制</td> <td data-bbox="641 747 988 869">水防活動を必要とする事態の発生が予想される時</td> <td data-bbox="988 747 1516 869">所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="359 869 641 976">第3次非常配備体制</td> <td data-bbox="641 869 988 976">事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想される時</td> <td data-bbox="988 869 1516 976">所属人員全員を動員できる完全な水防体制</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	配 備 基 準	配 備 内 容	第1次事前配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水注意報発令時 高潮注意報発令時 波浪警報発令時 	各所属2～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	第2次事前配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水警報発令時 高潮警報発令時 	各所属で、警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制	第1次非常配備体制	はん濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき	水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制	第2次非常配備体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想される時	所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	第3次非常配備体制	事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想される時	所属人員全員を動員できる完全な水防体制	<p>第8節 県の非常配備体制</p> <p>県水防本部及び水防区の配備体制は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1605 296 1887 327">区 分</th> <th data-bbox="1887 296 2234 327">配 備 基 準</th> <th data-bbox="2234 296 2763 327">配 備 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1605 327 1887 426">第1次事前配備</td> <td data-bbox="1887 327 2234 426"> <ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水注意報発令時 高潮注意報発令時 波浪警報発令時 </td> <td data-bbox="2234 327 2763 426">各所属2～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 426 1887 499">第2次事前配備</td> <td data-bbox="1887 426 2234 499"> <ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水警報発令時 高潮警報発令時 </td> <td data-bbox="2234 426 2763 499">各所属で、警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 499 1887 747">第1次非常配備体制</td> <td data-bbox="1887 499 2234 747">はん濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき <u>避難判断水位を超過する恐れがあるとき</u></td> <td data-bbox="2234 499 2763 747">水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 747 1887 869">第2次非常配備体制</td> <td data-bbox="1887 747 2234 869">水防活動を必要とする事態の発生が予想される時</td> <td data-bbox="2234 747 2763 869">所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1605 869 1887 976">第3次非常配備体制</td> <td data-bbox="1887 869 2234 976">事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想される時</td> <td data-bbox="2234 869 2763 976">所属人員全員を動員できる完全な水防体制</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	配 備 基 準	配 備 内 容	第1次事前配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水注意報発令時 高潮注意報発令時 波浪警報発令時 	各所属2～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	第2次事前配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水警報発令時 高潮警報発令時 	各所属で、警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制	第1次非常配備体制	はん濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき <u>避難判断水位を超過する恐れがあるとき</u>	水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制	第2次非常配備体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想される時	所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	第3次非常配備体制	事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想される時	所属人員全員を動員できる完全な水防体制
	区 分	配 備 基 準	配 備 内 容																																			
	第1次事前配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水注意報発令時 高潮注意報発令時 波浪警報発令時 	各所属2～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制																																			
	第2次事前配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水警報発令時 高潮警報発令時 	各所属で、警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制																																			
	第1次非常配備体制	はん濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき	水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制																																			
	第2次非常配備体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想される時	所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制																																			
第3次非常配備体制	事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想される時	所属人員全員を動員できる完全な水防体制																																				
区 分	配 備 基 準	配 備 内 容																																				
第1次事前配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水注意報発令時 高潮注意報発令時 波浪警報発令時 	各所属2～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制																																				
第2次事前配備	<ul style="list-style-type: none"> 大雨、洪水警報発令時 高潮警報発令時 	各所属で、警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制																																				
第1次非常配備体制	はん濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき <u>避難判断水位を超過する恐れがあるとき</u>	水防本部を設置し、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制																																				
第2次非常配備体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想される時	所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制																																				
第3次非常配備体制	事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想される時	所属人員全員を動員できる完全な水防体制																																				

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																														
火山-11	<p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 想定</p> <p>4 発表される噴火警報・噴火予報等</p> <p>伊豆東部火山群には、<u>平成19（2007）年12月1日より噴火警報・噴火予報が、平成23（2011）年3月31日より伊豆東部の地震活動に関する情報（以下、「地震活動の予測情報」という。）及び噴火警戒レベルが導入された。</u></p> <p>(1) <u>地震活動の予測情報</u></p> <p>(略)</p> <p><u>地震活動の予測情報</u>は、地殻変動が観測され、かつ、活発な地震活動が予測される場合に気象庁から発表され、伝達される。</p> <p>(略)</p>	<p>I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 想定</p> <p>4 発表される噴火警報・噴火予報等</p> <p>伊豆東部火山群には、<u>平成23（2011）年3月31日より噴火警戒レベルの運用が開始され、平成25（2013）年3月7日からは伊豆東部の地震活動の見通しに関する情報を発表することになった。</u></p> <p>(1) <u>地震活動の見通しに関する情報</u></p> <p>(略)</p> <p><u>地震活動の見通しに関する情報</u>は、地殻変動が観測され、かつ、活発な地震活動が予測される場合に気象庁から発表され、伝達される。</p> <p>(略)</p>																														
火山-12	<p>(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル</p> <p>(略)</p> <p>伊豆東部火山群では、<u>居住地域あるいは居住地域に近い沿岸海域に火口が出現する想定となっている。そのため、噴火が予想された場合には、「想定火口域で噴火した場合の影響範囲」が必ず居住地域にかかることから、居住地域を対象範囲とするレベル4（避難準備）またはレベル5（避難）の噴火警報が発表される。</u></p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予報警報</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動</th> <th>想定される火山現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>レベル1 (平常)</td> <td>火山活動は静穏 【地震活動の予測情報の発表】 ・噴火予報（レベル1（平常））の場合に、地下のマグマ活動に関連した群発地震活動について、<u>地震活動の見通し</u>を伝える。 ・予測情報の内容は、予測される地震の規模・震度、地震回数、活動期間等である。</td> <td>住民は通常の生活 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動</td> <td>●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動</td> </tr> </tbody> </table>	予報警報	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等		(略)	(略)	(略)	(略)	噴火予報	レベル1 (平常)	火山活動は静穏 【地震活動の予測情報の発表】 ・噴火予報（レベル1（平常））の場合に、地下のマグマ活動に関連した群発地震活動について、 <u>地震活動の見通し</u> を伝える。 ・予測情報の内容は、予測される地震の規模・震度、地震回数、活動期間等である。	住民は通常の生活 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動	<p>(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル</p> <p>(略)</p> <p>伊豆東部火山群では、<u>噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。）が付近の居住地域まで及ぶと予想されている。このため、「警戒が必要な範囲」が居住地域にまで及ばないことを表す噴火警戒レベル2～3が発表されることなく、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶことを表す噴火警戒レベル4（避難準備）以上の噴火警報が発表される。</u></p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予報警報</th> <th>レベル (キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動</th> <th>想定される火山現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火予報</td> <td>レベル1 (平常)</td> <td>火山活動は静穏 【地震活動の見通しに関する情報の発表】 ・噴火予報（レベル1（平常））の場合に、地下のマグマ活動に関連した群発地震活動について、<u>地震活動の見通しに関する情報</u>を伝える。 ・予測情報の内容は、予測される地震の規模・震度、地震回数、活動期間等である。</td> <td>住民は通常の生活 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動</td> <td>●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動</td> </tr> </tbody> </table>	予報警報	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等		(略)	(略)	(略)	(略)	噴火予報	レベル1 (平常)	火山活動は静穏 【地震活動の見通しに関する情報の発表】 ・噴火予報（レベル1（平常））の場合に、地下のマグマ活動に関連した群発地震活動について、 <u>地震活動の見通しに関する情報</u> を伝える。 ・予測情報の内容は、予測される地震の規模・震度、地震回数、活動期間等である。	住民は通常の生活 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動
予報警報	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等																												
	(略)	(略)	(略)	(略)																												
噴火予報	レベル1 (平常)	火山活動は静穏 【地震活動の予測情報の発表】 ・噴火予報（レベル1（平常））の場合に、地下のマグマ活動に関連した群発地震活動について、 <u>地震活動の見通し</u> を伝える。 ・予測情報の内容は、予測される地震の規模・震度、地震回数、活動期間等である。	住民は通常の生活 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動																												
予報警報	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等																												
	(略)	(略)	(略)	(略)																												
噴火予報	レベル1 (平常)	火山活動は静穏 【地震活動の見通しに関する情報の発表】 ・噴火予報（レベル1（平常））の場合に、地下のマグマ活動に関連した群発地震活動について、 <u>地震活動の見通しに関する情報</u> を伝える。 ・予測情報の内容は、予測される地震の規模・震度、地震回数、活動期間等である。	住民は通常の生活 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動	●火山活動は静穏 ●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。 【過去事例】 最近では、平成18（2006）年4月、平成21（2009）年12月のな群発地震活動																												

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																														
火山-13	<p>(4) 火山現象に関する情報等 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	(略)	(略)	(略)	噴火に関する火山観測情報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(4) 火山現象に関する情報等 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測情報</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	(略)	(略)	(略)	噴火に関する火山観測情報	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																						
情報の種類	内容	発表時期																																														
(略)	(略)	(略)																																														
噴火に関する火山観測情報	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)																																														
情報の種類	内容	発表時期																																														
(略)	(略)	(略)																																														
噴火に関する火山観測情報	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)																																														
火山-17	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策） 第3節 避難計画の策定 1 避難計画策定の基本方針 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動期間 (目安)</th> <th>火山活動の想定</th> <th>噴火警戒 レベル</th> <th>噴火警報・噴火予報等 (例)</th> <th>基本的な対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>平常時</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2、3時間 ～1週間程 度 (※)</td> <td>マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示す わずかな地殻変動 ・群発地震活動開始</td> <td rowspan="2">レベル1 (平常)</td> <td>・噴火予報（レベル1（平常））</td> <td>・情報収集</td> </tr> <tr> <td>相当量のマグマの地殻 浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量 のマグマの貫入を示 す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動</td> <td>・<u>地震活動の予測情報</u> ※火山活動が活発化し、 レベルを引き上げる際 に、レベル1（平常） からレベル2（火口周 辺規制）、レベル3（入 山規制）の火口周辺警 報は発表されず、レベ ル4（避難準備）又は レベル5（避難）が発 表される。</td> <td>・災害時要援護者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	活動期間 (目安)	火山活動の想定	噴火警戒 レベル	噴火警報・噴火予報等 (例)	基本的な対応	—	平常時			—	2、3時間 ～1週間程 度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示す わずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1 (平常)	・噴火予報（レベル1（平常））	・情報収集	相当量のマグマの地殻 浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量 のマグマの貫入を示 す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動	・ <u>地震活動の予測情報</u> ※火山活動が活発化し、 レベルを引き上げる際 に、レベル1（平常） からレベル2（火口周 辺規制）、レベル3（入 山規制）の火口周辺警 報は発表されず、レベ ル4（避難準備）又は レベル5（避難）が発 表される。	・災害時要援護者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策） 第3節 避難計画の策定 1 避難計画策定の基本方針 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動期間 (目安)</th> <th>火山活動の想定</th> <th>噴火警戒 レベル</th> <th>噴火警報・噴火予報等 (例)</th> <th>基本的な対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>平常時</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2、3時間 ～1週間程 度 (※)</td> <td>マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示す わずかな地殻変動 ・群発地震活動開始</td> <td rowspan="2">レベル1 (平常)</td> <td>・噴火予報（レベル1（平常））</td> <td>・情報収集</td> </tr> <tr> <td>相当量のマグマの地殻 浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量 のマグマの貫入を示 す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動</td> <td>・<u>地震活動の見通しに関 する情報</u> ※火山活動が活発化し、 レベルを引き上げる際 に、レベル1（平常） からレベル2（火口周 辺規制）、レベル3（入 山規制）の火口周辺警 報は発表されず、レベ ル4（避難準備）又は レベル5（避難）が発 表される。</td> <td>・災害時要援護者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	活動期間 (目安)	火山活動の想定	噴火警戒 レベル	噴火警報・噴火予報等 (例)	基本的な対応	—	平常時			—	2、3時間 ～1週間程 度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示す わずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1 (平常)	・噴火予報（レベル1（平常））	・情報収集	相当量のマグマの地殻 浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量 のマグマの貫入を示 す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動	・ <u>地震活動の見通しに関 する情報</u> ※火山活動が活発化し、 レベルを引き上げる際 に、レベル1（平常） からレベル2（火口周 辺規制）、レベル3（入 山規制）の火口周辺警 報は発表されず、レベ ル4（避難準備）又は レベル5（避難）が発 表される。	・災害時要援護者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
活動期間 (目安)	火山活動の想定	噴火警戒 レベル	噴火警報・噴火予報等 (例)	基本的な対応																																												
—	平常時			—																																												
2、3時間 ～1週間程 度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示す わずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1 (平常)	・噴火予報（レベル1（平常））	・情報収集																																												
	相当量のマグマの地殻 浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量 のマグマの貫入を示 す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動		・ <u>地震活動の予測情報</u> ※火山活動が活発化し、 レベルを引き上げる際 に、レベル1（平常） からレベル2（火口周 辺規制）、レベル3（入 山規制）の火口周辺警 報は発表されず、レベ ル4（避難準備）又は レベル5（避難）が発 表される。	・災害時要援護者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												
活動期間 (目安)	火山活動の想定	噴火警戒 レベル	噴火警報・噴火予報等 (例)	基本的な対応																																												
—	平常時			—																																												
2、3時間 ～1週間程 度 (※)	マグマの貫入の開始 ・マグマの貫入を示す わずかな地殻変動 ・群発地震活動開始	レベル1 (平常)	・噴火予報（レベル1（平常））	・情報収集																																												
	相当量のマグマの地殻 浅部への貫入 ・地殻浅部への相当量 のマグマの貫入を示 す顕著な地殻変動 顕著な群発地震活動 ・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動		・ <u>地震活動の見通しに関 する情報</u> ※火山活動が活発化し、 レベルを引き上げる際 に、レベル1（平常） からレベル2（火口周 辺規制）、レベル3（入 山規制）の火口周辺警 報は発表されず、レベ ル4（避難準備）又は レベル5（避難）が発 表される。	・災害時要援護者の避難準備 ・福祉避難所の開設準備																																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																												

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新								
火山-21	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達 気象庁から伊豆東部火山群に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="368 464 1498 1094"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝達する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「噴火予報（レベル1（平常）」 ・<u>「地震活動の予測情報」</u> ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 ・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	名 称	伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「噴火予報（レベル1（平常）」 ・<u>「地震活動の予測情報」</u> ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 ・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。 	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達 気象庁<u>火山監視・情報センター</u>から伊豆東部火山群に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1614 464 2745 1094"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝達する情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「噴火予報（レベル1（平常）」 ・<u>「地震活動の見通しに関する情報」</u> ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 ・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	名 称	伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「噴火予報（レベル1（平常）」 ・<u>「地震活動の見通しに関する情報」</u> ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 ・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。
区 分	名 称									
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「噴火予報（レベル1（平常）」 ・<u>「地震活動の予測情報」</u> ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 ・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。 									
区 分	名 称									
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・「噴火予報（レベル1（平常）」 ・<u>「地震活動の見通しに関する情報」</u> ・「噴火警報（レベル4（避難準備）」 ・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」 ・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」 ・「噴火警報（レベル5（避難）」 ・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」 ・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」 <p>※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」 ・「火口周辺警報（レベル2（火口周辺規制）」 が発表される場合がある。 									

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																								
火山-24	<p>第3節 県の体制</p> <p>1 事前配備体制</p> <p>県は、「<u>地震活動の予測情報</u>」等に応じて、次の体制により対策に当たる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 338 596 388">配備体制</th> <th data-bbox="596 338 1006 388">配備の基準</th> <th colspan="2" data-bbox="1006 338 1552 388">配 備 課 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 388 596 657"> 【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制 </td> <td data-bbox="596 388 1006 657"> ・群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="1006 388 1077 522">本庁</td> <td data-bbox="1077 388 1552 522">文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 657 596 974"> 【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制 </td> <td data-bbox="596 657 1006 974"> ・「<u>地震活動の予測情報</u>」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="1006 657 1077 840">本庁</td> <td data-bbox="1077 657 1552 840">企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 974 596 1333"> 【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制 </td> <td data-bbox="596 974 1006 1333"> ・「<u>地震活動の予測情報</u>」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="1006 974 1077 1157">本庁</td> <td data-bbox="1077 974 1552 1157">企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1157 596 1333"></td> <td data-bbox="596 1157 1006 1333"></td> <td data-bbox="1006 1157 1077 1333">出先</td> <td data-bbox="1077 1157 1552 1333">健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備の基準	配 備 課 等		【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	・群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制	・「 <u>地震活動の予測情報</u> 」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	・「 <u>地震活動の予測情報</u> 」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課			出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）	<p>第3節 県の体制</p> <p>1 事前配備体制</p> <p>県は、「<u>地震活動の見通しに関する情報</u>」等に応じて、次の体制により対策に当たる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1596 338 1843 388">配備体制</th> <th data-bbox="1843 338 2252 388">配備の基準</th> <th colspan="2" data-bbox="2252 338 2798 388">配 備 課 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1596 388 1843 657"> 【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制 </td> <td data-bbox="1843 388 2252 657"> ・群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="2252 388 2323 522">本庁</td> <td data-bbox="2323 388 2798 522">文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 657 1843 974"> 【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制 </td> <td data-bbox="1843 657 2252 974"> ・「<u>地震活動の見通しに関する情報</u>」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="2252 657 2323 840">本庁</td> <td data-bbox="2323 657 2798 840">企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 974 1843 1333"> 【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制 </td> <td data-bbox="1843 974 2252 1333"> ・「<u>地震活動の見通しに関する情報</u>」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="2252 974 2323 1157">本庁</td> <td data-bbox="2323 974 2798 1157">企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 1157 1843 1333"></td> <td data-bbox="1843 1157 2252 1333"></td> <td data-bbox="2252 1157 2323 1333">出先</td> <td data-bbox="2323 1157 2798 1333">健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	配備の基準	配 備 課 等		【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	・群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制	・「 <u>地震活動の見通しに関する情報</u> 」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課	【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	・「 <u>地震活動の見通しに関する情報</u> 」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課			出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）
配備体制	配備の基準	配 備 課 等																																								
【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	・群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																							
【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制	・「 <u>地震活動の予測情報</u> 」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																							
【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	・「 <u>地震活動の予測情報</u> 」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																							
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）																																							
配備体制	配備の基準	配 備 課 等																																								
【情報収集体制】 各所属所要の人員による、情報収集及び連絡活動を主とした体制	・群発地震活動が開始し、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																							
【警戒体制】 各所属で情報収集及び連絡活動を行い、事態の推移に伴い、警戒活動等を実施する体制	・「 <u>地震活動の見通しに関する情報</u> 」が発表され、又は有感地震が多発した場合で、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																							
【災害対策本部等設置準備体制】 全庁的な情報共有体制を執るとともに、所要の指示に基づく災害応急対策を実施し、直ちに災害対策本部を設置できる体制	・「 <u>地震活動の見通しに関する情報</u> 」に応じ、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき ・その他、危機対策課長又は危機情報課長が必要と認めるとき	本庁	企画広報部知事戦略局、地域外交局、文化・観光部観光局、健康福祉部管理局、交通基盤部、危機管理部、議会事務局調査課、教育委員会教育総務課、学校教育課																																							
		出先	健康福祉センター（熱海、東部、賀茂に限る。）、土木事務所（熱海、沼津、下田に限る。）、地域危機管理局（東部、賀茂に限る。）																																							

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
火山-37	<p>II 富士山の火山防災計画 第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 関係する施設・設備の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="368 386 617 432">実施主体</th> <th data-bbox="617 386 1519 432">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="368 432 617 659">県</td> <td data-bbox="617 432 1519 659"> (略) カ 富士山の山体における砂防・<u>治山</u>施設の整備を行う場合は、火山災害の防止<u>を</u>考慮 キ 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 659 617 1289">山体周辺市町村</td> <td data-bbox="617 659 1519 1289"> (略) オ 避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援 カ 富士山の山体における砂防・<u>治山</u>施設の整備を行う場合は、火山災害の防止<u>を</u>考慮 キ 噴火前に避難行動をすべき地域内における人口（昼・夜間別）、世帯数及び自主防災組織の状況 ク 噴火前に避難行動をすべき地域内における消防職員・団員数、消防車両等の配置状況 ケ 噴火前に避難行動をすべき地域内における医療施設及び社会福祉施設の所在地及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況 コ 一時集合場所の状況 サ 火山災害時における避難所の状況 シ 避難路、優先的に啓開を要する道路及び交通規制実施予定区域 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1289 617 1381">医療・社会福祉施設等</td> <td data-bbox="617 1289 1519 1381">(移動)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1381 617 1600">国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所</td> <td data-bbox="617 1381 1519 1600"> ア 富士山の山体における砂防・<u>治山</u>施設の整備を行う場合は、火山災害の防止<u>を</u>考慮 イ 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内 容	県	(略) カ 富士山の山体における砂防・ <u>治山</u> 施設の整備を行う場合は、火山災害の防止 <u>を</u> 考慮 キ 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備	山体周辺市町村	(略) オ 避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援 カ 富士山の山体における砂防・ <u>治山</u> 施設の整備を行う場合は、火山災害の防止 <u>を</u> 考慮 キ 噴火前に避難行動をすべき地域内における人口（昼・夜間別）、世帯数及び自主防災組織の状況 ク 噴火前に避難行動をすべき地域内における消防職員・団員数、消防車両等の配置状況 ケ 噴火前に避難行動をすべき地域内における医療施設及び社会福祉施設の所在地及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況 コ 一時集合場所の状況 サ 火山災害時における避難所の状況 シ 避難路、優先的に啓開を要する道路及び交通規制実施予定区域	医療・社会福祉施設等	(移動)	国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	ア 富士山の山体における砂防・ <u>治山</u> 施設の整備を行う場合は、火山災害の防止 <u>を</u> 考慮 イ 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備	<p>II 富士山の火山防災計画 第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 関係する施設・設備の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1614 432 1863 478">実施主体</th> <th data-bbox="1863 432 2766 478">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1614 478 1863 705">県</td> <td data-bbox="1863 478 2766 705"> (略) カ 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止<u>も</u>考慮 キ 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 705 1863 1335">山体周辺市町村</td> <td data-bbox="1863 705 2766 1335"> (略) オ 避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援 カ 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止<u>も</u>考慮 キ 噴火前に避難行動をすべき地域内における人口（昼・夜間別）、世帯数及び自主防災組織の状況 ク 噴火前に避難行動をすべき地域内における消防職員・団員数、消防車両等の配置状況 ケ 噴火前に避難行動をすべき地域内における医療施設及び社会福祉施設の所在地及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況 コ 一時集合場所の状況 サ 火山災害時における避難所の状況 シ 避難路、優先的に啓開を要する道路及び交通規制実施予定区域 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1335 1863 1562">国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所</td> <td data-bbox="1863 1335 2766 1562"> ア 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止<u>も</u>考慮 イ 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備 ウ <u>火山活動の監視・観測情報及び情報共有のための機器等の整備</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1614 1562 1863 1654">医療・社会福祉施設等</td> <td data-bbox="1863 1562 2766 1654">(移動)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	内 容	県	(略) カ 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止 <u>も</u> 考慮 キ 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備	山体周辺市町村	(略) オ 避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援 カ 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止 <u>も</u> 考慮 キ 噴火前に避難行動をすべき地域内における人口（昼・夜間別）、世帯数及び自主防災組織の状況 ク 噴火前に避難行動をすべき地域内における消防職員・団員数、消防車両等の配置状況 ケ 噴火前に避難行動をすべき地域内における医療施設及び社会福祉施設の所在地及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況 コ 一時集合場所の状況 サ 火山災害時における避難所の状況 シ 避難路、優先的に啓開を要する道路及び交通規制実施予定区域	国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	ア 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止 <u>も</u> 考慮 イ 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備 ウ <u>火山活動の監視・観測情報及び情報共有のための機器等の整備</u>	医療・社会福祉施設等	(移動)
	実施主体	内 容																				
県	(略) カ 富士山の山体における砂防・ <u>治山</u> 施設の整備を行う場合は、火山災害の防止 <u>を</u> 考慮 キ 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備																					
山体周辺市町村	(略) オ 避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援 カ 富士山の山体における砂防・ <u>治山</u> 施設の整備を行う場合は、火山災害の防止 <u>を</u> 考慮 キ 噴火前に避難行動をすべき地域内における人口（昼・夜間別）、世帯数及び自主防災組織の状況 ク 噴火前に避難行動をすべき地域内における消防職員・団員数、消防車両等の配置状況 ケ 噴火前に避難行動をすべき地域内における医療施設及び社会福祉施設の所在地及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況 コ 一時集合場所の状況 サ 火山災害時における避難所の状況 シ 避難路、優先的に啓開を要する道路及び交通規制実施予定区域																					
医療・社会福祉施設等	(移動)																					
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	ア 富士山の山体における砂防・ <u>治山</u> 施設の整備を行う場合は、火山災害の防止 <u>を</u> 考慮 イ 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備																					
実施主体	内 容																					
県	(略) カ 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止 <u>も</u> 考慮 キ 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備																					
山体周辺市町村	(略) オ 避難対象地域内の医療・社会福祉施設等の施設管理者に対して、避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援 カ 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止 <u>も</u> 考慮 キ 噴火前に避難行動をすべき地域内における人口（昼・夜間別）、世帯数及び自主防災組織の状況 ク 噴火前に避難行動をすべき地域内における消防職員・団員数、消防車両等の配置状況 ケ 噴火前に避難行動をすべき地域内における医療施設及び社会福祉施設の所在地及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況 コ 一時集合場所の状況 サ 火山災害時における避難所の状況 シ 避難路、優先的に啓開を要する道路及び交通規制実施予定区域																					
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	ア 富士山の山体における砂防施設の整備を行う場合は、火山災害の防止 <u>も</u> 考慮 イ 降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内の土石流危険溪流への砂防施設等を整備 ウ <u>火山活動の監視・観測情報及び情報共有のための機器等の整備</u>																					
医療・社会福祉施設等	(移動)																					

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																				
火山-40	<p>第4節 予防教育及び研修・訓練の実施</p> <p>1 啓発活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>山体周辺市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	(新設)	(新設)	県	(略)	山体周辺市町村	(略)	学校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。	<p>第4節 予防教育及び研修・訓練の実施</p> <p>1 啓発活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所</td> <td>火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対して啓発する。</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>山体周辺市町村</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対して啓発する。	県	(略)	山体周辺市町村	(略)	学校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。
実施主体	内 容																					
(新設)	(新設)																					
県	(略)																					
山体周辺市町村	(略)																					
学校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。																					
実施主体	内 容																					
国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所	火山災害及び砂防における減災対策等についての正しい知識を広報紙や出前講座等により、県民に対して啓発する。																					
県	(略)																					
山体周辺市町村	(略)																					
学校	火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。																					
火山-47	<p>第6節 被害拡大防止対策</p> <p>噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。</p> <p>1 国土交通省中部地方整備局<u>富士砂防事務所</u>、県、山体周辺市町、降灰後の降雨による土石流危険予測範囲内市町及び降灰があった市町 (略)</p>	<p>第6節 被害拡大防止対策</p> <p>噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。</p> <p>1 国土交通省中部地方整備局・<u>関東地方整備局</u>、県、山体周辺市町、降灰後の降雨による土石流危険予測範囲内市町及び降灰があった市町 (略)</p>																				
火山-47	<p>第7節 継続災害対応計画</p> <p>大量の降灰があった場合は、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合は考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局<u>富士砂防事務所</u>、県</td> <td>ア <u>危険性</u>の緊急調査の実施 イ 土石流対策の緊急工事</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	国土交通省中部地方整備局 <u>富士砂防事務所</u> 、県	ア <u>危険性</u> の緊急調査の実施 イ 土石流対策の緊急工事	(新設)	(新設)	(略)	(略)	<p>第7節 継続災害対応計画</p> <p>大量の降灰があった場合は、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合は考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局・<u>関東地方整備局</u></td> <td>ア <u>土砂災害防止法における緊急調査の実施</u> イ <u>土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供）</u> ウ 土石流対策の緊急工事</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td><u>土石流対策の緊急工事</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	国土交通省中部地方整備局・ <u>関東地方整備局</u>	ア <u>土砂災害防止法における緊急調査の実施</u> イ <u>土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供）</u> ウ 土石流対策の緊急工事	県	<u>土石流対策の緊急工事</u>	(略)	(略)				
実施主体	内 容																					
国土交通省中部地方整備局 <u>富士砂防事務所</u> 、県	ア <u>危険性</u> の緊急調査の実施 イ 土石流対策の緊急工事																					
(新設)	(新設)																					
(略)	(略)																					
実施主体	内 容																					
国土交通省中部地方整備局・ <u>関東地方整備局</u>	ア <u>土砂災害防止法における緊急調査の実施</u> イ <u>土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供）</u> ウ 土石流対策の緊急工事																					
県	<u>土石流対策の緊急工事</u>																					
(略)	(略)																					

静岡県地域防災計画（火山災害対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																				
大火災-18	<p>II 大爆発対策計画 第1章 総則 第3節 予想される災害と地域 県内危険物施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>県 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">製 造 所</td> <td><u>219</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯 蔵 所</td> <td>屋 内貯蔵所</td> <td><u>2,585</u></td> </tr> <tr> <td>屋外タンク "</td> <td><u>2,878</u></td> </tr> <tr> <td>屋内タンク "</td> <td><u>611</u></td> </tr> <tr> <td>地下タンク "</td> <td><u>2,714</u></td> </tr> <tr> <td>簡易タンク "</td> <td><u>56</u></td> </tr> <tr> <td>移動タンク "</td> <td><u>1,928</u></td> </tr> <tr> <td>屋 外 "</td> <td><u>447</u></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td><u>11,219</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取 扱 所</td> <td>給 油取扱所</td> <td><u>2,475</u></td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td><u>43</u></td> </tr> <tr> <td>第2種販売 "</td> <td><u>8</u></td> </tr> <tr> <td>移 送 "</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>一 般 "</td> <td><u>2,449</u></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td><u>4,986</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td><u>16,424</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業者数</td> <td><u>7,761</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		県 計	製 造 所		<u>219</u>	貯 蔵 所	屋 内貯蔵所	<u>2,585</u>	屋外タンク "	<u>2,878</u>	屋内タンク "	<u>611</u>	地下タンク "	<u>2,714</u>	簡易タンク "	<u>56</u>	移動タンク "	<u>1,928</u>	屋 外 "	<u>447</u>	小 計	<u>11,219</u>	取 扱 所	給 油取扱所	<u>2,475</u>	第1種販売 "	<u>43</u>	第2種販売 "	<u>8</u>	移 送 "	11	一 般 "	<u>2,449</u>	小 計	<u>4,986</u>	合 計		<u>16,424</u>	事業者数		<u>7,761</u>	<p>II 大爆発対策計画 第1章 総則 第3節 予想される災害と地域 県内危険物施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>県 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">製 造 所</td> <td><u>223</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯 蔵 所</td> <td>屋 内貯蔵所</td> <td><u>2,548</u></td> </tr> <tr> <td>屋外タンク "</td> <td><u>2,779</u></td> </tr> <tr> <td>屋内タンク "</td> <td><u>588</u></td> </tr> <tr> <td>地下タンク "</td> <td><u>2,551</u></td> </tr> <tr> <td>簡易タンク "</td> <td><u>54</u></td> </tr> <tr> <td>移動タンク "</td> <td><u>1,865</u></td> </tr> <tr> <td>屋 外 "</td> <td><u>437</u></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td><u>10,822</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取 扱 所</td> <td>給 油取扱所</td> <td><u>2,369</u></td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td><u>41</u></td> </tr> <tr> <td>第2種販売 "</td> <td><u>6</u></td> </tr> <tr> <td>移 送 "</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>一 般 "</td> <td><u>2,423</u></td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td><u>4,850</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td><u>15,895</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業者数</td> <td><u>7,419</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		県 計	製 造 所		<u>223</u>	貯 蔵 所	屋 内貯蔵所	<u>2,548</u>	屋外タンク "	<u>2,779</u>	屋内タンク "	<u>588</u>	地下タンク "	<u>2,551</u>	簡易タンク "	<u>54</u>	移動タンク "	<u>1,865</u>	屋 外 "	<u>437</u>	小 計	<u>10,822</u>	取 扱 所	給 油取扱所	<u>2,369</u>	第1種販売 "	<u>41</u>	第2種販売 "	<u>6</u>	移 送 "	11	一 般 "	<u>2,423</u>	小 計	<u>4,850</u>	合 計		<u>15,895</u>	事業者数		<u>7,419</u>
	区 分		県 計																																																																																			
製 造 所		<u>219</u>																																																																																				
貯 蔵 所	屋 内貯蔵所	<u>2,585</u>																																																																																				
	屋外タンク "	<u>2,878</u>																																																																																				
	屋内タンク "	<u>611</u>																																																																																				
	地下タンク "	<u>2,714</u>																																																																																				
	簡易タンク "	<u>56</u>																																																																																				
	移動タンク "	<u>1,928</u>																																																																																				
	屋 外 "	<u>447</u>																																																																																				
	小 計	<u>11,219</u>																																																																																				
取 扱 所	給 油取扱所	<u>2,475</u>																																																																																				
	第1種販売 "	<u>43</u>																																																																																				
	第2種販売 "	<u>8</u>																																																																																				
	移 送 "	11																																																																																				
	一 般 "	<u>2,449</u>																																																																																				
	小 計	<u>4,986</u>																																																																																				
合 計		<u>16,424</u>																																																																																				
事業者数		<u>7,761</u>																																																																																				
区 分		県 計																																																																																				
製 造 所		<u>223</u>																																																																																				
貯 蔵 所	屋 内貯蔵所	<u>2,548</u>																																																																																				
	屋外タンク "	<u>2,779</u>																																																																																				
	屋内タンク "	<u>588</u>																																																																																				
	地下タンク "	<u>2,551</u>																																																																																				
	簡易タンク "	<u>54</u>																																																																																				
	移動タンク "	<u>1,865</u>																																																																																				
	屋 外 "	<u>437</u>																																																																																				
	小 計	<u>10,822</u>																																																																																				
取 扱 所	給 油取扱所	<u>2,369</u>																																																																																				
	第1種販売 "	<u>41</u>																																																																																				
	第2種販売 "	<u>6</u>																																																																																				
	移 送 "	11																																																																																				
	一 般 "	<u>2,423</u>																																																																																				
	小 計	<u>4,850</u>																																																																																				
合 計		<u>15,895</u>																																																																																				
事業者数		<u>7,419</u>																																																																																				

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																																																																																
大火災-18	<p>県内火薬類製造施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>事業所名</th> <th>製造する火薬類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南伊豆町</td> <td>(株)リョウタープライズ伊豆煙火工場</td> <td>打揚煙火、玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>裾野市</td> <td>日邦工業(株)</td> <td>実包</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>勝又煙火店(勝又正幸)</td> <td>仕掛煙火</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>(株)光屋窪田煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)静玉屋</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>藤枝市</td> <td>(株)臼井煙火 藤枝工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)臼井煙火 岡部工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)神戸煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)イケブン寺島工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)イケブン野竹工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>島田市</td> <td>井上玩具煙火(株)中河工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>井上玩具煙火(株)大津工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>井上玩具煙火(株)大津第2工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>三遠煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>浜松市(旧細江町)</td> <td>田畑煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 名	事業所名	製造する火薬類	南伊豆町	(株)リョウタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火	裾野市	日邦工業(株)	実包	富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火	静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火	〃	(株)静玉屋	打揚煙火	藤枝市	(株)臼井煙火 藤枝 工場	打揚煙火	〃	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火	〃	(株)神戸煙火工場	打揚煙火	〃	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火	〃	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火	島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火	〃	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火	〃	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火	湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火	浜松市(旧細江町)	田畑煙火(株)	打揚煙火	<p>県内火薬類製造施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>事業所名</th> <th>製造する火薬類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南伊豆町</td> <td>(株)リョウタープライズ伊豆煙火工場</td> <td>打揚煙火、玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>裾野市</td> <td>日邦工業(株)</td> <td>実包</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>勝又煙火店(勝又正幸)</td> <td>仕掛煙火</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>(株)光屋窪田煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)静玉屋</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>藤枝市</td> <td>(株)臼井煙火 仮宿工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)臼井煙火 岡部工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)神戸煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)イケブン寺島工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>(株)イケブン野竹工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>島田市</td> <td>井上玩具煙火(株)中河工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>井上玩具煙火(株)大津工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>井上玩具煙火(株)大津第2工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>三遠煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>浜松市(旧細江町)</td> <td>田畑煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 名	事業所名	製造する火薬類	南伊豆町	(株)リョウタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火	裾野市	日邦工業(株)	実包	富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火	静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火	〃	(株)静玉屋	打揚煙火	藤枝市	(株)臼井煙火 仮宿 工場	打揚煙火	〃	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火	〃	(株)神戸煙火工場	打揚煙火	〃	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火	〃	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火	島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火	〃	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火	〃	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火	湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火	浜松市(旧細江町)	田畑煙火(株)	打揚煙火
	市 町 名	事業所名	製造する火薬類																																																																																															
	南伊豆町	(株)リョウタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火																																																																																															
	裾野市	日邦工業(株)	実包																																																																																															
	富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火																																																																																															
	静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火																																																																																															
	〃	(株)静玉屋	打揚煙火																																																																																															
	藤枝市	(株)臼井煙火 藤枝 工場	打揚煙火																																																																																															
	〃	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火																																																																																															
	〃	(株)神戸煙火工場	打揚煙火																																																																																															
	〃	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火																																																																																															
	〃	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火																																																																																															
	島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火																																																																																															
	〃	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火																																																																																															
	〃	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火																																																																																															
	湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火																																																																																															
	浜松市(旧細江町)	田畑煙火(株)	打揚煙火																																																																																															
	市 町 名	事業所名	製造する火薬類																																																																																															
	南伊豆町	(株)リョウタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火																																																																																															
	裾野市	日邦工業(株)	実包																																																																																															
富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火																																																																																																
静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火																																																																																																
〃	(株)静玉屋	打揚煙火																																																																																																
藤枝市	(株)臼井煙火 仮宿 工場	打揚煙火																																																																																																
〃	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火																																																																																																
〃	(株)神戸煙火工場	打揚煙火																																																																																																
〃	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火																																																																																																
〃	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火																																																																																																
島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火																																																																																																
〃	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火																																																																																																
〃	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火																																																																																																
湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火																																																																																																
浜松市(旧細江町)	田畑煙火(株)	打揚煙火																																																																																																

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧									新									
	高圧ガス製造事業所（第1種）									高圧ガス製造事業所（第1種）									
	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガスLPG	一 般 高 圧 ガ ス					その他	区分	冷凍 アンモニア	液化石油 ガスLPG	一 般 高 圧 ガ ス					その他	
			酸素	水素	アンモニア	塩素							酸素	水素	アンモニア	塩素			
大火災-19	下田市		3	1	1					下田市		3	1	1					
	伊東市		4							伊東市		4							
	熱海市		3	1	1					熱海市		3	1	1					
	三島市		4	<u>3</u>	1				液化空気1、6フッ化イソ1	三島市		4	<u>1</u>	1					
	沼津市		13	<u>6</u>	<u>3</u>			<u>2</u>	天然ガス1	沼津市		13	<u>2</u>	<u>3</u>			<u>2</u>	天然ガス1	
	裾野市		5	<u>4</u>	1	1	1		天然ガス1	裾野市		5	<u>5</u>	1	1	1		天然ガス1、 <u>メタン1</u>	
	御殿場市		12	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>2</u>				御殿場市		12	<u>2</u>	<u>2</u>					
	富士市		15	<u>14</u>	7		2	1	液化空気2、天然ガス2	富士市		15	<u>15</u>	7	<u>2</u>	2	1	天然ガス3	
	富士宮市	1	8	6	<u>4</u>				天然ガス2	富士宮市	1	8	6	<u>2</u>				天然ガス4	
	静岡市	6	27	<u>35</u>	<u>13</u>	1		1	フロン2、アセチレン、エタン、エチレン、塩化水素、天然ガス2、フッ化水素、ブタンエン、ブタン、4フッ化エチレン、PEVE、R-21、R-32、R-142b、R-152a、VF、液化空気	静岡市	6	27	<u>22</u>	<u>11</u>	1	1	エタン、エチレン、塩化水素、天然ガス4、ヘキサフルオロプロピレン、ジメチルエタン		
	焼津市	9	14	<u>5</u>	<u>2</u>				天然ガス3	焼津市	9	14	<u>4</u>	<u>1</u>				天然ガス3	
	藤枝市		5							藤枝市		5							
	島田市		12	<u>7</u>	<u>1</u>	1		<u>1</u>	天然ガス4	島田市		12	<u>4</u>		1			天然ガス3	
	掛川市		16	<u>7</u>	2	<u>3</u>			天然ガス2	掛川市		16	<u>6</u>	2	<u>2</u>			天然ガス2	
	袋井市	2	10	<u>4</u>	<u>1</u>		1		ブタン1、天然ガス1	袋井市	2	10	<u>6</u>			1		ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニレン1、三塩化窒素1	
	磐田市	1	12	<u>13</u>	<u>5</u>	<u>2</u>			塩化ビニル1、天然ガス5	磐田市	1	12	<u>15</u>	<u>2</u>	<u>3</u>	<u>1</u>		塩化ビニル1、天然ガス8	
	浜松市		28	<u>17</u>	<u>11</u>		<u>1</u>		アセチレン2、液化空気1、天然ガス2	浜松市		28	<u>26</u>	<u>14</u>	<u>2</u>	<u>2</u>		アセチレン2、天然ガス4、プロパン1、6フッ化イソ1	
	湖西市		7	<u>2</u>	1		<u>1</u>			湖西市		7	<u>1</u>	1					
	伊豆市		1							伊豆市		1							
	御前崎市		2	1					トリメチルアミン1	御前崎市		2	1					トリメチルアミン1	
	伊豆の国市		6							伊豆の国市		6							
	菊川市		4	<u>2</u>	<u>2</u>					菊川市		4							
	牧之原市		8	1					天然ガス1	牧之原市		8	1					天然ガス1	
	賀茂郡		4							賀茂郡		4							
	田方郡		2	<u>1</u>	<u>1</u>					田方郡		2							
	駿東郡		12	<u>5</u>	<u>3</u>				液化空気1、天然ガス1	駿東郡		12	<u>4</u>	<u>2</u>				天然ガス2	
	榛原郡		7	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>			液化空気1	榛原郡		7	<u>2</u>	<u>2</u>					
	周智郡			<u>1</u>						周智郡									
計	19	244	<u>142</u>	<u>62</u>	<u>11</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>57</u>	計	19	244	<u>125</u>	<u>51</u>	<u>12</u>	<u>7</u>	<u>2</u>	<u>53</u>		

※不活性ガス・圧縮空気を除く。
 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合がありますため、ガス別の事業者数

※不活性ガス・圧縮空気を除く。
 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合がありますため、ガス別の事業者数

静岡県地域防災計画（大火災対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																																				
大事故-5	I 道路事故対策計画	I 道路事故対策計画																																				
	第1章 総則	第1章 総則																																				
	第3節 予想される事故と地域	第3節 予想される事故と地域																																				
	1 県内の道路状況 (平成23年4月1日現在)	1 県内の道路状況 (平成24年4月1日現在)																																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">道路の種類</th> <th style="width: 33%;">路線数</th> <th style="width: 33%;">実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">185.4</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: right;">1,230.3</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td style="text-align: center;">307</td> <td style="text-align: right;">3,216.3</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td style="text-align: center;">106,746</td> <td style="text-align: right;">31,966.8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">107,072</td> <td style="text-align: right;">36,598.7</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	1	185.4	一般国道	18	1,230.3	県道	307	3,216.3	市町道	106,746	31,966.8	合計	107,072	36,598.7	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">道路の種類</th> <th style="width: 33%;">路線数</th> <th style="width: 33%;">実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">185.4</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: right;">1,241.5</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td style="text-align: center;">307</td> <td style="text-align: right;">3,222.0</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td style="text-align: center;">106,589</td> <td style="text-align: right;">31,865.9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">106,915</td> <td style="text-align: right;">36,514.8</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	1	185.4	一般国道	18	1,241.5	県道	307	3,222.0	市町道	106,589	31,865.9	合計	106,915	36,514.8
	道路の種類	路線数	実延長(km)																																			
高速自動車国道	1	185.4																																				
一般国道	18	1,230.3																																				
県道	307	3,216.3																																				
市町道	106,746	31,966.8																																				
合計	107,072	36,598.7																																				
道路の種類	路線数	実延長(km)																																				
高速自動車国道	1	185.4																																				
一般国道	18	1,241.5																																				
県道	307	3,222.0																																				
市町道	106,589	31,865.9																																				
合計	106,915	36,514.8																																				

静岡県地域防災計画（大規模事故対策の巻） 新旧対照表

ページ	旧	新																														
大事故-36	<p>第3章 災害応急対策計画 第2節 応急対策 1 応急対策の流れ</p> <table border="1" data-bbox="379 359 1531 764"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>船長等の防除義務者</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>沿岸市町等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な重油等の流出事故の発生</td> <td>・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報</td> <td>・<u>海上保安本部から県等に情報連絡</u>・<u>海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導</u> ・<u>防除資機材の調達</u></td> <td>・情報収集 ・突発的応急体制の準備 ・防除関係者への情報提供</td> <td>防除関係者は 出動待機</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等	大規模な重油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・ <u>海上保安本部から県等に情報連絡</u> ・ <u>海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導</u> ・ <u>防除資機材の調達</u>	・情報収集 ・突発的応急体制の準備 ・防除関係者への情報提供	防除関係者は 出動待機	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第3章 災害応急対策計画 第2節 応急対策 1 応急対策の流れ</p> <table border="1" data-bbox="1614 359 2766 764"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>船長等の防除義務者</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>沿岸市町等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模な重油等の流出事故の発生</td> <td>・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報</td> <td>・<u>防除資機材の調達</u> ・<u>海上保安本部から県等に情報連絡</u> ・<u>海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導</u></td> <td>・情報収集 ・突発的応急体制の準備 ・防除関係者への情報提供</td> <td>防除関係者は 出動待機</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等	大規模な重油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・ <u>防除資機材の調達</u> ・ <u>海上保安本部から県等に情報連絡</u> ・ <u>海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導</u>	・情報収集 ・突発的応急体制の準備 ・防除関係者への情報提供	防除関係者は 出動待機	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等																												
大規模な重油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・ <u>海上保安本部から県等に情報連絡</u> ・ <u>海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導</u> ・ <u>防除資機材の調達</u>	・情報収集 ・突発的応急体制の準備 ・防除関係者への情報提供	防除関係者は 出動待機																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																												
事 項	船長等の防除義務者	国	県	沿岸市町等																												
大規模な重油等の流出事故の発生	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報	・ <u>防除資機材の調達</u> ・ <u>海上保安本部から県等に情報連絡</u> ・ <u>海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導</u>	・情報収集 ・突発的応急体制の準備 ・防除関係者への情報提供	防除関係者は 出動待機																												
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																												
大事故-51	<p>IV 鉄道事故対策計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 応急体制 2 関係機関等</p> <table border="1" data-bbox="424 1035 1486 1299"> <thead> <tr> <th>実 施 主 体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td><u>日本赤十字静岡支部</u> <u>救護所の開設、負傷者に対する医療処置、患者輸送</u></td> </tr> </tbody> </table>	実 施 主 体	内 容	(略)	(略)	関係団体	<u>日本赤十字静岡支部</u> <u>救護所の開設、負傷者に対する医療処置、患者輸送</u>	<p>IV 鉄道事故対策計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 応急体制 2 関係機関等</p> <table border="1" data-bbox="1659 1035 2721 1289"> <thead> <tr> <th>実 施 主 体</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係団体</td> <td><u>日本赤十字社静岡県支部</u> <u>ア 医療及び遺体処理に関すること</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u></td> </tr> </tbody> </table>	実 施 主 体	内 容	(略)	(略)	関係団体	<u>日本赤十字社静岡県支部</u> <u>ア 医療及び遺体処理に関すること</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u>																		
実 施 主 体	内 容																															
(略)	(略)																															
関係団体	<u>日本赤十字静岡支部</u> <u>救護所の開設、負傷者に対する医療処置、患者輸送</u>																															
実 施 主 体	内 容																															
(略)	(略)																															
関係団体	<u>日本赤十字社静岡県支部</u> <u>ア 医療及び遺体処理に関すること</u> <u>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</u>																															